尺度（其の一）

	標準尺度	ロシヤ尺度	英國尺度
一キロメートル	一〇〇〇メートル	〇、九三七三八三ウョルスト＝一四〇六、〇七アルシン＝三二八〇、八四フート	〇、六二一三七一哩＝三二八〇、八四フート
一メートル	一〇デシメートル＝一〇〇センチメートル	一、四〇六〇七アルシン＝三、二八〇八四フート	一、〇九三六一ヤード＝三、二八〇、八四フート
一デシメートル	一〇センチメートル	二、二四九七二ウェルショーク＝〇、三二八〇八四フート	〇、三二八〇八四フート＝三、九三七〇一ドユイム
一センチメートル	〇、〇一メートル＝一〇ミリメートル	〇、一二四九七二ウェルショーク	〇、三九三七〇一ドユイム
一ミリメートル	〇、〇〇一メートル	〇、三九三七〇一リニー	〇、〇三九三七〇一ドユイム

尺度（其の二）

	標準尺度	ロシヤ尺度	英國尺度
一ウョルスト	一、〇六六八〇キロメートル	五〇〇サジエーン＝一五〇〇アルシン＝三五〇〇フート	〇、六六二八七九哩＝三五〇〇フート
一サジエーニ	二、一三三六〇メートル	三アルシン＝七フート	二、三三三三三三ヤード＝七フート
一アルシン	〇、七一一二〇〇メートル	一六ウェルショーク＝二、三三三三三三フート	〇、七七七七八ヤード＝二、三三三三三三フート
一ウェルショーク	四、四四五〇〇センチメートル	〇、〇二〇八三三三三三サジーン＝〇、〇六二五アルミン	〇、一四五八三三三三フート＝一、七五ドユイム
一フート	〇、三〇四八〇〇メートル	〇、一二四八五七サジエーン＝一二ドユイム	一フート＝一二ドユイム

一ドユイム	二、五四〇〇〇センチメートル
一リニヤ	二、五四〇〇〇ミリメートル
一トーチカ	〇、二五四〇〇〇ミリメートル

平方尺（其ノ一）

	標準平方尺	ロシヤ平方尺	英國平方尺
一平方キロメートル	一〇〇ヘクター＝一〇〇〇アル＝一〇〇〇〇〇〇平方メートル	〇、八七八六八七平方ヨールスト＝九一、五二九九デシヤーチン	〇、三八六一〇二平方哩＝二四七、一〇五エーカー
一ヘクター	一〇〇アル＝一〇〇〇〇平方メートル	〇、九一五二九九デシヤーチン	二、四七一〇五エーカー
一アール	一〇〇平方メートル	二一、九六七二平方サジエーン	一一九、五九九平方ヤード
一平方メートル	〇、〇〇〇一ヘクター＝一〇〇平方デシメートル	一、九七七〇四平方アルシン＝一〇、七六三九平方フート	一、一九五九九平方ヤード＝一〇、七六三九平方フート
一平方デシメートル	一〇〇平方センチメートル	五、〇六一二三平方ウェルショーク＝一五、五〇〇〇平方ドユイム	一五、五〇〇〇平方ドユイム
一平方センチメートル	一〇〇平方ミリメートル	〇、〇五〇六二三平方ウェルショーク＝〇、一五五〇〇〇平方ドウイム	〇、一五五〇〇〇平方ドユイム
一平方ミリメートル	〇、〇〇〇〇〇一平方メートル	〇、一五五〇〇〇平方リニヤ	〇、〇〇一五五〇〇〇平方ドユイム

一ドユイム	〇、〇八三三三三三三フート
一リニヤ	〇、一ドユイム
一トーチカ	〇、〇一ドユイム

平方尺（其ノ二）

	標準平方尺	ロシヤ平方尺	英國平方尺
一平方キロメートル	一〇〇ヘクター＝一〇〇〇アル＝一〇〇〇〇〇〇平方メートル	〇、三五七一四三アルシーン＝〇、〇八三三三三三三フート	〇、〇三五七一四三アルシーン＝〇、〇八三三三三三三フート
一ヘクター	一〇〇アル＝一〇〇〇〇平方メートル	〇、一ドユイム	〇、一ドユイム
一アール	一〇〇平方メートル	〇、〇一ドユイム	〇、〇一ドユイム
一平方メートル	〇、〇〇〇一ヘクター＝一〇〇平方デシメートル		
一平方デシメートル	一〇〇平方センチメートル		
一平方センチメートル	一〇〇平方ミリメートル		
一平方ミリメートル	〇、〇〇〇〇〇一平方メートル		

平方尺（其ノ三）

	標準平方尺	ロシヤ平方尺	英國平方尺
單位	ロシヤ平方尺	標準平方尺	英國平方尺
一平方ウョルスト	一一三、八〇六ヘクター	一〇四、一六七デシヤーチン＝二五〇〇〇平方サジエーン	〇、四三九四〇八平方哩＝二八一、二二一エーカー

雜錄

立方尺

單位	標準立方尺	露國立方尺
一立方デシヤーチン	一、〇九二五四ヘクター	二、六九九七二エーカー
一平方サジエーン	四、五五二二五平方メートル	五、四四四四四ヤード＝四九平方フート
一平方アルシン	〇、五〇五八〇五平方メートル	五、四四四四四平方フート＝七八四平方ドユイム
一平方ウエルシヨーク	一九、七五八〇平方センチメートル	三、〇六二五平方ドユイム
二四〇〇平方サジエーン＝九平方アルシン＝四九平方フート	二、〇九二五四ヘクター	二、六九九七二エーカー
二五六平方ウエルシヨーク＝七八四平方ハユイム	四、五五二二五平方メートル	五、四四四四四ヤード＝四九平方フート
〇、〇〇三九〇六二五平方ドユイム＝三、〇六二五ドユイム	〇、五〇五八〇五平方メートル	五、四四四四四平方フート＝七八四平方ドユイム
	一九、七五八〇平方センチメートル	三、〇六二五平方ドユイム

單位	標準立方尺	ロシヤ立方尺	英國立方尺
一立方サジエーン	九、七一二六八立方メートル	二七立方アルシン＝三四三立方フート	一二、七〇三七立方ヤード＝三四三立方フート
一立方アルシン	〇、三五九七二九立方メートル	〇、〇三七〇三七〇立方サジエーニ＝四、〇九六立方ウエルシヨーク	一二、七〇三七立方フート＝二一九五二立方ドユイム
一立方ウエルシヨーク	八七、八二四四立方センチメートル	五、三五九三七五立方ドユイム	五、三五九三七五立方ドユイム
一立方フート	〇、〇二八三一六八立方メートル	〇、〇〇二九一五四五立方サジエーニ＝〇、〇七八七一七二立方アルシーン	〇、〇三七〇三七〇立方ヤード
一立方ドユイム	一六、三八七一立方センチメートル	〇、一八六五八九立方ウエルシヨーク	〇、〇〇〇五七八七〇四立方フート

穀量

單位	標準穀量	ロシヤ穀量	英國穀量
一チエトウエルチ	二、〇九九一ガロンリツトル	八チエトウエリーク	〇、七二一四八クオーター＝一七五ガロン
一チエトウエリーク	二六、一三九リツトル	八ガールネツ	〇、七二一四八ブシエール＝五、七七一九ガロン
一ガールネツ	三、二七九八リツトル	〇、〇一五六二五チエトヨールチ＝〇、一二五チエトウエリーク	〇、〇九〇一八六ブシエール＝〇、七二一四八ガロン

液量

單位	標準水量	ロシヤ水量	英國水量
一ウエドロ	一二、一九九リツトル	一〇シユトフ＝一六ウイチヤブトツルカ	二、七〇五六ガロン
一ウイナヤブトツイルカ	〇、七六八七一リツトル	〇、〇六二五ウエドロ	〇、一六九一〇ガロン＝一、三五二八ビント
一ウオドーチナヤブトツイルカ	〇、六一四九七リツトル	〇、〇五ウエドロ五チヤールカ	〇、一三五二八ガロン＝一、〇八二二ビント
一チヤルカ	〇、一二二九九リツトル	〇、〇一ウエドロ二シユカリカ	〇、八六五七八ジーリ

露國の部

露國十三年史

露國十三年間重要日誌

一九一七年

十一月七日　ケレンスキイ臨時政府はペトログラードに於けるロシア社會民主勞働黨（ボリシエヴィキイ）革命軍事委員會により轉覆さる。

八日　ソウエート政府各國民並に政府に對し無併合無賠償即時平和の提議をなす。

九日　ソウエート政府組織さる。レーニン人民委員會會議議長に選ばる。

十一日　八時間勞働制に關する布告。

十六日　ロシア內諸民族の民族自決權に關する宣言。

廿一日　外務委員長レオン、トロツキー各聯合國の大使に對し民族自決に基づく休戰及び平和の提議をなす。

廿二日　ロシヤ人民の權利に關する宣言。

廿三日　中立諸國の使節に對し媾和調停の提議。

廿七日　東部戰線に於ける獨軍司令部及びオーストリア外相ツエルニン、媾和談判開始に同意す。

十二月十四日に媾和談判を開くべきことを提議せる前聯合國に對するロシヤ人民委員會議の新提議。

廿九日　勞働者による工場管理の布告。

十二月一日　國民經濟最高會議の組織に關する布告。

五日　十二月七日より十七日に至る間の休戰條約ブレスト、リトフスクに於て調印さる。談判は十二月十二日まで延期さる。

十五日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國と四國協商間に休戰條約締結

廿二日　ブレスト、リトフスクに於て媾和談判開始。ロシア代表全線媾和に基づくステートメント發表。

廿七日　銀行國有に關する布告。

三十日　日本軍艦浦潮斯德に入港—干涉への第一步。

卅一日　市民結婚屆出に關する布告。

一九一八年

一月二日　人民委員會々議フインランドの獨立を承認す。

三日　第一回革命裁判形成さる。

五日　簡略綴字法實施さる。

六日　ソウエートの權利と義務に關する布告

七日　媾和談判ソウエート側代表トロツキー、ヨツフエ、カーメネフ、ボクロフスキー、ビツエンコ、カレリン及びカラハン、ブレスト、リトフスクに到着す。

九日　ブレスト、リトフスクに於て媾和會議再開。

十四日　レーニン暗殺の陰謀未遂に終る。

十六日　ロシア、聯邦ソウエート共和國を宣言す。

十六日　中央執行委員會勞働人民の權利に關する宣言を公布す。

十八日　ペトログラードに憲法會議開かる。

十九日　憲法會議解散さる。

廿一日　帝政及ケレンスキー政府の內外負債支拂拒絕の布告。

廿三日　第三回全露ソウエート大會、同日ウクライナ國民議會ウクライナの獨立を宣言す。

二月三日　赤衞軍組織に關する布告。

七日　商船隊國有の布告。

八日　西歐曆（グレゴリ曆）採用。

九日　ウクライナ國民議會四國協商側との單獨媾和に署名す。

十日　ブレスト、リトフスクに於けるソウエート媾和代表獨乙側の媾和條件に調印することを拒み、休戰及び軍隊の復員を宣言す。

十一日　カレーヂン將軍の白軍ドン地方に於

て敗北し、カレーヂン自殺す。
十八日　獨乙軍侵入開始、獨乙軍のドウインスク占領。
十九日　土地國有の布告。
廿六日　米國大使ペトログラードを去つて、ウオログダに向ふ。聯合側大使等數週後米大使に合す。
廿七日　全露中央執行委員會獨乙側の媾和條件を容るゝに決す。
三月三日　媾和條約ブレスト、リトフスクに於て調印さる。
六日―八日　ボリシエヴイキ黨第七回大會、大會は黨の爲にロシア共産黨の名稱を採用す。
十　日　ソウエート政府モスクワに移る。
十一日　ウイルソン大統領ソウエート大會に祝電を送る。
十五日―十七日　第四回特別全露ソウエート大會。
ブレスト、リトフスク媾和條約批准。
十九日　モスクワ、ロシアソウエート共和國の首都となる。
廿七日　ルーマニアの武力的壓迫によりベツサラビア議會ベツサラビアのルーマニアへの併合を可決す。
四月一日　赤衛艦隊の組織に關する布告。
二日　凡ゆる種類の保險に對する國家的統制の樹立。
五日　日本軍浦鹽に上陸す。
六日　英國軍隊浦鹽斯德に上陸す。

十　日　モスクワ無政府主義者の武裝蜂起
十二日　ペトログラード無政府主義者の武裝解除。
コオペラチブを政府機關の一部とする布告。
十八日　コルニロフ軍南方に於て擊破さる。
二十日　獨乙軍のクリミヤ占領始まる。
廿二日　チフリス議會外コーカサス共和國の獨立を宣言す。
外國貿易の國營に關する布告。
廿五日　ソウエート政府、日、英、佛、米に對し反革命支持の中止を要求す。
廿七日　ウクライナ國民議會獨軍により解散せしめらる。
スコロパヅキー將軍ウクライナの獨裁官に任命さる。
五月一日　相續權の廢止。
四日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國ウクライナと休戰條約を締結す。
十四日　國家による穀物專賣制の樹立。
十五日　レイモンド・ロビンスの率ゆるアメリカ赤十字派遣隊ソウエート・ロシアを去つて合衆國への歸途につく。
廿五日　チエツコスロヴアキア軍との最初の衝突。チエツコスロバキア軍による、ノヲニコライエフスク、オムスク及チエリアビンスク占領。
廿七日　外コーカサスの獨立を宣言。
六月一日　反革命組織祖國及自由擁護同盟モスクワに於て曝露す。

三日　右翼社會主義者により西比利亞臨時政府ノヲニコライエフスクに組織さる。
十一日　貧農委員會組織に關する布告。
十八日　獨逸軍及スコロパヅキー將軍に對するウクライナに於ける蜂起。
廿九日　チエツコスロヴアキア軍、白軍及日本軍による浦鹽占領。
三十日　大規模工業及商業の國營に關する布告。
七月二日　英佛軍のムルマンスク上陸。
四日―十日　第五回全露ソウエート大會。
赤衛軍編成案を承認す。
六日　獨逸大使ミルバツハ左翼社會革命黨員に暗殺さる。
白衛軍ヤロスラーヴリに發生す。
浦潮港出動の日英米各艦隊の司令官により浦潮斯德市及その附近を聯合艦隊の『保護』の下に置かんとする宣言書署名さる。
七日　左翼社會革命黨員モスクワに於て武裝蜂起す。
八日　英佛軍ケム及びムルマンスク鐵道の北半を占領す。
十日　ソウエート大會、ロシア社會主義聯邦ソウエート憲法を承認す。
十六日　前露帝ニコライ、ロマノフ、エカテリンブルグに於て銃殺さる。
十八日　獨裁官スコロパヅキー將軍及獨逸軍の占領に對しウクライナに於ける鐵道從業員の大ストライキ開始。
廿一日　ヤロスラーヴリに於ける一揆鎭壓さ

る。
廿四日　前聯合諸國の使節　ヲログダよりアルハンゲルに移る。
廿五日　政府の統計を調整する法令。
三十日　ウクライナに於ける獨逸軍總指揮官エイコン將軍一革命家により重傷を負ふ。
八月三日　米軍アルハンゲルに到着。
五日　英佛軍アルハンゲルに上陸。社會革命黨員の北方政府組織さる。
合衆國、浦鹽に於ける日本軍の上陸に對する責任を正式に引受く。
十一日　日本軍一個師團浦鹽に上陸す。
十三日　ウクライナ一撥軍と獨逸軍との流血の衝突。
廿一日　モスクワに於ける白衛軍の陰謀曝露す。
三十日　ペトログラード非常委員會委員長ウリツキー一社會革命黨員に暗殺さる。
社會革命黨員ドーラ・カプラン、レーニン暗殺を企つ。
九月二日　革命軍事會議設置さる。
全露中央執行委員會戒嚴令を布告す。
四日　米軍浦鹽到着、聯合國外交官及領事等（ロツクハーズその他）の陰謀曝露。右翼社會革命黨員の逮捕。
十日　赤色テラー開始の人民委員會議の布告。
ソウエート軍のカザリン占領。チエツコスロヴアキア戰線に於ける崩壞始まる。
十四日　ロシヤにメートル法施行の布告。

露國十三年史

十六日　社會革命黨首領、アウクセンチエフを首班としてウラル地方ウフアに反ソウエート政府組織さる。
二十日　パクー委員二十六名英軍官憲及社會革命黨員によつて銃殺さる。
十月三日　全露中央執行委員會三百萬の赤衛軍編成に關する布告をなす。
十一月二日　コオペラチヴへの一般の强制加入を規定せる布告。
六日―九日　第六回全露ソウエート大會。
十三日　全露中央執行委員會、ブレストリトフスク條約取消に關する布告。
十八日　コルチヤツク將軍オムスク執政官をして亞米利加合衆國國務省にチチエリンより逮捕し自ら最高統治者を宣言す。
三十日　勞働國防會議設置の布告。ソウエート・ロシア軍事行動を宣言す。
十二月十日　勞働法典の公布。
十四日　獨逸に任命されたウクライナ執政官スコロパヅキイ將軍の權力拋棄。ウクライナ國民軍によるキエフ占領。
十七日　ラトヴイヤに於けるソウエート制樹立の宣言。
廿三日　エストニヤ、ラトヴイヤ及リトワニヤのソウエート共和國獨立を承認せる全露中央執行委員會の布告。
三十日　勞働法典施行さる。

一九一九年

一月一日　白ロシヤに於けるソウエート制樹立の宣言。
二日　リユドヴイグ、マルチノフ米國に於けるソウエート外交代表に任命さる。
三日　ハリコフ及リガ、ソウエート軍隊により占領さる。
十八日　英佛派遣軍オデツサに上陸す。
廿三日　ソウエート政府聯合國側よりブリンキボ島に於ける平和會議に招かる。
二月二十日　オデツサに於ける佛國軍隊內に暴動起る。
三月十六日　ロシア・ソウエート共和國の一部を成すバシキール・ソウエート自治共和國の創立。
十九日　マルチノフ、ソウエート政府代表としして亞米利加合衆國國務省にチチエリンより信任狀を提出す。
十八日―廿二日　第八回ロシア共產黨大會。
四月六日　ソヴエート軍に占領されたるオデツサより佛軍撤退す。
九日　コルチヤツク東部戰線に總攻擊を開始す。
廿六日　コルチヤツク軍ブズルウク、ブグルスラン地方に於て擊破さる。
五月四日　デニキン南部戰線に攻擊を開始す、デニキン軍のルガンスク占領。
九日　ウクライナ地方に於けるアタマン、グリゴリエフ將軍の反革命蜂起。
廿一日　ユーデニツチの第一回ペトログラード襲擊。
廿二日　ラトヴイヤ赤衛軍リガ撤兵。
全露中央執行委員會ペトログラード防衛の

廿一日　デニキンの白衛軍中央ロシアのクルスクに進軍す。
廿二日　國民中心派と稱する反革命組織（ツエプキン其他）モスクワに於て曝露逮捕さる。
卅一日　エストニア、ソウエート共和國間の休戰條約調印。

一九二〇年

一月八日　コルチヤック軍完膚なき迄に粉砕さる、クラスノヤルスク占領。コルチヤック軍の捕虜六萬。
十六日　聯合國最高會議、ソウエート、ロシアの封鎖を解き、ロシア、コオペラチブ機關と通商關係を復活するに決す。
二月二日　エストニア、ソウエート平和條約の調印。
十二日　ヒーワ（中央アジヤ）赤色一揆に奪取さる。
リトヴィノフ捕虜交換に關し英國代表ォーグラデイに同意す。
十九日　アルハンゲル蜂起、勞働者により占領さる。白軍政府逃亡す。
三月六日　波蘭軍西方より攻撃す。モズイリとオヴルウチ波蘭軍に占領さる。
十三日　ムルマンスク赤衛軍に占領さる。
十三日―十四日　日本軍ニコライエフスクに於けるトリヤピツイン指揮下の地方武裝パルチザンを攻撃す。パルチザン側大損失を受く。
廿四日　北カフカーズに於ける成功。ウラヂカフカーズ赤色一揆に占領さる。赤衛軍グロズヌイ及ペトロフスクを占領す。

廿五日　ウランゲリ將軍（後にデニキンの後繼者たりし）クリミヤ地峽にあるペレコツプを略取。
廿七日　デニキン海外亡命、赤軍デニキン最後の根據地黒海沿岸のノヲロシースクを占領す。
廿九日―四月四日　ロシア共産黨第九回大會
三十日　米軍浦鹽撤退。
四月三日　ムルマンスクに於ける反ソウエート軍フインランド及ノルウエー國境へ退く。
四日　コーカサス山地軍デニキン軍最後の殘部隊を武裝解除す。
四日―五日　米軍撤退の數日後、日本軍陸上より浦鹽を攻撃し、地方軍隊警察の武裝解除をなし、日本國旗同地地方政廳の屋上に掲げらる。同時に他の方面に於ても日本軍の攻撃行はる。
十一日　カーゾン、ソウエートロシヤに覺書を送りウランゲリと休戰條約締結せんことを提議す。
廿五日　ポーランドのウクライナ攻撃開始。
廿八日　アゼルバイジヤン（外コーカサス）に於けるソウエート共和國の宣言。
五月六日　ポーランド軍のキエフ占領。
七日　グルジヤとソウエートロシアとの條約調印さる。
十二日　英國勞働組合代表の第一回ソウエートロシア訪問。
十四日　ソウエート政府、極東共和國の獨立を承認す。

廿六日　フインランド政府、ソウエート、ロシアと平和交渉開始の用意あることを聲明す。
廿七日　クラシンに率ひられる、ロシア勞働代表のロンドン到着。
六月七日　コルチヤック、イルクツクに於て死刑に處せらる。
十日　波蘭軍ウクライナ戰線に於てブジョンヌイ騎兵隊に破らる。
十一日　ソウエート軍キエフを奪回す。
七月三日　日本政府ニコライエフスク事件の報復として樺太の占領を宣言す。
四日　赤衛軍によつて開始されたポーランド戰線に於ける總攻撃。
英政府、ソウエート聯邦とポーランド及ウランゲリ間の講和問題に調停の勞をとらんことを提議す。
七日　これまでソウエート、ロシヤとの通商貿易を妨害してゐた諸制限を撤去する旨の合衆國々務省の聲明。
十二日　リトワニヤ、ソウエート間の平和條約調印。
十四日　赤衛軍ウイルナ占領。
十七日　ソウエート政府、英國政府に回答を送り停調を拒絶す。
十四日　ソウエート政府、極東共和國暫定幹部會バイカル湖より太平洋に至る全領域をチタを首都とする

爲勞働者總動員を布告す。
六月一日　軍事、經濟、財政及び鐵道に關して各ソウエート共和國を結合する必要を認めたる全露中央執行委員會の決議。
十四日　コルチヤック、聯合軍によりロシアの最高統治者として認めらる。
廿六日　米軍アルハンゲル出發
七月八日　佛國艦隊黒海沿岸を砲撃す。
十四日　コルチヤック軍に對するソウエート側の逆襲に於てエカテリンブルグ赤衛軍に奪取さる。
廿二日　ロシヤ人民委員長會議、支那國民及政府に對し、ロシヤ社會主義聯邦ソウエート共和國によるあらゆる特權の拋棄及帝制政府によつて締結された不平等條約の廢止を基礎とする交渉開始を提議す。
廿三日　佛國艦隊、黒海沿岸オチヤコフ市を砲撃す。
八月三日　英軍北方オネガに於て撃破さる。
十七日　ソウエート南方戰線、マモントフ將軍の騎兵隊に破らる。
廿三日　デニキン、オデツサを占領す。
廿七日　英軍アルハンゲル撤退。
三十日　キエフ、ペトルーラ軍に奪取さる。
卅一日　キエフ、デニキン軍に奪取さる。
九月三日　西比利革命委員會組織さる。
六日　ソウエート軍西部西比利トボリスクを占領す。
十七日　エストニア、ソウエート平和會議開始。

極東共和國と宣言す。
九日　赤衛軍クリミアのペレコープ占領、ウランゲリ軍の潰滅。
十七日　全クリミア赤衛軍に占領さる。
廿一日　セミヨーノフの白軍、極東共和國の軍隊により敗走せしめられ、蒙古へ驅逐さる。
廿三日　利權法始めて敷かる。
三十日　革命委員會アルメニヤに組織さる。
十二月二日　革命軍によりエリワン占領。アルメニヤに於けるソウエート共和國の宣言。
廿二日　電化計畫の採用。
廿二日—廿九日　第八回全露ソウエート大會
卅一日　フインランドとの平和條約批准さる

一九二一年

一月廿二日　マルチノフ一九二〇年十二月十五日附合衆國勞働省の退去命令により紐育を去つてソウエート、ロシアに向ふ。
二月廿二日　國家計畫委員會の組織。
廿四日　ソヴエート、ペルシヤ間の平和條約調印さる。
廿六日　チフリス、革命軍に奪取さる。グルジヤに於けるソウエート制度樹立の宣言。
廿八日　ソウエート、アフガニスタン平和條約の調印。
三月二日　クロンシュタットの暴動。
八日—十六日　第十回ロシア共産黨大會。强制徵集に似た課稅代行に關する決議採用。新經濟政策實施の第一歩。
十六日　英露通商協約調印さる。對トルコ協商。
十七日　クロンシュタット暴動の鎭壓。
十八日　ポーランド對ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國並にウクライナ社會主義聯邦ソウエート共和國間の平和條約リガに於て調印さる。
廿一日　穀物賦課に類する課稅に關する布告
對ポーランド平和條約の批准。
日本軍北樺太に上陸す。
外交通商關係の規定に亘る露獨協約
四月十四日　對ポーランド平和條約の調印。
十九日　日本軍北樺太より撤退。
五月　八日　浦潮に於て日本軍に支持される白系露人と勞働者間に鬪爭起る。
廿六日　中央ロシヤタンボフ地方の百姓蜂起。
六月三十日　通貨流通に於ける諸制限の除去に關する布告。
七月……　ウクライナに於けるマフノーの殘黨分散す。
七月廿七日　飢饉罹災民救濟全露委員會組織さる。
八月十一日　人民委員長會議新經濟政策實施に關する決議を公表す。
二十日　ソウエート、ロシア外務人民委員次長リトヴィノフ、アメリカ飢民救濟委員會との協定に調印す。
廿三日　白派最後の將軍ウンゲルン男爵逮捕さる。
廿六日　極東共和國對日本の大連會議、ソウエート、ロシア代表の參加により開始さる。
十月十二日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國國立銀行の創立。
フインランド白軍暴徒ソウエート國境を横ぎりコレーリスカヤ州に入る。
十九日　クリミヤ自治ソウエート共和國建設さる。
十一月二日　ロシア代表の不在中ロシヤに影響する事項を討議したことに對しソウエート政府軍備制限ワシントン會議に抗議を送る。
米國商會(アライド、ドラッグ、エンド、ケミカルコンパニイ)とソウエート政府間にアラバーエフのアスベスト鑛採掘に關する最初の利權契約締結さる。
五日　ソウエート、蒙古協定、蒙古の獨立承認を基礎として成立す。
廿七日　ペトルーラ、ソウエート領土に對し最後の大襲擊をなす。
十二月三日　極東共和國の特別代表ワシントンに到着。
七日　對オーストリヤ條約調印さる。
十九日—廿二日　ロイド、ジョージとブリアン、ソウエート聯邦及び獨逸に對する相互關係の問題に關してロンドンに協議を開く
廿二日—廿七日　第九回ソウエート大會。
廿六日　對ポーランド豫備通商協約締結さる。

一九二二年

一月六日—十三日　カンヌ會議。ゼノアに國際會議を開く事を決議。

十三日　ソウエート・ロシア、ゼノア會議に招かる。
二月　六日　反革命及投機と鬪ふ、特別委員會、(非常委員會)解散され、統一國家保安部設置さる。
十七日　フインランド及コレーリスカヤ州の反革命暴徒分散す。
三月十二日　外コーカサス、社會主義聯邦ソウエート共和國を宣言さる。
十三日—十七日　ワルシヤワに於けるベルチック沿岸諸國(フインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ及ポーランド)の會議。
廿七日—四月四日　第十一回ロシア共産黨大會。
廿九日—卅日　ソウエート・ロシア、ポーランド、エストニヤ及びラトヴイヤ來るべきゼノア會議に關係ある問題に關し會議す。
隣接諸國結束してソウエート政府承認を求む。
四月　十日　ゼノア會議(五月十九日まで延長)。
十六日　露獨條約ラツパロに於て調印さる。
六月　五日　瓦解せるケレンスキイ政府のワシントン駐劄代表パフメチエフ、米國に於ける非難攻擊の結果辭職す。
チエツコスロバキヤとの暫定協約。
十五日　ソウエート代表ヘーグ會議に參加す(七月十九日開會)
九月　六日　日本對極東共和國の長春會議始まる
ソウエートロシヤ代表評議に參加す。
三十日　ソウエート政府、聯合軍のダーダネルス封鎖に對し抗議す。
十月十一日　チエルヲーネツツ貨幣制度の採用。
十四日　フインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ及ポーランド間の會議。
モスクワに於ける軍備縮少會議參加を決議す。
廿五日　日本軍及白軍殘黨浦潮を撤退す。極東共和國の軍隊浦潮市內に入る。
三十日　ソウエート・ロシア、ローザンヌ會議參加を勸誘さる。
卅一日　第一回國債の發行。
十一月十二日　極東共和國ソウエート・ロシアとの合體す。
十二月二日—十三日　ソウエート・ロシアとバルチック沿岸諸國モスクワに於て軍備縮少問題につき協議す。
十三日—廿七日　ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國の第十回ソウエート大會。
三十日　ソウエート社會主義共和國聯邦第一回ソウエート大會。
ソウエート聯邦樹立宣言。

一九二三年

二月　一日　リトヴィノフ、米國々務省宛の覺書に於て、浦潮より白軍に持去られ、スダーク將軍がマニラへ護送せる艦船に對するソウエート政府の權利を保留す。
三月十五日　東ガリシア問題に關しその參加なしに取決めた、諸國大使會議の決定に對し、ウクライナ・ソウエート政府抗議を申込む。
四月三日　ソウエート政府、ポーランドの高僧ブウトケエウイツの反革命運動事件に對する英國及ポーランドの干涉に抗議す。
十七日—廿五日　第十二回ロシア共産黨大會
五月九日　カーゾン、ソウエート政府に最後通牒を送る。
十日　駐伊ソウエート大使ヲロフスキー、ローザンヌに於て白派のため暗殺さる。
五月十日　單一農業稅採用。
卅日　ブリヤート・モンゴリヤ、ロシヤ社會主義聯邦ソヴエート共和國內の自治ソヴエート社會主義共和國を宣言さる。
七月六日　ソヴエート聯邦憲法批准さる。
十九日　全露農業展覽會。
廿四日　ローザンヌ平和條約調印さる。トルコ、英國、佛國、伊太利、ルーマニア(ソヴエート聯邦は八月十四日に調印)。
八月廿一日　ソヴエート聯邦中央利權委員會の設置。
廿二日　チチエリン、モスクワ駐劄英國代表に對する覺書に於てウランゲリ島に於ける英國々旗揭揚をソヴエート共和國の主權侵犯として抗議す。
十一月十三日　ソヴエート政府國際聯盟に對する第一回覺書に於て聯盟に關するその態度を表明す。
十二月十六日　チチエリン、米國大統領クーリッヂに對する覺書に於てソヴエート聯邦と合衆國間の友誼的關係回復を提議す。
廿八日　消費組合任意加入制の復活。

一九二四年

一月……『文盲撲滅』協會組織さる。
廿一日　レーニン死す。
廿六日　第二回全聯邦ソウエート大會。ペトログラード、レーニングラードと改稱。
二月一日　英國のソウエート聯邦正式承認。
三日　ア・ルイコフ人民委員長會議々長に選ばる。
七日　伊太利のソウエート聯邦正式承認。伊露條約調印さる。
十三日　ノールウエー、ソウエート聯邦を承認す。
廿二日　通貨改革。ソウエート通貨金本位制の上に樹てらる。
廿五日　オーストリヤのソヴエート聯邦正式承認。
三月七日　チチエリン、ソヴエート聯邦の參加なしに決定されしメーメル問題の決定に對し抗議覺書を發す。
八日　希臘のソウエート聯邦正式承認。
十一日　佛蘭西、ルーマニヤによるベツサラビヤの併合に關する一九二〇年十月廿八日の英、佛、伊、日條約を批准す。
十四日　國交恢復に關する露支條約北京に於て調印さる。列强の壓迫により支那政府條約を拋棄す。スウエーデンのソウエート聯邦正式承認。
十七日　ソウエート政府佛國政府に覺書を送り、佛國のベツサラビヤ議定書批准に對して抗議す。
廿六日　ソウエート、ルーマニヤ會議ウイーンに開かる。
ソウエート政府、ベツサラビヤの運命を決する爲一般人民投票を主張す。
四月二日　ルーマニヤ、ベツサラビヤに於ける一般投票を主張せるソウエート政府の提議を拒絶せる爲め、ウイーンに於けるソウエート、ルーマニヤ會議決裂す。
四月十四日　負債、相互の要求等々に關する英露會議ロンドンに開かる。
五月三日　伯林に於けるソヴエート通商代表部に對する警察官憲の襲撃。
廿三日―卅一日　第十三回ロシア共産黨大會
卅一日　支那のソウエート聯邦正式承認。
六月十八日　デンマークのソウエート聯邦正式承認。
七月一日　ソウエート國境委員殺害に基づくソウエート、フインランド間の紛爭落着。
廿九日　五月三日の伯林ソウエート通商代表部に對する官憲の襲撃に基づく紛爭落着す。
卅一日　メキシコのソウエート聯邦正式承認。
八月八日　英露一般協約の調印。(後保守黨政府により取消さる)。
廿八日　グルジヤ、メンシエヴイキイによる反革命蜂起。
廿九日　有名な反革命首領ボリス、サビンコフ逮捕さる。
十月廿五日　所謂『ジノヴイエフの書簡』に關し英國政府、ソウエート政府に抗議の覺書を送る。
廿八日　佛國のソウエート聯邦正式承認。
十一月廿一日　一九二四年八月八日締結の一般協約取消に關し英國政府ソウエート政府に覺書を送る。覺書は『ジノヴイエフの書簡』の事實を主張す。

一九二五年

一月廿一日　日本のソウエート聯邦正式承認。日露條約。
二月廿七日　日本軍北樺太撤兵開始。
三月廿六日　ラトヴイヤ、エストニヤ及ポーランドの參謀本部代表リガに於て商議す。フインランド及ルーマニヤ代表非公式に出席す、反ソウエート的性質の謀議。
四月四日　日本北樺太をソウエート聯邦代表者に引渡す。
五月十三日―廿日　第三回全聯邦ソウエート大會
廿三日　『飛行化學協會』(アヴイアヒム)組織さる。後に同協會は改稱して『國防飛行化學協會』(オソアヴイアヒム)となる。
七月四日　獨乙勞働代表初めてソウエート聯邦に到着。
九月廿八日　來るべきロカルノ會議に關しチチエリン、ポーランド政府代表とワルシヤワに於て豫備交涉をなす。
十月十二日　露獨通商條約モスクワに於て調印さる。

十二月六日　モスクワ附近のシヤトウラ發電所の開所。
十五日　ソウエート聯邦、ノルウエー間の通商條約調印。
十七日　露土安全保障條約、チチエリンとルシヂベイによりパリに於て調印さる。
十八日―卅一日　第十四回ロシア共産黨大會

一九二六年

一月二十日　東支鐵道管理局長イワノフ其他のソウエート從業員張作霖に逮捕さる。
廿五日　張作霖と奉天駐在、ソウエート總領事との協商並に前記事件の解決。
二月五日　ソウエートの傳書使(クリエール)ネツテ、リガ附近に於て列車中に殺さる。
廿五日　負債及相互の要求問題、佛露會議により巴里に於て討議さる。
三月廿七日　ルーマニア、ポーランド反ソウエート軍事協約の復活。
四月廿四日　露獨中立協約伯林に於て調印さる。
五月六日　フインランド、ラトヴイヤ及エストニヤ、安全保障條約締結を提議せるソウエート聯邦に逃避的回答をなす。
六月十一日　節約に關する人民委員長會議の決議
十二日　英炭坑夫ストライキに對して示されたソウエート聯邦勞働組合からの金錢的援助に抗議せる英國政府の覺書ソウエート政府に手交さる。
十五日　ソウエート政府、ソウエート聯邦勞働組合より他國の勞働組合へ金を送ること
七月　バルチック沿岸諸國とソウエート聯邦間の安全保障條約締結問題に關し、ラトヴイヤ、エストニヤ及フインランドの各外相非公式に會議を開く。
七月廿日　國民經濟最高會議々長兼國家保安部々長フエリツクス、ヂエルジンスキー死す。
八月廿日　同樣に表白された個々の覺書に於てフインランド、ラトヴイヤ、エストニヤ各國政府安全保障條約締結のためソウエート聯邦と交涉に入る意志あることを表明す。
廿一日　ウルガイ政府、ソウエート聯邦アフガニスタン間に承認。
廿四日　不侵略條約案ソウエート政府により
ポーランド政府に傳達さる。
廿一日　ソウエート聯邦ポーランド間に
中立及相互不侵略條約調印さる。
張作霖の東支鐵道貨車浚收命令に對し、ソウエート政府北京政府に抗議す。
九月廿八日　中立及相互不侵略條約、ソウエート聯邦リトワニヤ間に調印さる。
十月廿三日　一九二六年九月廿八日締結のソウエート聯邦リトワニヤ間の條約中ウイルナに關する條文に關し、ポーランド政府抗議文を發す。
十一月十二日　チチエリン、トルコ外相ルシヂベイとオデツサに會見。
十二月十七日　ソウエート聯邦の國勢調査。

一九二七年

一月　西伯利トルキスタン鐵道建設開始。
一月二十日　ドネツツ盆地に於て埋藏量推定二億四千萬噸の新無煙炭層發見。
二月十六日　ソウエート政府機關紙イズウエスチヤ、英國政府と舊帝制政府間の外交文書を發表す。
十八日　ソウエート政府と日本の北樺太石油株式會社モスクワに於て北樺太東海岸一千平方露里の石油鑛區に對する利權授受に關する補足協約に調印す。
廿三日　反英宣傳文書英國政府により、ソウエート政府に送らる。
三月九日　ソウエート政府、ラトヴイヤ間の國境條約リガに於て調印さる。
十日　ベツサラビヤ議定書、伊太利議會により批准さる。
十一日　露土通商條約アンゴラに於て調印さる。
十六日　オーストリヤ國民議會對露貿易信用保償制を採用す。
十七日　駐伊ソウエート全權代表カーメネフ
ベツサラビヤに關する議定書の伊太利政府による批准に對し同政府に抗議書を送る。
四月二日　ソウエート政府と日本木材シンヂケート(露領林業組合)沿海州に於ける百十萬ヘクターの森林地帶に對する利權授受に關する契約に調印す。
六日　北京駐在ソウエート通商代表部付陸

軍武官の邸宅に對する張作霖當局の襲撃。在上海ソウエート領事館、外國警官及舊露帝政派により包圍さる。

七日　天津支那官憲、佛國居留地にある極東銀行の家宅捜索をなす。

九日　北京政府への覺書に於てリトヴイノフ、四月六日の襲撃に際して逮捕されしソウエート駐外員の釋放を要求す。ソウエート大使要求交渉未解決のまゝ北京を引揚ぐ。

十四日　ヲロフスキイ暗殺に關するソウエート聯邦スイス間の紛爭を解決すべき議定書駐獨ソウエート代表クレスチンスキイとスイス外相ルフェナッチとによりベルリンに於て調印さる。

十八日―廿六日　第四回全聯邦ソウエート大會。

五　月　ドニエプル大發電所建設始まる

四日―廿三日ゼネヴアに於ける國際經濟會議にソウエート聯邦參加す。

十二日　ロンドン警察ソウエート通商代表部及アルコス館襲撃。

廿六日　英露國交斷絶。

六月二一日　ソウエート聯邦ラトヴイヤ間の通商條約調印さる。

七日　ポーランドへのソウエート全權代表ヲイコフ、ロシア君主主義者によりワルシヤワに於て暗殺さる。

十八日　間諜エルヴエングレンの銃殺に關しフインランド政府ソウエート政府に覺書を送る。

七月八日　間諜にして『ソウエート文書』の僞造者であるドロジロフスキイの裁判。

廿七日　米國勞働組合代表合衆國を出發し、ソウエート聯邦訪問の途に上る。

八月四日　英國の『ローヤル・ダッチ・シエル會社』社長、ロックフエラー商會、紐育スタンダード石油會社に對し、新聞に發表せられたる、ソウエート石油購入反對の手紙を送る。

九月二日　白派の一味トライコウイツチ、ワルシヤワに於て、ソウエート外交官員の暗殺を企つ。トライコウイツチ、ソウエートの傳書使グウシエフに殺さる。

三日　ロシヤ共産黨内反對派によつて發せられた反軍國主義宣言に署名せるラコーフスキイに關し、ソウエート政府と交換せる通信を佛國政府非公式に發表す。

十月一日　ソウエート聯邦、ベルシヤ間の中立及不侵略協定モスクワに於て調印さる。

佛國閣議ラコフスキイの召還を請求す。

前駐露佛國大使ヌウラン『露國に於ける佛國の權益擁護總委員會』に代つてソウエート聯邦との協約破棄並に露國の負債の國際的規模に於ける解決を求むる報告をボアンカレーに提出す。

八日　ロシア證券の所有者の利害を代表する佛國委員會ソウエート聯邦との即時協定を要求す。

十日　日露漁業協約開始さる。

十二日　全聯邦の婦人大會開かる。

ソウエート政府佛國政府の要求に應じラコフスキイを召還す。

十五日　ソウエート聯邦中央執行委員會、革命十年祭特別委員會、七時間勞働制漸次實施、死刑廢止(或る條件附)、單一農業稅による貧農の三五%の扶養等々に關する宣言を發す。

十九日　駐日ソウエート大使、ドヴガレフスキイ、ラコフスキイの後を襲ひ駐佛大使に任命さる。

ベルシヤ議會、ソウエート聯邦ベルシヤ間の不侵略及中立協定を批准す。

廿四日　黨規を紊した科によりトロツキイ及ジノヴイエフ共産黨中央委員會より除名さる。

廿五日　ソウエート政府華府に於ける國際無線電信會議よりの除外に對し抗議す。

廿七日　ラトヴイヤ議會、ソウエート聯邦ラトヴイヤ間の通商協約を批准す。

十一月四日　革命紀念祭參列の外國代表到着す。

五日　十月十五日發表の宣言中にある特赦の條件公表さる。

七日　十月革命十年祭全聯邦を擧げて行はる。

十日『ソウエートの友の會』國際大會モスクワに開かる。

十二日　トロツキー及ジノヴイエフ共産黨より除名さる。

十七日　卓越せるソウエート外交家ヨッフエ死す。

廿四日　ワルシヤワ駐在ソウエート大使、ポーランド、リトワニヤ間の紛爭に關しポーランド外務省に覺書を手交す。

十二月一日　ゼネバ軍縮豫備會議に於てリトヴイノフ、ソ聯邦の軍縮案を提出す。

二日　第十五回全聯邦共産黨大會(十九日まで)。

十五日　支那南京政府、ソ聯邦と斷交し、ソウエート領事を放逐す。外務人民委員長チチエリン十二月十六日附覺書に於て支那國民政府當局のステートメントを反駁す。

十八日　反對派主要人物九十八名共産黨より除名さる。

十九日　ジノヴイエフ、カーメネフに率ひられる反對派の一部完全に服從することを申出づ。トロツキー、ラコフスキイ、ラデツクに率ひられる他の一部はそれを拒絶す。

二十日　廣東の張發奎、副領事を含む八名のソウエート市民廣東に於て銃殺されしことを發表す。

廿三日　ソウエート外務當局ステートメントを發し前記殺害事件關係者の處罰を要求する旨を聲明す。

一九二八年

一月七日　前ソウエート司法人民委員長クルスキイ駐伊大使に任命さる。

十八日　反ソウエート文書僞造者の裁判巴里に開かる。

二十日　國境問題紛議解決に關するソウエート聯邦エストニヤ間の協定。

廿三日　日露漁業協約調印さる。

廿七日　ソウエート政府による、ベフレヴイ港のベルシヤへの讓渡に關するソ聯邦ベルシヤ間の議定書調印。

卅一日　ソ聯邦ポーランド鐵道會議ウイルナに開かる。

一九二七年十月一日調印のソ聯邦ベルシヤ協約の批准。

十一日　露獨通商交涉、ベルリンに於て開始さる。

廿一日　ソウエート軍縮案の發表。

廿二日　ウイルナに於けるソ聯邦ポーランド間の鐵道會議終る。

廿四日　工業財産の相互保護に關するソ聯邦ノルウエー間の協約調印。

三月三日　商標に關するエストニヤ、ソ聯邦間の協約調印さる。

六日　佛國上院ウランゲリによりマルセイユに持去られた(一九二一年)ソウエート船舶に對するソウエート政府の返還要求を拒絶せる佛國下院の決議を確認す。ソウエート聯邦外務人民委員長代理リトヴイノフ、國際聯盟書記局へ宛てたる覺書に於て、トルコを軍縮委員會に參加せしむることの望ましきことを指摘す。

七日　ソウエート聯邦中央執行委員會幹部會、ソウエート政府がその爲に有毒瓦斯並に黴菌使用禁止の議定書に參加した法令を批准するに決す。

十五日　ドネツツ炭坑に於ける獨人技師逮捕に關聯して露獨通商協議停頓す。

十九日　英國下院に於て僞造『ジノヴイエフ書簡』に關する討議。該書簡出所調査委員會任命を要求せる勞働黨の決議否決さる。

十九日　軍縮豫備委員會へのソウエート主席代表リトヴイノフ、ソウエートの軍備全廢提案採用を勸告せる演說をなす。

二十日　鐵道純益配分に關する東支鐵道管理局内露支兩派間の協定調印。

廿三日　ソウエート聯邦の軍備全廢提案拒絶さる。ソ代表部分的軍縮の新計畫を提出す。

廿七日　ソウエート政府對支武器輸入禁止に關する一九一九年五日五日附締結されたる諸列強の北京協約への參加を勸誘せる日本の提案を拒絶する旨公表す。

三十日　帝政時代の證券所持者巴里に會合し佛、露協約によつて得られた結果を基礎としてソウエート聯邦との交涉を復活すべきことを要求せる決議を採用す。

卅一日　瑞典駐在ソウエート通商代表の權利義務に關する兩國の協定批准さる。

四月廿一日　ソウエート聯邦中央執行委員會の會議に於てリトヴイノフ、ゼネヴアの軍縮豫備會議第五分會に於けるソウエート代表の活動に關して報告す。

五月七日　ポーランド駐在ソウエート商務代表リザレフ暗殺計畫に關し、ソウエート聯邦外務人民委員長チチエーリンより抗議し然

るべき處置を要求す。
ソウエート聯邦人民委員長會議副議長アー・デー・ツウルウパ死す。
十八日　ドネツツ炭礦に於ける怠業の科により告訴されし技師五十三名の裁判開始、(曩に逮捕されし三名の獨逸人技師も共に)。
七月　五日　ドネツツ怠業事件裁判に於ける宣告發表。間諜五名死刑を宣告され他の被告は無罪となれる獨逸人技師を除き、全部夫々禁錮に處せらる。
十二日　ソウエート碎氷船クラーシン號ノビレ一行七名を救助す。
廿三日　ソウエート聯邦に屬する元ロシヤダニューブ汽船會社の船舶の計畫的賣却に對し、ソウエート政府ルーマニヤに抗議す。
八月廿三日　ルーマニヤ外相モスクワに打電し、ソウエート船舶の計畫的賣却の實行されざるべきを聲明す。
廿九日　ソウエート聯邦ケロッグの不戰條約に參加す。
九月　十日　ソウエート聯邦に於てレフ・トルストイ百年祭催さる。
十五日　利權對象表を附せる擴張され緩和されし利權政策の發表。
十月　九日　紐育の『インタナショナル・ゼネラル電氣會社』とアムトルグ(露國の駐米貿易會社)間に五年間の延取引で以後六年間に二千六百萬弗に達する電氣機械をソ聯邦に供給する契約締結さる。
十二月二十日　露獨通商條約改訂條件を規定する議定書モスクワに於て獨逸代表との間に調印さる。
廿九日　ソウエート政府、ポーランドとリトワニヤに覺書を送りケロッグ協約條文即時三國間に效力を發生すべきを暗示す。

一九二九年

一月　七日　レニングラードソウエート總選擧第一回發表、新代議員の七七パーセントは工場勞働者。
廿五日　露獨係爭問題仲裁手續に關する協約モスクワにて調印。
廿八日　反對派トロツキイその他千六百名シベリヤその他へ追放さる。
二月　八日　レニングラードのゴム工場に七時間勞働制實施。
九日　ソウエート聯邦提案の東歐不戰議定書モスクワにて調印。參加國はソウエート聯邦、ポーランド、ルーマニヤ、エストニヤ、ラトヴイヤの五國
十二日　在ハルビンソウエート總領事メリコフ氏白系露人に狙撃さる。
廿三日　勞農赤衛軍創立十一週年記念祭。
三月　四日　コミンテルン創立十週年記念祭。
十五日　モスクワ、ソウエートの選擧行はる。
四月　一日　トルコ國民議會ソウエート聯邦提案の不戰議定書を批准す。
五日　英國商工代表モスクワ政府と商議開始。
十六日―十九日　第五回全露ソウエート大會
二十日　第十六回ソウエート聯邦共產黨大會、重要議題＝ソウエート國民經濟五個年計畫、農業生產增加の方法及中農に對する課稅輕減、官僚主義に對する鬪爭と當局の任務等。
五月二十日―廿八日　第五回全聯邦ソウエート大會。
廿七日　在ハルビン、ソウエート總領事館支那官憲に襲はる。
七月　十日　支那官憲東支鐵道武力回收
十一日　支那側東支鐵道管理局長エムシヤーノフ氏の罷免を發表し、ソウエート側幹部を監禁又は追放す。
十三日　ソウエート政府支那政府に對し最後通牒を發す。
十六日　支那側の對露回答。
十七日　ソウエート政府對支斷交を宣言す。
英國マクドナルド內閣ソウエート政府に對し復交協議に關する通牒を送る。
廿九日―八月一日　英露復交協議ロンドンに開かる。
八月十一日―廿二日　第二回汎太平洋勞働會議浦潮に開かる。
廿四日　英露復交交涉露側代表トヴガレフスキー氏ロンドン着。交涉圓滿進行。
九月　一日　第十五回國際無產青年デー。
廿五日　ソウエート政府一週五日制を發布す

十月四日　英露復交交涉ロンドンにて調印成る。
十一月十六日　グリゴリー・ソコールニコフ氏英國駐劄ソヴイエト大使に任命さる。
二十二日　駐外ソヴイエト官吏にして政府の召還命令に應ぜざる際は國事犯として入國二十四時間內に死刑に處する新法令發布さる。
二十九日　ソヴイエト聯邦政府內に農務人民委員部新設。
三十日　米國々務長官スチムソン氏の露支紛爭に對する共同勸告聲明發表さる。
十二月一日　ソヴイエト聯邦中央執行委員會開催さる。
十六日　ソヴイエト聯邦對土耳古政府の新修交條約調印。
二十日　東支鐵道問題解決に關する露支兩國議定書調印さる。

一九三〇年

一月廿三日　メキシコ政府は共產示威運動に關し對ソ國交斷絕を聲明す。
二月廿三日　單一農業組合模範定款公布さる。
三月　一日　勞働及國防會議の機關紙たりし「エコノミーチエスカヤ・ヂーズニ」紙は通商交通財務三人民委員部機關紙となる。
二　日　「ウクライナ解放同盟」員四十五名起訴さる。
十五日　共產黨中央委員會は協同農業運動に於ける黨方針の歪曲に關する指令發表。
四月二日　協同農場新特典に關する新法令發布
十六日　英ソ通商暫定條約調印さる。
十四日　ソヴイエト大詩人マヤコフスキイ氏ピストル自殺を遂ぐ。
二十四日　トルキスタン西伯利大鐵道線路全通す。
二十五日　國民教育に關する全聯邦黨協議會開催。
二十八日　オデツサに於て第五回歐亞連絡運輸會議開催さる。
五月五日　ソヴイエト同盟新勳章「レーニン章」及「赤旗章」制定。
二十日　六月六日―モスクワに第一回歐亞連絡貨物輸送會議開催。
二十一日　ソヴイエト政府代表カラハン氏と支那政府代表章德惠氏間にソ支正式會議豫備交涉開かる。
二十四日　英ソ漁業協定假調印成る。
二十七日　前駐日大使コツプ氏死去。
六月　三日　共產黨モスクワ州會議開催。
九日十日　モスクワに露獨勞働者對抗陸上競技會開催。
十一日　交通人民委員長にルヒモウイチ氏新任。
十四日―三十日　歐亞連絡鐵道會議の原則的決定に伴ふ細目協定會議伯林に開催。
十五日　國營輸出貿易株式會社「ソウフラフト」創立總會開催。
二十五日　ソヴイエト聯邦共產黨中央委員會開催され、第十六回黨大會政治局テーゼ承認。
二十五日　第二十四時より九月三十日までサンマータイム實施さる。
二十六日　第十六回黨大會モスクワ大劇場に開會。
七月一日　ソ聯邦の漁業管理をソユーズルイバに移管。
十　日　幣原外相トロヤノフスキー大使を招致して邦船拿捕問題につき重要協議。
十三日　第十六回黨大會終了。
十四日　英國外相ヘンダーソン氏は舊債權問題に關する英露交涉委員會英國會員任命。
二十一日　ソ聯邦中央執行委員會幹部會に於て外務人民委員長チチエーリン氏の病氣辭職願を承認し、次長リトウイーフ氏を新委員長に任命。
二十七日　黨中央委員會は義務教育制實施に關する決議採擇。
八月　一日　日本政府の對露輸出補償法實施さる
二　日　露伊經濟協定調印さる。
六　日　米國政府國務次官カスル氏米露國交恢復の報を否認。
三　日　ア・エムツイーホン氏ソ政府勞働人民委員部長に新任。
六日―十六日　ソ聯邦工業化デー(各地方の事情に應じ此間の一日を適宜選んで)
十一日―十六日　工業技術教育第一回全露大會モスクワに開催。
十五日―三十日　プロフインテルン第五回世界大會モスクワに開催。

十二日　朝鮮銀行浦汐支店に對するソヴイエト官憲の檢査開始。
二十七日　獨逸新聞ゲルマニヤに東支鐵道賣却に關する米露交涉說を揭げられ全世界にセンセーションを起す。
九月十九日―二十日　全ソヴイエト林業代表者會議開催。
二十一日　國民經濟最高會議長クイブイシエフ氏はソヴイエト經濟年度始期たる十月一日を廢して一月一日とする旨正式發表。
二十三日　ソ聯邦タジキスタン共和國に大激震あり。
二十四日　アレクサンドル・リヤザンツエフを首領としてソ聯邦專門家四十八名の爲革命陰謀事件發覺、オグペウにより卽時銃殺さる。
二十四日　モスクワ附近に列車大衝突三百餘名死傷す。
十月四日　佛國政府は露國小麥投賣說と關連してソヴイエト商品輸入制限令を發す。
十一日　露支正式交涉本夕より開會。
十月五日　駐和公使廣田弘毅氏駐ソヴイエト大使に任命され本日親任式行はる。
二十日　聯邦人民委員會議は。ソ聯邦の輸入を阻止する特別の立法的乃至は行政的手段を施行する諸國に對して傭船、貿易、貨物通過の自由を中止する事を決議し對抗手段を講ず。
二十九日　舊債權問題に關する英露交涉停頓。
十一月二日　ロシヤ共和國中央執行委員會幹部會は同國人民委員會議長スイルツオフ氏の職を解きスリモフ氏を新任。
六日　本日ゼネバに軍縮準備委員會開催されソヴイエト代表リトウイノフ氏大演說發表波亂を捲き起す。

一九三〇年の露國重要事件

はしがき

五箇年設畫によつて社會主義建設に積極的進出せるソヴエート聯邦は、國家生活の全線にわたり急激なる轉換期にあるため、一九三〇年において諸種の重大事件頻發した。其中で政治、經濟、文化的に最も典型的な從つてそれによつて一九三〇年のソヴエート國家生活の全過程を察知するに足る二三重要事件のアウトラインを左に揭げることとする。

トルキスタン西伯利鐵道の開通

―トルクシブ鐵道概觀

一九三〇年のソヴエート聯邦に於ける諸事件中重要なる一頁を割かなければならないのは通稱トルクシブの名によつて知られるトルキスタンシベリヤの鐵道建設である。

トルクシブは、西伯利、隨つて大ロシヤと中央アジヤとを連結するものとして極めて大なる經濟的、文化的意義を持つてゐるだけに、既に帝政時代に於ても之が敷設を企圖されたことがあつたが、其前途に橫はる經濟的技術的等諸種の困難のため何等の代果を見ずして放棄されてゐた。

然るにソヴエート政府は、一九二六年十二月の人民委員會議に於てトルクシブの建設を決議し、翌一九二七年四月以後數回に亘り實地踏査の結果建設準備を終り地理的便宜上建設を南北二區に分け、北部線は同年五月セミパラチンスクより建設に着手し、又南部線はタシケント鐵道のルゴワヤ驛より一九二七年十一月起工した。

此南北兩線の建設區間は人跡未踏の高原あり、森あり、大河ありで頗る難工事を豫想されたため竣工まで約五箇年と豫定されたが、ソヴエート當局の精力的な努力により、一九三〇年四月二十四日遂に南北兩線接合により線路全通を見るに至り同五月一日にはメーデーを兼ねて盛大なる開通式を擧行された。

今トルクシブ建設の要點を記せば左の如し。

一、線路總延長―一、四四二キロメートル
二、其沿線區村總面積―六八五、〇〇〇平方キロメートル
三、建設費總額―一七五、〇〇〇、〇〇〇留

尙驛舍、車輛其他鐵道必要品の建設乃至製作及鐵道從業員の補充（開通當時の不況數三千三百人）が後日に殘されてゐるため次のプログラムにより營業開始に入る。

一九三〇年五月一日より―一列車折返し運轉
一九三〇年十月一日より―四列車折返し運轉
一九三一年一月一日より―正式營業開始

二　經濟的價値

次にゴスプランの立案による一度同鐵道貨物輸送計畫は、概數二百七十三萬瓲に達すべく、此內西伯利より中央アジヤへ一、二、三〇、〇〇〇瓲
中央アジヤより西伯利へ―　五〇〇、〇〇〇瓲

トルクシブ建設によつて齎らされる經濟的價値の中最大に數へられるものはソヴエート輕工業の必要品として米國方面より多額を輸入されつゝある棉花をトルキスタン方面より歐露中央方面へ、今後ぞくぞく移入しうることで、其結果ソヴエート住民は自今自國產棉花原料により比較的安價なる衣服を需要するに至るべく、次に中央アジヤの住民は從來ヴオルガ地方及北部高架索より大なる不便と運賃をかけて移入し來れる農作物特に穀類を自今西伯利より安價に移入するを得ることゝなつた。又各種工業製品の如きも、中央地方より敏速廉價に需要しうる譯で其交易的價値莫大である。

それぱかりでなく鐵道開通の結果鐵道沿線の各種產業を高度に發展させる可能性が與へられた。卽ち中央アジヤトルキスタン地方は經濟的價値低き農作地を、棉花栽培に改耕することにより現在全耕地の二割六分を占むる棉花を近き將來三十八萬ヘクターまで擴大し、又西伯利方面より年額八十萬瓲の穀類を搬入する可能がつくられた。棉花の外中央アジヤは西伯利歐露方面に羊毛、生糸、果實等を供給し、西伯利は穀類の外多量の木材、牛酪、紅綠茶を供給することが出來る。卽ちトルクシブによつて今後輸送さるべき諸貨物中主なるものは、

一九三〇年の露國重要事件

棉花、穀物、木材、生糸、純毛、石炭、魚類ケンドウイリ（漁網原料）紅綠茶、鑛物、工業製品、
等である。

三、政治的文化的意義

トルクシブの第一の價値は勿論經濟方面にあるが、此經濟的意義と關連して、又はそれから獨立して政治的、文化的に少からぬ重要な意義を持つてゐる、

それは從來交通不便のため比較的看却されて來た中央アジヤ諸地方のソヴエート支配をより徹底せしめうること、五箇年計畫大建設事業の先驅としての該鐵道建設は、全戰線にわたる五箇年計畫の今後の達成に國民を動員する上に少からず効果あること、並に西部支那、アフガニスタン、印度方面との政治的經濟的關係を益々密接ならしめうること、從來ソ聯邦領土未開地方に屬する中央アジアを文化的に向上せしめうること等があげられる。

殊に此鐵道の建設を中心に製作せる映畫トルクシブの國內國外に於ける上映は、その巧妙なる映畫技巧と相俟つて、全世界に五箇年計畫の成功的建設を宣傳する絶好の機會をつくつたものである。

第十六回共産黨大會概觀

一、大會のプログラム

一九三〇年のソヴエート聯邦に於て、特筆大書すべき最も重大なる事件は第十六回共産黨大會である。

第十六回大會は一九二七年十二月の第十五回大會以來二ケ年半を經過したソヴエート聯邦の對外關係並に對內關係を總決算し、同時に今後の黨活動方針を決定する爲め六月二十六日モスクワに開かれ、七月十三日に終つた。開會の前日六月二十五日には黨中央委員會が開かれた。この委員會は政治局提出の第十六回大會諸テーゼを大體に於て承認し、日程の諸問題の報告者をきめた。

その翌日、二十六日の第十六回黨大會は開かれた。出席代議員は二千百五十七人、そのうち七割一分は勞働者、六分七厘は農民だつた。婦人代議員は百五十五人だつた。まづカリーニンの短い開會演說があつた。

その後に議長選擧があつた。議長席を占めるのは四十人で、その中にはスターリン、モロトフ、カガノヴツチ、ルズタークヴオロシーロフの名前が見られた。それと一緒に名譽議長も選ばれたがその主な顏ぶれはクーシーネン（フインランド）テールマン（ドイツ）トレーリ（フランス）エルコリ（イタリア）ボリツト（イギリス）ゴツトヴルト（チエツコスロヴキア）、レンスキー（ポーランド）サンチュイファ（支那）コラーロフ（ブルガリア）等々であつた。

かうして第十六回共産黨大會の幕は切つて落された。大會の主要議題とその報告者の名前は次の通りである。

（一）中央委員會の組織報告、カガノヴイツチ。
（二）中央委員會の政治報告、スターリン。
（三）コミンテルン執行委員會に於けるソヴエート聯邦代表の報告、モロトフ。
（四）工業上の五ケ年計畫の遂行、クイビシエフ。
（五）協同耕作運動と農業の飛躍、ヤコヴレフ。
（六）再建期に於ける勞働組合の任務、シユヴエルニーク。

二、左右兩翼との鬪爭

これらの報告を一つ一つ紹介し、それについてどんな討論が行はれたかを說明することは紙面が許さない。ただスターリンとカガノヴイツチとの報告に對して右翼反對派の指導者トムスキーとルイコフとが演壇に立つたことを言つて置かう。しかしそれは中央委員の活動に反對せんがために登壇したのではない。彼等は彼の誤謬等と敗北とを承認した。フラクション活動を止め中央の統制に服從することを明言した。こゝで第十六回黨大會で、右翼反對派の問題はどんなに解決されたかについて一言しなければならない。

右翼反對派は大會ではもうその政治的綱領を辯護しやうとはしなかつた。大會は右翼日和見主義が黨內部の富農の手先であることを假借なく曝露し、その見解は黨への服從とは相容れ難いものであることを明言した。しかしその鬪爭は決して終つたのではない。中央委員會の報告についての決議には、表面上その日和見的主義意見を引込め、

策動の好機會を覗つてゐる舉怪者に向つて斷乎たる鬪爭をすべきであると規定してゐる。農村に於ける富農の勢力が最後の一人まで克服されない限り、右翼日和見主義は黨內部の主要な危險であるだから、右翼日和見主義の危險を過小評價しそれに對する鬪爭が終つたなどと考へるものはこの右翼との協調主義者であると見るべきである。大會は右翼指導者たちに機會を與へて、その言葉の上の黨の方針への服從を行動で實證することを求めた。黨が今後どんな手段に出るかは彼等の行動に依つてきまるだらう。

第十六回黨大會はスターリンの政治報告、モロトフのコミンテルン報告等においてソヴエート聯邦の國際情勢を分析し、世界經濟恐慌の尖銳化と革命の波の昂揚を明らかにした。

第十六回黨大會は、再建期に於ける經濟曲線の低減を主張するトロツキイスト、と右翼日和見主義者の假面を容赦するところなく暴露した。第十五回黨大會以後の二ケ年半に工業の生產水準は戰前より二倍だけ增加した。五ケ年計畫の第三年には生產の新增加分だけで戰前ロシアの總生產高と等しくなるだらうと報告された。

三、社會主義經濟新建設の問題

第十六回黨大會はさらに新建設計畫を立てた。黨と勞働者階級との社會主義的攻勢をあらゆる方面に押し進めやうとする計畫である。この大會の決議によると五ケ年計畫は四ケ年で完成される。

重工業について言へば、銑鐵生產高は五ケ年計畫の終りには千七百萬噸になる（戰前生產高は四百萬噸）。ウラルークズネツクの石炭工業鎔鑛工業新らしいベコスが建設される。交通の再建の速度は一層緊張される。重工業の發展、農業の社會主義的再建、工業用植物作付增加の基礎の上に輕工業の發展も一層早くなる。農村に於ける生活資料の配給困難と商品饑饉とは根本的に改善される。

農業の方面について言へば、穀物問題は、既にソヴエート農場と協同農場との建設によつて解決に向つて進みつゝある。第十六回黨大會はこの方針を一層固くし、それにもとづいてヴオルガ、シベリア、カザクスタンの處女地千二百萬ヘクターを開墾しやうとしてゐる。

以上の具體的諸方策は第十六回黨大會の經濟建設訪のプログラムの實現さるべき道筋である。

かうしてソヴエート聯邦の力は强化し、資本主義諸國に追ひ付き、さらにこれを追ひ拔かうと企圖された。

ソヴエート聯邦の工業は元來社會主義工業として發展して來た。資本主義的要素は極めて僅な地位しか持つてゐない。商業についても社會主義的要素が優越してゐる。資本主義的要素はその最後の、最大の根城を後れた、分散した農業に持つてゐるのであつた。第十六回黨大會の主要問題は小農中農大衆の間の新らしい强力な協同耕作運動によつて、ソヴエート聯邦全體の完全な集產化を進めることであつた。

第十五回黨大會から第十六回黨大會までに既に著しい進歩が見られる。以前には農業の社會主義的部門は微々たるものであつたが、この間に文字通りに十倍になつた。この數百萬の協同經營農業によつて新しい强力なソヴイエト權力の支柱が農村に出來たことになる。一言で云へば第十六回黨大會の經濟建設のスローガンは次の如くである。

五ケ年計畫を四ケ年で完成すること。

ソヴイエト聯邦を完全に集產化された國にすること。

階級としての富農を完全に淸算すること。

この任務の完成は、勞働者階級を先頭にする勞大衆の活動の緊張によつてのみ可能であり、それには黨の組織的指導的任務が一層重きを加へないわけには行かないことが明かにされた。又勞働者を先頭にあらゆる勤勞大衆を社會主義的競爭に引き入れること、幹部養成の問題の解決、勞働組合を始めあらゆる大衆組織の活動の轉換（社會主義的建設のテンポへ歩調を合せること）、黨の基礎を勞働者階級のなかに固めること、强力な黨組織を農村に作ること（これは何よりも先づ協同耕作を根柢にしなければならぬ）——以上の諸點は社會主義建設が一層進んで效果をあげるためには缺くべからざる前提であるとされた。

四、勞働組合及び民族の問題

勞働組合の任務の問題は特に深い注意をもつて聞かれた。この問題についての討論でトムスキーを頭目とする日和見主義的勞働組合指導者の見解が批判された。勞働組合の任務、勞働者の日常利益の擁護、物質的文化的生活水準の向上及び生產計畫の遂行と社會主義的建設加速化とのために勞働者を動員することは、右翼指導者たちの言ふやうに相容れ難い二つのものではなく、密接に結び

付いた任務であることが明確に規定された。

大會はまた民族問題にも多くの注意を拂つた。ツアール治下の被壓迫民族の大衆を社會主義的建設に引き入れ、諸聯邦共和國に紙の上でない、眞實の協同耕作を作り出すことはレーニンの民族政策をとることなしには不可能である。大ロシア的及び地方的ショウヴィニズムと戰ふことなしには不可能である、とされた。

五、新役員の選擧

かうした數々の歷史的決議を殘した第十六回黨大會の最終會議は七月十三日に行はれた。新中央委員が選擧されたが、その數は七十一人　他に六十七人の補缺員がある。中央委員のなかには、スターリン、カガノウイツチ、モロトフ、カリーニン、ウオロシーロフ、ルヅタク、クイビシエフ、ミコヤン、コシオール、ヤコヴレフ等の名前が見えてゐるが、特に注意を惹くのは右翼指導者ルイコフ、トムスキー、ブハーリンも亦中央委員に列なつてゐることである。その外、中央統制委員が選擧された。その數は百八十七人で、オルジョニキヅエ・ヤロラフスキーローゼンゴールドなどはその中に入つてゐる。閉會の演說はカリーニンであつた。彼は第十六回黨大會の特別な意義を說いてこの大會こそ反對派の出ない、黨の中央方針に基づく鐵の結束が完全に現はれた唯一の大會であることを力說した。

インターナショナルの合唱、『黨の鐵の結束萬歲レーニン的中央委員會と吾が黨の指導者スターリンと萬歲！』の高唱と共に第十六回黨大會は閉ぢられた。

第一回全ソヴエート民族藝術オリムピアーダ

一、藝術史上最初の事件

革命の國であると共に又藝術の國であるソヴエート聯邦に於て一九三〇年には世界の藝術史上に未だ無い重要な劃期的な出來事がもたらされたそれは第一回全ソヴエート民族藝術オリンピアーダ（オリンピック）である。

このオリソピアーダは勿論スポーツのための會合ではない。そんなものなら今さらに有りふれてゐる。がこれはソヴエート聯邦を構成する大小數十の民族が獨自の演劇と映畫と音樂とをもつて、一堂に會し、各々一世一代の檜舞臺にその演技を振ふて、天晴れ優劣を競ふのである。

このオリンピアーダは始め二、三の少數民族のオリンピアーダとして計畫されたのであつたが、後これも劃期的な第十六回共產黨大會を記念するため、其規模を擴げられ、ソ邦諸民族の廣汎なる層にわたる民族藝術オリンピアーダとして實施されるに至つた。

二、オリムピアーダの内容

其の期間は一九三〇年六月十五日から、同七月十日に至る二十五日間で、恰も第十六回共產黨大會を中心にその前後にわたつてゐた。

この種の催しは、今日まで主として音樂の方面でのみ行はれて來た。卽ち、レーニングラード大競技場に於て年一回宛開かれるソヴエート音樂オリムピアーダでは、全ソヴエート同盟の各職業組合俱樂部、ピオネール等の音樂合奏合唱團の大競演會、及びモスクワ革命劇場で不定期に開かれる全團ソヴエート各民族藝術競技會に於ける各民族特有の合唱團、合奏團舞踊團の競演等がそれである。

今回の催しは、各民族特有の劇場藝術及び映畫のオリムピアーダ大會で、ソヴエートに於ける最初の且つ前例のない大規模のものであつた。卽ち開催期間は二十五日間に亘り、十八の各民族代表的劇團及び十の民衆劇團、並に九つの代表的映畫製作會社が參加し、ロシヤ、ウクライナ、白ロシヤ以下後高架索（ジオルジア、アルメニヤ、アゼルバイジヤンその他）ウズベソクスタン、その他バシキール、タタール、キルギース、ブリアート、モンゴール、カザツク等の各共和國及び自治共和國諸民族の代表的劇團、——延人員千餘名に上つて居る。

たゞ遺憾なことは、今度の大會の準備期間が短かつたため、外國の民族劇團やプロレタリア劇團を招聘することが出來なかつたことであるが、これはすでに大會委員の手で次回或はその次の大會から廣く世界各國の民族劇團、プロ劇團に招待狀を發して參加を求め、世界各國民族並にプロレタリアートのために劇場藝術を通して相互間の親善

融合を圖らうといふ一大計劃が建てられてゐるから、近い將來に於て實現されるだらう。

この空前の劇場藝術競技大會は第一日（六月十五日）の會場、モスクワ藝術座に於けるジオルジア（グルジン）國立第一劇場（ルスターウエリを記念する）の「アンゾー」の公演で華々しく開始され最終日まで、その上演總數は三十六に達した。

一方映畫の方は映畫劇場、「パルク」でブドフキンの監督したゴオリキー原作「母」の上映を映第一日として、連日各映畫會社の代表作が上映され其數は三十に及んだ。又音樂會は約十回であつた

三、對外文化協會の歡迎會

七月四日には實業グラブに於て、藝術オリンピアーダ參加者に對する對外文化連絡協會の同志的歡迎會が行はれ、政府代表並に一般社會機關、言論機關、劇場外國通信員等の代表者が列席した

對外文化連絡協會代表者エヌ・エフ・ブトーロフは簡單なる歡迎の挨拶をかねて、同盟民族の達成並に文化的發達を示す最初のソヴエート劇場オリンピアーダの役割に就いて述べた。次いで藝術委員會本部代表ヘリツクス・コン、ウスベツク共和國民族劇の創始者であり指導者であるカリ・ヤクボフ、トルキスタン劇團の代表者、白ロシア國立劇場の代表者、ウクライナ國立劇場の代表者等が起つて十月革命は民族文化、言語、藝術の急速なる發展にとつて最も必要な條件を生み出した旨の演說をした。

右終つて音樂會が開かれ、代表的なアルメニアや近東諸民族やウズベツクの民族音樂や合唱や舞踊が行はれた。

四、オリムピアーダの閉會式

七月十一日夕六時から「ミュージツク、ホール」で全ソヴエート民族藝術オリムピアーダの閉會式が盛大に擧行された。

會場にはロシヤ共和國人民委員部を代表してブノフが出席し、リトフスキンが今次のオリムピアーダの總決算を報告し、次いで大會の審査員達が交互に起つてそれ〳〵感想や意見を述べ、異口同音に今回の催しがソヴエート各民族の特色ある劇場藝術に非常な刺戟を與へその發展向上を促すと共に、同盟各共和國國民生活相互の理解ある交流、並に親善の最も大きな動機となることを說きこの企圖のすばらしい成功を認めた。そして最後に、第二回大會を一九三三年度にソヴエート同盟共和國中の何處かを選んで開催することを決議し盛會裡に解散した。

食料恐慌を計畫せる反革命大陰謀事件

一、事件の概要

ソヴエート聯邦の社會主義建設の新段階を特色づけるものの一つは國內國外に於ける階級鬪爭の尖銳化である。卽ち五箇年計畫による黨並に勞働階級、貧農層の猛烈なる經濟的、社會的進擊に當面して、國內の所謂資本主義分子——富農、ネツプマン、牧師、舊專門家等は益々反動化し陰然公然の手段をもつて之と對抗した。

アストラハン漁業反革命事件ウクライナ解放同盟の陰謀事件、コンドラツエフ、グロマンの反革命的策動等は皆これを語るものである。

然るに一九三〇年夏期に至つて、從來のどの陰謀事件よりも組織的、且つ優勢にして、國家に相當の損害を與へたと思惟された重大陰謀事件が發覺した。それはアレクサンドル・リヤザンツエフ敎授を題目とする獸肉、魚類、罐詰、蔬菜等重要保健食の生產と供給を沮止防害することにより、國民大衆の反ソヴエート的不平不滿を激成し、遂にソヴエート國家を顚覆して、ブルジョア民主國家を之に代えんとする反革命大陰謀事件であつた

陰謀團は食料經濟の中心機關たる通商人民委員部の獸肉局、冷凍局、漁業局、罐詰局、野菜食品局に於ける重要專門家數十名を始め部分的には農務人民委員部、國民經濟最高會議、國家計畫委員會、地方トラスト等廣汎なる範圍に及び、積極的加盟者四十八名を算した。而も、單に國內的事件たるにとゞまらず英國のユニオン商會、獨逸のウァネツオツフ兄弟商會等から巨額の陰謀資金と指令を仰いでゐた點で正に國際的規模を有してゐた。

今夏此事件發覺と同時に反革命取締機關たるオゲ・ペ・ウ（統一國家保安部）は加盟者四十八名を一網打盡に檢擧し、緊急審理の結果、罪情一切明白となつて、九月末四十八名を卽時銃殺して了つた。

漁業陰謀事件については、極東漁業と種々の重大關係を持つので之を本年鑑日露漁業關係の部に

比較的詳細に記述したから玆には、陰謀の團長たる元帝政陸軍主計少將にして、最近通商人民委員部冷凍局技術會議長リヤザンツエフ教授及び、副團長たる舊帝制政府機關紙「商工新聞」及「財政新報」主事にして國民經濟最高會議員カラツイギン教授の調書により、陰謀事件の目的、組織内容を紹介することとしたい。

二、團長リヤザンツエフ教授の調書

今日まで予はソヴエート政權の政治的敵であつた、予の理想は資本家階級及び資本家的智識階級の手中に、國家の經濟的、文化的生活の支配を集中する資本主義民主國家の創建にあつた。共産主義の理想を持つた無産階級は、國家の經濟生活及び文化生活を、理想狀態にまで發展させ向上させることが出來ないと予は考へた。從つて文化の傳導者たる基礎的階級は、資本家階級であると云ふ見解なので、予は此階級の絶滅を遂行しつゝあるソヴエート政府の政策を、大なる過誤であると考へずにゐられなかつた。この根本觀念から出發して、予はソヴエート政權、全聯邦共産黨の階級的敵となつたのである。

予の政治的信念はソヴエート政權との鬪爭の道に予を立たしめずには措かなかつた。これがため予は無産階級が國家の經濟生活を復興し、且つこれを向上せしむる事の不可能な事を證明する必要を感じた、而しこれを實證するには、獸肉並に冷凍事業の發展を沮害し、國家に飢餓を持ち來すことによつて現政權顚覆を容易ならしむると云ふ方法より他に手段が無いことを悟るに至つた。予は資本家的民主主義共和國の樹立が、資本主義諸國の援助を得ることによつてのみ可能であると堅く信ずる。何故ならば資本家階級が既に破碎された我國では、外國資本の投下が必要であるからである。而してこれを個々の國について見るならば、資本主義の高度に發達した英國に最も此の期待を掛けるものである。

現存の國家組織に對する消極的否認から之との積極的鬪爭に移行したのは一九二四五年の交であつた。その經緯はかうである。

一九二四年ソヴエート政府中央利權委員會の招待により、革命前西亞に自己の冷凍業を經營したル氏がモスクワに來た。氏は大戰前から予の知合であつたのと、當時予は肉類冷凍事業に働いてゐた關係上、屢々會見して此種の利權企業設定が可能であるか否かを氏と審議した。然し予等は最初の會談は政治的テーマに直接觸れて居り、其際予は露西亞の情勢に對し反ソヴエート的見解を吐露した。然るに次回の會見に於てフオーターヒル氏は反革命陰謀團の組織を提唱し、ソヴエート政府に抗爭せんことを說いた。氏は、過去に於て資本主義世界と主要關係を持ち、且つ現在反ソヴエート的感情を懷いた多數專門家を團員に引き入れることを主張した。陰謀團の仕事を進捗せしむるため、フオーターヒル氏は先づ最初の資金として一萬磅（編者註約十萬圓）を提供した。そこで予は之に同意を

與へユニオン會社の露西亞代表たりしドロズドフの援助を得て反革命陰謀團の組織に着手した。ドロズドフは當時ソヴエート政府農務人民委員部に勤めて居り、そこで彼はフオーターヒルの提唱を傳へたら、彼ぼ即座に納得した譯である。

最初主要な團員となつたものは、エストリン、ドロズドフ、レヴアンドフスキー及びデニソフだつた。彼等は新しい同志を糾合して組織を擴大するのを其仕事とした。即ちエストリンは肉類冷凍事業關係方面に、又ドロズドフは通商人民委員部國家計畫委員會（ゴスプラン）等計畫機關の内部に、レヴアンドフスキーは供給機關即ちツエントロ・ソユーズ（消費組合中央同盟）モスクワ州消費組合同盟、モスクワ肉類トラスト等に、デニソフは建設機關たる交通人民委員部及び冷凍物輸出局にそれぞれ手を延ばし新團員の獲得に努めた。之等責務の割當は凡て予がした。

三、副團長カラツイキシ教授の調書

リヤザンツエフ教授の反革命陰謀團に予が加盟したのは、一九二五年予がソヴエート聯邦通商人民委員部の冷凍委員會に參加し、冷凍事業確立の問題に關しリヤザンツエフ教授と屢々會見した當時に始まる。教授は予にソヴエート冷凍事業が自國のみの力を以てしては全く不可能であること、それには絶對に外國資本家の援助を必要とすることについて一再ならず語つた。それは冷凍委員の歸

や、又はリヤザンツエフ教授の事務室である。或時教授は私設祕書のマリヤ・ワシリーエヴナを書齋から斥けて予に次の事を語つた。

卽ち教授と同樣の見解の所有者はすでに冷凍事業關係者の間に少くなく、チホツキー、エストリン、デニソフ、ペトロフ等皆然りであつて、彼等はソヴエート聯邦の冷凍事業を積極的に妨害し、それによつてソヴエート政府に外國資本誘引の必要を痛感せしめ樣とする目的で、一のグループを組織してゐるといふこと、而して予にも次の如ぎ要求條項で是非此グループに加盟するやう勸誘した。

（一）今後冷凍事業の確立若くは發展の問題から一切の關心を棄て去ること、（二）中央利權委員會にて、冷凍事業を外國利權企業に讓渡する問題の審議がなされる場合、予はこの讓渡實現に最大限度の支持を與ふること、予は遂に應諾の意を表し陰謀團の一味に加はるに至つた次第である。

陰謀團加盟後間もなく、リヤザンツエフ教授は予を自分の書齋に招じ、一千五百ルーブル在中の紙包みを手交して曰く、「此金は團員としての貴殿に進呈するもので、他の團員も亦同樣に金員の支給を受けてゐる。自分は陰謀團の活動の爲手許金五萬ルーブル程をふんだんに所有して居り之は英國の會社「ユニオン」社から供給されてゐるものである」と。そこで予は金員を受け取つた。其後役所からの歸途リヤザンツエフ教授は、尙一千ルーブルを予に呉れた。で都合二千五百ルーブルを冷凍業に於ける陰謀行動の爲予は受取つた譯である。

以上の外に予は尙陳述しなければならぬ。それは、農業方面に於ても計畫的、組織的妨害運動を試み、反ソヴエート主義反共産主義的イデオロギーの所有者たる著名專門家を糾合して熾烈に活動を展開した。それらの中にはア・グ・ドヤレンコ教授、ア・ヴ・チヤヤノフ教授、エヌ・デ・コムドラチエフ、エヌ・ペ・オガノフスキー教授、エヌ・ペ・マカロフ教授乃至は農業經濟學・統計學研究學院（改名後は大社會主義農業研究學院）教授等で、農業方面に於ける陰謀團の指導者である尙此方面の陰謀團には以上の顏觸れの外、ソヴエート聯邦國民經濟最高委員會の官吏にしてソコロフスキー、カラツイギン、オドノボーゾフ、カフエンガウズオガノフスキー、ウイシネフスキー、ロシツキー等が參加した。

我々加盟者のすべてを結合させたものは、只共通な反ソヴエート的氣分、共産黨との思想上の對立であつた。我々の持つてゐる特質的なものとしてはソヴエート政府によつて國家經濟を再興しようとするいふ事に對する不信、ソヴエート政府採用の建設テンポは、全く實現不可能のものであるといふ吾々の批判、農業の集團化が有する合理性の否定、個人經營、主としてクラーク的富裕中農的經營に對する確固たる規定、國家に私有資本主義的關係を保持せしめることの必要及び農民との生產的結合に對する否定があげられる。斯うした信念で、我々は再三談合し、完全な意見の一致を見た。我々の陰謀組織はソコロフスキーを通じて、農業における陰謀の一指導者——卽ちソヴエート聯邦の國家計畫委員會に活動してゐるオルカノフスキー——と結合し、ソコロフスキーは彼から農業方面における、國民經濟最高委員會内の陰謀の實施について指令をうけてゐた。

農業における陰謀組織の任務及び目的としては（一）農業の社會主義的再建設を、凡ゆる手段を通じて遲らすこと。何となれば、このことは又國の工業化のテンポを遲らさずにはおかないからである。（二）農業における資本主義的分子の發展及びその强化に協力することの二つがあげられる。

第一の場合においては我々の活動により穀物問題技術的耕作の問題、及び牧畜問題の如き諸問題の解決が複雜化する。そして此等の問題の解決が困難であればあるほどそれは國の工業化のテンポを遲らさずにはをかない。第二の場合においては、クラーク及び富裕な中農から成立せる資本主義的基礎が築きあげられ何時もそれに依頼することが出來る。ソヴエート政府を以上の如き困難に直面させ、國内の資本主義的分子と聯盟を結びながら、農業における陰謀組織は、ソヴエート政府をしてその政策を資本家的民主主義共和國のそれの如く變改させること、それを窮極目標に掲げ、且つそれを追究した。

經濟復興のためにとられたテンポの現實性及びその實現の可能性を吾々は信じない。否ソヴエート政府による國の經濟復興の可能性そのものをすら信ずる事が出來ない。且つソヴエート政府によつて定められた施制は到底受け容れがたい。考へてゐた當然の歸結として、吾々は資本家的民主主義共和國の精神に則つての國家組織を積極的に企圖するに至つたのである。

國家の構成

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法

（千九百二十三年七月六日「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回中央執行委員會裁可）

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」ノ統治ノ基礎確乎不動ナルコトヲ嚴肅ニ宣言シ且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第一回「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約ニ基キ且聯邦各共和國中央執行委員會ノ提案ニ係ル修正及變更案ヲ考慮シ左ノ通決定セリ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言及條約ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ根本法（憲法）ヲ成スモノナリ

第一編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言

「ソヴイエト」諸共和國建設以來全世界ノ國家ハ二個ノ集團ニ分裂セリ××××ノ集團及社會主義ノ集團之ナリ

彼ノ××××集團ニ於テハ民族的敵意及不平等及虐殺、帝國主義的××及戰爭存在シ植民地的奴隸制度及盲目的愛國主義、民族的抑壓此ノ社會主義的集團ニ於テハ相互的信賴及平和民族的自由及平等、人民ノ平和的共存及親睦ナル共働關係存在ス

資本主義ノ世界カ民族ノ自由ナル發達ト人ヲ以テ人ヲ搾取スルノ制度トヲ混交シ以テ民族問題ヲ解決セムトシタル數十年間ノ企圖ハ無效ニ終リタルノミナラス民族團ノ反目ハ却テ益々紛糾ヲ加ヘ資本主義ノ存在自體ヲ脅威スルニ至リ××階級ハ人民ノ共働關係ヲ組成スルノ力無キコト明ナルニ至レリ

唯「××××」ノ集團、自己ノ周圍ニ住民ノ大多數ヲ團結スル無產階級ノ××政治ノ下ニ於テノミ民族的壓迫ヲ其ノ根底ヨリ打破シ人民ノ相互的信賴狀態ヲ樹立シ親睦ナル共働關係ノ基礎ヲ確立スルノ可能ナルコト明トナレリ

唯斯ノ如キ狀態ノ存在セルコトニヨリテノミ「ソヴイエト」諸共和國ハ內外ニ亘リ全世界ノ帝國主義ヲ打破スルヲ得能ク國內ノ爭亂ヲ淸算シ自國ノ存在ヲ確保シ且平和的經濟建設ニ着手スルヲ得然レトモ數歲ニ亘レル戰爭ハ其ノ結果ヲ齎ラササルヲ得サリキ戰爭ノ結果遺サレタル荒廢セル田國、休止セル工場、破壞セラレタル生產力及凋渴セル經濟資源ハ經濟建設ニ對スル各共和國個々ノ努力ヲ不十分ナラシメ斯ノ如キ各共和國分立ノ狀態ニ於テハ國民經濟ノ復興ハ到底不可能ナルヲ思ハシムルニ至レリ

他方ニ於テ國際政局ノ不安定及新ナル攻擊ノ危險ハ各「ソヴイエト」共和國ヲシテ資本主義ニ直面シテ合同戰線ヲ設置スルノ已ムヲ得ラシメタリ

更ニ階級的性質上××的ナル「ソヴイエト」權力ノ組織夫レ自體ハソヴイエト諸共和國勞働民衆ヲシテ一ノ社會主義的集團ニ結合セシムルモノアリ

以上ノ諸事由ハ「ソヴイエト」諸共和國カ外部ノ安全、國內ニ於ケル經濟的繁榮及民族的發達ノ自由ヲ確保スルヲ得ヘキ一ノ同盟セル國家ニ合同セシムルコトヲ嚴然要求スルモノナリ

最近其ノ「ソヴイエト」大會ニ參集シ滿場一致ヲ以テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ組織ヲ決定セル「ソヴイエト」諸共和國人民ノ意思ハ的確ニ本聯邦カ平等ナル人民ノ自由ナル團結ナルコト、各共和國ハ自由ニ聯邦ヨリ脫退スルノ權利ヲ保證セラレタルコト、既ニ存在シ又ハ將來建設セラルヘキ一切ノ社會主義「ソヴイエト」共和國ハ自由ニ本聯邦ニ加入スルヲ得ヘキコト、新ナル聯邦國家

ハ千九百十七年十月既ニ其ノ基礎ヲ置キタル人民ノ平和的共同生活竝親睦ナル共働關係ヲ完成スルモノナルコト、本國家ハ世界資本主義ニ對抗スル爲倚賴スヘキ城壁タルヘク且總テノ××ノ勞働者ヲ一ノ××的社會主義「ソヴイエト」共和國ニ團結セシムヘキ新ナル決定的手段タルヘキコトノ期待スヘキ保證タルモノナリ

第二編　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國、「ウクライナ」社會主義「ソヴイエト」共和國、白露社會主義「ソヴイエト」共和國竝「トランス」高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國（即「ソヴイエト」社會主義共和國「アゼルベイジヤン」「ソヴイエト」社會主義共和國「ジヨルジヤ」及「ソヴイエト」社會主義共和國「アルメニア」「トルクメン」「ソヴイエト」社會主義共和國及「ウズベク」「ソヴイエト」社會主義共和國ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ナル一聯合國家ニ統合ス

第一章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ其ノ最高機關ヲ代表セシメテ左ノ權限ヲ有ス

（イ）國際關係ニ於テ聯邦ヲ代表シ一切ノ外交關係ヲ處理シ他ノ國家ト政治的及其他ノ條約ヲ締結スルコト

（ロ）聯邦ノ國境變更竝聯邦諸共和國間ニ於ケル國境變更問題ノ調整

（ハ）新共和國ノ聯邦加入承認ニ關スル條約ノ締結

（ニ）宣戰及講和

（ホ）聯邦ノ對外及對內借款契約ノ締結竝聯邦各共和國ニ對スル對外及對內借款ノ許可

（ヘ）國際條約ノ批准

（ト）外國貿易ノ指揮及內國商業制度ノ制定

（チ）聯邦ノ全國民經濟ノ基礎及一般的計畫ノ制定、聯邦全般的意義ヲ有スル工業ノ諸部內竝各個ノ工業的企業ノ決定、聯邦各共和國ノ名ヲ以テスル利權契約ノ締結

（リ）交通及郵便電信業務ノ指揮

（ヌ）聯邦軍隊ノ編成及指揮

（ル）聯邦各共和國豫算ヲ包含スル聯邦單一豫算ノ確認、聯邦一般租稅及收入ノ確立、聯邦各共和國租稅及收入ノ控除若ハ追加竝聯邦各共和國豫算ヲ包含スル聯邦單一豫算編成ノ爲ニスル附加的加稅及課金ノ許可

（ヲ）單一貨幣竝信用制度ノ制定

（ワ）聯邦全領域ニ於ケル土地ノ整理及其ノ利用竝鑛產、森林及水域ノ利用ニ關スル一般的基礎ノ確立

（カ）各共和國相互間ノ植民ニ關スル共通的立法竝植民地資金ノ設定

（ヨ）聯邦裁判所及裁判手續ニ關スル組織ノ基礎竝民事及刑事ニ立法ノ基礎ノ確立

（タ）勞働ニ關スル根本法ノ制定

（レ）國民敎育ニ關スル一般原則ノ制定

（ソ）人民ノ健康保持ニ關スル一般的方針ノ制定

（ツ）度量衡制度ノ制定

（ネ）聯邦統計ノ組織

（ナ）聯邦國籍ニ關スル基本的立法中外國人ノ權利ニ關スル事項

（ラ）聯邦全領域ニ於ケル大赦ノ權利

（ム）本憲法ニ違背スル聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決議ノ取消

（ウ）聯邦各共和國間ニ於ケル爭議ノ辨決

第二條　本憲法ノ基本的原則ノ確認及變更ハ專ラ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會之ヲ行フ

第二章　聯邦各共和國主權及聯邦國籍

第三條　聯邦各共和國主權ハ本憲法ニ揭クル聯邦自體ノ權限ニ屬スル諸問題ニ關シテノミ制限セラレ其ノ權限ヲ除ク外聯邦各共和國ハ單獨ニ國家權力ヲ行使ス聯邦ハ聯邦各共和國ノ主權ヲ擁護ス

第四條　聯邦各共和國ハ自由ニ聯邦ヲ脫退スルノ權利ヲ留保ス

第五條　聯邦各共和國ハ本憲法ニ適應スル爲自國憲法ノ變更ヲ行フ

第六條　聯邦各共和國國境ハ當該共和國ノ承諾ナクシテ變更スルヲ得ス本憲法第四條ニ變更、制限ヲ加ヘ又ハ之ヲ廢止スル場合ニハ聯邦ヲ組織スル總テノ共和國ノ承諾ヲ經ルヲ要ス

第七條　聯邦諸共和國ノ總テノ人民ノ爲單一ナル聯邦國籍ヲ制定ス

第三章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會

第八條　「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ最高機關ナリ、「ソヴイエト」大會閉會中ハ聯邦會議及民族會議ヨリ成ル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ハ選擧人二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル市「ソヴイエト」及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及人口十二萬五千人ニ對シ一人ノ割合ヲ以テ選出スル縣「ソヴイエト」大會ノ代表者ヲ以テ組織ス

第十條　聯邦「ソヴイエト」大會ニ對スル代表者ハ縣「ソヴイエト」大會ニ於テ該共和國ニ於テハ當該共和國「ソヴイエト」大會ニ於テ直接代表者ヲ選擧ス

第十一條　聯邦通常「ソヴイエト」大會ハ年一回聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ聯邦中央執行委員會ノ發意ニ基キ又ハ聯邦會議民族會議若ハ聯邦二共和國ノ要求アル場合聯邦中央執行委員會之ヲ召集ス

第十二條　特別ノ事情ニ因リ聯邦「ソヴイエト」大會カ期日ニ集會スルコト能ハサル場合ニハ聯邦中央執行委員會ハ大會ノ召集ヲ延期スルノ權利ヲ有ス

第四章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

第十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ聯邦會議及民族會議ヲ以テ組織ス

第十四條「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ハ聯邦諸共和國代表者中ヨリ各國ノ人口ニ比例シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ノ定ムル人數ヨリ成ル聯邦會議ヲ選任ス

第十五條　民族會議ハ同盟及自治各「ソヴイエト」社會主義共和國代表者各五名及各自治州代表者各一名ヲ以テ組織ス民族會議ノ組織ハ全體トシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ノ確認ヲ要ス

第十六條　聯邦會議及民族會議ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ニヨリ又ハ聯邦各共和國中央執行委員會議、各人民委員部及聯邦各共和國中央執行委員會ニヨリ又ハ聯邦會議及民族會議自體ノ發意ニヨリ提出セラルル一切ノ命令法典及決定ヲ審議ス

第十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ命令、法典決定及規定ヲ發布シ聯邦ノ立法及行政ヲ統一シ且聯邦中央執行委員會幹部會及聯邦人民委員會議ノ行動ノ範圍ヲ定ム

第十八條　命令又ハ決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政治的又ハ經濟的生活ノ一般原則ヲ定ムルモノ又ハ聯邦國家機關ノ從來ノ慣行ニ根本的變更ヲ加フルモノハ總テ聯邦中央執行委員會ニ提出シ其ノ審議竝確認ヲ經ルヲ要ス

第十九條　中央執行委員會ノ發布スル總テノ命令、決定ハ聯邦全領域內ニ於テ直接之ヲ實施スルヲ要ス

第二十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會、聯邦各共和國「ソヴイエト」大會及中央執行委員會又ハ聯邦領域內ニ於ケル他ノ權力機關ノ發布セル命令、決定及規定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第二十一條　聯邦中央執行委員會通常會議ハ年三回聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ召集ス臨時會議ハ聯邦中央執行委員會幹部會ノ決定ニヨルカ、聯邦會議幹部會又ハ民族會議幹部會ノ決議ニ依ルカ若ハ聯邦內一共和國中央執行委員會ノ請求ニ基キ之ヲ召集ス

第二十二條　聯邦中央執行委員會ニ提出セラルル法律案ハ聯邦會議及民族會議ノ可決シタル場合ニ限リ法律タルノ效力ヲ獲得シ聯邦中央執行委員會ノ名ニ於テ公布セラル

第二十三條　聯邦會議及民族會議ノ意見一致セサル場合ニハ問題ハ其ノ組織スル調停委員會ノ議ニ附セラルヘシ

第二十四條　調停委員會ニ於テ合意ヲ得サルトキハ該問題ヲ聯邦會議及民族會議ノ合議會ニ附ス合議會ニ於モ聯邦會議又ハ民族會議ノ投票ノ多數ヲ得サル場合ニハ兩機關ノ一ノ請求ニヨリ該問題ヲ聯邦ノ通常又ハ臨時「ソヴイエト」大會ノ決定ニ附スルコトヲ得

第二十五條　聯邦會議及民族會議ハ各九名ヨリ成

ル幹部會ヲ選任シ其ノ會議ノ準備竝指揮ニ當ラシム

第二十六條　聯邦中央執行委員會閉會中聯邦中央執行委員會幹部會ヲ以テ權力ノ最高機關トス聯邦中央執行委員會幹部會ハ二十七名ヨリ成リ聯邦會議竝民族會議幹部全員ヲ包含ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議（本憲法第二十六條及第三十七條）構成ノ爲聯邦會議及民族會議ノ合同會議ヲ開催ス、聯邦會議及民族會議ノ合同會議ニ於ケル表決ハ聯邦會議及民族會議各別ニ之ヲ行フ

第二十七條　聯邦中央執行委員會ハ聯邦共和國ノ數ニ應シ中央執行委員會幹部委員中ヨリ聯邦中央執行委員會議長ヲ選擧ス

第二十八條　聯邦中央執行委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」大會ニ對シ責任ヲ負フ

第五章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會

第二十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦中央執行委員會閉會中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦權力ノ立法、執行及行政ニ關スル最高機關トス

第三十條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦憲法ノ實施竝聯邦「ソヴイエト」大會及中央執行委員會決定ノ一切ノ權力機關ニヨル施行ヲ監督ス

第三十一條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員部又ハ聯邦各共和國中央執行委員會ノ決定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第三十二條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦各共和國ニ於テ一般ニ使用セラルル諸國語、（露西亞語「ウクライナ」語、白露語「ジヨルジヤ」語、「アルメニア」語及「トルコタール」語）ヲ以テ印刷ス

第三十三條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ一方聯邦人民委員會議及人民委員部ト他方聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會トノ間ノ相互關係ニ關スル問題ヲ決定ス

第三十四條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦憲法ノ確認ス

第三十五條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ハ聯邦各共和國ニ於テ一般ニ使用セラルル諸國語、（露西亞語「ウクライナ」語、白露語「ジヨルジヤ」語、「アルメニア」語及「トルコタール」語）ヲ以テ印刷ス

第三十六條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ一方聯邦人民委員會議及人民委員部ト他方聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會トノ間ノ相互關係ニ關スル問題ヲ決定ス

第三十七條　聯邦中央執行委員會幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ決定ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第三十八條　聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ヨリ附與セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ且人民委員會議官制ニ基キ聯邦全領域ニ亙リ效力ヲ有スル命令及決定ヲ發ス

第三十九條　聯邦人民委員會議ハ聯邦各人民委員部竝聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ノ提出スル命令及決定ヲ審議ス

第四十條　聯邦人民委員會議ハ其ノ一切ノ行爲ニ付聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第四十一條　聯邦人民委員會議ノ決定及規定ハ聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ於テ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第四十二條　聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ニ對シ聯邦中央執行委員會幹部會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ之カ實施ヲ停止スルコトヲ得ス

第六章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議

第三十七條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ノ執行ル行政機關ニシテ聯邦中央執行委員會之ヲ組織ス其ノ構成左ノ如シ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議

議長　
議長代理（復數）
外務人民委員
陸軍及海軍人民委員
外國貿易人民委員
交通人民委員
郵便電信人民委員
勞農檢査人民委員
最高國人民經濟會議議長
勞働人民委員
內國商業人民委員
財務人民委員
第三十八條　聯邦人民委員會議ハ聯邦中央執行委員會ヨリ附與セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ且人民委員會議官制ニ基キ聯邦全領域ニ亙リ效力ヲ有スル命令及決定ヲ發ス

第三十九條　聯邦人民委員會議ハ聯邦各人民委員部竝聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ノ提出スル命令及決定ヲ審議ス

第四十條　聯邦人民委員會議ハ其ノ一切ノ行爲ニ付聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第四十一條　聯邦人民委員會議ノ決定及規定ハ聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ於テ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第四十二條　聯邦各共和國中央執行委員會及其ノ幹部會ハ聯邦人民委員會議ノ命令及決定ニ對シ聯邦中央執行委員會幹部會ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ之カ實施ヲ停止スルコトヲ得ス

第七章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所

第四十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域内ニ於テ革命ノ正義ヲ擁護スル爲聯邦ノ中央執行委員會ノ下ニ最高裁判所ヲ置ク其ノ權限ニ屬スル事項左ノ如シ

(イ)聯邦ノ一般的立法ニ屬スル問題ニ關シ聯邦各共和國最高裁判所ニ指導的說明ヲ與フルコト

(ロ)聯邦各共和國最高裁判所ノ決定、判決又ハ宣告カ聯邦ノ一般的立法ニ違背シ又ハ他ノ共和國ノ利益ニ抵觸スル場合聯邦最高裁判所檢事ノ申立ニ基キ之カ審査ヲ行ヒ且聯邦中央執行委員會ニ對シ異議ヲ申立ツルコト

(ハ)聯邦中央執行委員會ノ要求ニ基キ聯邦各共和國ノ各種決定カ憲法上正當ナリヤ否ヤヲ決定スルコト

(ニ)聯邦各共和國間ノ法律上ノ爭議ノ解決

(ホ)職務上ノ犯罪ニ因リ告發セラレタル聯邦最高官吏ノ審判

第四十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所ノ構成左ノ如シ

(イ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高裁判所全員會

(ロ)民事裁判部及刑事裁判部

(ハ)軍事裁判部及軍事交通裁判部

第四十五條　聯邦最高裁判所全員會ハ十五名ヲ以テ組織シ其ノ中ニハ議長及議長代理、聯邦各共和國最高裁判所全員會議長及合同國家政治局代表者一名ヲ含ム、議長、議長代理及其他ノ七名ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス

第四十六條　聯邦最高裁判所檢事及其ノ代理者ハ聯邦中央執行委員會幹部會之ヲ任命ス、聯邦最高裁判所檢事ハ聯邦最高裁判所ノ取扱フヘキ一切ノ問題ニ付意見ヲ與ヘ、最高裁判所ニ於テ告發ヲ支持シ且聯邦最高裁判所全員會ノ決定ニ異議ヲ有スル場合聯邦中央執行委員會幹部會ニ對シ異議ヲ申立ツルノ義務ヲ有ス

第四十七條　第四十三條ニ揭ケタル諸問題ヲ聯邦最高裁判所全員會ニ提起スルノ權利ハ單ラ聯邦中央執行委員會、其ノ幹部會、聯邦最高裁判所檢事、聯邦各共和國檢事及合同國家政治局ニ屬ス

第四十八條　聯邦最高裁判所全員會ハ左ノ事件ノ審問ノ爲特別法廷ヲ組織ス

(イ)二又ハ二以上ノ聯邦共和國ニ關係スル特ニ重大ナル刑事又ハ民事事件

(ロ)聯邦中央執行委員會及人民委員會議委員ニ對スル告發事件

聯邦最高裁判所ニ依ル此等事件ノ訴訟手續開始ハ共都度聯邦中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ特別決定ニヨリテノミ之ヲ行フコトヲ得

第八章　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部

第四十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ行動ノ範圍ニ屬スル行政ノ各部ヲ直接管掌スル爲本憲法第三十七條ニ揭クル十人民委員部ヲ置ク人民委員部ハ聯邦中央執行委員會ニヨリ確認セラレタル人民委員部官制ニ遵ヒ行動ス

第五十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ヲ左ノ二種ニ分ツ

(イ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部即チ全聯邦ニトリ單一ナルモノ

(ロ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部

第五十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

外務

陸軍及海軍

外國貿易

交通

郵便電信

第五十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部トハ左ノ各人民委員部ヲ云フ

最高國民經濟會議

内國商業

勞働

財務

勞農檢査

第五十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦一般人民委員部ヘ聯邦各共和國ニ於テ直接自己ニ從屬スル其ノ代表者ヲ有ス

第五十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同人民委員部ハ其ノ機關トシテ同名稱ヲ有スル聯邦各共和國人民委員部ヲ有シ各共和國領域内ニ於テ其任務ノ遂行ニ當ラシム

第五十五條「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民

委員會議委員ハ聯邦及人民委員部長官トス

第五十六條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與會ヲ有ス該參與會委員ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委任員會議之ヲ命ス

第五十七條　人民委員ハ當該委部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス但其ノ決定ハ同時ニ參與會ニ通知スルヲ要ス參與會又ハ其ノ委員カ人民委員ノ何等カノ決定ニ不同意ナルトキハ決定ノ實施ヲ停止スルコトナクシテ聯邦人民委員會議ニ之ヲ申立ツルコトヲ得

第五十八條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員部ノ處分ハ聯邦中央執行委員會幹部會及人民委員會議之ヲ取消スコトヲ得

第五十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員部ノ處分カ明カニ聯邦憲法、聯邦法律又ハ聯邦各共和國法律ニ違反スルトキハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ其ノ實施ヲ停止スルコトヲ得、處分ノ停止ニ關シテハ聯邦各共和國中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議各聯邦當該人民委員ニ通知スルヲ要ス

第六十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦各人民委員會議、聯邦中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責任ヲ負フ

第九章　合同國家政治局

第六十一條　政治的竝經濟的反革命運動、間諜及匪賊行爲ノ取締ニ對スル聯邦諸共和國ノ革命的努力ヲ結合スル爲「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ下ニ合同國家政治局（オ・ゲ・ペ・ウ）ヲ設ク、其ノ長官ハ聯邦人民委員會議ニ列シ發言ノ權ヲ有ス

第六十二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會ハ同國家政治局ハ聯邦共和國人民委員會議ニ於ケル最高機關トス會議閉會中同國家政治局（ゲ・ペ・ウ）地方機關ノ行動ヲ指揮ス合同國家政治局代表者ハ立法手續ニヨリ確認セラレタル特別規定ニ基キ行動ス

第六十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦合同國家政治局ノ行動ノ適法ナリヤ否ヤハ聯邦中央執行委員會ノ特ニ定ムル所ニ從ヒソヴイエト社會主義共和國聯邦最高裁判所査事之ヲ監督ス

第十章　聯邦各共和國

第六十四條　聯邦各共和國領域内ニ於ケル最高機關ハ當該共和國ソヴイエト大會トス會議閉會中ハ當該共和國中央執行委員會ヲ以テ最高機關トス

第六十五條　聯邦各共和國最高機關ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關トノ相互關係ハ本憲法ニ於テ之ヲ定ム

第六十六條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ共ノ委員中ヨリ幹部會ヲ選任ス中央執行委員會閉會中幹部會ヲ以テ最高機關トス

第六十七條　聯邦各共和國中央執行委員會ハ共ノ執行機關タル人民委員會議ヲ組織ス人民委員會議ハ

人民委員會議議長

議長代理（復數）

最高國民經濟會議議長

農務人民委員

財務人民委員

内國商業人民委員

勞働人民委員

内務人民委員

司法人民委員

勞農檢査人民委員

敎育人民委員

保健人民委員

社會保障人民委員

並「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務、陸海軍、外國貿易、交通及郵便電信ノ各人民委員代表者ヲ以テ構成ス該代表者ハ各共和國中央執行委員會ノ決定スル所ニ遵ヒ發言權若ハ表決權ヲ有ス

第六十八條　聯邦各共和國最高國民經濟會議及内國商業、財務、勞働、勞農檢査ノ各人民委員部ハ當該共和國中央執行委員會及人民委員會議ニ隷屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ遵ヒ行動ス

第六十九條　聯邦各共和國ノ司法及行政機關ニヨリ處分ヲ受ケタル人民ニ對スル大赦特赦及復權ノ權利ハ當該共和國中央執行委員會ニ屬ス

第十一章　「ソヴイエト」社會主義聯邦共和國徽章、國旗及首府

第七十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦徽章ハ太陽ノ光線ノ中ニ顯ハサレタル地球上ニ鎌及

鎚ヲ配シ麥穗ヲ以テ圍ミ麥穗ハ「リボン」ヲ以テ束ネ「リボン」ニ第三十四條ニ掲クル六箇語ヲ以テ「總テノノ國無產階級者團結セヨ」ナル標語ヲ記入シタルモノトス徽章ノ上部ニ五叉ノ星ヲ置ク

第七十一條 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦國旗ハ赤又ハ紅地ニ旗竿ノ側上隅ニ金色ノ鎌及鎚ヲ顯ハシ其ノ上ニ金ニテ緣取リタル赤色ノ五叉ノ星ヲ置キタルモノトス、幅ト長サトノ關係ハ一ト二ノ割合トス

第七十二條 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦首府ハ莫斯科市トス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦第二回「ソヴイエト」大會書記官　ア・エヌキツゼ

莫斯科千九百二十四年一月三十一日

ソヴイエト聯邦中央國家機關重要職員表

（一九三〇年十一月二十日現在）

ソヴイエー聯邦中央執行委員會

議長	エム・イ・カリニン
同	ゲ・イ・ペトロフスキー
同	ア・ゲ・チエヴルヤコフ
同	ゲ・ムサベコフ
同	フエ・ホヂヤエフ
同	エヌ・アイタコフ

ソヴエート聯邦中央執行委員會書記ア・エス・エヌキツゼ

ソヴイエト聯邦中央執行委員會幹部會

アンドレエフ。アタバエフ。アフン・ババエフ。ドガドフ。エヌキツゼ。エルパノフ。ザトンスキー。カリニン。キセリヨフ。モロトフ。ムサベコフ。ペトロフスキー。ルヅタク。スクルイブニク。スミルノフ。タヂエフ。トムスキー。ウハノフ。ハツケヴイチ。ホヂヤエフ。チエルヴヤコフ。チユバリ。チユドフ。チユツカエフ。エリアワ

ソヴイエト聯邦人民委員會議

議長	ア・イ・ルイコフ
議長代理	ヤ・エ・ルヅタク
同	ゲ・カ・オルヂヨニキツゼ
同	ヴエ・ヴエ・シユミツト
外務人民委員長	リトヴイノフ
陸海軍人民委員長	カ・エ・ヴオロシロフ
交通人民委員長	ルヒモーヰツチ
郵電人民委員長	エヌ・カ・アンチボフ
勞農監督人民委員長	ゲ・カ・オルヂヨニキツゼ
勞働人民委員長	アーエム・ツイーホン
內外商業人民委員長	ア・イ・ミコヤン
財務人民委員長	オルヂヨニキツゼ
最高國民經濟會議長	グリニコ
中央統計院長	ヴエ・ペ・ミリユチン
ソヴエート聯邦人民委員會議翰長	エス・ペ・ゴルブノフ
翰長代理	マトウエーエフ

勞働及國防衛會議、

議長ルイコフ。議長代理ルヅタク。オルヂヨニキツゼ。シユミツト。同會議委員グリンコ。ヴオロシロフ。クリツジヤノフスキー。ヤコフレフ。クイブイシエフ。ミコヤン。ヤンソン。アクーロフ。チーホン。ピヤタコフ。同會議翰長ゴルブノフ。同會議書記マトウエーエフ。

ソヴイエト聯邦國家計畫委員會

議長クイブイシエフ。同代理クヴイリング。ミリユチン。クズネツオフ。パスクツキー。ストウルミリン。オサドチー。クリジヤノフスキー同幹部會　ボゴレヴフ。ボオリフ。ゴレフ。クサンドロ。ラフリチエフ。レヴイン。メホノシン。メンデリソン。ルガーシン。ミナーエフ。シユミツト。

聯邦人民委員會議附中央利權委員會

委員長エリ・ヴエ・カメネフ。委員フオンシユテイン。マリコーチン。スドモニヤコフ。レベデフ。

聯邦人民委員會附オ・ゲ・ペ・ウ

（統一國家政治保安部）

委員長ヴエ・エル・メンジンスキー。委員長代理ゲ・ゲ・ヤゴダ。エス・ア・メツヽング。委員エフドキモフ。ボキー。バリツキー。レデンス。ブロコフイエフ。ブラゴンラヴオフ。

最高裁判所

議長ウイノクロフ。議長代理ワシリエフユージン。最高裁判所檢事局檢事クラシコフ。ピリヤフスキー。ランダ。カタニヤン。

陸海軍人民委員部及び革命軍事會議

陸海軍人民委員長及革命軍會議々長ヴオロシロフ。同代理ガマルニク。カメネフ（エス・エス）。革命軍事會議委員バラノフ。ブヂヨンヌイ。エゴロフ。ムクレヴイチ。オルジヨニキツゼ。ポストニコフ。トウハチエフスキー。ウボレヴイチ。

內外通商人民委員部

委員長ミヤコン。委員長代理グリヤチンスキーロバチエフ。キシス。リユビーモフ。エイスモンド。參與會議員ヴエイツエル。グロスマン。ドウヴオライツキー。クーリコフ。コルニユシン。クレイネル。ミンキン。マルイシエク。パンクラトフ。パトリケエフ。チエルノフ。シヤトハン。レジヤーワ。ヘツケル。

交通人委員部

委員長ルヒモーヰツチ。委員長代理ゾフ。參與會議員ルツキー。ミロノフ。ボルヤン。ボリユドフ。スプンデ。ブラゴンラヴオフ。ルードウイ。チヨルマイ。

郵電人民委員部

委員長アンチボフ。委員長代理リユボヴイチ。參與會議員ヴオレンベルグ。モデノフ。ムサトフ。シニコフ。スミルノフ。ワシーリエフ。

勞農監督人民委員會

委員長オルジヨニキツゼ。委員長代理ローゼンゴリド。パウルノフスキー。アクーロフ。參與會議員ベレンキー。ゴリツマン。イリイン。カガノヴイチ。レングニク。パウルノフスキー。ペテルス。ロズミロヴイチ。ロイゼンマン。シキリヤトフ。シユシコフ。ヤロスラフスキー。オゼルスキー。

最高國民經濟會議

議長オルヂヨニキツゼ。議長代理コシオル。ロボフ。メジラウク。オシンスキー。ドガードフ參與議員アワネソフ。アダモヴイチ。アラロフトムスキー。メリニチヤンスキー。ドルゴフ。シユヴエルニク。ゾロタリヨフ。フイガトネルロモフ。クラワリ。シユワルツ。レブセ。マクシモフ。ブハリン。ポストニコフ。ツホムリントロコンツエフ。ジユコフ。セレブロフスキーシテルン。ユーリン。ヴエンベルグ。アルフエロフ。ペトロフスキー。コマロフ。ローゼンタリミハイロフ。ローニン。オゼルスキー。

勞働人民委員會

委員長チホン。委員長代理トルストピヤトフ。參與會議員ロマノフ。ガステフ。ギンヂン。ジヨルトフ。コトフ。ノア。セリナ。

財務人民委員會

委員長グリニコフ。委員長代理レーヴイン。マンチエフ。カルマーノウイチ。參與會議員テウマン。イワノフ。ワシーリエフ。シネーデル。マイミン。ゲンキン。

國立銀行

委員長カルマーノヰツチ。委員長代理カクトウイン。カルクリン。理事アルクス。ベルラツキー。ブリユム。カガン。マヌイロフ。ミヘリマン。モーリン。シエル、シレジンゲル。

聯邦中央統計院

委員長ミリチユン。委員長代理シユミト。パシコフスーキ。クリツマン參。與會議員ビネマンガイステル。ゼイリンゲル。クラシリニコフ。ムードリク。ネムチノフ。オブホフ。ペトロフスムレヴイチ。フアリクネル・スミツト。ゴンチヤロフ。

農務人民委員會

委員長ヤコフレフ。委員長代理エス・アヂンツオフ。クリメンコ。エジヨフ。參與會議員グルシエフスキー。ユルキン。カミンスキー。ワヴイロフ。ゴレンド。コロストシエフスキー。ゲイシテル。イシテンコ。アー・アジンツエフ。

外務人民委員會

委員長リトヴイーノフ。委員長代理カラハン。クレスチンスキー。ストモニヤコフ。

第二東洋部

部長ユズロフスキー。次席ポリソフ。日本係アスコフ。支那係ゲテイ。カントロヴイチ。

前記外の外務人民委員部職員表

文書部長	デ・テ・フロリンスキイ
政務部長	エ・ア・アダモフ
中歐部長	ベ・エ・シテイン
沿バルチック及波蘭部長	エム・エム・グブラニツキー
英佛國並にラテン民族國部長	エス・ベ・カガン
近東部長	ユス・カア・パスツーホフ
中東部長	ウエ・エム・ツウケルマン
極東部長	ベ・イ・コズロフスキー
經政部長	ア・ウエ・サバニン
關稅會議部長	ベ・デ・ロゼンブリユム
中央運賃會議部長	ベ・デ・ロゼンブリユム
出版部長	エフ・ア・ロートシテイン
事務部長	イ・ウエ・モログノフ
スカンヂナビア部長	デ・テ・フロリンスキー
法律部長	ベ・ア・アレキサンドロフ
精算部長	ワカンシヤ
財務部長	ア・ア・マルチンソン
査證部長	デ・ベ・フレンケリ
外交傳令部長	テ・カ・グリクマン
經理部長	ヤ・エム・ロベンコ

註　第十六回ソヴイエト共産黨大會後國家機關の重要職員交迭極めて頻繁にして、本年鑑編纂中にも重要なる方面の移動を見つつあり、注意を要す

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法

（根本法）

第十二回勞働者、農民「ユザック」及赤兵代表者ノ全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦根本法（憲法）第五條ニ從ヒ且千九百二十四年一月二十九日附第十一回全露「ソヴイエト」大會ノ決定ニ基キ左ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國改正憲法（根本法）ヲ裁可スヘキモノト決定ス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法

（根本法）

第一編　總則

第一章

第一條　本露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ハ第三回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル勞働及被搾取人民ノ權利宣言ノ根本的規定及第五回全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原ニ則リ有產階級ヲ××シ、人ニヨル人ノ搾取ヲ廢止シ並ニ階級ノ區別モ××的權力モ存在セサル××主義ヲ實現スル爲無產階級ノ××ヲ保障スルヲ以テ自己ノ目的トス

第二條　露西亞共和國ハ民族的「ソヴイエト」共和國ノ聯邦ヲ基礎トスル勞働者及農民ノ社會主義的國家ナリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域内ニ於ケル總テノ權力ハ勞働者、農民、「コザック」及赤兵代表者ノ「ソヴイエト」〔復數〕ニ屬ス

第三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル最高權力ノ保持者ハソヴイエト大會トシ大會閉會中ハ「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會トス

第四條　勞働民衆ニ眞ノ良心ノ自由ヲ保障スル爲國家ト教會、學校ト教會トヲ分離シ又宗教的及反宗教的宣傳ノ自由ヲ全人民ニ認ム

第五條　勞働民衆ニ眞ノ言論ノ自由ヲ保障スル

爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ刊行物ヲ資本ヨリ獨立セシメ勞働階級及農民ニ對シ新聞、冊子、書籍及其ノ他總テノ印刷物刊行ニ要スル一切ノ技術的及物質的ノ資料ヲ與ヘ且全國内ニ於ケル自由ナル頒布ヲ保障ス

第六條　勞働民衆ニ眞ノ集會ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義共和國聯邦「ソヴイエト」共和國ハ「ソヴイエト」共和國人民ニ對シ自由ニ集會、會合、行列等ヲ擧行スルノ權利ヲ認メ國民的集會ヲ行フニ適スル一切ノ場所ヲ勞働階級及農民ノ處置ニ供ス

第七條　勞働民衆ニ眞ノ結社ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ有產階級ノ經濟上及政治上ノ權力ヲ打破シ以テ今日迄有產階級制度ノ社會ニ於テ勞働者及農民ノ自由ナル團結及行動ヲ防害シタリシ一切ノ障害ヲ排除シ勞働者及農民ニ對シ其ノ合同及團結ノ爲援助ヲ與フ

第八條　勞働民衆ニ眞ノ知識啓發ノ自由ヲ保障スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ彼等ニ完全ニシテ全般的且無料ナル教育ヲ授クルヲ以テ自己ノ任務トス

第九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ勞働ヲ以テ共和國全市民ノ義務ナリト認ム

第十條　偉大ナル勞農革命ノ成果ヲ凡ユル方法ニヨリ擁護スル爲露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ社會主義的組國防護ヲ共和國全人民ノ義務ト認メ國民皆兵ノ制ヲ定ム武器ヲ手ニシテ革命ヲ防護スルノ名譽權ハ勞働民衆ニノミ之ヲ與ヘ非勞働分子ハ他ノ軍務ニ服セシム

國家の構成

第十一條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ共和國ノ憲法及法律ニヨリ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ爲定メラルル一切ノ權利ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域内ニ滯在スル他ノ同盟「ソヴイエト」共和國ノ總テノ人民ニ對シテモ賦與ス

第十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ凡ユ「ソヴイエト」共和國人民ニ對シ自由ニ集會、會合、行列等ヲ擧行スルノ權利ヲ認メ國民的集會ヲ行フニ適スル一切ノ場所ヲ勞働階級及農民ノ處置ニ供ス

第十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ人種及民族ノ如何ニ拘ラス人民ノ權利ノ平等ナルニ鑑ミ小數民族ノ何等カノ壓迫若ハ其ノ（直接又ハ間接ノ）設定若ハ認容ヲ以テ共和國全然兩立セサルモノナルコトヲ宣言ス

第十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ハ勞働民衆ノ利益ヲ顧慮シ社會革命ノ利益ニ反シテ行使セラルル個人及團體ノ權利ヲ剝奪ス

第十五條　總テノ土地、森林、地中埋藏物、水域竝工場及製造所、鐵道、水上及空中ノ運輸及交通機關ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ特別法規及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高機關ノ定ムル原則ニヨリ勞農國家ノ所有ニ屬ス

第二編

第二章　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項

第十六條　全露「ソヴイエト」大會ノ權限ニ專屬スル事項左ノ如シ

（イ）露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法（根本法）ノ根本原則ノ制定、增補及修正竝全露「ソヴイエト」大會閉會中全露中央執行委員會會議ニ於テ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ノ局部的修正ニ對スル最終的裁可

（ロ）自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ノ最終的裁可

第十七條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行

委員會ハ國家全般的意義ヲ有スル一切ノ事項ヲ管掌ス即チ

(イ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一切ノ內政及國民經濟ノ一般的指導

(ロ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ヲ構成スル自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ境界ノ設定同共和國憲法ノ裁可竝自治「ソヴイエト」社會主義共和國間及該共和國ト聯邦ノ他ノ部分トノ間ノ爭議ノ解決

(ハ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域ノ一般行政上ノ區劃ヲ爲スコト竝地方及州合同ノ認可

(ニ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全國民經濟及其ノ各部門ノ計劃ヲ定ムルコト

(ホ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ單一ナル國家豫算ノ一部トシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算ヲ定ムルコト

(ヘ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ憲法及法令ニ準據シテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家及地方ノ租稅、課金及租稅外收入ヲ定メ竝外國公債ノ契約ヲ締結スルコト

(ト)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國歲入及歲出ニ對スル最高監督

(チ)「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ニ準據シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國諸法典ノ裁可

(リ)露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル全般的及部分的大赦ノ權利

(ヌ)本憲法若ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高機關ノ決定ニ違反スル自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ノ「ソヴイエト」大會ノ決定ヲ取消スコト

第十八條　全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ハ前條ニ揭ケタル諸事項ノ外「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ノ規定ニ由ル諸事項ヲ管掌ス

第十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦根本法(憲法)ニ定メタル範圍ニ於テ且聯邦ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦最高機關ノ決定ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於テ拘束力ヲ有ス、前記ノ場合以外ニ於テハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ領域內ニ於テ全露「ソヴイエト」大會ノ採決シタル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)第二十五條ニ定メタル基礎ニヨリ選擧人二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ以テ選出スル市及市的居住地ノ「ソヴイエト」代表者及十二萬五千人ニ付一人ノ割合ヲ選出スル縣及管區「ソヴイエト」大會ノヲ以テ組織ス

備考　縣「ソヴイエト」大會カ全露「ソヴイエト」大會以前ニ開催セラレサル場合ニハ代議員ハ直接郡「ソヴイエト」大會ヨリ派遣ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ「ソヴイエト」大會ノ定ムル人員ヨリ成ル全露中央執行委員會ヲ選任ス

第二十二條　全露「ソヴイエト」大會ハ年一回全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十三條　臨時全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家機關ノ現行慣例ニ根本的變

第三編　「ソヴイエト」權力ノ構成

第三章　中央權力

(イ)

第二十條　全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會之ヲ召集ス

第二十一條　全露「ソヴイエト」大會ハ全露中央執行委員會ニ於テ自己ノ發意又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國總人口ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ有スル地方ノ諸「ソヴイエト」及諸「ソヴイエト」大會ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

(ロ)「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會

第二十四條　「ソヴイエト」ノ全露中央執行委員會ハ本憲法第三條、第十七條及第十八條ニ規定スル範圍內ニ於テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ最高ノ立法、行政及監督機關トス

第二十五條　全露中央執行委員會ハ自己ノ發意ニヨリ法典、命令及決定ヲ發布シ竝人民委員會議ノ提出セル法律案ヲ審査シ且裁可ス

第二十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ政治及經濟生活ノ一般的規範ヲ定ムル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國家機關ノ現行慣例ニ根本的變更ヲ加フル總テノ命令及決定竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」大會ニ對シ責ニ任シ之ニ自己ノ事務經過竝一般政策及各個ノ問題ニ關スル報告ヲ爲ス

(ハ)　人民委員會議

第三十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ人民委員會議長、議長代理及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法第三十七條ニ揭ケタル諸人民委員ハ人民委員會議委員トシテ參加シ「ソヴイエト」共和國聯邦ノ法規ニ基キ任命セラルル聯邦ノ一般人民委員部ノ全權代表者ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ノ決定ニ從ヒ評議權若ハ決定權ヲ以テ參加ス

第三十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ一般行政ハ人民委員會議ニ屬ス

第三十四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ハ全露中央執行委員會ニ於テ及本條ノ增補トシテ發タル權利ノ範圍內ニ於テ及本憲法ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全領域ニ亙リ布セラルヘキ人民委員會議官制ニ基キ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全領域ニ亙リ實施ノ義務アル命令及決定ヲ發布ス

第三十五條　人民委員會議ハ全露「ソヴイエト」大會及全露中央執行委員會ニ對シ責ニ任ス

第三十六條　人民委員會若ハ其ノ幹部會ニ於テ之ヲ取消又ハ停止スルコトヲ得

(ニ)　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部

第三十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ管轄ニ屬スル國家行政ノ各部ヲ直接指導スル爲左ノ十一ノ人民委員部ヲ設

ク

最高國民經濟會議
內國商業
勞　働
財　務
勞農檢査
內　務
司　法
教　育
保　健
農　務
社會保障

第三十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國最高國民經濟會議及內國商業、財務、勞働及勞農檢査ノ諸人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ隷屬シ同時ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦當該人民委員部ノ命令ニ從ヒ行動ス

第三十九條　人民委員會議員即チ人民委員ハ各人民委員部ノ長官トス

第四十條　各人民委員ハ其ノ統裁ノ下ニ參與官ヲ置ク、其ノ委員ハ人民委員會議之ヲ認可ス

第四十一條　人民委員ハ當該人民委員部ノ管掌スル一切ノ問題ヲ專決スルノ權利ヲ有ス、參與會カ人民委員ノ決定ニ不同意ナルトキハ參與會ハ決定ヲ停止スルコトナクシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ之ヲ申立ツルコトヲ得、參與會ノ各會員モ同一ノ權利ヲ有ス

國家の構成

第四十二條　人民委員ハ其ノ事務ニ付人民委員會議竝全露中央執行委員會及其ノ幹部會ニ對シ責ニ任ス

第四十三條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員部ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會及人民委員會議ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得又露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員部ノ處分ニ關シテハ該處分カ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全露中央執行委員會、其ノ幹部會若ハ人民委員會議ノ明ナル命令ニ準據セサルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ同名ノ人民委員部ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得

第四章　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州

第四十四條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國及自治州ニ於ケル國家權力ノ機關ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法ニ基キ地方「ソヴイエト」、其ノ大會、中央執行委員竝州及中央執行委員ヨリ成ル

自治「ソヴイエト」社會主義共和國根本法(憲法)ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ採決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ得更ニ全露「ソヴイエト」大會ノ最終的裁可ヲ受クヘキモノトス

備考　自治州ニ關スル法律ハ其ノ「ソヴイエト」大會ニ於テ裁決シ全露中央執行委員會ノ裁可ヲ受クベキモノトス

第四十五條　各自治「ソヴイエト」社會主義共和國領域內ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トシ大會ノ閉會中ハ其ノ選任スル中央執行委員會トス中央執行委員會ノ權利ハ各自治「ソヴイエト」社會主義共和國憲法ニ於テ之ヲ定ム

第四十六條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ中央執行委員會及自治州ノ執行委員會ハ其委員中ヨリ幹部會ヲ選出ス幹部會ハ中央若ハ州執行委員會閉會中該共和國若ハ州ノ最高機關トス

第四十七條　自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ自己ノ執行機關即左ノ構成ヨリ成ル人民委員會議ヲ組織ス即チ人民委員會議長及內務、司法、教育、保健、農務及社會保障ノ各人民委員竝露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ合同人民委員即財務、勞働、內國商業勞農檢査及最高國民經濟會議

地方ノ生活狀況ニ應シ自治「ソヴイエト」社會主義共和國中央執行委員會ハ人民委員ノ數ヲ減シ及人民委員會議ノ構成ヲ適當ニ變更スルノ權利ヲ有ス

第四十八條　本憲法ニヨリ自治「ソヴイエト」社會主義共和國ニ附與セラレタル權利ノ範圍內ニ於テ此等共和國ノ中央執行委員會ハ當該自治「ソヴイエト」社會主義共和國ノ領域ニ於テ拘束力ヲ有スル法令ヲ發布ス

第五章　地方ノ權力

イ　「ソヴイエト」大會

第四十九條　當該領域—地方、州、縣、管區、郡、區若ハ鄉—內ニ於テ其ノ權限ノ範圍內ニ於ケル最高機關ハ「ソヴイエト」大會トス

第五十條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄉ノ「ソヴイエト」大會ニハ當該行政單位ノ領域內ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」ノ代表者參加スルモノトス

第五十一條　「ソヴイエト」大會ハ千九百十八年ノ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國憲法(根本法)及第七回全露「ソヴイエト」大會ノ決議ニ準據シ左ノ方法ヲ以テ之ヲ組織ス

(イ)地方及州「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」及管區「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人五千人ニ付代議員一人管區「ソヴイエト」大會ヨリハ人口二萬五千人ニ付代議員一人トス

(ロ)縣「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸ソヴイエト及郡「ソヴイエト」大會ノ各代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」大會ヨリハ選擧人二千人ニ付代議員一人、郡「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一萬人ニ付代議員一人トス

(ハ)管區「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル市、市的居住地、市的居住地以外ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人一千人ニ付代議員一人、區「ソヴイエト」大會ヨリハ人口五千人ニ付代議員一人トス

(ニ)郡「ソヴイエト」大會ハ左ノ割合ヲ以テスル

市、市的居住地、郡內ニ存在スル工場及製造所ノ諸「ソヴイエト」代表者及村「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス即市「ソヴイエト」ヨリハ選擧人二百人ニ付代議員一人、鄉「ソヴイエト」大會ヨリハ人口一千人ニ付代表議員一人トス但郡ニ於ケル代議員ハ三百人ヲ超ユルコトヲ得ス

(ホ)區及鄉「ソヴイエト」大會ハ人口三百人ニ付一人ノ割合ヲ以テ區若ハ鄉內ニ存在スル總テノ「ソヴイエト」代表者ヲ以テ組織ス但區若ハ鄉ニ於ケル代議員ハ百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

備考　特利ナル場合ニハ全露中央執行委員會ニ對シ地方ノ狀況ニ應シ各個ノ土地ノ爲本條ニ定ムル代表者數ヲ變更スルノ權利ヲ與フ

第五十二條　「ソヴイエト」大會ニハ通常ト臨時トアリ通常「ソヴイエト」大會ハ年一回之ヲ召集ス臨時「ソヴイエト」大會ハ左ノ場合ニ之ヲ召集ス

(イ)上級「ソヴイエト」大會若ハ其ノ執行委員會ノ提議ニヨリ

(ロ)其ノ領域內ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ當該執行機關(執行委員會)ニ於テ其ノ發意ニヨリ又ハ該區域ノ住民ノ三分ノ一ヲ下ラサル人口ヲ占ムル諸「ソヴイエト」ノ要求アリタルトキ

第五十三條　「ソヴイエト」大會ハ自己ノ執行機關即執行委員會ヲ選出ス其ノ委員數ハ各行政區域單位「ソヴイエト」大會ノ爲全露中央執行委員會決定ヲ以テ之ヲ定ム

ロ　執行委員會

第五十四條　執行委員會ハ「ソヴイエト」大會之ヲ選出シ「ソヴイエト」大會ノ閉會中當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」權力ノ最高機關ニシテ自己ヲ選出シタル大會ニ對シ責ニ任シ且上級執行委員會、全露中央執行委員會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ隸屬ス

第五十五條　當該領域ノ行政竝中央權力ノ決定及命令ノ實施ニ關スル一切ノ常務ヲ指導スル爲執行委員會ハ幹部會ヲ選出ス幹部會員數ハ各行政區域單位ノ爲全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會之ヲ定ム

第五十六條　執行委員會閉會中ハ執行委員會ノ幹部會ニ於テ執行委員會ノ權利ヲ行使シ且執行委員會ニ對シ責ニ任ス

第五十七條　地方權力ノ管轄ニ屬スル一切ノ事務ヲ遂行スル爲及上級執行委員會及中央權力ノ決定ヲ實施スル爲地方、州、縣、管區、郡執行委員會ハ全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ定ムル原則ニ基キ諸部ヲ設ク

執行委員會ノ現存スル部ノ廢止若ハ併合竝新ナル部ノ設置ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ決定ニヨリ之ヲ行ヒ且全露中央執行委員會又ハ其ノ幹部會ノ認可ヲ受クルモノトス

備考　區及鄉執行委員會ニ在リテハ縣執行委員會若ハ其ノ幹部會ノ決議ヲ經テ部若ハ支部ヲ設クルコトヲ得

第五十八條　執行委員會ノ部ハ執行委員會及其ノ幹部會ニ隸屬シ執行委員會及其ノ幹部會竝上級執行委員會ノ當該部ノ命令及指令ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス、地方、州及縣執行委員會ノ部ハ尙露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國當該人民委員部ノ命令及指令ヲ遂行スルノ義務ヲ有ス

ハ　代議員「ソヴイエト」

第五十九條　「ソヴイエト」ノ組織左ノ如シ

(イ)市ニ於テハ人口各千人ニ付代議員一人ノ割合トス但五十人以上一千以下トス

(ロ)村落(小村、村、宿驛、小住區、人口一萬人以下ノ市、「アウル」—高架索地方ノ小村農場地等)ニ於テハ人口各百人ニ付代議員一人ノ割合トス但シ各村「ソヴイエト」ノ代議員ハ三人以上五十人以下トス

備考　本號ニ定メタル代表者數ノ變更ハ全露中央委員會ノ決定ヲ以テ之ヲ行フ

第六十條　常務執行ノ爲市ニ於ケル代議員「ソヴイエト」ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ノ定ムル原則ニ基キ議員中ヨリ執行委員會ヲ選出ス

第六十一條　村「ソヴイエト」ニ在リテハ全露中央執行委員會又ハ其幹部會ノ定ムル原則ニ基キ執行委員會ヲ設クルコトヲ得

第六十二條　代議員「ソヴイエト」ハ執行委員會若ハ「ソヴイエト」議長ニ於テ自己ノ發意ニヨリ並「ソヴイエト」議員ノ半數以上ノ要求ニヨリ之ヲ召集ス

第六十三條　「ソヴイエト」議員ハ其ノ選擧人ニ對シ正規ニ報告ヲ爲スコトヲ要ス

ニ　地方權力機關ノ管轄事項

第六十四條　地方、州、縣、管區、郡、區及鄕ノ「ソヴイエト」權力ノ機關即執行委員會及其幹部會並代議員「ソヴイエト」ハ左ノ事項ヲ管掌ス

(イ)當該領域ノ文化及經濟ノ進歩發達ヲ圖ルコト

(ロ)地方豫算ノ編成及認可

(ハ)「ソヴイエト」權力ノ當該上級機關ノ決定ヲ實施スルコト

(ニ)當該領域ニ於ケル地方的性質ヲ有スル諸問題ノ解決

(ホ)當該領域ニ於ケル「ソヴイエト」ノ事務ノ統一

(ヘ)當該領域ニ於ケル革命ノ法規ノ保障並國家秩序及社會保障ノ防護

(ト)自己ノ發意並ニ上級執行委員會ノ提議ニ基キ國家全般的意義ヲ有スル問題ヲ審議スルコト

第六十五條　「ソヴイエト」大會及其ノ執行委員會ハ下級ノ地方「ソヴイエト」及其ノ執行機關ノ行動ヲ監督ス

地方「ソヴイエト」大會ノ決定ハ上級「ソヴイエト」大會及其ノ執行委員會、全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ノミ之ヲ取消スコトヲ得

執行委員會及其ノ幹部會ノ決定ハ之ヲ選出シタル「ソヴイエト」大會並上級「ソヴイエト」大會上級執行委員會、其ノ幹部會、全露中央執行委員會、其ノ幹部會及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議之ヲ取消スコトヲ得

第六十六條　地方及州執行委員會若ハ其ノ幹部會並縣執行委員會ハ特別ナル場合ニ限リ全露中央執行委員會ノ定ムル規定ニ基キ自己ノ責任ヲ以テ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ處分ノ實施ヲ停止スルノ權利ヲ有ス

第六十七條　管區及郡執行委員會ハ地方、州若ハ縣執行委員會ノ部若ハ之ニ相當スル機關ノ處分ニシテ明ニ全露中央執行委員會、其ノ幹部會、露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議又ハ地方、州若ハ縣執行委員會ノ決定ニ違反スルトキハ特ニ其ノ實施ヲ停止スルコトヲ得但之ニ付直ニ地方、州若ハ縣執行委員會及當該部長ニ通報スヘキモノトス

第四編

第六章　「ソヴイエト」選擧

イ　選擧權及被選擧權

第六十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ニシテ選擧ノ日迄ニ滿十八歳ニ達シタル左記ノ者ハ其ノ信仰、人種、民族、定住等ノ如何ニ拘ラス「ソヴイエト」選擧權及被選擧權ヲ有ス

(イ)生産的及公益的勞務ニ依リテ生活資料ヲ得ル者並此等ノ者ヲシテ生産的勞務ニ從事シ得シムル爲家事ニ從事スル者

(ロ)勞農赤軍及赤色海軍ノ赤兵及赤色水兵

(ハ)本條(イ)及(ロ)項ニ掲ケタル部類ニ屬スル人民ニシテ何等カノ程度ニ於テ勞働能力ヲ失ヒタル者

備考　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ニ非サル者ノ中本憲法第十二條ニ指定シタル者ハ選擧權及被選擧權ヲ有ス

第六十九條　前條各項ノ一ニ該當スル者ト雖モ左記ノ者ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス

(イ)利益ヲ得ル目的ヲ以テ雇傭勞働ヲ利用スル者

(ロ)非勞働收入例ヘハ資本ノ利子、企業上ノ收入、財産上ノ所得等ニ依リ生活スル者

(ハ)個人商人、商業仲介業者

(ニ)修道士、總テノ信仰及教義ノ宗教的祭祀ヲ業トシテ取扱フ者

(ホ)舊警察各憲兵隊及保安部ノ勤務者及代理者、舊露國皇族並警察、憲兵隊及處罰機關ノ事務ヲ指揮シタル者

(ヘ)正規ノ手續ニ依リ精神病者若ハ狂者ト認メラレタル者

(ト)貪婪的又ハ破廉恥的犯罪ノ爲刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ法律若ハ裁判判決ニヨリ定メラレタル期間中

ロ　選擧ノ施行

第七十條　選擧ハ地方「ソヴイエイト」又ハ其ノ執行委員會ノ定ムル日ニ之ヲ行フ

第七十一條　選擧ノ經過及結果ニ關シテハ調書ヲ作成シ選擧委員會委員之ニ署名ス

第七十二條　選擧施行細則並職業組合及其他ノ勞働團體ノ選擧參加ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會ニ於テ之ヲ定ム

ハ　選擧ノ審査及取消並議員ノ召集

第七十三條　「ソヴイエト」選擧ノ正否ノ審査ハ選擧委員會ニ於テ之ヲ行ヒ「ソヴイエト」大會ニ選出セラルル議員ノ全權ノ正否ノ審査ハ資格審査委員會之ヲ行フ

第七十四條　選擧カ全部不正ナルトキニ於テ選擧取消ノ問題ハ順序上上級ニ位スル「ソヴイエト」權力機關之ヲ決定ス「ソヴイエト」選擧ニ關スル最終審判機關ハ全露中央執行委員會若ハ其ノ幹部會トス

第七十五條　議員ヲ「ソヴイエト」ニ送リタル選擧人ハ何時ニテモ其ノ議員ヲ罷免シ新選擧ヲ行フノ權利ヲ有ス

第五編

第七章　豫算編成權

第七十六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ總テノ國家收入及總テノ支出ハ之ニ加入スル自治共和國ノ歳入及歳出ヲ含ミ之ヲ國家總豫算ニ綜合ス

第七十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法及聯邦共通ノ立法手續ニヨリ發布セラルル規則ニ基キ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦單一國家豫算ノ構成部分トシテ之ニ編入スル物トス

第七十八條　支出並露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域ニ於テ徵收セラルル收入ヲ聯邦一般ノ部中ニ入ルベキ收入及支出ト露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ部中ニ入ルヘキ收入及支出トニ分配スルコトハ同シク聯邦共通ノ立法手續ニヨリ之ヲ定ム

第七十九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ニ於テ之ヲ審議シ全露中央執行委員會ノ認可ヲ受ケ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦憲法ノ規定ニヨリ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ單一國家豫算ニ編入スル爲之ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ立法機關ニ廻附スルモノトス

第八十條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ヲ構成スル自治社會主義「ソヴイエト」共和國ノ國家收入及支出ハ此等共和國人民委員會議及中央執行委員會ニ於テ採決シ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議ノ審議ヲ經タル後露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國豫算ノ構成部分トシテ之ヲ全露中央執行委員會ニ於テ認可ス

第八十一條　國庫資金中ヨリノ如何ナル支出ト雖モ國家收入及支出ノ表中ニ之ニ對スル費目ノ定メラレアルカ又ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國立法機關ノ特別決定ノ發布アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第八十二條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ豫算表ニヨル一切ノ支出ハ其ノ直接ノ使途ニ從ヒ豫算項目ノ範圍內ニ於テ之ヲ爲スモノトス

第八十三條　總テノ地方收入及總テノ地方支出ハ聯邦共通及共和國ノ立法手續ニヨリ地方豫算中ニ綜合ス

第八十四條　地方豫算ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國當該中央機關ノ一般的監督ノ下ニ當該「ソヴイエト」大會若ハ適當ナル場合ニハ執行委員會ニ於テ之ヲ審議及決定ス

第八十五條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ決算報告ハ全露中央執行委員會之ヲ認可ス

第八十六條　法律上地方資金ニヨラシメラレタル經費支辨ノ爲「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ立法手續ニヨリ地方豫算ニ對シ租稅及非租稅財源ヲ與フ

第六編

第八章　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ徽章國旗及首府

第八十七條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國章ハ地ヲ赤トシ日光中ニ柄ヲ下ニ向ケテ交叉シタル金色ノ鎌ト槌トヲ顯ハシ穗ノ飾ヲ以テ之ヲ緣取リ左ノ文字ヲ記入シタルモノトス

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及總テノ國ノ無産者團結セヨ

第八十八條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ國旗ハ赤(紅)色ノ布ヲ用ヰ其左偶上部旗竿ニ近キ處ニ金文字ニテ「RSFSR」ト記入シタルモノトス

第八十九條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ首府ハ莫斯科市トス

第十二回全露「ソヴイエト」大會議長　エム・カリニン
第十二回全露「ソヴイエト」大會書記官　ア・キセリヨフ
莫斯科千九百二十五年五月十一日
（一九二五年五月二十六日「イズヴエスチヤ」ヲ以テ公布）

ソヴイエト各共和國中央國家機關重要職員表

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

全露中央執行委員會議長　エム・イ・カリニン
人民委員會議長　スウリモフ
同　代理　ア・ベ・スミルノフ
同　ア・エム・レジアク
同　テ・エル・ルイスクロフ
國民經濟最高會議長　エス・エス・ロボフ
農務人民委員長　エヌ・ア・クビヤク
財務人民委員長　エヌ・ア・ミリユウチン
商業　同　エス・ベ・エスモント
勞働　同　ア・エム・ヴフトフ
內務　同　エゴロフ
司法　同　エヌ・エム・ヤンソン
勞農監督同　エヌ・イ・イリイン
教育　同　ブブノフ
保健　同　ウラヂミルスキイ
社會保障同　イ・ア・ノゴウイツイン

ウクライナ社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ゲ・イ・ペトロフスキー
人民委員會議長　ウエ・ヤ・チウバリ
同　代理　ヤ・エム・ズズニク
同　ア・カ・セルビチエンコ
同　ウエ・ベ・ザトンスキー

白露西亞社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ア・ゲ・チエルビヤコフ
人民委員會議長　エヌ・エム・ゴロデツド
同　代理　エス・ベ・ガルブ
同　エム・エム・カルクリン

トルクメン社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　エヌ・アイタコフ
同　代理　ベ・ナザロフ
人民委員會議長　カ・アタバエフ
同　代理　ヤ・エム・ガリベルシテイン

ウズベツク社會主義「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　ユ・アフンババエフ
同　代理　ゲ・イ・ルデンコ
人民委員會議長　エフ・ホジヤエフ
同　代理　イ・デ・マルツイノフ

後高架索社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國

中央執行委員會議長　エム・ツハカヤ
同　オ・エス・アガマルイ
同　エス・エム・カシヤン
人民委員會議長　シエ・ゼ・エリアワ
同　代理　ア・ア・ベクゼヂヤン
同　エム・デ・グセイノフ

ソヴエート社會主義共和國聯邦

備考　人口は一九二六年國勢調査に基く、面積は一九二八年度出版「統計調査」第五號發表數字による

聯邦加盟國

名稱	成立日子	面積（單位千平方キロメートル）	人口（單位千人）	一平方キロメートル內ノ人口	行政上の中央都市（括弧內ハ其人口—單位千）
I、白ロシヤ共和國	一九一九年一月一日	二二、三四三、七	一四六、八一二	—	モスクワ（二〇二六）
II、ザ、コーカサス聯邦共和國	一九二二年五月十二日	一二六、八	四、九八四	三九、五	ミンスク（一三二）
		一八四、五	五、八六〇	三〇、一	チフリス（二九三）
右所屬					
一、アゼルバイジヤン共和國	一九二〇年四月廿七日	八四、七	二、三一四	二七、〇	バクー（四五二）
右所屬					
(イ)ナヒチエン自治共和國	一九二四年二月九日	六	一〇五	一七、三	ナヒチエワニ（九）
(ロ)ナゴールヌイ、カラバフ自治	一九二三年七月三日	四	一二五	三一、三	ステパナケルト（三）
二、アルメニヤ共和國	一九二〇年十一月廿九日	三〇、九	八八〇	二四、二	エリワニ（六五）
三、グルジン共和國	一九二一年二月廿五日	六八、九	二、六六七	四〇、六	チフリス（一二三）
右所屬					
(イ)アルハスク自治共和國	一九二一年五月四日	八	一〇二	二四、九	スウフウム（一一〇）
(ロ)アドジアルスク自治共和國	一九二一年七月十六日	二	一三二	六四、五	バツーム（四五）
(ハ)ユーゴ、オソチヤ自治州	一九二二年四月廿日	三	八七	二九、〇	ツイヒンワリ（六）
III、ロシヤ聯邦共和國	一九一七年十一月七日		一〇〇、八五八	五、一	モスクワ（二〇二六）
右所屬自治共和國					
一、バシユキール自治共和國	一九一九年五月廿日	一五八、七	二、七四三	一七、七	ウーハ（九九）
國家の構成					

名稱	成立日子	面積（單位千平方キロメートル）	人口（單位千人）	一平方キロメートル內ノ人口	行政上の中央都市（括弧內ハ其人口＝單位千）
二、ブリヤート、モンゴール自治共和國	一九二三年五月卅日	三八九、一	四九一	一、五	ウエルフネウージンスク（二一八）
三、ダゲスタン自治共和國	一九二一年一月廿日	五四、二	七八八	一三、三	マハツチ、カラ（二三）
四、カザーク同	一九二〇年十月四日	二、九五七、八	六、四九二	二、二	アルマ、アタ（四五）
右所屬					
カラ、カルパーク自治州	—	一一三	三〇五	二、七	チウバイ（五）
五、カレーリヤ自治共和國	一九二〇年八月四日	一四三、三	二七〇	一、八	ペトロザオドスク（二六）
六、キルギース同	一九二七年四月十五日	一九八	九九三	五、一	フルーニゼ（三五）
七、クルイム同	一九二一年十月十八日	二五、三	七一四	二七	ミムヘロポーリ（八八）
八、沿ヲルガ獨逸人同	一九一九年四月十六日	二六、八	五七二	二〇、四	ボクロフスク（一八）
九、達靼同	一九二〇年六月廿五日	六八、六	二、五九四	三八、七	カザン（一七九）
一〇、チュワーシュ同	一九二〇年六月廿四日	一八、三	八九四	四九、七	チエボクサールイ（九）
一一、ヤクーツク同	一九二二年四月廿七日	四、〇二三、三	二七〇	〇、一	ヤクーツク（一一）
所屬自治州					
一、アドイゲイ自治州	一九二二年七月廿七日	三	一一四	三八、〇	クラスノダール
二、オトスク同	一九二一年一月五日	三〇、四	七五六	二五、二	イジエフスク（六三）
三、イングーシュ同	一九二四年七月七日	三	七五	二五〇	ウラヂカフカズ
四、カバールジノバルカール同	一九二二年九月一日	一一	二〇四	一八、五	ナリーチク（一三）
五、カルムイツ同	一九二〇年七月五日	七五、四	一四二	二、〇	アストラハン
六、カラチヤエフ同	一九二六年六月十五日	八	六五	八、一	モコヤンシヤーハル
七、コーミ同	一九二一年八月廿二日	四二三、七	二〇七	〇、五	ウスチスインリスク（五）
八、カリー同	一九二〇年十一月廿五日	二三、五	四八二	二三、〇	ヨシュカルオラ（四）
九、オイラト同	一九二二年六月一日	八五	一〇〇	一、二	ウララ（六）
十、北オセチン同	一九二四年七月七日	六	一五二	二五、三	ウラジカフカズ
十一、チエルケツシュ同	一九二八年四月廿九日	一、五	三七	二四、七	
十二、チエチエン同	一九二二年十二月一日	一〇	三一〇	三一、一	グロズヌイ
IV、トルクメン共和國	一九二四年十二月	四九一、二	九九二	二、二	アシュハバド（四七）
V、ウズベツク共和國	一九二四年十二月五日	二五七、五	四、五三〇	一六、三	サマルカンド（一〇五）
右所屬					
一、タドジツク自治共和國	一九二四年	一五四、一	八二七	六、〇	ドユーシヤムベ（四）
右所屬	—	五七	三〇	〇、四	ホローグ
ゴールノ、バダフシヤニス自治州					
VI、ウクライナ共和國	一九一九年十二月廿七日	四五二	二九、〇二〇	六五、二	ハリコフ（四一七）
右所屬	一九二四年十二月十二日	八	五七二	七〇、九	バルタ（二三）
モルダフ自治州			七四五		スターリナバト
VII、タジーク共和國	一九二九年十二月	八〇			

露國共産黨の現勢

一、共産黨の組織的方面

一、共産黨の役割

共産黨は、資本主義體系の最も强烈なる組織的破壞力として、資本主義世界に於ては蛇蝎の如く畏怖憎惡されて居るが、ソヴエート聯邦に於ては之と正反對に國家を指導し、建設し、外敵から防衞しゆく組織的勢力として最も重要なる位置に立つてゐる。共産黨はソヴエート國家の頭腦であり心臟である。從つて今日のロシヤから共産黨の勢力を拔き去れば、それは他の資本主義國家と本質において選ぶところ無き國家となり終はすであらう。共産黨即ソヴエート聯邦といふも過言ではない。

かくの如くソ聯邦に於て重要性を持つ共産黨は如何なる社會的職能を持つてゐるかといふに之をマルクス・レーニンの言葉によつて說明すれば、革命的プロレタリアートの前衞部隊を政治的に組織せる力、即ちプロレタリアートの黨であるといふにある。

此の原則によつてソヴエート國家の重要機關は國營も公營も殆んど例外なく共産黨員を中心に構成され、非黨員は單に專門技術家として經濟的に黨員よりも優遇せらるゝ以外何等の特權をも與へられない。

今日ソヴエート國家を實質上指導してゐるものはソヴエート機關ではなくて、共産黨中央委員會である。中央委員會內の政治局（ポリトビユロー）である。例へば現在レーニン亡き後のソヴエート國家の獨裁者であると云はれるスターリン氏はソヴエート機關に於ては何等の椅子にも就いてゐるのではなくて、單に共産黨中央委員會の幹事長であり、政治局の一メンバーであるに過ぎない。又ソヴエート機關の如きもその中央部は九九%まで共黨員によつて占められて居り、非黨員の政治的自由は絕對に與へられてゐない。

二、黨員數增加趨勢

一九三〇年四月一日現在ソヴエート共産黨は百八十五萬二千九十人の黨員を擁してゐる、その中正黨員は百二十一萬五百二十七名、準黨員は六十四萬一千五百六十三名である。

第十五回黨大會（一九二七年十二月）直前には正準兩黨員の合計は、百二十一萬一千九百四十七人で第十五回大會から第十六回大會の間に六十四萬百四十三人の增加を來した。第十四回大會と第十五回大會の期間には二〇・八%の增加になつてゐる。斯る大なる增加速度は最近の二箇年に遂行された社會主義建設の大なる增加速度に密接なる關連を持つてゐる。卽ちソヴエート側では勞農大衆特にプロレタリア大衆の各層の大なる積極性が增加した結果に外ならないと說明してゐる。

第十五回大會から第十六回大會に至る約二、三年間の每三ケ月間に於ける黨の動態を示せば左の如し。

一九二七年十月一日	一、二一一、九四七人	
一九二八年一月一日	一、三〇二、八五四人	
一九二八年四月一日	一、三八五、八九六人	
一九二八年七月一日	一、四一六、四四三人	
一九二八年十月一日	一、四五六、六九六人	
一九二九年一月一日	一、五三二、三四七人	
一九二九年四月一日	一、六二四、〇一四人	
一九二九年七月一日	一、六六四、八〇五人	
一九二九年十月一日	一、六五三、七〇七人	
一九三〇年一月一日	一、六七四、九一〇人	
一九三〇年四月一日	一、八五二、〇九〇人	

黨員數が半分以上の增加をした時機に當つて、一方では黨の掃除、卽ち檢査と廓清とが行はれ、約十七萬人の黨員が除名された、墮落黨員の淸掃による黨廓淸運動は、效果をもたらし、勞働大衆側からの信任をかち得た。廓淸運動は反對派の連中の豫想した如く黨勢を弱めなかつたのみか、却つて勞働階級の優良な活動部隊を黨に加入せしめるやうな條件を作つた。

三、黨員の社會的構成

第十五回以後の入黨者は前述の如く六十四萬百四十三人であるが、そのうち勞働者は七七%、農民は一四%、勤務員は九%である。

每年採用される正黨員の中勞働者の占むる割合は、一九二八年には七一%、一九二九年には七八%、一九三〇年には八三・四%にして年々進增してゐる。從つて黨員總數に對する勞働者の比率は絕えず增加の步調を辿つてゐる。黨員を職業別にしてみると、一九二七年十月一日現在では勞働者五六・三%、農民は二一・五%、勤務員は一九%、其他は二・二%、であつたが一九三〇年四月一日現在では勞働者は六八・二%に增加し、農民は一八・七%、勤務員は一二・一%其他は一%に各々減少した。

最も重要な工場勞働者の數も增大した。直接生產に從事してゐる勞働者との聯結强化の見地から黨員總數に對する彼等の割合は。一九二七年十月一日の三九・三%から。一九三〇年四月一日に四八・六%に增加した。此期間に於て生產勞働者の實數は約四十萬人（正確には三十九萬八千六百二人）に增加した。

一九二九年十一月の黨中央委員會總會は。一九三〇年末までに勞働者の割合を五〇%までに達せしめることに關する命令を出したが。最近の生產勞働者の入黨速度を見るとこの命令は短期間に遂行されうる可能性があると報告されてゐる。

黨と勞働階級との有機的連繫が增大してゐると同時に黨の農民部に於ても大なる進展をした上記の如く農民の比率は一九二七年十月一日現在の二二五%（一九三〇年四月一日）に低下してゐるが。これは農民も勞働者の方が急激であつた結果である。然し農民黨員も實數においては一九二七年十月一日現在の二十一萬三千八百七十八人から一九三〇年四月一日現在の二十四萬二千七百七十二人に增加してゐる。この增加は專らコルホズ（協同農場）に加入してゐる農民によるもので。從來の個人經營農民の黨員は實數のみならず。比率に於ても減少して來てゐる。

農民黨員の內譯左の如し

協同經營農民			個人經營農民	
實數	比率		實數	比率
一四九、〇七二人	一五・二%		一、二五八、八四〇人	一二・八%
二八、四三三人	二・九%		三三、三〇一人	三・四%
九六、六六一人	九・九%		四〇六、九六五人	四・一%
五二、九〇二人	五・三%		七五、九二一人	七・七%

勞働者 一、一八一、六四二人
農民 三二四、三六五人
勤務員 二二五、五九一人

現職業別による黨員

勞働者	八四一、八一四人
勤務員	五〇九、二〇三人
農民	二一三、八七八人
其他	一六六、七〇三人

四、各共和國別比較

一九二八年十月一日現在に於ける共産黨員のソ聯邦各共和國別比較左の如し。（單位千人）

	正黨員	候補者	比率
一 ロシヤ	六二七	二五四	七二・二%
二 ウクライナ	一三七	五九	一六・一%
三 白ロシヤ	一九	一〇	二・四%
四 後高架索	四七	二四	五・九%
五 ウズベクスタン	一八	一四	二・七%
六 トルクメンスタン	五	四	〇・七%

五、軍隊黨員と駐外黨員

次に陸海赤軍內及び外國駐在の共産黨員比較左の如し。（單位千人）

	正黨員	候補者	計
一 陸海赤軍內	五六・八〇〇	二五・一〇〇	八二・〇〇〇
一 駐外黨員	一・五一四	一〇三	一・六一七

駐外黨員はいふまでもなくソ聯邦政府乃至は共他國家機關から、資本主義諸國に派遣されてゐる外交代表部、通商代表部、商取引機關等の勤務員

中に含まれてゐる。

六、共産黨の細胞組織

ソヴエート共産黨の最高機關は黨中央委員會〔ツエ・カ〕であり。其又中樞機關は政治局〔ポリド・ビウロー〕であるが、反對に最小單位は細胞〔ヤチエイカ〕である。ヤチエイカは網目の意味をもつてゐるが、卽ちこの網目が無數に集つてソヴエート共産黨を構成してゐる。

この細胞は勞働者細胞、農村細胞、官公署細胞軍隊細胞、學校細胞の五種から成立つてゐるが、今其種類別による細胞數を表示すれば左の如し。

種類	細胞數	比率
勞働者細胞	八、四四六	一九・七%
農村細胞	二〇、八七八	四八・一%
官公署其他細胞	六、二三三	一四・六%
軍隊細胞	六、四八六	一五・二%
學校細胞	六七二	一・六%

右細胞五種類の內部に於ける勞働者成員の割合は四二・三%、農民は二三・一%其他三四・六%である。

七、黨中央機關の役員

一九三〇年七月第十六回共産黨大會の結果選出されたる黨中央機關役員名左の如し。

A中央委員會

中央委員〔七一名〕同候補〔六二名〕氏名略

政治局

委員　ウオロシーロフ、カガノーウイチ、カリーニン、キーロフ、コシオル〔兄〕、クイブイシエフ、モロトフ、ルイコフ、ルズタツク、スターリン、委員候補　ミコヤン、チウバリ、ベトロフスキイ、アンドレエエフ、スイルツオフ

書記局

書記　パウマン、カガノーウイチ、モロトフ、ボストウイシエフ、スターリン、書記長　スターリン　書記候補　モスクウイン、シウエルニク

組織局

委員　アクーロフ、パウマン、ブブノフ、ガルニク、カガノーウイチ、ローボフ、モロトフ、モスクウイン、ボストウイシエフ、スターリン、シウエルニク、委員候補　スミルノフ・ア・ベ、チーホン、コサリヨフ、ドガードフ

B中央檢查委員會

委員

一、ブルイコフ・ア・ベ
二、ブイキン・ヤ・ベ
三、ウラデイミルスキイ・エム・エフ
四、ギカロ・エヌ・エフ
五、ダビツドソン・エル・イエ
六、レーバ・ア・カ
七、ピウオワーロフ・イ・エヌ
八、ラズウーモフ・エム・オ
九、リヤビーニン・イ・エ・イ
一〇、リヤーボフ・ア・エヌ
一一、ステパーノフ・エス・イ
一二、シエレヘス・イ・エス
一三、ユレーウイチ・エ・イ

C中央統制委員會

中央統制委員會委員〔一三四名〕氏名略

中央統制委員會幹部會員

アクーロフ、ベーレンキイ・ゼ・エム、ゴリツマン、グレーウイチ・ア・イ、エヌキツゼ、ザトンスキイ、ゼムリヤーチカ、イリイン、カガノーウイチ・エム・エム、クリーウオフ、コロトコフ、ナザレテヤン、オルジヨニキーゼ、オシモフ、バウルノフスキイ、ペテルス、ボクロフスキイ、エム・エヌ、ローゼンゴリツ、ロイゼンマン、ソリツ、ストウルツベ、トウリリツセル、シキリヤトフ、ヤンソン、ヤロスラフスキイ

同上候補

ヤーコウレフ・ア・イ、サハロワ、キルキジ、カラワーエフ、アルトユーヒナ、シウシコフ

共産黨の政策と黨內對立

一、共産黨內訌とトロツキーズム

新經濟政策實行の結果、都會にはネツプマンと稱する成金、農村にはクラークと稱する富裕なる階級が現出し、約四億留の個人資本が企業的に活躍するに至つたのである。次で一九二五年にネツプよりも更らに農民に對する讓歩的政策が行はれた同政策のことを一部ではネオ・ネツプ〔新々經

〔濟政策〕と稱へて居る。卽ちソヴイエト選擧に關する同年一月十六日の布告は其の一であつて、同布告は農民が選擧に參加するを妨げられ又は指名の方法が行はれて村落ソヴイエトの自由なる選擧が妨げられたやうな地方に付ては選擧を無效とし、再選擧を行ふ可きことを宣言せるものであるこれは農民のソヴイエト政權に對する消極的抵抗の增大と經濟上の困難の爲めに餘儀なくせられたる結果であると觀察せられて居る。又農業稅の改正も行はれるに至つた。農業稅は一九二四年度に對しては四億七千萬留を豫定せられ、實際の徵收額も三億四千萬留に達したに對し、一九二五年度に於ては其の豫定額を二億八千萬留に低下した。更に又同じく一九二五年中には農業賃貸借の許容に關する法令が發布せられたのみならず個人商業及國內工業等に對しても幾多の緩和が認められた特に重要なのは農業法典の改正であつて農民は或範圍內に於て雇傭勞働者を使用するも、選擧權を失はないこととなり、又農業勞働時間は八時間以上に延長し得ることとなつたのである。

斯かる緩和政策の結果一九二六年には各種の產業狀態が大體戰前卽一九一三年の程度迄復舊したと唱へられたが、同時に黨の一部に於ては斯る政策は爲政の局に當たれる黨幹部か經濟上政治上の難局に押されて工業プロレタリアートの革命的政黨本來の使命を沒却し私資本に對する鬪爭に於て重要なる陣地を拋棄せるものであると攻擊するもの漸次擡頭し來り、所謂幹部派と之に反對する者等との間に意見の疎隔を生ずるに至つた、之れが有名な一九二七年に於ける共産黨の內訌であつて、或方面では兩者間に政見の差異もあらうけれども裏面には政權爭奪と個人的感情が伏在するものと觀察する者もある。幹部派の如き政策を續くるに於ては量の問題は質の問題と化し、社會主義を標榜するソ聯邦は轉じて資本主義國家となるであらうと說き、社會主義の基調は工場勞働及工業の高度の發達に置かねばならぬ。農業に付ては之を集團的大量生產の大企業に改造し其の下に農民をして工場勞働者と均等の地位に在るが如くに取扱はねばならぬ。夫れ故コルホーズ〔組合農場〕及ソヴホーズ〔國家經營農場〕の增進、進んでは工場的國營農業企業の發展を計らねばならぬ又其の施設の爲めには農業機械其の他の技術的生產手段の製造を必要とするから農村政策も亦工業力の增進が必須の前提條件であると論じ、農村に於ける個人主義經濟の勃興は卽資本主義的勢力の增進であつて遂には都市に於ける社會主義の根底をも覆滅するに至るであらうから、クラークは勿論ネツプマンに對しては重稅を課し、個人資本を彈壓せねばならぬ。又帝國主義と世界經濟とが行はるる現代に於ては何國と雖社會主義實現のプログラムを自國一個の經濟上の條件及發達の傾向のみに見て樹て得べきではない。殊にソ聯邦の工業は未だ資本主義の工業の發達に遠く及ばない實情であるから今日に於ける工業化一日の遲緩は延て資本主義國工業に對する十年の退歩を招き、折角ソ聯邦に發芽せる社會主義的工業は遂に他國工業の爲めに潰滅せしめらるるに至るであらう。然るに元來ソ聯邦は天產富源に惠まれ又工業品を需要する關係上資本主義國に取り一大市場であり。又上得意先たるを失はないから之等諸國に對する態換期に在りとするも決して樂觀す可きではなく、實に內憂外患の危機に瀕し居る。幹部派の如き政策を續くるに於ては量の問題は質の問題と化し、社會主義を標榜するソ聯邦は轉じて資本主義國家となるであらうと說き、社會主義の基調は工場勞働及工業の高度の發達に置かねばならぬ。農業に付ては之を集團的大量生產の大企業に改造し其の下に農民をして工場勞働者と均等の地位に在るが如くに取扱はねばならぬ。夫れ故コルホーズ〔組合農場〕及ソヴホーズ〔國家經營農場〕の增進、進んでは工場的國營農業企業の發展を計らねばならぬ又其の施設の爲めには農業機械其の他の技術的生產手段の製造を必要とするから農村政策も亦工業力の增進が必須の前提條件であると論じ、農村に於ける個人主義經濟の勃興は卽資本主義的勢力の增進であつて遂には都市に於ける社會主義の根底をも覆滅するに至るであらうから、クラークは勿論ネツプマンに對しては重稅を課し、個人資本を彈壓せねばならぬ。又帝國主義と世界經濟とが行はるる現代に於ては何國と雖社會主義實現のプログラムを自國一個の經濟上の條件及發達の傾向のみに見て樹て得べきではない。殊にソ聯邦の工業は未だ資本主義の工業の發達に遠く及ばない實情であるから今日に於ける工業化一日の遲緩は延て資本主義國工業に對する十年の退歩を招き、折角ソ聯邦に發芽せる社會主義的工業は遂に他國工業の爲めに潰滅せしめらるるに至るであらう。然るに元來ソ聯邦は天產富源に惠まれ又工業品を需要する關係上資本主義國に取り一大市場であり。又上得意先たるを失はないから之等諸國に對する態

度如何に依りては彼等も經濟的に接近しソ聯邦に對し取引上の信用を與ふるに躊躇せぬであらうから、產業保護政策の極致である外國貿易の國家獨占制度の堅壘に據り一大トラストとして國際分業の役割を演ずることとなし、以て工業必需品を始め農村の社會主義化に必要なる電化機械等の輸入を可能ならしめ又利權政策を活用して外國資本及技術の輸入を計り工業化の速度を早めねばならぬ恰かも嘗て資本主義國家が封建的經濟に營養を獲たるが如く、ソ聯邦は資本主義的經濟に其の營養を求むることに努めねばならぬ。之と共に資本主義國に社會革命が起つたなら其の工業はソ聯邦の社會主義化を支援するに至るであらうから、レーニンの言に從ひ世界革命主義の達成を期せねばならぬとの趣旨を主張したのである。

反對派に屬するものはトロツキーを始めカーメネフ、ジノヴイエフ、サコルニコフ、ブレオブゼンスキ、等從來黨內の識見家を以て目せられた連中であつたが、彼等は一團となつて幹部派に對抗する態度を執つた結果遂に黨內黨を樹て黨規を紊すものなりとの理由を以て夫々處分せられ、トロツキーの如き革命の元勳すら革命十週年記念祭の直後黨より除名せられ、アルマハータ〔中央亞細亞〕に流刑の身となり、今は土耳古に亡命して居る。

二、スターリン派の新政策

當時幹部派はトロツキー派の所說を評して工業多血症の致すところなりと評しソ聯邦に於て社會主義化せられたる社會の建設を完成するには工業と農業との並行的發展を必要とすと說きソ聯邦としてはソ聯邦に適する速度を以て社會主義の實現に精進せねばならぬ、又他國の狀態が如何なるにせよ社會主義化せられたる社會の建設は一國のみにしても可能であつて、必ずしも世界革命を前提としないとの趣旨を主張したのであづた。要するにスターリン一派の主張は政治は須らく現實の事態に順應して之を行はねばならぬと云ふにあらう然るに社會主義論としてはトロツキーズムに眞理がある爲めか當時トロツキーズムの共鳴者は非常に多く殊に青年の間に其の支持者が多かつた模樣であつた。それで反對派を抑壓せる以後に於て幹部派の採つた政策はトロツキイ派の所說に酷似したものがあり爲めに「ト」派をしてスターリン派は今や吾人のプログラムを盜用しつつありと豪語せしむるが如き事態となつたのである。又曩に反對派として黨より除名せられ流刑せられたる者等も既に政策上の意見に異なりがないとの理由で漸次黨に復歸した樣な次第である。只トロツキーのみは依然土耳古に殘つて居り、斯くて一九二七年乃至一九二八年に亘ては黨及ソヴイエト政府の對內政策は著しく左傾的傾向を示し個人資本ネツプマン、クラークの彈壓が行はれ、莫斯科市內でも一九二八年中に數百軒の個人商店が閉鎖を餘儀なくせられたと云ふことである。また或地方の農村にて牛二頭以上を有するときはクラークとして迫害せらるる爲め、屠殺して仕舞ふと云つた具合で一九二八年の秋冬に屠獸場に牛の行列が出來た位で一九二九年春頃から牛肉が缺乏したのは之れが爲めであるとさへ傳へられて居る。之と共に當局は官、公營の百貨店の增設に努め莫斯科では以前「グム」と稱する政府經營の百貨店モストルグと稱する莫斯科市營の百貨店のみが存したが今日ではユニベルトルグと稱する政府機關經營の百貨店が既に百軒以上も建設せられて居る。又農村ではソヴホーズ、コルホーズの設立が高唱奬勵せられ地方ではソヴホーズの設立を强制したところもあると云ふことである。斯かる政策に依る實際の結果としては農民の消極的抵抗による農產品の拂底物資配給の不圓滑を來し、當局は經濟上の困難に逢着したのである。

今農村方面の事に付少しく詳しく述べれば一九二七年より一九二八年初頭に及び、穀物買付の成績が思はしくなかつた爲め非常特別手段の名の下に農民に對して戰時共產主義時代に類するが如き强制買付方法が行はれた。又農業稅は一九二八年に對しては前年の三億七千五百萬留より引上げられて四億留と定められたのみならず、個別課稅なるものを認め地方徵稅官憲は富農クラークに對し法律の定むる定率に依らずして實際の收入の基礎の上に課稅し得るものとした。右個別課稅は各地方に於て夫々適意の所謂クラーク卽富農を定めて課し得るのであつて頗る專斷的の課稅であり、現にカリーニンも一九二八年九月十八日莫斯科ソヴイエトに於ける演說中に於て、個別課稅に付ては其の實施の方法に弊害ありたることを認めざるを得ずとなし各個の縣又は地方としては前年に比し二倍又は三倍の課稅を受け又各個農民としては五倍又は六倍の課稅をさへ受けたと述べて居る。此の外一九二八年には第二回二億留工業化公債の應

募が農村に强制せられ、又農村に對し所謂自治課稅の制度が設けられた自治課稅とは地方的需要を滿たす爲め農村住民總會が其の實施及稅率を定め村落ソヴイエトの認可を經て行はるるものであつて、農村の富裕階級に對し國稅以外に八千萬留の附加的負擔を爲さしむることを豫想したものである。然るに一方穀物經濟の狀態が如何であつたかと云ふに一九二七、二八年度の買付量は一九二六二七年度の八億六千五百萬布度に對し前述の如く强制買付が行はれたに拘らず七億二千六百萬布度に減少し、又穀物の輸出に於ても一九二六—二七年度に於ては一億四千萬布度を輸出し得たりしに對し、一九二七—二八年度に於ては僅かに二千五百萬布度を輸出し得たに過ぎなかつたのみならず同年度末に於ては却て二千六百五十萬留〔約三十萬噸〕の穀物を外國より輸入せざるを得ざる狀態となつた。從つて當局は其の輸入計畫を變更して工業資材及工業原料の輸入を減少せしむることとなり延いて工業製品の缺乏を益々甚だしからしめた。玆に於て一九二八年十月以後の新經濟年度に對しては殊に力を增して輸出の振興を高調したが穀物の輸出は到底之が增大を期し得ざること明らかとなつた爲め、木材石油其の他所謂第二義的農產品の輸出を以て貿易の平衡を保つことに努力するの外なきに至り經濟上の困難は愈々增大するに至つたのである、此點に付ては一九二八年十二月二十日ルイコフが職業組合團體の會議に對して爲せる演說中に最も明瞭に畫き出されて居る。ルイコフの演說の大要は農業は未だ頗る退步狀態にあるため大工業の充分なる基礎となるを得ない。穀物の需要は其の生產よりも急速の度を以て增大しつつあるのに、耕作面積は戰前の九十パーセントに達して居るに不拘農民一人當りの生產量は戰前の三十八布度に對し三十布度七分に過ぎない。斯る狀態の下に於てはソヴイエト聯邦の貿易計畫は穀物輸出に對する期待を低下せざるを得ざるのみならず、却つて穀物の輸入をも爲さねばならぬこととなる。ソ聯邦は農業の生產も又工業の生產も全國民の需要に應じ得ざる狀態に在るが其の需要の增大は都市給養の危機と農村に對する商貨の危機とを招來しつつありとの趣旨であつた。

前述の通り一九二八年初頭より穀物の强制買付が熱心に行はれたが之れが爲め漸次農民の反抗强大となり、植付反別の減少を見るに至つたから黨中央委員會の決議に基き同年七月所謂非常特別手段は卽時停止せらる可き旨發令せらるると共に穀物買付値段も亦引上げられた而して當局は穀物供給上の危機に付ては農村に對する穀物捕捉政策そのものの不結果に原因が存するのではなく、農戶の分散に依る穀物生產の不充分と人口の增加とに原因が在ると唱へて居る。一九二八年の穀物總收穫高は一九一三の五十八億九千六百萬布度對し僅に四十二億布度に過ぎざるに反し、人口は一九一三年の一億五千三百八十萬に達し每年約三萬人つつ增加して居ると述べて居る。一九二九年初めには穀物輸出の困難なるは勿論穀物の國內需要も政府機關の下に在る穀物では不足であるから、極力消費の節約をなさねばならぬと警告し、同年初期以來十六ケの都市及工業の中心地に施行せられた所謂パン手帳制度を三月中旬から莫斯科其の他に對しても行ふこととした。この手帳制度と云ふのは勞働者及勤務員に對し勤め先の機關から一定の形式の手帳を交付し其の手帳を示せば一定量のパンを一定の價で買ひ得るのである、パン手帳制度採用の結果斯莫科市丈で一日約三百十二噸の穀物の消費が節約せられたと云ふことである其の後牛肉砂糖茶等も手帳制度に依り販賣せらるることとなり手帳を受け得ない階級の人々は市場で高い物貨を買はねばならぬことになつた。當時當局は從來一般に安い値段でパン等を國家機關が販賣して居つたのは、勤務者勞働者の寬容に基くもので今後は勤務者以外の階級のものは高いものを買ふことになるも止むを得ないと說明した。

三、共產黨右派の擡頭

斯かる狀態になつたので黨員間には更らに幹部派に反對する分子が現はれた之を右傾的傾向の者と呼んでゐる。此の右傾反對派の主張は左方反對派の論議に對すると等しく黨規の名の下に幹部派が極力强壓せむとしたのであつて從て其の詳細が世上に發表せらるることを許さざるは勿論黨內部の會議に於てすら黨員が之を存分に表白することすら妨けたのであるから詳細を知ること困難であるが併し其の主張の要點は農業國たるソ聯邦としては農民に對しては暫く緩和政策を執らねならぬ、又工業化は農業の發達と相俟つて行ふ可きであつて農業の增進を計ることは工業化の爲めにも必要である、然るに現實の事態として農業に於ける社會主義的セクターたる集團化經營は未だ發達して居ないから、暫らく農業の增進は個々の農民

の生産の増加に依らねばならぬ。果して然らば農民中生産力に富む分子の生産を阻害するが如き政策は之を改めねばならぬ。又工業化の速度を弛めて農民の負擔を輕減すると共に國家の資力を生産手段の製造工業に傾注せる從來の政策卽農具を製造する工場、織物機械を製造する工場の建設を主とせる政策（一九二七年度に於て工業に對する投資總額十六億五千九百萬留中十一億七千三百萬留は生産手段の製造工業に充てられ、消費物の製造工業に對しては僅かに三億六千五百萬留が充てらるる計畫であつた）之を改めて消費物の生産を增進することを急務としなければならぬ又輸入に付ても工業上の目的のためにする輸入卽工場設備用品、機械工業原料品等に重點を置ける從來の政策は（一九二七―八年度に於ては工業上の目的の爲めにする輸入は全輸入の八三・四パーセントを占めたるに對し大量的消費物の輸入は一一・五パーセントを占めたるに過ぎず、而して一九二八―九年度上半期に付ては輸入總額は著しく減少したるも工業の目的の爲めにする輸入は僅か二千四百萬留に過ぎなかつた）之を改めて大量的消費物殊に農民必需品の輸入を行ふことに依り農村に對する供給を潤澤ならしめ且農產品と工業品との價格の開き卽鋏の開きを閉ぢる樣に努めねばならぬと云ふ趣旨を採るのである。

四、右翼指導者の沒落

此の右傾派は結束なく曩に一九二七年當時トロツキー派に付て見たるが如く、黨內一派を構成する迄には至らなかつたのであるが、其の主張は現實の事實に卽して居ただけに其の內外殊に實際の局に當り居れるものの間に共鳴者が鮮くなかつたのである。現に一九二八年十月共產黨莫斯科支部內にも右傾的思想が著しく表現せられた爲め黨中央委員會は同支部に對し警告を發したと云ふ事實もあり、又スターリンは同年十月十九日中央委員會に對し爲したる演說中に於て黨內の右傾的傾向は偶然に發生せるものではない、又個々の人物の陰謀の結果と見るべきものでもない。其の根底は之を一般的情勢の內に求めねばならぬ云々と述べ次で十一月十九日同委員會に對し若し右傾派が勝利を得るとせば黨內の資本主義的勢力は桎梏を脫して勃興するであらう、故に右傾派と等しく之を撲滅せなければならぬと宣言し其後引續き彈壓方針を持續し來つた。

殊に一九三〇年の第十六回黨大會までにブハーリン、ルイコフ、トムスキー、ウグラーノフ、フルムキン等を主腦とする右派は理論的にも實踐的にも殆んど敗北し、或者は黨への屈服と自己淸算を誓ひ、或者は完全なる沒落に陷りつつある。

露國の外交

外交代表ニ關スル規定

勞農政府在外代表者任命ニ關スル全露中央執行委員會及人民委員會議ノ決定

一九一八年六月四日公布人民委員會議命令（一九一八年法令全集第三十九號第五〇五項）第一項外交代表者ノ階級ヲ廢止シ之ヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國全權代表ト命名スルノ件ヲ增補シ（一九二一年五月二十六日人民委員會議決定（一九二一年法令第四十九號第二百六十一項）勞農政府在外公館ニ關スル一般規定ヲ追加スルタメ全露中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通リ決定セリ

第一條　外國政府竝ニ同盟「ソヴイエト」共和國政府ニ派遣スル勞農政府全權代表ノ任免ハ全露中央執行委員會幹部會ノ決定ニ依ル

第二條　全權代表ノ信任狀及ヒ解任狀ハ全露中央執行委員會議長及書記官之ニ署名シ外務人民委員之ニ副署ス

第三條　第一條ニ記載セル以外ノ首席代表、委員、特使竝ニ各種ノ國際條約及ヒ協約締結ノ爲派遣セラルル全權委員ノ任免ハ人民委員會議ノ決定ニ依ル

第四條　第三條記載ノ代表及ヒ委員會議ノ任狀竝ニ委任狀ハ人民委員之ニ副署ス

第五條　左記ハ外務部ニ於テ任命ス

（イ）全權代表ノ不在中又ハ其ノ召還後後任全權代表ノ任命サルル迄ノ期間之ヲ代表スル全權代理

（ロ）勞農政府ノ締結セル條約實施ノ爲設置セラルル國際混合委員會ノ委員長

（ハ）全權代表及ヒ其他ノ外交委員、使節ノ隨員タル參事官、書記官及ヒ官補又ハ國際混合委員會委員

第六條　陸海軍武官及其ノ補佐官ハ外務人民委員ト協議ノ上共和國革命軍事會議之ヲ任命ス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル者ニ對スル委任狀又ハ命令書ハ外務部之ヲ發給ス

第八條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十五條ニ依リ任命セラルル總領事、領事、副領事及ヒ領事代理ハ外務人民委員ノ署名アル領事旅券ノ發給ヲ受ク

第九條　勞農政府在外公館ニ關スル一般規定第十九條ニ依リ任命セラルル外國貿易部ノ委員及役員ハ外國貿易人民委員ノ署名シ外務人民委員ノ查證セル委員狀ノ發給ヲ受ク

全露中央執行委員會委員長　エム・カリニン
人民委員會議々長代理　アレクセイ・ツユールパ
全露中央執行委員會書記官　アー・エヌ・スタルクレムリン
莫斯科　千九百二十二年一月二十四日

ソヴイエト聯邦在外代表

日本（東京）駐劄　ア・ア・トロヤノフスキー
墺地利（維納）駐劄　カ・カ・ユレネフ
亞富汗（カブウル）駐劄　エル・エヌ・スタルクヘジヤス（デジエヅド）駐劄　チユリアクロフ
獨逸（伯林）駐劄　ヤ・エム・ヒンチウク
希臘（アデン）駐劄　ウエ・ペ・ポチエムキン
丁抹（コーペンハーゲン）駐劄　エム・ヴエ・コベツキイ　デ・イ・クルスキイ
伊太利（羅馬）駐劄　一九二九年七月斷交
中華民國
ラトヴイヤ（リガ）駐劄　ア・イ・スイデルスキー
リトワニヤ（コウノ）駐劄　ア・エヌ・ペトロフスキイ
英國（倫敦）駐劄　ゲ・エフ・ソコーリニコフ

諸威（オスロ）駐剳　未　定
波斯（テイラン）駐剳　ヤ・ハ・グフチヤン
波蘭（ワルソウ）駐剳　アントノフ・オフシエンコ
土耳古（アンゴラ）駐剳　ヤ・ジ・スウリツ
ツビンナ（中央亞細亞）外交代表　ア・ゲ・スタルコフ
芬蘭（ヘルシングフオルス）駐剳　イ・エム・マイスキイ
佛蘭西（巴里）駐剳　ドブガレフスキー
瑞典（ストツクホルム）駐剳　ア・コンコロタイ
エストニア（ターリン）駐剳　エフ・エフ・ラスコリニコフ
チエツクスロワキア（プラガ）駐剳　ア・ヤ・アロセフ

ソヴイエト聯邦駐剳各國外交代表

日本　全權大使　廣田弘毅
墺國　全權大使　パーヘル
亞富汗　全權大使　エス・ハ・グリヤーム
獨逸　全權大使　フオン・デルクセン
希臘　全權公使　ブサルダス
丁抹　全權公使　ピヨートル・スコウ
伊太利　全權大使　ベルナド・アツテリコ
中華民國　一九二九年七月斷交
ラトヴイア　全權公使　セスキス
リトワニア　全權公使　ユルギス・バトルシアイチス
英國　全權大使　サー・エスモンド・オヴイ
蒙古　外交代表　ガンボジヤツプ
諾威　全權公使　ア・ウルビ
波斯　代理大使　アリゴリ・ハン・アンサリ
波蘭　全權公使　スタニスラフ・パチエク
ツウインスク　領事　チヨイドン
土耳古　全權大使　エル・ベ・ヒユセイン
芬蘭　全權公使　バロン・ユルレシエルナー
佛國　全權大使　ジヤン・エルベツト
瑞典　全權公使　ア・ホン・ゲイゼンシユタム
エストニア　全權公使　ユリウス・セリヤマア

露國對外關係一覽

亞細亞諸國との關係

日本

一九二五年一月二十日　基本條約北京に於て締結せらる。
一九二五年十二月十四日　北樺太石油利權協定莫斯科に於て締結せらる。
一九二五年十二月十四日　北樺太石炭利權協定莫斯科に於て締結せらる。（其後石炭、金鑛其他の協定を見たるもの六件）
一九二八年一月二十三日　漁業條約調印
一九二九年三月十六日　國交回復に關する條約莫斯科に於て締結せらる。大使を交換す。

土耳古

一九二一年三月十六日　友好條約「カルス」（「アルメニア」の一市）に於て締結せらる。
一九二三年二月七日　君府「スミルナ」「トレビゾンド」「カルス」「アルトウイン」「エルゼルム」に「ソ」聯領事館設置方に關する協定成る。
一九二五年三月二十九日　露西亞商業銀行支店君府に開設せらる。
同年十二月十七日　中立保障條約巴里に於て締結せらる。
一九二六年十一月十二日乃至十四日　兩國外相（「チチエーリン」及「テブフイクルシユデイベー」）「オデツサ」に於て交驩歐洲に亞細亞聯盟說擡頭。
一九二七年三月十三日　通商條約「アンゴラ」に於て締結せられたりとの報あり。

波斯

一九二一年二月廿六日　國交に關する條約莫斯科に於て締結せられ大使を交換す。
一九二四年七月三日　通商條約「テヘラン」に於て調印せらる。
同年十月七日　南裏海（波斯領）に於て漁業を經營することを目的とする露波合辦會社の設立方に關する豫備協定「テヘラン」に於て兩國政府代表間に調印せらる。
一九二六年九月　波斯宮內大臣莫斯科往訪主として通商條約（未批准）及漁業問題につき商議せる趣きなり。
一九二七年十月一日　莫斯科に於て一、保障及中立條約（全文發表）二、通商に關する交換

同年十月十三日　友好條約「カルス」（「アルメニア」の一市）に於て締結せらる。
一九二三年二月七日　君府「スミルナ」「トレビゾンド」「カルス」「アルトウイン」「エルゼルム」に「ソ」聯領事館設置方に關する協定成る。
一九二五年三月二十九日　露西亞商業銀行支店君府に開設せらる。
同年十二月十七日　中立保障條約巴里に於て締結せらる。
一九二六年十一月十二日乃至十四日　兩國外相（「チチエーリン」及「テブフイクルシユデイベー」）「オデツサ」に於て交驩歐洲に亞細亞聯盟說擡頭。
一九二七年三月十三日　通商條約「アンゴラ」に於て締結せられたりとの報あり。

波斯

一九二一年二月廿六日　國交に關する條約莫斯科に於て締結せられ大使を交換す。
一九二四年七月三日　通商條約「テヘラン」に於て調印せらる。
同年十月七日　南裏海（波斯領）に於て漁業を經營することを目的とする露波合辦會社の設立方に關する豫備協定「テヘラン」に於て兩國政府代表間に調印せらる。
一九二六年九月　波斯宮內大臣莫斯科往訪主として通商條約（未批准）及漁業問題につき商議せる趣きなり。
一九二七年十月一日　莫斯科に於て一、保障及中立條約（全文發表）二、通商に關する交換

公文、三、漁業協定、四、ペブレビ港に關する交換公文、五、關稅協定の諸條約締結さる。

阿富汗

一九二一年二月廿八日　外交關係設立方に關する條約莫斯科に於て締結せらる。公使を交換す。
一九二四年七月　通商條約締結方に關する交涉「カブール」に於て開始せらる。
一九二六年九月一日　中立保障條約「カブール」に於に締結せらる。
「ヘジヤス」（隣接國に非るも特に記載）
一九二四年三月三十日　國交再開方に關する公文交換せらる「ソ」聯邦は「ジエツダ」に代表者兼總領事を「ヘ」國は莫斯科に公使を置く。
同年八月　「ジエツダ」と「ソ」聯代表者兼總領事着任す。
一九二四年十月　駐伊「ヘジヤス」公使駐「ソ」聯公使を兼任す。

支那

一九二四年五月卅一日　懸案解決一般原則に關する條約及東支鐵道暫行管理に關する協定北京に於て締結せらる。
同年九月廿一日　張作霖との間に東支鐵道に關する協定奉天に於て調印せらる。

西部支那

一九二四年十月六日　在西部支那「ソ」聯外務人民委員部代表及新疆省外交委員間に「カシユガル」「クルヂヤ」「ウルムチ」「チユグチヤク」「シヤラスメ」の五ケ所に「ソ」聯領事館開設方に關する協定成る。

外蒙古

一九二一年十一月五日　友好關係設定方に關する協定莫斯科に於て締結せらる全權代表を交換す。
一九二三年十月廿一日　露領「ザバイカル」地方に蒙古族より成る「ブリヤート、モンゴル」自治共和國建設せられ露蒙關係密接となる。
一九二四年十月三日　電信協定及「ブリヤート、モンゴル」人の外蒙古國籍取得に關する協定庫倫に於て締結せらる。

烏梁海

一九二四年夏　烏梁海國民黨の反亂後、ソ聯邦及外蒙古共和國双方より全權を烏梁海へ派遣して烏梁海國民黨の反亂を沈壓す次で烏梁海自治共和國建設せらる領事を交換す。

歐洲に於ける隣接諸國との關係

エストニヤ

一九二〇年二月二日　平和條約「ユリエフ」に於て締結せらる「ソヴイエト」聯邦を承認せる外國條約の嚆矢公使を交換す。
一九二四年六月廿七日　郵便、電信、郵便爲替に關する協定「レバル」にて成立す。
同年十月十五日　「ソ」聯「エストニア」商業會議所「レバル」に開設せらる。
一九二五年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交涉中。

リスアニヤ

一九二〇年七月十二日　平和條約莫斯科に於て締結公使を交換す。
一九二四年三月八日　「メーメル」の「リスアニヤ」歸屬に關し「チチエーリン」は「リスアニヤ」政府及國際聯盟理事國に對し「メーメル」問題を「ソ」聯邦の參加無く決定せることに對し抗議す。
一九二六年九月二十八日　中立保障條約締結せらる。

ラトヴイヤ

一九二〇年八月十一日　平和條約「リガ」に於て締結公使を交換。
一九二一年三月三日　郵便電信に關する暫定協定リガに於て締結せらる。
一九二二年一月十二日　郵便小包に關する暫定協定「リガ」に於て締結せらる。
一九二五年「ラトヴイヤ」經由獨、露乘客貨物直通輸送協定調印せらる。
一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交涉中。
一九二七年三月十日　中立保障條約「リガ」に於て假調印を了す（莫斯科十一日發聯合）
一九二七年六月一日　通商條約締結さる。

芬蘭

一九二〇年十月十四日　平和條約「ユリエフ」に於て締結せらる公使を交換す。

一九二二年九月廿日　芬蘭灣内漁業規定に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

同年十月廿一日　北氷洋に於ける漁業及膃肭獸獵に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

同年十月廿八日　「ラドガ」湖に於ける漁業及膃肭獸獵に關する協定「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　郵便、電信、電話に關する協約、族客貨物直通輸送に關する協約「ヘルシングフオルス」に於て締結せらる。

一九二五年二月　廿日郵便爲替に關する協定莫斯科に於て締結。

一九二六年三月　「ソ」聯邦より中立保障條約締結方申込み爾來交渉中。

波蘭

一九二一年三月十八日　平和條約「リガ」に於て締結せらる公使を交換す。

一九二二年乃至一九二四年　東「ガリシヤ」問題及小數民族問題に付紛爭絶えず。

一九二五年一月十八日　波蘭芬蘭「ラトヴイヤ」「エストニヤ」の各外相「ヘルシングフオルス」に於て會商す對「ソ」聯「バルチツク」聯盟組織方に付考慮せる形跡あり「ソ」聯政府の神經を刺戟す因に今日迄の處波蘭の策動に基く「バルチツク」聯盟計畫は失敗に歸し現に「ソ」聯は「リスアニヤ」と中立保障條約を締結し更に芬蘭「エストニヤ」「ラトヴイヤ」と各別に中立保障條約締結方交渉中なること既述の通)

一九二六年春　「ソ」聯より中立保障條約締結方申込める形跡あり波蘭側に於て取合はざるものゝ如し。

羅馬尼

一九一八年三月五日　「ベツサラビヤ」より羅馬尼軍隊撤退方に關する協定「イヤッシイ」に於て締結せらる。

一九二〇年十月廿八日　日、英、佛、伊、羅間に「ベツサクビヤ」の主權に關する條約巴里に於て調印せられ「ベシサラビヤ」は羅馬尼領と成る「ソ」聯邦は依然「ベツサラビヤ」に對する主權を主張して讓らず。

一九二一年　主として「ベツサラビヤ」問題に關し「ワルソー」に於て會商す。

一九二四年三月　主として「ベツサラビヤ」問題に關し維納に於て會議す。

一九二四年二月十五日　「ソ」聯法律上の承認に關する公文「クリスチヤニヤ」に於て交換せらる公使を交換す。

一九二五年十二月十五日　通商航海條約莫斯科に於て締結せらる。

瑞典

一九二四年三月十五日　「ソ」聯法律上承認に關する公文「ストツクホルム」に於て交換せらる公使を交換す。

通商協定及價格表記郵便及郵便小包交換に關する協定「ストツクホルム」に於て締結せらる。

一九二四年六月　萬國郵便會議開催せられ「ソ」聯正式に參加す。

丁抹

一九二三年四月二十三日　豫備協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文倫敦に於て交換せらる公使を交換す。

同年十二月十三日　船舶噸數五認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

アルバニヤ

一九二四年六月六日　在羅馬「アルバニヤ」代理公使在羅馬「ソ」聯大使に對し「アルバニヤ」政府の外交關係設定方希望(法律上の承認を意味す)を傳達す。

同年十二月十六日　「ソ」聯公使「チラナ」着任

歐米に於ける隣接國以外の諸國との關係

諾威

一九二一年九月二十一日　暫定取極「クリスチヤニヤ」に於て締結せらる。

一九二二年十一月十五日　「ソ」聯政府の諾威政府よりの借款條件に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年二月十五日　「ソ」聯法律上の承認に關する公文「クリスチヤニヤ」に於て交換せらる公使を交換す。

瑞典

一九二四年三月十五日　「ソ」聯法律上承認に關する公文「ストツクホルム」に於て交換せらる公使を交換す。

通商協定及價格表記郵便及郵便小包交換に關する協定「ストツクホルム」に於て締結せらる。

一九二四年六月　萬國郵便會議開催せられ「ソ」聯正式に參加す。

丁抹

一九二三年四月二十三日　豫備協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年六月十八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文倫敦に於て交換せらる公使を交換す。

同年十二月十三日　船舶噸數五認に關する公文「コペーナーグ」に於て交換せらる。

希臘

一九二四年三月八日　「ソ」聯法律上承認に關する公文伯林に於て交換せらる公使を交換す。

アルバニヤ

一九二四年六月六日　在羅馬「アルバニヤ」代理公使在羅馬「ソ」聯大使に對し「アルバニヤ」政府の外交關係設定方希望(法律上の承認を意味す)を傳達す。

同年十二月十六日　「ソ」聯公使「チラナ」着任

同年同月十八日　「ソ」聯公使「アルバニヤ」退去を餘儀無くせらる爾來外交關係斷絶す。

勃牙利

國交開けず。

セルブクロアトスロヴエーヌ

國交開けず但し最近「ソ」聯承認の氣運高まりつゝあるやの報導あり。

洪牙利

一九二〇年五月廿一日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年七月廿八日　俘虜交換協定「リガ」に於て締結ぜらる。

同年十月三日　俘虜交換覺書「リガ」に於て交換せらる。

一九二四年九月十二日　駐獨「ソ」聯大使及洪牙利代表者間に伯林に於て外交經濟關係回復方に關する協定調印せらる然るに右協定は洪牙利國會に於て有力なる反對を受け批准せらるゝに至らず。

一九二五年三月　政治犯人交換に關する商議成立す。

外交領事機關の交換未し。

チエツコスロヴアキー

一九二一年六月六日　暫定條約「プラーグ」に於て締結せらる「チエツコ」は「ソ」聯政府を事實上承認す全權代表を交換す。

(因に英、佛、伊の法律上承認せる今日「チエツコ」の「ソ」聯政府法律上承認を妨げつゝある有力なる原因は「プラーグ」に於ける所謂白系「エミグレ」の勢力なりと「ソ」聯邦は看做し居れり孰れにしても「チエツコ」が白系「エミグレ」を好遇しつゝあることは周知の事實なり)

獨逸

一九二〇年四月十九日　俘虜歸國實施方に關する協定伯林に於て締結す。

同年同月廿三日　俘虜歸國及一般拘禁者歸國に關する追加協定伯林にて締結せらる。

一九二一年四月廿三日　歸國「ラパトリーマン」に關する條約伯林に於て締結せらる。

同年五月六日　俘虜事務取扱委員の職務範圍擴張或程度迄外交領事事務取扱方並貿易代表部設置方に關する暫定協定伯林に於て締結せらる。

一九二二年四月十六日　外交領事關係回復に關する條約「ラツパロ」に於て締結せらる「ラツパロ」條約を「ソ」聯を形成する各共和國に擴張適用方に關する協定同年十一月五日　「ラツパロ」條約大使を交換す。

伯林に於て締結せらる。

一九二三年四月廿五日　各政府の收得せる相手國商船に關する協定莫斯科に於て締結せらる。

一九二四年五月三日　伯林警察官在伯林「ソ」聯貿易代表部を臨檢し外交問題となる(爭議の中心點は貿易代表部の治外法權正)

同年七月廿九日　貿易代表部臨檢事件解決方に關する覺書伯林にて交換せらる貿易代表部の治外法權に付ては追而通商條約に於てはつきり規定する事に了解なる。

一九二五年春　通商條約締結方交渉莫斯科に於て開始せらる。

同年十月十二日　經濟關係及國際私法關係に關する總則、居住に關する協定、經濟協定、鐵道協定、航海協定、租稅協定、商事仲裁裁判に關する協定、工業所有權保護に關する協定より成立する通商協約、領事條約及民事上の司法共助に關する協定と共に莫斯科に於て調印せらる。

通商條約の一部を構成する前記經濟協定中に於て貿易代表部の治外法權性に付左の通規定せらる

貿易代表及高級部員は治外法權を享有す在伯林貿易代表部建物は治外法權とす。

(第五十二議會用調書一八九頁參照)

一九二六年四月廿日　獨逸政府の對露取引損失保證に關する告示公布せらる(前記議會用調書一九四頁參照)

同年四月廿四日　中立保障條約伯林に於て締結せらる(前記議會用調書一九一頁參照)

墺地利

一九二〇年七月五日　俘虜交換協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二一年十二月七日　國交に關する暫定協定並俘虜、拘禁者歸國に關する追加協定維納に於て締結す。

一九二三年九月八日　一九二一年十二月七日の國交に關する暫定協定を「ソヴイエト」聯邦

に擴張方公文交換せらる。

一九二四年二月廿六日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる公使を交換す。

同年中　「ルスアウストルグ」(露墺貿易部)維納に支店を開設す。

同年九月十九日　民事上の司法共助に關する協定締結す。

一九二七年一月　獨逸に倣ひ對露取引損失保證の制を設くべしとの聲高し。

瑞西

一九二五年五月　「ソ」聯代表「ボロウスキー」暗殺せらる「ソ」聯は「ボ」暗殺事件に對する瑞西政府の態度を以つて甚だしく「ソ」聯に對し非友好的なるものなりと解釋し爾來國交斷絶す。

一九二六年二月　聯盟軍縮豫備會議「ジュネーブ」に於て開催せらるゝに先だち「ソ」聯は會議地の瑞西國內に在るの故を以て參加を拒絶す一方瑞西商工業者の間には瑞「ソ」聯貿易再開を希望するもの勘からず旁々佛國に於て瑞「ソ」聯盟の紛議解決方調停を試みたるも結局失敗す。

一九二七年二月　聯盟に於て瑞「ソ」聯間の紛議此儘にて推移せば「ソ」聯の軍縮會議參加の見込無きに至るべしとの意見あり旁々獨逸に於て調停の衝に當らんとしつゝあるものの如きも獨逸の調停に對しては佛國に於て氣乘りせず又瑞西の對「ソ」聯態度相當強硬なるものの如し。

和蘭

未だ交涉無し。

佛蘭西

一九二〇年四月二十日　兩國臣民の相互撤退方に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

一九二四年十月廿八日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

同年十二月　對露債權整理方に關する佛「ソ」聯商議巴里に於て開かる。

一九二六年二月　乃至七月右商議巴里に於て續行せらる。

一九二六年六月十日　佛羅修好條約巴里に於て締結せられ佛國羅國の現狀維持を保障する旨を以て「ベツサラビヤ」の羅國に於ける批准は伊太利の一般的利益や「ソ」聯政府は右を以て「ベツサラビヤ」の羅國併合を更に確認したるものなりと解釋し在巴里大使を經て强硬なる抗議を佛國政府へ提出したり。

一九二七年二月　右商議巴里に於て續行せらる。

對露債權に關する交涉は今尙目鼻さへ付かざるもの如し自然通商條約締結方交涉も亦停頓しつゝあるものの如し。

伊太利

一九二四年二月七日　「ソ」聯政府法律上承認に關する公文交換せらる。

大使を交換す。

同年同月四日　通商航海條約羅馬に於て締結せらる。

右は對「ソ」聯正式通商航海條約の嚆矢なり同年同月同日　關稅協約羅馬に於て締結せらる。

一九二六年九月十六日　伊、羅友好條約羅馬に於て締結せられ別に「ベツサラビア」條約に關し公文の交換あり其內に於て伊首相は「ベ」條約の伊國に於ける批准は伊太利の一般的利益を害する事なく之を行ひ得る時期に於て實行さるべき旨を宣明するや「ソ」聯政府は在羅馬大使を經て强硬なる抗議を伊國政府へ提出したり。

一九二七年三月七日　伊國政府は「ベツサラビヤ」條約批准に決し其旨在羅馬羅國公使及「ソ」聯大使へ通告したる趣。

白耳義

一九二〇年四月廿日　在「ソ」聯白耳義人の歸國に關する協定「コペーナーグ」に於て締結せらる。

正式の國交開始せられず。

西班牙

全然交涉無し。

葡萄牙

全然交涉無し。

英國

一九二一年三月十六日　商業協定倫敦に締結せらる。

一九二二年七月三日　前記商業協定を加奈陀へ擴張することに關する公文交換せらる加奈陀「セントリール」に「ソ」聯貿易代表駐在す。

一九二四年二月一日乃至二日　「ソ」聯政府の

法律上の認に關する公文交換せらる代理大使を交換す。

一九二七年五月十二日　英國官憲の「アルコスハウス」並に駐英通商代表部捜査事件を直接動因とし英國政府對露通商條約の破棄を決議す。

北米合衆國

一九二一年　「ソ」聯邦中裏海の北岸及「ヴォルガ」流域に大飢饉あり米國に於て商務卿「フーバー」主唱の下に救濟委員會(アメリカン、レリーフ、アドミニストレーション)組織せられ同年八月廿日「ラトヴィヤ」國「リガ」市に於て米「ソ」聯兩國政府代表者間に右救濟事業實施に關する協定締結せらる。

一九二二年五月十八日　國務卿「ヒューズ」米國商業會議所會議に於て對露通商問題に關し演說す要旨は露西亞に於て國際義務の廢棄及法律上正當に得たる外國臣民の私有財產の國有未だ取消されず「ゼノア」及海牙兩會議の議事錄に依るも現在露西亞を支配せる一團が此點に於て政策を變更するの意なきこと明なり(依て露西亞承認は未だ問題にならず)と爲すに在り。

同年六月十二日　對露通商問題に關する商務卿「フーバー」の報告書公表せらる該報告の要旨左の通り。

米國の對露輸出は米「ソ」聯間何等の通商協定なきに拘らず實際に於ては主たる競爭國英、獨に比し有利なる米國實業家にとり露西亞に關し眞に重要なる問題は貿易問題に非ずして投資問題なり露西亞に投資し得べきや否やは固より勞農政府の政策及一般國內事情の如何に依るべく外國政府の行動は何等重要なる關係なきなり云々。

一九二五年一月十日　國務卿「ヒューズ」辭職し在英大使「ケロッグ」之に代る於茲「ソ」聯承認案を第六十八議會に提出し居る上院外交委員長「ボラー」の意見何時行政部を支配し對露政策に變化を來すべしと取沙汰す。

大統領「クーリッヂ」は新聞「インタービュー」に於て「ヒューズ」辭職後も對露方針に何等の變化なかるべしと言明す。

同年四月廿日　新國務卿「ケロッグ」は在外使臣に對し米國の對露政策は從前と何等變りなき旨同文通牒を發す。

同年十二月十日　「ボラー」ハ「ソ」聯承認決議案を上院に提出す。

一九二六年三月　「スタンダード」石油會社顧問「アイヴィー、エル、リー」は曩に紐育州商業會議所の承認反對を決議せるに對し反對運動を爲す。

同年九月　「ワイ、エム、シー、エー」と關係有し多年印度に在留し東洋事情に通ぜる米人「エディー」を主班とし一ケ月に亘りソ聯の一般情況を視察歸來せる「エディー」視察團より「ソ」聯は須く之を承認すべしとの建議書を大統領に提出し耳目を惹く。

同年十月四日乃至十四日　「ミシガン」州「テトロイド」市に於て開催せられたる米國勞働聯盟(アメリカン、フエデレション、オブ、レーバー)第六十四回年次大會は露西亞承認運動〻支持すべしとの建議を絕對多數を以て否決せり。

同年十二月卅一日　大統領「ヒューズ」の「スポークスマン」米國政府高官に於て「ソ」聯政府高官と「ソ」聯承認問題に付交涉しつゝありとの米紙の報導に付其事實の全然無根なることを言明す(一月一日華府新聞)

一九二七年一月一日　國務省は米の從來の對「ソ」聯態度に何等の變更なしソ聯に於て米國の制度を破壞せんとする宣傳を繼續し居るの事實は最も重大にして之を止めざる限り承認に關する交涉を開始することを得ざる旨言明す(一月二日華府新聞)

同年同月十二日　國務長官「ケロッグ」は上院外交委員會に對し墨西哥及「ラテン」亞米利加に於ける過激派の目的及政策と頗する覺書を提出す其要旨は「ソ」聯は世界革命の一般的計畫を遂加する爲め所謂亞米利加資本主義を破壞することを以て其基本的事業の一となし墨西哥及「ラテン」亞米利加に北米合衆國赤化の策源地を置きつゝありと云ふにあり。

同年同月十四日　米國商業會議所聯合會書記長は莫斯科に於て近く同地に米露商業會議所設置せらるべしと言明せり(莫斯科十四日發聯合)

同年同月十八日　莫斯科「イズヴエスチヤ」「ソ」聯政府機關紙及「プラウダ」(「ソ」聯共產黨機關紙兩紙)は前記「ケロッグ」の覺書に對

し社說を揭げ米國の遣り口は英國が西歐の社會民主黨を利用して「ソ」聯邦を攻撃するト同樣にして「ケロッグ」今回の聲明は既に二週間に亘る米國の對「ニカラグア」干渉並に目下準備中なる對墨干渉に對する國內の反對輿論を緩和せんが爲めにせるカラクリなりと論斷す。

墨西哥

一九二四年七月卅日　在伯林墨西哥公使より在伯林「ソ」聯大使に對し墨西哥の「ソ」聯無條件承認を通告す。

南米

ウルグアイ

一九二六年二月　「アムトルグ」（亞米利加貿易株式會社事實上「ソ」聯邦、外貿人民委員部の在外機關にして本店を莫斯科に置き主たる事務所を紐育に置く米露貿易の最も有力なる當事者なり）は亞爾然丁の首府「ヴエノサイレス」市に出張所を設け其主任者は屢々「ウ」國に往復ー商談を進むる傍「ソ」聯承認運動を爲す。

同年八月五日　「ソ」聯外務部は「ウルガイ」外務省に對し在「ヴエノサイレスアムトルグ」出張所主任者に正式の代表權を賦與したる旨を通知し兩國代表者間に「ソ」聯承認に關する交渉進捗す。

同年同月二十三日　「ソ」聯外相及「ウ」國外相の間に「ソ」聯承認に關する電報交換せらる。公使を交換する事となる。

亞爾然丁（A）

國交未し

ABC三國は對露承認問題に付歩調を一にせんとするものの如く巷間傳ふる所に依れば北米合衆國か承認する迄はABC三國は承認せざるべしと云ふ。

ブラジル（B）

同右

智利（C）

同右

中米

ペルー　同右

パラグアイ　同右

ヴエネズエラ　同右

コロンビヤ　同右

ボリヴイヤ　同右

國交未し

キユーバ　同右

グアデマラ　同右

ポンジユラス　同右

ニカラガ　同右

コスタリカ　同右

ドミニコ　同右

パナマ　同右

國際聯盟

「ソ」聯は聯盟を以て二、三西歐所謂帝國主義國の傀儡なりと爲し其る存在を敵視し來れる所近年聯盟側に於て其の主催に係る軍縮豫備會議、國際經濟會議等へ「ソ」聯の參加せんことを公式に慫慂したるに對し「ソ」聯に於ては主義上參加に異議なく唯端西「ソ」聯間の紛議に鑑み端西內に於て開かるる國際會議には如何なる種類たるを問はず參加せずと、聯盟より累次　招待にも拘らず拒絶し來れるも一九二七年六月瑞西との間に該問題解決し六月開會の聯盟主催國際經濟會議に參加した。

一九二七年末ソウエート聯邦政府は國際聯盟第四回軍縮委員會議への參加を承認した。一九二七年十一月卅日附を以てリトウヰノフ氏によつて發表されたる即時完全なる軍備撤廢に關する聲明は、委員會の性質上審議さるゝに至らず、ソウエート案は一九二八年五月十五日に開催さるべき第五回委員會に於て報告されることに決定された。

一九二八年二月十五日リトウヰノフ氏は軍縮委員會に對して條約の細目案を展開せるソウエートの完全なる軍備撤廢案を送付した。

軍縮委員會（第二回）會議が開かれ、ソウエート代表は、傍聽者の資格を以つて（ソウエート代表は同第三回會議にも同樣であつた）出席することに決定された。委員會は各種の條約案を審議し、並に國際紛議の平和的決議に關する問題、不戰及び相互援助に關する問題、聯盟規約適要に關する國際聯盟總會決議案を審議した。

第五回軍縮委員會議（一九二八年五月十五日ー廿四日）はソウエート聯邦主席代表としてリトウヰノフ氏の出席を承認した。ソウエート代議員中にはルナチヤルスキイ氏及びブガチエフ氏が參加した。ソウエート聯邦の主唱に基いてトルコ代表も右會議に參加することになつた。

委員會は、安全保證委員會の報告に始まり、それに次いで委員會はソウエート條約案に對する全般的討議に入つたのである。リトウヰノフ氏はカ

獨逸

一九二五年十月十二日締結されたる條約規定の解釋及び發展に關する議定書　一九二八年十二月二十一日　モスクワ

ラトヴイヤ

條約並に市民の事項に關する仲裁々判協約　一九二七年十月十日　リガ

同上協約に對する補足議定　一九二八年五月十日　リガ

A. 相互條約

ソシエンデン卿のソウエート聯邦並にその條約案に對して向けられたあらゆる非難を駁論した。結果に於てソウエートの完全軍備撤廢案は、何等の理由の說明なく否決となつた。これに次いでソウエート代表は第二段の提案即ち五十%の軍縮案を條件付を以つて提案したのである。

一九二八年四月廿一日ソウエート聯邦中央執行委員會は第五回軍縮委員會に關するリトウヰノフ氏の報告を聽取し代表の態度を是認し、平和の政策と軍縮を繼續し、軍備撤廢をあくまで主張することの必要なるを表明した。

更に八月廿七日リトウヰノフ氏は國際聯盟書記宛、該委員會への出席を拒絶する旨通告した。即ち第二回會議（一九二八年八月二十七ー三十一日）に召集された特別委員會は何等の結果を得ずに終り、軍需品製造に關する條約のたゞの一つの議案をも可決することが出來なかつた。

リトウヰノフ氏は一九二八年十二月六日に、聯盟書記局宛に第二回の書翰を送り、出來得る限り速かに軍縮委員會を召集し、一九二八年五月廿八日附提出せるソウエートの軍縮案は、行き詰り狀態にある軍縮上の仕事に活路を與へ得るものなるが故に、それの審議の必要なる以所を指摘した。

一九二八年十二月十日ソウエート聯邦中央執行委員會議は國際情勢に關するリトウヰノフ氏の報告を聽取し「一貫して平和政策と軍縮をソウエート聯邦政府に委任し、それと同時に平和を亂し、人類を新たなる戰爭に向けて誘引せんとするあらゆる意圖を注意深く監視し、それ等の試みを曝露する攻撃戰を開始し全國民の平和的共同生活を確保すること」を決議した。

一九二八年の一ケ年間に於てはソウエート聯邦は國際聯盟よりその都度開かれる會議への參加の招待を受けた。

一九二八年十一月末に召集された聯盟の國際經濟統計會議は大なる意義を持つたものである。

一九二八年中に於てソウエート聯邦は國際聯盟に對して、その分野に於てロシヤ亡命者の利益を擁護せる行爲に對し抗議するを餘儀なくせしめられた。

最近一年間の露國對外條約

ソウエート聯邦對諸外國間に締結せられ、且つ、一九二八年二月一日より一九二九年二月一日の期間內に既に效力を生じたる條約、協定、協約左の如し。

リトワニヤ

貿易相互關係に於ける最大友誼に關する覺書交換　一九二八年九月廿四日　コフノー

諾威

工業所有權の相互維持に關する協約　一九二八年二月廿四日　モスクワ

トルコ

條約締結國と條約內容	調印日子	調印場所
イエメン 親善及び通商條約	一九二八年十一月一日	サナー
獨逸 協定手續きに關する協約	一九二九年一月廿五日	モスクワ
ペルシヤ ソヴエート聯邦と波斯間國境住民の國境通過に關する協約	一九二八年五月卅一日	テヘラン
トルコ ソヴエート、トルコ間國境地帶居住者の國境通過に關する協定	一九二八年八月六日	アンゴラ
ソヴエート聯邦とトルコ間國境に發生せんとする紛爭並に解決規定に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ
相互國民の相手國家國境內に所在する牧場利用に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ
グルジン共和國とトルコ國境檢疫方法に關する協約	一九二八年八月六日	アンゴラ
チフリス アンゴラ	一九二二年七月九日 一九二七年一月八日	
ヘルシングホルス	一九二八年五月十七日	
ヘルシングホルス	一九二八年九月廿四日	
モスクワ	一九二七年十月八日	
ターリン	一九二八年五月三日	
モスクワ	一九二八年一月廿三日	

一九二八年二月一日より一九二九年二月一日の期間內にソウエート聯邦對諸外國間に締結され、なほ效力を發生せざる條約、協定

協約

B. 相互條約

一九三〇年の對外關係

一、對露關係惡化せる諸國

ソヴエート聯邦の對外關係は、一九三〇年に於て全般的に著しく惡化した。それには種々の原因もあるが、根本的において次の三點に歸せられる一、ソヴエート共產黨右翼幹部、隨つて右翼政策の沒落と左翼的、急進社會主義的政策の勝利により對內外資本主義分子に對する攻勢の增大したこと

二、世界資本主義と不俱戴天の共產主義インターナショナルの對立抗爭の尖銳化

三、未曾有の資本主義世界恐慌と時を同じうしてソヴエート經濟建設事業の進展したこと

これらの結果從來經濟的には最も親交關係にあつた米國の對露政策が變り、一九三〇年後半期頃から著しく惡化の兆候を示した。これは米官憲によるアムトルグ代表の召喚(赤化宣傳嫌疑)、米國木材業者、石炭業者、鑛業家等を中心とする資本家團の對ソヴエート輸入貿易の阻止、米國石油業者の對ソヴエート石油市場戰ソヴエート小麥の投賣問題攻勢等となつて現れた。墨西哥は遂に對ソ國交を破棄した。それらにも增して對ソ國交の惡化を示せるは佛蘭西で、兩國通商關係は政治的障害のため殆んど中止に近い狀態となり、兩國はさながら斷交の前夜にある。一方邊境諸邦ではフランス帝國主義に支持されると云はれる、ポーランド及びルーマニヤの積年の反ソヴエート關係が益々險惡化し、兩國の晉頭取りでバルチツク諸小邦及びバルカンの一部國家をも加へて反ソヴエート穀物同盟が結成されるに至つた。フインランド、エストニヤ其他の對ソ關係も著しく不良である。

一方東洋方面では支那との紛爭が前年末東支鐵道に關して一應の解決を見せたが一九三〇年五月以來開催の兩國モスクワ交涉は十月に入つて漸く正式交涉に入つたが、而も實質には何等の進展をも示さない。兩國は多數の未解決案を殘して依然斷交狀態にある。

日本との關係は國交恢復以來大體順調なる進展を示して來たが、一九三〇年に入つて、領海公海に於ける漁業問題の紛糾、八月以降鮮銀浦汐支店檢查事件、露貨自由賣買の禁止等相次ぐ惡材料の爲め、一般資本主義國のそれと同樣著しく對立點を高め國交關係が惡化した。(日本との關係については日露關係の部に詳述されてゐるから參照されたい)

二、對露國交增進せる諸國

ソヴエート對外關係の全般的惡化の中に在つて二三の例外を擧げるならそれは英國、獨逸、伊太利のそれである。

就中英國は一九二九年秋勞働黨政府による對ソ復交の後、漸時國交は平調に復して、一九三〇年四月十六日には長い間の懸案たる英ソ通商暫定條約(別揭)の調印を見るに至り、翌五月二十四日には兩國漁業條約も調印された。英ソ貿易は近年にない活況を呈し、ソヴエート西方商業會議所には英國部が新設された。

然し之は勿論比較的自由主義的で且つ親露的傾向の勞働黨政府存續に起因するものである。保守黨は益々反ソヴエート的傾向を濃厚にし、反露から寧ろ憎露に進んでゐる。このことは反ソヴエート宗教十字軍、小麥投賣問題等で保守黨が示しつゝある態度の中に最もよく說明されてゐる。だから勞働黨政府との間に今日示されつゝある好調が明日同政府の失脚保守黨の組閣によつて、今日の露佛關係以上に惡化しないとは誰も豫言出來ない。

次に獨逸との關係は、對米關係と全然反對に、一九三〇年中頃まで曾て無き惡化を示し獨逸は對露輸入農產品に對して關稅率を高め、五箇年計畫を惡評し、兩國國交は單に政治的にのみならず經濟的にも著しく對立するに至つたが、一九三〇年六月モスコワに於て兩國代表の協定を見て以來、各種の障害は打破され、ソ聯邦の對獨注文は增大し、對ソ輸出補償制度は擴張され、且つ獨逸技術の移入契約も增加し、兩國關係は昔日の活況を呈するに至つた。

一九三〇年九月の獨逸國會議員改選の結果による國粹黨と共產黨と極右極左兩翼の目覺ましい進出はソ聯邦との國交關係に大なる暗翳を投じてゐるが現在經濟關係の關する限り兩國のそれは良好である。

次に伊太利との關係は、比較的好調である。これは伊太利の對佛關係特にブリアンの歐洲聯邦案に對するムツソリニ政府の利害對立の一つの反撥であるとも見られてゐる。卽ち伊太利は一九三〇年に於てソヴエート政府との間に經濟協定を結び兩國の取引關係も次第に增加しつゝある。

近來諸國はソヱヴートの側から歐米資本主義に對する被抑壓國と見られてゐる關係上大體順調なる國交をつゞけ、就中土耳古との關係は良好である即ち一九二九年末カラハン氏の土耳古訪問に對して、一九三〇年秋土耳古外相一行の答禮的ソヴエート訪問あり、個々の國別として見る時、對土關係はソ國と他の如何なる國家とのそれよりも密接良好であると見ることが出來る。

埃及、波斯、亞富汗、蒙古等との關係も地理的經濟的理由から大體圓滑に進行してゐる。

其他諸國では墺地利等との經濟關係が比較的順調である。

三、反露戰線と親露戰線

ソ聯邦では、關係惡化せる諸國に對抗して、夫等諸國間に暗默の中に目論まれつゝある反ソヴエート統一戰線の結成を極力破毀すべく努めつゝあり、現に對英獨注文並に、傭船の增加、ソ聯邦に對する差別待遇國に對抗する政策の實施等は之を語るものである。

然し階級關係を異にするソ聯邦對國際資本主義の相互關係が今後全般的に益々惡化してゆくであらうことは、國際現象としての階級鬪爭尖銳化に見て豫想するに難くない。たゞ當分平和的對外關係によつて社會主義建設事業の進展を必要とするソ聯邦としては、親ソヴエート戰線の擴大鞏化を極力計るであらうから、この二つの力が如何に交錯してゆくかは今後深甚なる興味の中心であり、今後に於ける我對露關係の動きの上にも重大な關係交渉を持つてゐる點である。

對外關係の新段楷

スターリン氏の報告

現在ソヴエート聯邦の最高指導者として完全にレーニンの地位を繼承し、ソヴエート對外關係においても、共產黨中央委員會政治局の最高所から之を指導しつゝあるスターリン氏は、一九三〇年六月黨第十六回大會の政治報告において、「ソヴエート聯邦と資本主義諸國の關係」と題し、次の如き興味ある報告をなした。

一、反ソ運動の最尖端は佛國

私は世界資本主義の內部的對立に就いて上に述べたが、是らの對立の他に更に一つの對立が存する。其れは資本主義世界とソヴーエト同盟間の對立である。尤も此の對立は資本主義內部の對立では無い、是は資本主義全體と社會主義建設中の國家間の對立であるが、資本主義の根底そのものを分解し動搖させることに變りは無い、其れどころか此の對立は資本主義の總ての對立を根まで曝露し、それを一つの結節に集め、資本主義諸制度其のものゝ死活問題たらしめて居る。其れ故資本主義の對立が激しくなる度每にブルジョアジーはソヴエート同盟の方に視線を向けて、考へる、ソヴエート同盟を痛めつけて資本主義の何等かの對立又は、對立全部を解決する譯には行くまいか、ソヴエート同盟、此のソヴエートの國、革命の城塞それが唯存在するといふことそのことによつて勞働階級と植民地を革命的にし、新しい戰爭を仕組むのを妨げ、世界を新に再分割するのを妨げ、其の廣大な國內市場は、今恐慌線上の資本國にとつて特に必要であるのに之を支配することを妨げて居る此奴を傷めつけてやる方法はあるまいかと、

此れ故に、ソヴエート同盟に對する冒險的企圖や武力干涉へ向はんとする傾向があるが、これは經濟恐慌の發展に連れて强まるに相違ない。

現在此の傾向の最も鮮明な表現者は今のブルジョア佛蘭西で、愛に充ちた「汎歐羅巴」の祖國、ケロッグ案の「搖籃」であり、世界のすべての侵略的にして軍國的な國の中で最も侵略的な國である。

然し武力干涉は兩刄の刀であることはブルジョアジイもよく知つて居る。干涉出兵が圓滿に行つてソヴエート同盟の敗北に終れば占めたものだがとブルジョアジイは考へて居る。だが若しも資本家側の敗北に終つたら如何するか？現に一度は出兵が破滅に終つたではないか。ボリシエヴイキーが薄弱だつた時に最初の出兵干涉が失敗に終つたとしたら、第二回が同樣失敗に終らないと云ふ何んな保證があるか？今ではボリシエヴイキーが經濟的に政治的にまた軍事的に於て遙かに〳〵强大となつて居ることは誰でも認めて居る。其れから資本主義諸國の勞働者がソヴエート同盟に武力干涉をさせず、出兵に反對し、出兵の場合資本家の背後を衝くかも知れないのを如何する氣か？ソヴエート同盟との商業關係を固めて行く方針の方が更に良くは無いか、ボリシエヴイキーも其れに反對しないのだから、玆からしてソヴエート同盟との平和關係繼續論が發生する。

二、對立する諸要素

斯くして吾々は反對の方向に働く二列の要素、二つの異つた傾向を見る。即ち、

(一)ソヴエート同盟と資本主義諸國との經濟關係斷絕策、ソヴエート同盟に對する捏造的惡宣傳、ソヴエート同盟に對する武力干涉の公然及び陰然の準備であつて、是はソヴエート同盟の國際的地位を脅かす要素である是等の要素の發動として說明される事實は英國保守黨內閣のソヴエート同盟に對する斷交、支那軍閥による東支鐵道の掠奪、ソヴエート同盟の經濟封鎖ローマ法王を頭とする僧侶達のソ同盟に對する「討伐」、外國の手先による我が專門技術家の妨害行爲の指導、「レナゴールドフイールフド」の一部從業員によつて遂行されたような爆破放火の計畫、ソヴエート同盟代表者に對する謀殺(ポーランド)吾が輸出に對する言ひがゝり(米國、ポーランド)等々である。

(二)資本主義諸國の勞働者側からのソヴエート同盟に對する共鳴と支持ソヴエート同盟の經濟上、政治上の威力の增大、同盟の國防力の增大、ソヴエート政權によつて變はるることなく實行されて居る平和政策、是れらはソヴエート同盟の國際的地位を强面にする要素である。是れ等の要素の發現を以て說明される事實としては、東支鐵道の紛爭の圓滿なる淸算、英國との國交回復、資本主義諸國との經濟關係の增大等々である。

此の兩方の諸要素の消長によつて、ソヴエート同盟の對外的地位が決定される。

三、舊債問題とボリシエヴイキの「宣傳」

ブルジョア諸國との經濟關係改善に對する障碍物は、舊債問題であると云ふ、併し私は是は舊債支拂を是とする結論ではなくて侵略的分子の出兵干涉のための宣傳に利用する口實であると思ふ、此の方面に於ける吾々の政策は明瞭であり充分の理由を持つて居る。吾々にクレヂツトの提供を條件として吾々は戰前の負債の小部分をクレヂツトに對する追加利率と見做し支拂ふ意志が有る。併し此の條件無しには吾々は支拂ふことが出來ないしまた支拂ふ可きでない。吾々から其れ以上を要求するのは如何なる根據に基くか？あの負債は革命によつて顚覆されたツアール政府は責任を持ち得はいものだと云ふことが如何にして判らないか知ら國際法や國際的債務を云々するが、如何なる國際法に基いて聯合國諸君はソヴエート同盟からベツサラービヤをもぎ取つてルーマニヤ貴族の奴隸としたのか。如何なる國際的義務に依つて佛英米日の資本家と政府はソヴエート同盟を襲擊し其れに武力干涉をなし、全三ケ年の間强奪をなし其の住民を破產めしめたか？若し是が國際的權利と名づけられ國際的義務と稱せられるならば何を强盜と呼ぶべきであるか(笑、拍手)斯樣な强奪行爲を認容した聯合國諸君は自ら國際的權利や國際的義務を言ひ立てる權利を喪失したものであると云ふことは明白ではないか。

更に「正規」關係の設定を妨げるのはロシヤのボリシエヴイキーのプロパガンダであると言ふ。プロパガンダの有害な作用を遮斷する爲めにブルジョア諸君は動もすれば『哨兵線』や『鐵條網』を用ひ、之を見張る名譽の役をポーランド、ルーマニヤ、芬蘭等に授けて居る。

獨乙は自分に哨兵線や鐵條網の見張りを委して呉れないので妬けて堪まらないさうである。プロパガンダに關する御託は『正規關係』設定の爲めの理由では無くて武力干涉のための宣傳の口實であると云ふことは證明を要するであらうか？自分の國に共產主義思想にとつて最も恰好な地盤が有るのに、此の思想を遮斷しやうとしても一體如何して出來やう。餘程どうかして居る。ツアリズムも嘗てボリシエヴイズムを遮斷して居たが遮斷し切れなかつたことは御承知の通りである。何故遮斷し切れなかつたと云ふと、ボリシエヴイズムは到る處に外部からでなくて、內部から成長するからである。支那、印度、印度支那(交趾支那)程良くロシヤのボリシエヴイキーから遮斷された國は無いようであるが、それでどうかと云ふと、ボリシエヴイズムは彼地に於て有らゆる哨兵線にもお構なく增大して居り、今後も增大する、それは彼地にボリシエヴイズムに都會の良い條件が確かに有るからである、ロシヤのボリシエヴイキーのプロパガンダが玆に何の關係が有るか？そこで若し資本家諸君が、どうにかして經濟恐慌や、大衆の窮迫や、失業賃銀低下、勤勞者の搾取を遮斷し得るならば其の時は話は別で、其の時はボリシエヴイークの運動も彼等の國に無くなるだらう。然し橫着者は何れも自分の弱點や無能力をロシヤの

ボリシエヴイークのプロパガンダを云々することによつて隱さうとすることを見逃がしてはならない。

更に彼等は何と言ふか？障碍物は吾がソヴエート制度、農業協同經營化、富農退治、反宗教宣傳、妨碍行爲者及び學術關係者中の反革命主義者退治ベセドフスキー、ソロモノーフ　ドミトリエフスキー輩の放逐等であると、然し是は全く笑止千萬な話で彼等にはソヴエート制が氣に入らぬと言ふが吾々には同樣に資本主義が氣に入らないのだ（笑聲拍手）資本家の小さな一と塊りが幾十百億の富を所有して居るに反して數千萬の失業者が餓え、貧窮化を餘儀なくされて居ることが氣に入らないのだ。併し一旦吾々は他國の內政に干渉しないと既に協定した以上此の問題に戻るに及ばないことは明白で無いか。農業協同經營化、富農退治、妨害行爲者退治、反宗教宣傳等々はソヴエート同盟の勞働者農民の不可分の權利として吾が憲法によつて決定されて居るものであるソヴエート同盟の憲法は吾々が飽までも遂行すべきものであり又、遂行する。從つて吾が憲法を顧慮することを欲しない者は東西南北何處へでも行くがよい。ベセドフスキー、ソロモノーフ、ドミトリエフスキー等の輩は吾々は今後も屑物の商品として、革命に不必要で有害なものとして放り出すであらう。廢物に對して特別の好感を有する者に彼等を拾はして置け、（笑）。吾が革命の石臼は良く働く。總ての役に立つ物を取つてソヴエートに與へ、廢物はぽん〳〵放り出す。フランスでは巴里のブルジョア間に、此の屑物の商品に對して大きな需要が有るそうだから、精々輸入させるがよい。尤もフランスのブルジョアジーがいつも國の貿易バランスの項目の增加に少々響くが、こんなことは彼等の勝手だ、とにかくフランスの內政には干涉しないことにしませう（笑聲、拍手）。

四、ソヴエートの平和關係要求

各國との『正規關係』設定を妨ける『障碍』といふのは以上の樣なものである。つまりこの障碍は假想のもので反ソヴエート宣傳の口實を得る爲めのものに過ぎないのである。吾々の政策は平和の政策であり、總ての國との商業關係の緊密化にある此の政策の結果は多數の國家との國交改善と商業や技術的援助其他に關する多數の條約の締結である。尙その結果と云ふのはケロッグの不戰條約に對するソヴエート同盟の參加、同じく此の條約の精神によりボーランド、ルーマニヤ、リトワニヤ等々との間に調印を見た議定書であり、又、親善、中立を約した土耳古との間の條約繼續に關する議定書の調印である。

最後に此の政策の結果となつて居る事實は、戰爭放火者が煽動的行爲と冒險的跳躍を逞うしたるに拘らず、多くの敵をして紛爭の渦中に自らを投ぜしめることなく、吾々が平和を押通すことが出來たことである。此の平和策を吾々は今後も全力を擧手段を以て實行するであらう。他國の土地は寸尺も吾々には欲しくないが、また自分の土地を唯一寸だつて他人に渡すものでない（拍手）。

以上が吾々の對外政策である。

吾々の任務は、今後も此の政策をボリシエヴイキー特有の頑强さを以つて遂行することである。

露國の財政

財政計畫

ソ聯邦に於ける國家經濟は國營にあらざる各種公營機關まで國家經濟の諸問題を忠實に遂行したる結果、著しき發達を示すに至つた。ソ聯邦には協同組合あり、社會保險の制度あり、職業組合がある。從つて財政計畫案中には單に國家豫算、地方豫算、信用制度、國營企業の收益のみを包含せしめるばかりでなく、社會保險、職業組合、協同組合の財源をもこれに編入しなければならない。斯の如く財政計畫案は全體的にいへば總て公營部に關係を有する財政事項を包含すること丶なる。

國民經濟五ケ年計畫案の編成には自然前記の如き範圍に亘る財政計畫案を篇成するに至つたがこれには猶ほ全國民的經濟財政計畫案、即ち私營部の財政關係をも包含するのが適當であるやも知れない、併し統計的資料の不足と統一財政計畫の不充分な編成とのために現在のところは公營部の財政關係に局限しなければならない。

國家の財政々策はその經濟政策の目的とする問題を對照として行はれるものである。現在の如き歷史的段階にあるソウィエート國家は集合主義によつて國家の生產力を最高可能の程度まで發達せしめんと努力する、これは機械的大量生產を基礎とする農業經濟（一部分は重工業の發展）の工業化と集合化との發展に決定的な形響を與へるものである。ソウエート國家は斯の如き方針によつてその經濟政策に適應せしむべきしなければならなかつた、社會經濟計畫案の問題とするところのものは、財政計畫案の問題と一致する。

財政計畫の基礎とするところのものは社會計畫案によつて決定される、而して後者と對應せしめるため財政計畫を實行及び豫定の二種に分つ。既に知らるゝ如くソ聯邦政府は引續き第五回全聯邦ソウエート會議に於て豫定五年計畫案を採用した。本文はソ聯邦國家計畫委員會の編成したる財政五年計畫案の骨子を說明せんとするものである。五年財政計畫案では國民收入中より五ケ年間に八百五十億留を活用せんとするものである。此の金額は國民收入に對し每年如何なる割合となつてゐるか。左表は十億留單位を以て示すものである。

國民收入		財政計畫	國民收入に對する財政計畫割合
一九二七年	一九二七、八	九、五	三八、三
一九二八年	一九二八、五	一一、四	四一、五
一九二九年	三〇、九	一四、二	四六、〇
一九三〇年	三四、八	一七、一	四九、一
一九三一年	三八、七	二〇、一	五一、九
一九三二年	四三、三	二三、二	五三、六
一九三三年	一七五、二	八六、〇	四九、一
合計五箇年			

右表の如く國民收入を財政計畫に活用する割合は絕えず增加し、一九三二、三三年には結局五三、六%に達するであらう。國民收入は五年間に七四、六%方增加し、財政計畫は一四四、二%增加する。平均五ケ年間の財政計畫は大體國民收入の半額を占めることゝなる。斯の如きことは出來得べきことであらうか？、そこに何等から危險が潛みはしないであらうか？資本主義經濟の場合には斯の如き莫大なる財政計畫は無論國民經濟發展の上に惡影響を與へることは云ふまでもない。

ソウエート國家が財政計畫によつて蓄積したるものは、そのまゝ生產の目的に使用する。

財政計畫によつて集積したる八百六十億留の中六三、五%は國民經濟に對する金融方面に二四、九%を社會文化の爲めに、僅かに一一、六%を一般國家支出に割當てんとする。故にソウエート聯邦の財政計畫は國民收入の大部分を國家の基金を豐富にするところの基礎資本たらしめるものであ

る。財政計畫は國民收入の大部分を資本化するものである。或る著者は(註一)ソ聯邦五年財政案を評して「需要に於ける鋼鐵の帶金」といつた。從つて「財政計畫案の支出部はその收入部の爲めより良き論據である」といつた同著者の意見に共鳴せざるを得ない。(註二)

財政計畫案收入及び支出の相互關係はその平準と動的平衡、即ち五年計畫案の期間中各々與へられた斷面の平均を保たしめる。

財政五年計畫がその財源とする處のものは何であるか?それは左表がこれを示すであらう。

(單位百萬留)

財源		總額に對する割合
一、豫算系統	四四、七〇九	五二、〇
此の中		
イ、國家豫算	二九、六三九	三四、五
ロ、地方豫算	一五、〇七〇	一七、五
二、信用系統	六、六二八	七、七
此の中		
イ、共同信用	五三六	〇、六
ロ、農業信用	二、六〇〇	三、〇
ハ、短期信用	三、四九二	四、一
三、社會保險	九、一八〇	一〇、七
四、經濟機關の自己財源	一八、九六一	二二、〇
(資金集積)		
五、其他財源	六、五二七	七、六
合計	八六、〇〇五	一〇〇、〇

財政計畫の收入部中重要なのは豫算系統である。信用系統はさう重要ではない。最も肝心なのは企業の自己資本蓄積である。此の點に就て公營部はソウェート國家が必要とする財源を多々益々國家に供給する餘裕をもつに至つたことを明記しなければならない。この公營部が與へるところのものは前表中の一八・九六一百萬留に限るものではない。豫算系を通過したる資金の大部分は公營部によつても支拂はるべきものであることを考慮に入れる必要がある。

前記財源の各項に就て說明しよう。

國家豫算の五年計畫案は五百三十九億留、地方豫算百五十一億留、此の合計六百九十一億留である。表中の四百四十七億留は國家豫算五百三十九億留中より左の金額を控除したる純豫算總額である。

國家豫算にして

地方豫算に繰入れたるもの
交通人民委員會收入
商工人民委員會收入
公債による支拂
各種代償金

國家豫算總額より控除せる合計

從つて國家豫算總額は五三・九〇〇百萬留に等しい、此中から前記二四・二六一百萬留を控除すれば、純國庫豫算は二九・六三九百萬留となる。

地方純豫算(國家豫算からの控除額八・〇六一百萬留をも加へ)は一五・〇七〇百萬留で合計純豫算は・二九六三九百萬留に一五・〇七〇百萬留を合計し四四・七〇九百萬留となる。

豫算系統豫定額四四・七十億留の中、二八・七四九百萬留を與へる稅に就て先づ說明しなければならない。(國稅二六・三三六百萬留、地方稅二・四一三百萬留)。

前にも述べたように國民收入は五年間に七四・六%方增加した。而して稅收入は五年間に一一二%の增加をしたから、組稅收入の增加は國民收入の增加を超過してゐる。五ケ年間の租稅收入の計算法は現在の租稅制度を基礎になされたものである。五年間に發生すべき租稅制度の變更はソ聯邦の豫算及び財政制度に於ける租稅としての意義の上に變化を來さしめるであらう。此の點に就ては消費稅の撤廢、消費稅の商品價段への轉嫁廢止、產業稅と消費稅との合併、國營企業所得稅と、收益控除額との併合、雇傭勞働者其他の所得稅撤廢など這般の消息を良く物語るものである。

直接稅の五年間に於ける增收は一六六である。消費稅は全體として五一・四%の增加を來してゐる。これは火酒の平均一人當り需要が著しく減少した結果である。火酒の需要が著しく減少したことは豫算及び財政五年計畫のバランスを相當困難にした。

國家豫算案收入二六・三三六百萬留の中、二二・八百萬留は農業稅である。これは五年間に直接稅が一五九・三%の增加を示した時に七一・八%を增してゐる。農業稅の增收率が低いのは一九二九年二月に發布された新農業稅法が土地及び家畜による收入平均率を三年間据置きにしたからである。(これは一九三一・三二年度までを含んでゐる)。此の法律は又、二年間播種增加による課稅を免除してゐる。

直接課稅の部で最も效果的な財源は產業稅である。五年間の產業稅收入は直接稅總額一二・五八〇百萬留中の八・二八五百萬留である。工業品の値段は五年間に二四%、生產費三五%の引下げとなるが、此の差率十一%は七十三億留てふ追加財源を與へることゝなる。斯の如き大なる差率は二つの同勢力の傾向となつて現はれる、即ち一方から資本集積と他方からは需要の增加である。

前記七百三十億留の中、二百四十億留は豫算に編入せらるべきものである、而して此の中一部は產業稅となり、一部は消費稅となる。

所得稅收入は五ケ年間に一・九四七百萬留(五ケ年間の增加率一一六%、實數字は一九二七・二八年の二三〇・六百萬留に對し一九三二・三三年度には五百萬留)となる。

所得稅が比較的收入僅少なるは非勞働收入が五ケ年間に著しく減少するからである。是等非勞働收入は現在極めて少額である。

私營商工業が次第に範圍を縮められると共に公營が增加する結果、一九二七・二八年度に所得稅收入僅かに三四%であつたものが、五年計畫案の終りには六五%となるであらう。

消費稅收入は一〇・四四六百萬留、此中四・九〇五百萬方留は酒類收入である。財政計畫は其の主要目的の中に火酒稅の引下げを豫定してゐる。一九二七・二八年度に住民一人當り二・四四リットルの火酒を消費したが、一九三二・三三年度には二・一一リットルに減少する(三五・七%の減少)。五年案第一年度における火酒の賣上は五二九百萬リットル、最後の年には三六九百萬リットルの賣上げとならう、此中都市の賣上高は八〇百萬リットル、農村二八九百萬リットルである。

麥酒の稅も亦引下げられる。煙草製品、綿絲、毛絲、ゴム上靴の消費稅は反對に引上げられる。一九三〇・三一年度より砂糖値下げを實施するため同消費稅の引下げを行ふ計畫である。茶消費稅の引下げも亦、考慮中である。消費稅の增收は五年間に一・七一四百萬留となり、此中三四八百萬留は生產費と値段との差額の塡補に充てられる。(火酒消費稅を除く)。

公債による收入は五年間に六十億留となる。チエルオン留の購買力增加を見越したのは五年計畫案による募債計畫の遂行を保證する實際的條件となるものである。公債收入は單に購買力の增加のみでなく、企業の積立資本、國庫貯金の增加(法律によれば國營及び協同組合企業は積立資金を國家發行の有價證券に代へなければならないことになつてゐる)。及び勞働と事務員の賃銀增收によつて決定されるのである。積立資本は國債收入となつて十五億留、貯金となつて十四億留住民に落ちるもの三十一億留である。五年の終りに於ける國債額は六十四億留とならう。

國家豫算見積による國家財產及び企業收入七、三・四八留の中、控除さるべき分は左の通りである。產業利益三・二〇五百萬留、商業二二〇、銀行八五・三、森林一・五二、地中鑛物四六七、其他資源六五一である。

五年間に國營產業商品生產總は七一・二九〇百萬留、利益一二・一〇〇百萬略となる。

トラスト法(四十三條)によれば國家豫算は右の百二十一億留中から國家豫算に現はれる三・二〇五百萬留を編入しなければならない。其他の國家財產及び企業收入の計算は其の生產と取引額によつて定まる。

五ケ年間に地方豫算に編入される金額は一五・〇七〇百萬留で此中八・〇六〇百萬留は國家豫算から二・四一三百萬留を地方豫算から(汽船稅及び關稅附加稅一・〇三二百萬留を加へ)三・二九六百萬留を自己の非課稅稅收入等から成るものである。

地方豫算は一九二七・二八年度は一、七七九百萬留、一九三二・三三年度には四・一二七百萬留、從つて五年間の增收一三二%になるのである。

信用系統の資源中最も注意すべきものは短期貸附である。これによつて負債の部の主項要目增加額を四・〇七五百萬留、此中資本と利益になるものは七五〇百萬留、當座勘定及び預金になるもの一・七〇〇、豫算に編入さるべきもの三七五、紙幣發行部收入一・二五〇百萬留。信用系統の集めたる此の四・〇七五百萬留(收入資金の運轉よりも此處では五年間の殘高を重視する)の中、三、三七五百萬留は國民經濟の各方面に分配せらるゝであらうが、七〇〇百萬留は短期信用系統そのものゝ中に殘る。(五千萬留は國庫に、一億五千萬留は有價證券に、五億留は外國貨幣にする)。

以上の如く五ケ年間の紙幣發行額は十二億五千萬留即ち一年平均二億五千萬留となる。

國家豫算

計畫的經濟の約束の下に於ては國家豫算は、國

民經濟の全般に亘り、それの財政手段による、計畫的行動の有力なる槓杆として、特に重要なる意義を持つてゐる。ソウエート聯邦豫算（中央及地方の）に於て、それの收入の部たる租稅の中には國民の收入系統を反映し、亦租稅外の收入としては運輸、製造、賣買、銀行等による收入が算えられてゐる。支出の部としては官公事務所、國防文化—教育に關する經費並に國民經濟各部門に對する金融上の支出がこれに當てられてゐるのである。

大戰直後の一九一八—二〇年度の當時にあつては豫算は極めて變則的であり、著しき程度（七〇—八〇パーセント）紙幣發行により殘餘のものは食糧人民委員會よりの受け入れによつて濟されてゐたのであるが、一九二一—二三—三四年時代には既に紙幣發行は漸次後方計畫に退却して行き、一九二四—二五年に於ては全然影を設したのである。その當時、豫算は量的にも急速に膨脹した、即ち一九二三—二四年より一九二七—二八年の五ケ年間に豫算は二倍以上に膨脹し、而して一九二六—二七年より一九三—一三二年間に於ては豫算は計畫に基き五三パーセント即ち一倍半以上の膨脹を示さんとしてゐる。

前に豫算の變遷を物語る數字を示せば次の如くである。

ソウエート聯邦國家豫算累年表

（單位百萬留）

年度	
一九二三—二四年度	二、二九八
一九二四—二五年度	二、九六五
一九二五—二六年度	三、九七三
一九二六—二七年度	五、〇八七
一九二七—二八年度	五、七二八
一九三一—三二年度（計畫）	七、七四

即ち右の表によつても明かなるごとく豫算は一九二三—二四年度より一九二六—二七年度の期間に於て二倍以上となり、一九二六—二七年度より一九三一—三二年度の五ケ年間には更にそれの一倍半の增加を示してゐる。一九二六—二七年度に於ては豫算は量的には既に一九一三年度のそれを超過してゐる。これに關連し、豫算の質的內容も遙かに戰前のそれとは趣を異にしてゐる。收入の部に於て、租稅外受入、即ち、國營事業、銀行、森林よりの收入並に信用事業は漸次その意義を增しつゝある（一九二三—二四年—二七—二八年）支出の部に於ては、國家の工業化、收穫の增進等、國民經濟の金融に對する產業費增々重要なる意義を加へつゝある。これによつて吾が國の豫算は、また資本主義國の豫算とは異つてゐる、即ち生產の社會化が豫算編成の上にも示されてゐるのである。一九二七—二八年より一九三一—三二年の五ケ年間に於て生產の社會化は更に多く豫算の上に反映しつゝある、即ち租稅外收入は六一%に增加するが、租稅收入は僅かに四八%報加の豫定である。國民經濟の急速なる勃興は、また租稅の急速なる膨脹を促しつゝある。即ち直接稅は、先づ第一、所得稅として、農業稅收入に對して編成されつゝあるが、貧農—中農の基礎的大衆に對しては、その負擔が輕減されてゐる。從つて、その、五ケ年間に於ける增加率は、全直接稅が三六%增加するに對して一八%の增加豫定である。

生產稅は、製造業、買賣業、並に手工業の收入より徵收されつゝあるが、五ケ年間に四〇%增加するであらう。所得稅は（收入總額に對する）この期間に六四%の增加豫定である。

消費稅、即ち日需品に對する課稅を觀察するに當つて、我々は、それが五ケ年計畫期間の增加は四八%、即ち所得稅に比して遙かに少ないことを知る。この事實は、日需品に對する課稅增加が所得稅に比して遙かは遲れてゐるのは、日需品を大衆の手に入り易くし、それの賣捌きを擴張せしむることを意味する。五ケ年計畫は砂糖、卷タバコ、マホルカ（屑煙草）、マッチ、茶等に對する消費稅を引き下げんとしてゐる。總てこれ等は國民の課稅負擔を輕減するのである。

租稅外收入中、最重要なる位置を占むるものは運輸收入である。計畫に基けば、運輸豫算收入、は五ケ年間に於て四七%の增加を示してをり、國營工業は七〇%、銀行七〇%、國營商業九〇パーセント、採掘業（石炭、原油等）九〇%、の增加豫定である。これによつて明かなるごとく、豫算の收入の部は五ケ年計畫に基き著しく改造されることになる、即ち五ケ年間に於て國營財產及び企業よりの收入（非租稅）は增加し、日需品に對する最も重い課稅は、撤廢乃至は輕減される。簡單に言へば、課稅は、益に平均し、輕減されて行くのである。左に支出豫算に關する表を示せば次の如くである。

國家豫算支出の部（一）

割當部門	單位	百萬留	總計に對する比率	
	一九二三年—一九二四年度	一九二四年—一九二五年度	一九二五年—一九二六年度	一九二六年—一九二七年度
	同一九二四年度	同一九二五年度	同一九二六年度	同一九二七年度
（一）官公事務所費、保安維持、國防費	七〇九	七六〇	一、一二八	一、二八一	三一	二六	二八	二四	二三
（二）國民經濟融通費	三八六	六三六	七五一	一、三五二	一七	二二	一九	二七	二九
（三）社會、文化事業	一二〇	一九二	二七三	三一四	五	六	七	六	六
（四）地方補助費	一二九	二六七	三八九	四九九	六	九	一〇	一〇	九
其他費用及運轉資金	九五四	一、〇八三	一、四一四	一、六七二	四一	三七	三六	三三	三三
合計	二、二九八	二、九三八	三、九五五	五、〇四五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

以上の表に於て、官公事務所、保安、國防費の支出の增加が緩慢であり、また、これ等の支出が全體の支出に對比して、寧ろ減少を示してゐるは注目に値する。特に、官公衙に關する經費が全體として急速に減少しつゝある。

これと反對に國民經濟に對する金融上の支出は、全體としても、また部分的にも急速に增加しつゝある。この既存の狀態を以つて支出を區分するなれば、そこに社會主義國家豫算の特色が觀られる、即ち國民經濟の改良は完成されんとしてゐる豫算に基くこれ等の資本投資に對する支出は、過去年度間に於て次の如くに割當られてゐる。

國家豫算支出の部（二）

支出	單位	百萬留	前年度に對する比率	
	一九二四年—一九二五年度	一九二五年—一九二六年度	一九二六年—一九二七年度	一九二七年—一九二八年度
	同一九二五年度	同一九二六年度	同一九二七年度	同一九二八年度
農業	一五〇	一六二	一五一	一六〇	一〇八、〇	九三、二	一〇六、〇
工業	一五八	一九七	四四三	五二〇	一二四、七	二二、四九	一一七、四
電化事業	五二	六七	九五	一四〇	一二八、八	一四一、八	一四七、四

露國の財政

商業	二三	二五	八五	一〇八、七	三四〇、〇
コムナール及び住宅	三六	七一	四〇	一九七、二	五六、三
運輸	一〇八	一五八	二九五	一四六、三	一八六、七
聯絡	一二	二三	二七	一九一、七	一一七、四
地方豫算免除	二六七	三八九	四八一	一四五、七	一二三、七
其他	四二	五	—	一一、九	—
(一般支出)國營準備事業	九六	四五	一〇五	四五、五	三二二、二

以上の表によつて明かなるごとく、運輸、電氣自治機關經濟(コムナ)に對する金融上の支出は特に急速に膨脹しつゝある。

最後に、社會文化事業、地方事業補助費は急速に增加しつゝある。雜費(一般的支出)及び運輸資金への融通は絶體的限度の膨脹より低下しつゝある。

計畫に基けば、五ケ年間に於ける國民經濟に對する金融支出は一四五%の增加豫定であり、社會文化事業に對しては八〇%地方豫算補助支出は四三%增加が必要とされてゐる。官公事務國防費の支出は他に比してその增加が最も緩漫となる。結局、行政費は二四%より一七%まで低下し國民經濟融通支出は二七%より三四%まで社會文化事業は八%より九%まで增加せしむる必要がある。

これ等の比較は、非生產事業方面の支出は減少し生產事業方面の支出は增加しつゝあることを示してゐる。特に國民經濟に對する支出の增加は重要である、それは工業、電氣、農業、運輸に對する資本投資の增加を意味するものである。

かくの如くして支出豫算は、全般に亘る經濟をそれ自身に反映しつゝ改革されつゝあるのである。

地方豫算

最後に、地方豫算に就て觀るに、地方豫算には地方に於ける工業、自治經營事業、住宅問題、鐵道地方に於ける學校及び、病院經營、問題解決に重なる役割が屬してゐるのである。地方豫算は甚だ急速に增加しつゝあり、一九二二—二三年より一九二六—二七年までに六倍(即ち三億留より十八億留)に增加した。一九三一—三二年度に於ては三十一億六千三百萬留、即ち國家豫算の膨脹率よりも七〇%多く增加する豫定である。

地方豫算の收支は次の如くである。

ソウエート聯邦地方豫算　(收入の部)

收入項目	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年	一九三一—三二年度と一九二六—二七年比較
地方租稅	四七〇、〇	五三二、〇	七一九、〇	一五三、〇
中央豫算より繰入	三七五、〇	三八四、〇	五〇〇、〇	一三三、〇
收入合計	八四五、〇	九一六、〇	一、二一九、〇	一四四、〇
租稅外收入	五六五、〇	六七〇、〇	一、二五二、〇	二二二、〇
收入合計	一、八〇〇、二	二、〇七一、〇	三、一六三、〇	一七五、二

ソヴエート聯邦地方豫算　(支出の部)

支出項目	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年	一九三一—三二年度と一九二六—二七年比較
1、地方官公事務費	三八二、五	三七〇、〇	三八四、〇	九九、〇
2、文化事業	六四一、九	七八〇、〇	一、二四六、〇	一九五、八
(イ)教育	四一八、〇	五〇三、〇	八〇〇、〇	一九一、〇
(ロ)保健費	一九二、四	二三七、〇	三七五、〇	一九六、〇
(ハ)社會保險	三一、五	四〇、〇	七一、〇	二一五、〇
3、事業及び開拓費	三二一、二	三七〇、〇	六六九、〇	二一五、〇
(イ)自治經濟	二七五、五	三一七、〇	六八四、〇	二二二、〇
(ロ)農村事業	四五、七	五三、〇	五八、〇	一八五、〇
4、金融資金	二七二、五	三八〇、〇	八五、〇	二四六、〇
各種支出	一四二、四	一四六、〇	六七一、〇	一〇四、〇
合計	一、七六〇、五	二、〇四六、〇	一四八、〇	一六七、〇
			三、一一八、〇	

地方豫算の收入の部に於ける非租稅收入とこれまた急速に增加しつゝある(その主要なるものは自治經濟機關收入である)支出の部に於ては地方經濟への金融、並に社會文化事業への金融は急速に增加しつゝある。これに關する狀態は中央豫算の中に於てもつと明かに示されてゐる。

一九二八・二九年度　國家豫算實績

ソヴエート聯邦における一九二八—九年度の國家豫算は總額七十七億三千一百萬留と査定されたが、その後半期に收支とも增加した結果、七十七億六千三百萬留とした、ところがその實行歲出入は、上述の額を遙かに突破したこの年の歲入實際高は八十億三千七百萬留で、聯邦中央執行委員會の豫想額を超過すること二億七千四百萬留に及んでゐる、この中の主なるものを內譯すれば左の如くである。(單位千留)

一、租稅收入	三、九九五、三九五	
內直接稅	一、七九五、九一二	
內間接稅	二、〇五五、二二九	
二、鐵道收入	二、〇七九、二四四	
三、(國有財產及び國營企業收入	八〇八、九四〇	
四、募債による收入	六九三、九〇〇	

個々の例外は暫く措き、總じて歲入額が各豫算項目毎に超過してゐることを看過してはならぬ、卽ち直接稅において五・六%、間接稅において三・三%、稅收入總額においては四・一%の增加を示してゐる、租稅外の歲入では五・二%、運輸機關收入では九%(卽ち一億五千七百萬留)の增收を擧げてゐる。

この夥しい歲入の豫算超過は、殆んど全部この年度の支出追加の方面に振り向けられた歲出においてはそれ〴〵の豫算費目に從つて總額八十億二千一百萬留が支出された、卽ち豫算に對して二億五千八百萬留といふ巨額な追加が行はれたのである、かくて歲入における超過總額二億七千四百萬留のうち二億五千八百萬留卽ち九〇%以上が追加事業費に投下されたのである、かくてこの總額中の一部分は自然地方豫算に編入された。

地方豫算に對する增額は五千七百萬留である運輸及び交通の新規事業費として約八千二百萬留、國民經濟事業費として七千九百萬留が追加支出された、しかし官廳費及び軍費の方面に對しては少しも增加されなかつた。

以上を綜合すれば、ソヴエート國民經濟五箇年計畫における國家豫算案の立て方は、その第一年において他の凡ゆる五箇年計畫案と同じやうに完全に現實性をもつてゐたことが明瞭にされた譯である。

一九二八—九年度における豫算の割當比率は次のやうになつてゐる。

一、治安維持及び國防費	一二三%
二、國民經濟に對する支出	二九%
三、社會文化事業費	六%

四、地方補助費　九%
五、その他（新規事業投資を含む）　三三%

一九二九・三〇年度國家豫算

ソヴイエー聯邦の國家豫算は年々巨額の增嵩を示しつゝあり、一九二九・三〇年度には歳出入共百十六億二千百十萬留の尨大なる數字を示すに至つたが、之を前年度の七十七億餘留に比する時は實に約五割の激增である。

一九二九・三〇年度豫算の顯著なる特色は從來に其例を見ざる迅速さを以て編成を見たる點で、即ち一九二九年十二月八日には中央執行委員會の正式承認を經るに至つた。其內容左の如し。（單位百萬ルーブル）

歳入の部

A 稅金收	
一、直接稅	
1、單一農業稅	四一五
2、營業稅	一、八一四
3、所得稅	三六九
4、超過利得稅	一八
5、相續及讓渡稅	三
6、棉花稅	七
小計	二、六二七
二、間接稅	
1、消費稅	二、二一七
2、稅關收入	三七二
小計	二、五八九
三、諸稅公課	
1、印紙稅	八〇
2、其他	八一
以上稅金收入合計	五、三七七
B 非稅金收入（但シ「クレジツトオペレーション」收入ヲ含マス）	
四、郵便、電信、ラジオ及電話收入	二六〇
五、運輸交通收入	二、七九八
六、國有財產及國營企業收入	
1、國營工業	八二一
2、技師技手養成費積立金三%	三二
3、國營商業	二一二
4、銀行利益	一一七
5、森林收入	四五〇
6、地下埋藏物	七九
7、其他國有財產及企業	三二
8、利權企業	五
小計	一、七六〇
七、貸付金ノ回收並ニ其利息	二八
八、雜收入	四〇
九、貨幣發行利益	二八
以上非稅金收入合計	四、九〇八
C クレヂット、オペレーション收入	一、三三五
一〇、公債發行	一、六二一
以上總計	

歳出の部

一、獨立豫算ヲ有スル各省並ニ諸官廳	
1、「ソ」聯邦各省及諸官廳	一三五
2、「ソ」聯邦各省諸官廳ニ屬スル學術教化施設	一七〇
3、陸海軍省	一、〇四六
4、特別軍隊	六六
5、交通省（運輸教育中央機關費並ニ鐵道建設費ヲ含マス）	二、八四九
6、郵電省	二六七
7、聯邦各共和國各省及各官廳	
文部省	三五五
保健省	五九
社會保險省	二三
農務省	二〇三
其他各省及諸官廳	一五七
此計	七九八
以上小計	五、三三五
二、國民經濟支出（但シ各省並ニ諸官廳豫算ニ計上サレタルモノヲ除ク）	
1、工業	一、八八六
2、電化事業	三一〇
3、農業	六五八
4、水利	一一〇
5、商業發達ノ爲施設	四〇七
6、コオペラチヤ	一六
7、共同經濟施設（コムムナルノエヽハジヤイスウオ）	一二〇
8、新鐵道建設費	二六五
9、其他施設	五八
以上小計	三、八三一
三、特別資金	
1、有角家畜ペスト病豫防費	二
2、失業救濟	八
3、放浪兒救濟	八
4、新聞雜誌金融	一三
5、「チユーロツク」文字普及費（マホメタン族ノ新文字）	一
6、人民委員會議積立金	二〇二
7、貨幣發行費（國庫券及硬貨）	五
8、地圖類製作事業金融	八
9、經濟復興公債ノ支拂	六五
10、勞働者及勤務者賃金ニ對スル社會保險料ノ賦課（註、國營企業ヲ指スモノナルヤ可シ）	三四
11、其他	四
以上小計	三五四
四、公債ニ關スル支出	四五〇
五、地方豫算ニ轉交セラルヽモノ	
A 國家豫算ヨリ	一、三〇九
B 保助金	八三
C 露西亞共和國地方豫算ニ移サレタル諸官廳經費補償	三三
右計	一、四二六
露西亞共和國內自治共和豫算（註、本項ノ意義不明）	一三三
六、國家豫備穀物蓄積	六〇
七、國家融通豫備資金ノ蓄積	三〇
合計	一一、六二一

公債發行

ソ聯邦政府は一九二一年三月の新經濟政策を實施する迄は一切公債を募集しなかつたが、新經濟政策は財政方針を全く一變せしめ先づ留安定策として一九二二年五月二十日の命令に依り初めて穀物公債を募集した。

政府は外債を募集せんとして西歐諸國と交渉し殊に英國とは「マクドナルド」政府と豫備協定を締結せるも成功せず加之資本國は何れも聯邦に對し敵對行動を示したるを以て、差當り外國に依らず一切內債に依り經濟上の需要を滿すことに決した。

その應募成績左の如し。

帝政當時の如きは一九一七年の內外債總額百十億留にして其內五十五億留は內債公債であつたが何れも數十年間に募集し得たるものであつた。然るに「ソヴエイト」聯邦の內債は一九二二年以降僅に五ケ年間に十一億留を募集した。

一、現物公債　募集額

イ、一九二二年第一回穀物公債　七百七十萬留
ロ、一九二三年第二回穀物公債　四千七百八十萬留
ハ、一九二三年砂糖公債　千九十萬留
以上三公債は全部償還濟

二、普通公債

A 富籤附

一、一九二二年六分利公債　一億留
全部應募　一九二九年より償還開始
二、一九二四年五分利農民公債　五千萬留
（二回實行）
殆んど全部應募出來たり然るに公債所有者は農業稅支拂に右公債を使用したるを以て政府は右回收公債を再び賣出したるを以て結局八千九百八十萬留を募集し得たり現在償還額八千九百四十留
三、一九二四年六分利公債　一億留
七千百三十萬留應募　三千四百七十萬留償還
四、一九二五年一割二分利農民公債　二百萬留償還
九千八百二十萬留應募　九千五百四十萬留償還
五、一九二六年公債　三百三十萬留償還
三千萬留應募
六、一九二七年一割利公債　二百萬留償還
九千九百九十萬留應募
七、一九二七年第三回農民公債　農業稅として公債を受
八百五十萬留應募　理せる爲四百三十萬留償還
八、工業化公債（年六分利）　百萬留償還
二億留應募
九、農民經濟安定公債（年六分利）
豫備統計に依るに三千百萬留應募

B 利子附

一、一九二五年五分利短期公債　千萬留
殆んど全部償還濟
二、一九二四年八分利公債
三、一九二六年第二回八分利公債
四、一九二七年第三回八分利公債
二、三、四、合計二億七千七百六十萬留應募、四千四百五十萬留償還

C 無利子公債

二千四百萬留應募、全部償還

D　支拂證書（註、一種の短期公債）

大藏省證書

九億三千七百七十萬留應募

八億千四百二十萬留償還

前記總額應額は二十億四千四百四十萬留にして其內償還額十一億八千九百二十萬留なるを以て八億五千五百二十萬留となる。

以上の外第二回工業化公債（五億留）及び第三回工業化公債（二種七億留）が、一九二八年から二九年へかけて發行された。

一九三〇年五箇年計畫

新公債發行

久しく噂されてゐた「五ヶ年計畫を四年間」と銘打つ公債は愈々一九三〇年七月十日政府の正式發表によつて發行されることになつた、公債はソ聯邦國民經濟發展五ヶ年計畫に依る社會主義的建設に投資することを目的とした唯一の公債である。この公債には二種ある。一は利子及び割增金附公債で、他は無利子の割增金附公債である。後者の債券に依る收入は割增金の形に於て支拂はれる。

既に發行された工業化公債と農業强化公債を、「五ヶ年計畫を四年間」に公債に取替へるために總額五億留を發行する。財務人民委員部は、右債券所有者の要求に應じて、利子及び割增金附公債と無利子の割增金附公債に五億留を割り當てる、

一九三〇—一年度及び一九三一—二年度に發行される金額は、その都度人民委員會議の規定に依つて決定する。七月十日附の規定に依れば一九三〇—一年度の發行高（取替の分と共に）は八億五千萬留に決定されてゐる。公債は一九三〇年十二月一日から一九四〇年十二月一日までの期限で發行される。公債は額面五十留の債券とし、分割をしたものと分割をしないものゝ別がある。

五十留を分割した債券には二種ある。（イ）二十五留に二等分したもの。（ロ）五留に十等分したもの。（ハ）更に二留五十哥に二十等分したものとがある。

分割された債券の各部には共通の番號がつけられ、各々獨立に通用する。若し此等小額債券が當籤して割增金を得る場合にはその金額に相應しただけの分前（二分の一、十分の一等）を受ける利子及び割增金附公債の利子も額面高に依つて支拂はれる、利子は年六分にして、每年十二月一日に支拂はれる。支拂は一九三一年から開始される。

十ヶ年の期限內に割增金の抽籤は三十八回にして、每年四回（但し最後の年は二回）行ふ。割增金の種類は、二百留、一千留、五千留、の三種である。

各抽籤期の當籤本數及びその金額は次の如くである。

無利子の割增金附公債

自一回至二十四回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	二	一〇、〇〇〇
一、〇〇〇	二〇	二〇、〇〇〇
二〇〇	五、七八八	一、一五七、六〇〇
計	五、八〇一	一、一八七、六〇〇

自二十五回至二十八回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	一五	一五、〇〇〇
二〇〇	四、三七四	八七四、八〇〇
計	四、三九〇	八九四、八〇〇

自二十九回至三十二回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
二〇〇	三、六六九	七三三、八〇〇
計	三、六八〇	七四八、八〇〇

自三十三回至三十八回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	五	五、〇〇〇
二〇〇	二、三九四	四七八、八〇〇
計	二、四〇〇	四八八、八〇〇

利子及割增金附公債

自一回至二十四回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	二〇	二〇、〇〇〇
二〇〇	二、四四九	四八九、八〇〇
計	二、四七〇	五一四、八〇〇

自二十五回至二十八回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	一五	一五、〇〇〇
二〇〇	二、〇一四	四〇二、八〇〇
計	二、〇三〇	四三二、八〇〇

自二十九回至三十二回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇
二〇〇	一、七一九	三四三、八〇〇
計	一、七二〇	三五八、八〇〇

自三十三回至三十八回、每抽籤

割增金額	本數	金額
五、〇〇〇	一	五、〇〇〇
一、〇〇〇	五	五、〇〇〇
二〇〇	一、一三四	二三六、八〇〇
計	一、一四〇	二三六、八〇〇

當籤者には割增金以外に額面の金額が支拂はれる。言ふまでもなく利子及び割增金附公債の利子は當籤日から中止される。但し抽籤日までの利札に依つて利子が支拂はれる。

割增金附抽籤以外に、五回の償却抽籤に依つて消却する。消却抽籤は一九三六年から每年一回行ふ。每回の消却抽籤の當籤公債の所有者には、その年の十二月一日から額面金額を支拂ふ、利子及び割增金附公債の利子は當籤日から中止される。償却抽籤に當籤せる公債は割增金の抽籤から除外される。公債に依る諸收入には諸稅を課さない。

當籤せる額面金額、割增金及び利子は十年を經過すれば受取る權利を喪失する。

通貨發行

國立銀行發行バランス

（一九三〇年十月十五日現在）

ソ聯邦國立銀行の一九三〇年十月十五日帳尻による發行バランスは總計二十一億四千萬留で其中チエルウオネツ留紙幣發行額二十一億三千二百十六萬一千留であつたが、之を一ヶ月前（九月十五日）のそれと比較する時は、二千九百七十四萬八千八百五十留の發行減である、十月十五日帳尻バランス左の如し。

貸方の部

一、金屬保障

A金貨及金塊　四八三、八八八、六四〇留

B其他貴金屬　二四、二二七、三九〇留

二、外國紙幣　四五、六三九、四九〇留

三、外國手形　二、八七八、九四〇留

四、短期貸付　一、五八三、三六五、五四〇留

合計　二、一四〇、〇〇〇、〇〇〇留

借方の部

一、紙幣發行額　二、一三二、一六一、〇〇〇留

二、發行殘額　七、八三九、〇〇〇留

合計　二、一四〇、〇〇〇、〇〇〇留

尙國庫發行通貨バランスは其發表が遲れる關係上、十月以後の分は不明であるが、九月一日の國庫紙幣並に硬貨發行總額は二十億五千七百十七萬五千五百七十二留九十四哥に達してゐるから之を假りに二十億七千萬留とするときはソ聯邦の通貨總額は約四十二億留を算し、前年十月一日の二十七億二千二百七十萬留に比し實に十四億七千七百三十萬留の通貨膨脹で、僅々一年間に於ける斯くの如き現象は、ソヴエート政府が其特異の國家經濟形態を利用して、五箇年計畫實行に要する莫大の資金を主として不換紙幣の增發に仰いでゐるものといふべく、そして之は價値、資本、貨幣等々資本主義經濟體制の主要素を根本的に廢棄せんとしつゝあるソ聯邦としては何等矛盾ではなく豫定の軌道を進みつゝあるものと見られるが、不換紙幣の增發による貨幣價値の激落を國家權力卽ち公定相場によつて强制的に維持し軈て貨幣全廢に進みつゝあるソ國の現狀は、資本主義經濟との相互關係に於て、益々矛盾を激發し、鮮銀事件留相場問題の如き異質の二經濟體制間に根ざす解決困難なる難問題を、今後も頻發し行くものとして注目されてゐる。

國庫發行バランス

（一九三〇年九月一日現在）

ソ聯邦財務人民委員部の一九三〇年九月一日現在（八月末日帳尻）小紙幣並に硬貨發行額左の如し。

貸方の部

一、舊紙幣回收　三二、七七六、三四四留四〇哥

二、銀行券及外貨交換　一、七四一、四七三、六九二留五一哥

三、過去數年間豫算上消費　二五三、三四四、四四三留三一哥

四、銀貨及靑銅貨の今年豫算支出　二九、五八一、一八二留七二哥

合計　二、〇五七、一七五、五七二留九四哥

借方の部

一、國庫紙幣　一、七八〇、八〇一、五三九留

二、銀貨　二四九、一六五、一六〇留六五哥

三、銅貨　八、九八一、六九〇留三〇哥

四、靑銅貨　一八、二三七、一八二留九九哥

合計　二、〇五七、一七五、五七二留九四哥

因みに國庫發行額は最近約一年間に著しい膨脹を示し、一九二九年十月一日現在の十二億五千六百四十萬留に對比すれば其增額八億七十七萬五千五百七十二留九十四哥に達してゐる。

露國の經濟

新經濟政策

政府は行詰りたる經濟界の打開策として一九二一年「レーニン」の提唱せる新經濟政策即ち「ネップ」なる一手段を採るに至り、政府部内に於ても新經濟政策は資本主義への後退にして「ボリシェヴィズム」と相容れずとて相當反對もあつたが遂に之を採用するに至りその發展として今日に及んでゐる。

左に新經濟政策の要點を擧げ之が重なる立法を摘記する。

一、農民其他に對する徵發及沒收を廢止し（徵發及沒收廢止令）一定量の穀物を租稅として徵收することとし且土地は國有とするも農民に對し原則として自力を以て耕作し得る地積を限り土地の永久使用を許可せること（大正十一年五月二十二日發布土地自作法。大正十一年十月全露中央執行委員會裁可土地法）尙產業殊に農業開發を以て經濟恢復の根本となし或は農耕用具の供給圓滑を計り（大正十一年五月八日農具品專賣廢止令、大正十一年八月十日農具無稅輸入令）或は種子貸付（大正十一年七月二十一日種子貸付及農業振興令、大正十一年七月二十一日種子貸付豫備資金に關する命令、大正十一年七月二十一日飢饉地への種子貸付令）或は農民への減稅荒地開拓（大正十一年五月二十五日中央執行委員會決議）を奬勵した

二、而して農民に對する農產物稅法を改正し裸麥又は小麥を單位とする單一現物稅となし（大正十一年三月二日單一現物稅に關する中央執行委員會決定。大正十一年三月十六日一九二二―一九二三年度農產物に對する單一現物稅に關する勞農政府命令。大正十一年五月二十五日單一現物稅に關する第三回全露中央執行委員會決定）稅額は農民各個の收穫に對する一定率に限定し剩餘農產物の自由處分を許すことゝした。

三、勞農政府は曩に沒收したる各種大小事業中直接國家の需要を充し又は國防に重大利害ある事業（例へば兵器及機關車製造業、金屬工業、燃料業の一部の如きものは國營とす）以外のものは之を民間に貸下げ私人又は法人をして其經營に從事せしむることとし之に關する大正十年七月五日國有工場拂下命令大要左の如くである。

（一）五十人以下の勞働者を有する工場を私營の爲解放すること

（二）政府直轄工場を貸與し租借者に自由に民間の註文に應じ得ることとすること

右貸下と同時に之等工場より一定の稅金を收納し且國營工場の製產品も亦市場に於て販賣せしむることとなし其後政府は漸次貸下工場の範圍を擴張し大正十一年七月迄に一萬二千五百の工場（何れも小工場勞働者數平均十一人乃至十二人最大百人を超えずと云ふ）の貸下を計劃し七月下旬には既に一萬は貸下を了し中六千五百は小製粉所であつたと。

尙大正十一年末莫斯科に開かれたる全國工務局會議の結果勞農政府は石炭石油（燃料工業）製鐵、織物及機械工業を政府の手に止め其他は個人に貸下ぐるに決した。其理由は有ゆる種類の工場を政府にて經營するも效少く重要なる工業及鐵道を掌り居れば他は之を個人に貸下ぐるも政府の工業界支配上に何等差支へなしと云ふにある。

四、農產物及製造品の自由賣買を許せる結果商業の自由を認めたること而かも新政策採用當初は商業特許主義を採用せしが大正十一年四月以降登記すれば何人も自由に商業に從事し得ることゝし而かも登記は必ず受付くべきことゝした（大正十一年四月二十六日商業特許を廢し登記主義採用に關する命令）

五、外國貿易は依然として國家獨占主義を標榜すれども其實行に於ては政府の許可を得て組合私立會社及個人も貿易に携はり得ることゝした（大正十一年三月三日外國貿易部の外國貿易に關する命令。大正十一年三月十三日外國貿易法）

六、外國貿易復活と共に關稅を徵收することゝなりしが之に關し規則制度を整備し（大正十一年三月三十一日地方稅關法）且稅率を一定した（大正十一年三月九日對歐貿易關稅率に關する件。大正十一年六月一日對歐貿易關稅率法）

七、豫算制度を復活し關稅現物稅以外にも各種稅目を設け之を貨幣を以て徵收し（大正十一年七月十七日租稅徵收規定、大正十一年五月四日茶「コーヒー、チョコレート」、消費稅新設に關する命令其他大正十一年三、四月頃實施せられたる消費稅目七八種にも及ぶ）此等租稅收入を以て政府の重要なる歲入財源となし且鐵道郵便其他各種公企業及營造物の使用料手數料を貨幣を以て徵收することゝした（大正十一年四月十三日鐵道運賃に關する法律。大正十一年三月二日領事館手數料に關する規定等）

八、勞働者に對する現品給與制を廢止し賃金制度となし始め現品金錢混合給與制としたが更に改正して金錢給與制と爲した（大正十一年十月六日勞銀を金錢のみを以て支給する件に關する命令）

九、上述の如くして勞農露國は貨幣經濟に復歸したるを以て政府は紙幣發行に關する各種法律を發布し（大正十一年六月二十八日通貨統一令。其他紙幣發行に關する法令大正十一年四月六日及十九日に發布さる）一方國立銀行を設立し（大正十年十月七日國立銀行設立法）同行に銀行券の發行を許し（大正十一年七月二十一日國立銀行銀行券發行規定）以て金融界調節の任に當らしめ其他金融機關として國立工業銀行を設け（大正十一年九月一日工業銀行令）及「コーヘラチヴ」銀行（大正十一年二月以降各部に設立）の設立を許可した。

國家計畫委員會（ゴスプラン）

ソウエート共和國聯邦の經濟組織の最大の特色は、それが資本主義國のそれに比し著しく計畫的統制的であることである。即ち資本主義は需要、供給、競爭、好景氣、恐慌等を特色として成り立つてゐるが、ソウエート聯邦の經濟は、現在ソ聯邦國民邦内に存在する各種生產機關と、現在ソ聯邦國民の有する種々の必要とに基づく一般的な計畫を土臺として、換言すれば、國家の生產の方面と分配の方面とを前以て計算し上げて、その上に全經濟生活を敷くことゝなつてゐる。勿論現在のソウエート國家は、完成した社會主義國家でなくてそこへ行くための過渡期に立つてゐる國家であるから其内部の矛盾が全部解消されてゐる譯ではない。從つて國家の經濟生活が一絲亂れざる一律の生產と分配の上に打立てられてゐると見ることは早計である。然し、土地、大企業、交通機關等經濟機關の殆んど全部は國營化され、私營企業乃至私有資本の活動の分野は極めて微々たるものであるから、計畫的經濟生活を營むにはさしたる差支へはない。而してかうした國家經濟生活の全域にわたる計畫を統一的に立案して之を實行機關に建策する機關こそはゴスプランの名において世界的に知らるゝ國家計畫委員會である。

國家計畫委員會は、ソウエート聯邦の全經濟政策と國防政策の最高指導機關たり、法令發布の權能を持つ勞働及國防委員會（ストー）に所屬し、モスクワ市ウオジヴイジエンカ五番地に本部を置いてゐる。その最高幹部の顏觸れ左の如し。

國家計畫委員會長　グレブ・マクシミリヤーノウイチ・クルジヤノフスキイ

國家計畫委員會次長　ミハイル・フヨードロウイチ・ウラヂミルスキイ

同　ピヨートル・セミヨノーウイチ・オサーズチイ

同　グリゴリー・ヤコウレーウイチ・ソコーリニコフ

同　エムマヌイル・イオノウイチ・クウイリング

以上の最高幹部の下に中央評議會が置かれ、三百人の各種一流專門家（學者及實際家を含む）がその中に參加してゐる。中央評議會はその下に各專門の部に分れるところの多くの委員會を有してゐる。又ソ聯邦諸地方には國家計畫委員會支部が置かれ、其地方の各種經濟的活動に關する計畫を立案してゐる。

ソ聯邦の凡ゆる國家機關はその經濟政策の樹立に際しては、必ず此國家計畫委員會の承認を要し又國營企業、國庫支出等に關する新規定を設くる際にも、豫め此委員會に諮らねばならぬ。此委員會は最近ソ聯邦經濟的發展の五ケ年計畫案なる廣汎なるプランを立て、一九二八―二九年度から、一九三二―三三年度に至る期間のソウエート經濟の社會主義的工業化を實現することとなつた。

經濟發展五箇年計畫

一、概　說

特異の經濟を營むソウイエト聯邦が其國民經濟

の社會主義的建設の過程に於て、現在國内的並國際的なる各種の困難に遭遇し居れることは當然にして、這般の困難は向後社會主義的建設事業の發展に伴ひ、又其深化に應じ益々增大すべきことは言を俟たざる處であるが、就中ソウイエト聯邦の農業の進歩の遲れ居ることは其最大なる困難と謂はねばならぬ。而してソウイエト聯邦國民經濟發展五年計畫は這般の困難を克服して、ソウイエト聯邦の全經濟組織の社會主義的改造を實現すべき大方針を指示するものとして認められてゐる。

五年計畫の骨子を爲すものは(一)工業化と(二)農業經濟の社會主義化である。國防の充實外國の羈絆離脫、土地、森林、鑛山、動力等の天然富源の開發は工業化に俟たねばならぬ。將又革命の結果舊來の大農經濟崩壞し、小農經濟に分散せる今日、農業生産品就中粒穀類の市場出廻高を增加せしむるの途は現在のソウイエト聯邦としては、農業の社會主義化の促進の外なかるべく、結局ソウイエト聯邦經濟の運命は一に向後の工業化と、農業の社會主義的發展如何に懸つて居る。而してソウイエト聯邦の國民經濟に於て將來五年間に亘り工業生産費に於て三割五分、建築費に於て五割方夫々低下し、工業勞働の生産力を百十割以上、農作物の收穫高を三割五分增加し、播種面積を二割二分擴張し、コルボズ、ソフホズの計畫嚴守、生産事業の勞働者の過怠、放慢の撲滅、勞働規律の確保、生産の社會主義的合理化、工業及農業に必要なる指導幹部の充實、勞働階級に屬する者の内部の赤色專門家の養成、國民經濟に對する計畫的調整の普及等の實現に依つて、以て五年計畫を成就せんとするものなるが、其内工業化、農業發展並外國貿易發展の計畫の要旨を述ぶれば左の如くである。

二、工業の發展五年計畫

工業に對しては一九二八―二九年度より五年間に百六十四億留を投下する計畫（過去五年間の投下資本は四十四億留）にして、其結果工業各部門の製産總額百八十三億留は五年後の一九三二―三三年度には四百三十二億留に達する豫定である。

國化の工業化、聯邦の國防の充實、資本主義國家の羈絆より離脫する趣意に基き、工業に對する資本的投資は生産手段の製造部門に集中せらる。即ち生産手段の製造工業に對する投資額は、工業に對する總投資額の七割八分に達する計畫なるが五年後には計畫工業の製産總額は二倍八に、又生産手段の製造部門の工業の製産總額は三倍三に增加する豫定である。尙簡單に主要なる各工業部門の五年計畫を述ぶれば左の如くである。

主要なる工業部門の發展計畫　動力は一九二七―二八年度の動力（動物及器械力を含む）は三百三十一億「キロワツト」時なりしが、一九三二―三三年度には五百三十七億「キロワツト」時に增加する豫定であつて、其内電力のみに付て云へばドネープル水力發電所、スワイルスカヤ水力發電所、マールイ・ソイシエル火力發電所、（泥炭使用）、ホブリカ火力發電所（モスコー附近の石炭使用）ドンバス地方ズーエフスカヤ發電所等四十二箇所の地方發電所の建設を豫定し、其發電量は五十億「キロワツト」時より二百二十億「キロワツト」時に達すべきが、前記四十二箇所の發電所中三十二箇所は既に建設に著手した。尙各地方の發電所の發電量の增加を見るに、中央工業地帶は百萬「キロワツト」時、ウクライナ（ドニエプルス系を含む）は七十萬「キロワツト」時、ウラル二十八萬「キロワツト」時、レニングラード四十二萬「キロワツト」時等に夫々增加すべき豫定である。

燃料は特に生産の增加以外經費の節約を爲し又輸送方法は最新の科學器械の適用に依りて燃料工業の合理化を爲す豫定であるが、石炭及泥炭の生産額は一九二七―二八年度の五千七百五十萬噸より、一九三二―三三年度の一億五百萬噸に增加するであろう。又石油工業は五年間の投資額は十三億五千萬と計上せられ、右投資の結果粗製石油は千百五十萬噸より二千百七十萬噸に、又高級モーター用燃料油は二百六十萬噸より六百萬噸に、器械油及燈火用石油は二百六十萬噸より四百八十萬噸に、マズットは二千百七十萬噸より七百五十萬噸に何れも增加を見る計畫である。而して石油工業に最新式の器械技術を適用する結果、アスファルト、パラフィン其の他の化學的副産物の製産額は更に增加する見込である。

黑色金屬の製産に付ては有力なる數多の新冶金工場（マグニトゴールスキー、デリベススキー、ドニエプロスキー、クリワオロージスキー等）の建設と、既存工場の改造に依り現在の鑄鐵の生産額三百五十萬噸を一九三二―三三年度には千萬噸に達せしむる筈である。

機械工業は新工場の建設及既存工場の改造（スターリングラード及ウラルの自動車工場、トラクター工場、スウエルドロフスクの重工業、機械工場、ロストフの農業機械工場、器具其他）に依り機械製造工業の總生産額を五年後には三倍半に增加し、又農具の製造額を四倍と爲す豫定である。

化學工業は化學的肥料製造所の建設計畫せられ（ベレズニヤコフスキー、エゴリエフスキー、ドンバス地方に於けるもの等）之に依て化學的肥料は一九二七―二八年度の十七萬五千噸より一九三二―三三年度の八百餘萬噸に達せしめ得るであろう。

主要なる工業の發展計數に關する統計、次に主なる工業の發展計畫に關する統計は左の如くである。

重工業及建築工業

最高經濟會議に依る計畫工業の部門

	生産額（單位百萬噸） 一九二七―二八年	一九三二―三三年
石炭	三五・四	七五・〇
油	一一・七	二一・七
鐵及鋼鐵	三・三（註一）	一〇・〇（註一）

註（銑鐵のみの數字なり）

	價格（單位百萬留） 一九二七―二八年	一九三二―三三年
機械工業	五八三・〇	一、〇二四・〇
農業用器械	一五三・〇	六一〇・〇
電氣工業	一九〇・〇	八九六・〇
建築材料	八〇四・〇	一、五五六・〇
總重工業	四、三九三・〇	一〇、六四〇・〇
總計工業	六、五一六・〇	一五、九〇〇・〇
總工業	一〇、九〇六・〇	二三、五〇〇・〇
總投資額	一八、六三八・九	三〇、四四七・〇

（一九二六―二七年度の價格にて計算す）

五年間の資本的投資額（單位百萬留）

	一九二七―二八年	一九三二―三三年
工業	一、〇七〇・〇	一、三五〇・〇
農業	一、八六八・〇	二、一六〇・六

輕工業中紡績業に於ては現左の三十二萬八千噸の綿絲を一九三二―三三年度には六十二萬噸に達せしむべく、綿布の製産は同期に於て二十七億四千二百萬米より四十六億七千萬米に增加すべく、又原料棉の消費は三十六萬七千噸より六十八萬噸に、將又國民一人當の製産額に付て見るに五年後には二十七米六、（一九二七―二八年度は十九米）に增加するであらう。尙新に資本投下の結果總錘數は七百三十萬より九百七十萬に增加する豫定である。

毛織物業は製産增加の爲一九三二―三三年度の羊毛の輸入額は、之を一九二七―二八年度に比すれば二倍に達すべく、其製産額は一九二七―二八年の八千三百七十萬米より一九三二―三三年度の二億五千三百萬米に增加し、五年間の利益總額は五億五千八百三十萬留に上るべく、此内より原價償却を爲したる上、新資本額として二億四百三十萬留を投下する計畫である。

リンネル業は總て原料としては國内産亞麻を使用する。一九二七―二八年の製産額一億六千五百平方米は、一九三二―三三年には五億平方米に增加し、又亞麻の消費額は同期に於て九萬七千噸より二十七萬七千噸に增加すべく、五年間の利益豫定額は二億三千七百留にして、其内より更に同工業の資本として一億九千五百二十萬留を投下する豫定である。

尙ヘンプ及ジュート工業の五年間の利益見積額は四千五百四十萬留にして、又被服業も著しき發展を爲しつゝあるが、同業は主として繊維工業の發展に依存するものなるが、五年間の資本投資額は三千七百萬留に上るべく、又其製産額は四百八十%增加する豫定である。

皮革業は一九二七―二八年度の獸皮、皮及靴の製産額は夫々千萬留、千五六十萬留、二千三百萬留なるが一九三二―三三年には千五百九十萬留、四千百六十萬留、八千萬留に增加する計畫である。

製糖業は一九二七―二八年度の原料糖及精糖製産額は百三十四萬噸及五十七萬噸なるが、一九三二―三三年度に夫々二百六十萬及百二十萬噸に增加するであらう。

尙其他のものには一九二七―二八年度に比較し一九三二―三三年度の製産額の增加豫定比率を擧

ぐれば、牛酪二百三十五%、罐詰六百六十五%、漁業百六十八%、製菓三百%、糊及澱粉二百三十%煙草六十%、莖煙草五十二%、砂糖八十七%、酒精飲料四十%、麥酒十%、酵母六十五%、其他百四十%である。

三、農業の發展五年計畫

一九二三—二四年より一九二七—二八年間に亘る農業に對する投下資本額は百五十億留なるが、向後の五年間には二百三十二億留を投資し、五年の末には農業の收獲高を三割五分增加し、以て粒穀類の市場出廻高を戰前時代と同樣ならしめんとするものなるが、其主要なる手段としては中貧農を保護奬勵すると共に、他面五年間の農業經濟の公共的分子（ソウホズ及コルホズ）の建設等に依る生產コーペラチヴは特に顯著なる發展を示す計畫である。即ち公共的農業經濟の播種面積は一九三三年度には二千六百萬「ヘクター」に增加（總播種面積の一割七分五厘に當る）し、（一九三二年度迄には公共的農業經濟分子は總播種面積の一割三分となる）農業の總生產額の一割五分五厘と粒穀類の市場出廻高の四割三分を確保すべき計畫である。

又農村の個人的農業經濟にして公共的分子に吸收せらるべき人口は二千百萬人に達するが故に、勢個人に依る純生產額の增加は停止せざるを得ず。而して一九三二年度のソウホズ（新設及既存のもの）の粒穀類の市場出廻高は三千四百萬「ツエントネル」を下らざるべく、コルホズに付ても亦五千萬「ツエントネル」を超ゆべく合計八千四百萬「ツエントネル」、即ち五億布度以上の粒穀類の市場出廻高を生產すべき豫定である。

五年間の生產コーペラチヴの發展狀況　而して生產增加の原因となるべきコーペラチヴは五年間に左記の如き增加發展を示す豫定である。

	一九二七—二八年度	一九三二—三三年度
コルホズの生產額に對する割合	一・〇%	二・四%
小規模工業の總生產額に對するコーペラチヴ工業の總生產高の割合	一九・四	五三・八
小賣商業のコーペラチヴ化	六〇・二	七八・九
農村コーペラチヴの農戶數（單位百萬）	九・五	二三・五八
總戶數に對する比率	三七・五	八五・〇
消費組合員數（單位百萬）	都市 八・七	一六・五
	農村 一三・九	三一・八

國民經濟の全般に於て將又生產及分配の部分に於て社會主義的分子の顯著なる發達は、農具トラクターの配給所網の普及と、五年計畫の年度末には粒穀類の八割五分迄を把握すべき先物買占契約の廣汎なる利用と相俟て、勞働階級の指導的地位を確保し、且高級なる技術と集團化とを基礎とする農業經濟の民衆的改造を齎らすべき都市と、農村との連繫に關し新しき形式を創設せんとするのである。

農業の發展に關する主要なる計數　次に五年計畫に依る農業の發展に關し主要なる計數は左の如くである。

	一九二七—二八年	一九三二—三三年
播種面積（單位百萬「ヘクタール」）	一三五・九	一四一・六
內（粒穀類	三七・九	三五・四
其他の作物	一七・〇	一七・七
動物性生產品	一一・三	一〇・九
總生產額（單位百萬留）	六六・二	六四・五
內（粒穀類	三七・三	三五・九
其他の作物	三・九四二	三・七七
動物性生產品	四・七四八	七・一六〇
市場出廻額（單位百萬）	四五	一・二五
內（粒穀類	九・六	一・五〇
其他の作物	一・四六	二・八二
動物性生產品	一・二	一・二
家畜數		
內（馬	三〇・八四三・〇〇〇	三六・九五一・〇〇〇
牛	六二・四四二・〇〇〇	八〇・九七〇・〇〇〇
豚	三三・六四八・〇〇〇	三四・八四九・〇〇〇

外國貿易發展の五年計畫

ソウエート聯邦外國貿易の方針は、（一）諸外國との貿易總額を增加すると同時に、能ふ限り外國よりの輸入を減少し、外國との依存關係の縮少に努力し、（二）外國よりの輸入品はソウエート聯邦の工業化及農業振興の爲に利用し、（三）又農業の發達遲れ居れるが爲に振はざる輸出品に付ては、之を國民經濟の各部門の一般的發達に應じて發展せしむるに在る。

輸出計畫　外國貿易の五年計畫中最重要なる問題は謂ふ迄もなく輸出の發展計畫にあり、同計畫に依れば、一九二七—二八年度の輸出額七億七千三百九十萬留を漸次增加し、一九三二—三三年度は二十億四千七百五十萬留に達せしめ、又五年間の輸出總額を六十九億七千二百萬留と爲す豫定である。

而して輸出の性質に就ても之を戰前に比較すれば、其間に大なる變化を齎すであらう。即ち戰前の主要なる輸出品は粒穀類及農業生產品のみなりしが、五年計畫は之に加ふるに石油及木材を以てし、他面粒穀類の市場出廻高に付ても略戰前の狀態に復歸せしめんとするものである。（註）

	一九二三—二四年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三二—三三年
農業生產品	四八、八	二六、四	三七、九	三五、九	一、三四	二五、〇
動物性生產品	一一、五	一八、九	一七、〇	一七、七	二五、〇	一六、二
野鳥家禽及魚貨	五、五	二、七	一一、三	一〇、九	一六、二	五四、六
總計	六五、八	五八、〇	六六、二	六四、五	五四、六	

註　一九三二年度には粒穀類は主として、ウクライナ、北コーカサス、クリミヤ地方は再び重要なる輸出品となるべく、又西伯利方面は國內市場に對する穀物の供給に付十分なる貢獻を爲すに至るべき豫定なり。

動物性生產品及野鳥、家禽及魚貨の生產額は右の通り漸次增加しつゝあるが、所期の輸出額に到達せしめんが爲には木材、石油、亞麻、豚毛、滿俺鑛等の工業品の發展に求めねばならぬ。

而して又輸出促進の爲に必要なる各種の施設に對し投下せらるべき資本金額は一億八百萬留に上る豫定なるが、右の外牛酪製造工場の新設として一億三千萬留、亞麻の精練工場建設費五千萬留等なるが、輸出肉加工の爲に建設せらるべき工場費も亦巨額に上る豫定である。

尙五年間に廣く農業生產品の輸出促進擴張の爲に投資せらるべき資金總額は十億五千五百萬留に達すべく、又工業輸出品の發展に對する投資額中主要なるものは木材の九億千四百萬留と石油の十四億千七百萬留等である。

又現在農業生產品の輸出に付ては野菜、動物性產物、町馬家禽、魚貨等を包含し、戰前の輸出總額の七割五分に相當せるが、是等の輸出額の總輸出額に對する百分率は左の如く戰後漸次減少を示してゐる。

	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九二八—二九年	一九二九—三〇年	一九三〇—三一年	一九三一—三二年
播種面積（單位百萬「ヘクタール」）	三五、九	三七、七	三七、九	三五、四	三四、二	三〇、三
粒穀類	一七、七	一七、〇	一七、〇	一七、〇	一六、〇	一四、〇
其他の作物	一〇、九	一一、三	一〇、九	一〇、九	一〇、九	一〇、九
動物性生產品	六四、五	六六、二	六四、五	六四、五	六四、五	六四、五
總生產額（單位百萬留）	五四、六	六四、一	六四、五	六四、五	六四、五	六四、五
粒穀類	九、六	一四、六	一四、六	一四、六	一四、六	一四、六
其他の作物	一、四六	二、八二	二、八二	二、八二	二、八二	二、八二
動物性生產品	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
家畜數						
馬	三〇、八四三、〇〇〇	三六、九五一、〇〇〇	三六、九五一、〇〇〇	三六、九五一、〇〇〇	三六、九五一、〇〇〇	三六、九五一、〇〇〇
牛	六二、四四二、〇〇〇	八〇、九七〇、〇〇〇	八〇、九七〇、〇〇〇	八〇、九七〇、〇〇〇	八〇、九七〇、〇〇〇	八〇、九七〇、〇〇〇
豚	三三、六四八、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇	三四、八四九、〇〇〇

國民經濟諸部門概觀

一九二六・二七年度以後一九二九・三〇年度に至る三年間の國民經濟分野—農業、工業、運輸商業、金融、豫算、國民收入—の概況を、第十六回共產黨大會に於けるスターリンの國民經濟情報告によつて摘記すれば左の如し。

一、農業の生產總額

一九二六・二七年度、すなはち第十五回黨大會前に、林業や漁業や其他を含めてのソ聯邦全農業の總產額が、戰前のルーブルで、總計百二十三億七千萬留、即ち戰前の水準に比して一〇六・六%であつたとすれば、其次年度即ち一九二七・二八年度には一〇七・二%、一九二八・二九年度には一一二・四%ととり、一九二九・三〇年度にはあらゆる統計から推して、戰前水準の一九三%以上を得るであらう、新鐵道建設はどうかと云ふに、右の期間內に即ち一九二七・二八年度以降に、鐵道網は七萬六千キロメートルから八萬キロメートルに達した、これは戰前の水九・一%となり一九二九・三〇年度には、農業の發展の進度から判斷して、戰前の一一三乃至一一四%以上を得ることとなるであらう。

農業全體の產額の、比較的に緩漫ではあるが、たゆみなき增大が歷然と存在して居る。

二、工業の生產總額

一九二六・二七年度、即ち第十五回黨大會前に製粉業をも含めての大小全工業の總產額が戰前のルーブルで、總計八十六億四千一百萬留、即ち戰前の割合にして一〇二・五%であつたとすれば、其次年度即ち一九二七・二八年度には一二二%、一九二八・二九年度には一四二・五%となり、そして一九二九・三〇年度には、工業發展の進度から判斷して戰前の水準の一八〇%以上を得ることゝなるであらう。

全體として工業生產額の未曾有の急激なる增大は眼前の事實である。

三、貨物輸送總額

一九二六・二七年度即ち第十五回黨大會前にソ聯邦全鐵道網の貨物運輸が八千一百七十萬噸、即ち戰前の水準の一二七%であつたとすれば、其次年度即ち一九二七・二八年度には一三四・二%、一九二八・三〇年度にはあらゆる統計から推して、戰前水準の一九三%以上を得るであらう、新鐵道建設はどうかと云ふに、右の期間內に即ち一九二七・二八年度以降に、鐵道網は七萬六千キロメートルから八萬キロメートルに達した、これは戰前の水

準の一三六・七%に當るのである。

四、商業取引額

一九二六・二七年度に於ける國内の商業仲介交易の狀態（三一〇億ルーブル）を一〇〇とすれば一九二七・二八年度には交易額は一二四・六%、一九二八・二九年度には一六〇・四%に達し、一九二九・三〇年度にはあらゆる統計から判斷して、交易額は二〇二%、即ち一九二六・二七年度に比して倍加するであらう。

五、金融總額

一九二七年十月一日現在のソ聯邦全金融機關の金融總計（九、一七三、百萬ルーブル）を一〇〇とすれば、一九二八年十月一日には一四一%に達する增大となり、一九二九年十月一日には二〇一・一%即ち一九二七年に比して二倍の增大を得たのである。

六、歲出入總計

一九二六・二七年度のソ聯邦の歲出歲入總額（六三七、一百萬ルーブル）を一〇〇とすれば、一九二七・二八年度には豫算の增大は一二五・五%、一九二八・一九二九年度には一四六・七%に達し又一九二九・三〇年度には二〇四・四%即ち一九二六・二七年度の豫算に比し二倍（一二六〇五萬ルーブル）に達するのである。

七、國民收入總計

全國民收入の總計に於て、此の期間内には（一九二六―二七年度の貨幣價値を不變のものとして）次の様な狀態になつて居る。即ち一九二六―二七年度にはゴスプラン（國家計畫局）の統計によれば國民收入は二百九二七―二八年度には二百三十一億二千七百萬留、一度には二百五十三億九千六百萬留（其增加率は九・八%）となり、一九二八―二九年二・六%）となり、一九二九―三〇年度にはあらゆる統計から推して、國民收入は三百四十億留以上に達し（其增加率は一年間に二〇%）となるであらう、從つて玆三ケ年間の一年平均增加率は一五%以上に當るのである。

合衆國やイギリスやドイツの如き國々に於ける國民收入の年平均增加率が三乃至八%以下であることに注意するならば、ソヴエート同盟に於ける國民收入の增大のテンポ正に記錄的であることを認めねばならぬ。

五箇年計畫遂行實績

第一年度實績

五ケ年計畫第一年度實績

（イ）農業、强度の社會主義化を企圖せる農業は如何？

去る七月モスクワにおける共產黨大會で、農務人民委員長ヤコヴレフ氏は、大得意で農場共同經營化の成績を報告した。純粹の穀物耕作地方では共同經營農場は、全體の四割八分八厘に達したといふ。馬は四割九分、牛は四割三分を占めたが、その他の特殊地方にても、平均三割近くは共同經營の農場と化したといふのだ。

事實一九二八年には、共同經營農場參加農家は四十四萬五千よりなかつたが、一九二九年の春には百萬となつた。その耕作面積は、一九二七・八年には百三十九萬ヘクターのものが、一九二八年秋と、九年の春とには四百二十六萬二千八百ヘクターが、共同農場によつて經營されたのである。これを以つてすれば共同經營農場生產は、市場供給農產物總量の五分の二には達する計算であると言はる。五ケ年計畫實行の後には、共同經營と國營農場が、市場農產物總量の四十三パーセントを供給することゝするの豫定は、間違ひなく完成される見込である。

過去十年間において米國の耕作面積は、四百萬ヘクターを增加したが、ロシアは共同經營化の運動の結果として、千二百萬ヘクターを增加したといふ。しかしてロシアの共同經營農場は、米國の大農場を遙かに凌駕した。共同經營農場資本の五分の一は、國家より貸出したものであるが、ロシアのかゝる政策の結果は、農場勞働力の生產能率が四割乃至五割を增加したと言はる。

いまや、農民はロシア新政策の共同經營農場または國營農場をよく理解し、益々これに參加しつゝあるが、その結果大農階級は廢絕せられ。ロシアの社會主義的體制はいよ/\進步しつゝあると言はれる。

然らば、事實において農業生產狀態は何うであるか？

五ケ年計畫實施初年度の、天候は惠まれず、霜及び旱魃の被害著しかつたにも拘らず、一九二八年秋と、一九二九年春との播種總面積は、個人經營のものを含み、實に九千八百十九萬九千ヘクターに及び、その收穫は一九二八年よりも四パーセント多く、七千六百二十萬噸で、詳細は左の如くである。

農業遂行實績表

	面積（單位千ヘクター）	生產量（單位千噸）	
	一九二六年	一九二九年	一九二九年
冬期收穫			
らい麥	二五、五八	二五、五四	
小麥	七、三七	六、九六	
大麥	四三	四二	
春期收穫			
らい麥	五九	一九、一一〇	二〇、二一〇
小麥	二三、六三	二三、五九〇	二〇、一一〇
大麥	六、七二	七、六五〇	七、三八〇
燕麥	一七、二五〇	五、四九〇	七、三八〇
雜穀	一八、七九	一六、四八〇	一六、六一〇
總計	一五、三四	四四、六二〇	九、九九〇
	四四、八四	四四、一九	二、九二〇
他の收穫			七二、六七〇
原棉	九五	一、〇三六	夫、一三〇
甜菜	七〇	八三	九七
亞麻	七〇	一〇、一四〇	八、四〇〇
麻纖維	一、七〇	一、九七	三五一
日向葵種	九九	九九	四二八
馬鈴薯	三、五四	三、五六	五三〇
	五、七八	五、九四	二、一三
		四五、五一〇	四七、八五〇

この表によれば、一九二八年は二億四百八十九萬噸に對し一九二九年は二億千二百七十七萬噸で四パーセント餘の增收である。即ちロシア農產額は一九一三年の百二億萬ルーブルに對し、一九二九年には百五十五億萬ルーブル（戰前金價）に達したのである。しかし、これを五ケ年計畫に見れば副產物を含む一九二九年度農產總額豫定百五十億三千七百萬ルーブルに對し實際は百四十七億八千萬ルーブル（一九二六―七年金價）となつてゐる。

しかして、ロシア農業の社會主義化政策に關しては、全般的に協同經營化せる地方の對富農策と新法令の要領を擧げれば

一、全般的に協同經營化せる地方の財產を完全に沒收し、且つ彼等を他地方に轉住せしめるため、その諸採用を地方ソヴエート執行委員會に許可する財產は、其間經營諸農業の資金にせること。

一、一九二六年採用の新に經濟政策なる土地貸借の自由農村雇傭勞働の許容等を廢止する。

といふにあり、これをロシア政府は强行しつゝあるが、漸次ロシア經濟體系の諸關係は大變化を齎すであらう。

（ロ）工業

一九二八―九年のロシア工業は、五ケ年計畫では總生產豫定額二百十一億六千四百萬ルーブルのものが、實際は二百二十二億九千二百萬ルーブルとなつた。これを前年の百九十億九千三百萬ルーブルに比すれば、十四パーセントの增加である。この表によれば、一九二九―三〇即ち本年度の豫定において、最初の計畫の二百五十億九百萬ルーブルを二百八十億五千萬ルーブルに變更した。これは農業と異り、工業においては近代產業科學を極度に取入れんとする、ロシア當局の底意を明瞭にするものであるが、事實ロシア工業の發展テンポは著しく早いのである。即ち一九二六―七年度は前年に對し十八パーセントを、一九二七―八年度は同じく二十二パーセントを、一九二八―九年度は、同じく二十三、四パーセントを各々增加した。そのため本年度には三十二パーセントの增加を期してゐる。即ち大工業の生產狀態を見る。

工業遂行實績表

	單位	一九二七―八年實績	一九二八―一九年計畫	實績
石油	（千噸）	一一、八一五	一三、一〇〇	一三、六二二
石炭	（同）	三五、四〇〇	四一、一〇〇	四〇、六〇〇
銑鐵	（同）	六、〇一〇	七、一〇〇	七、二一〇
鐵綱	（同）	四、一四〇	四、七一〇	四、七一〇
機械	（千留一九二六―七年金價）	五九、一〇〇〇	七七、〇〇〇	七三、〇〇〇
農業機械	（同）	一四八、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二一一、九〇〇
セメント	（千噸）	一一、九〇〇	一四、〇〇〇	一四四〇〇
紙機原紙	（同）	三一五	四一〇	四二一
棉布	（百萬メートル）	二、六五五	二、九五〇	二、九五一

即ち大體において前年より增產し、プログラムよりも實際が增加してゐることが明瞭である。最高經濟會議々長クイヴイシエフ氏が「五ケ年計畫の數字は、大體四ケ年で實現出來る」と豪語するのも一應はもつともである。工業基金は一九二八年の六十七億に對し、本年十月一日には百億ルーブルとならう。その中重工業への割當率

は、過去三ケ年間において五割七分から七割五分に増加した。なほ目下建築中の工場の建築工費は實に百二十億ルーブルに達する輕工業の産額は一九二七―八年度において一割九分増加し、一九二八―九年度は二割三分の増加を示してゐる一九二八―九年度の機械生産は全體において十三億ルーブルに達せんとし、戰前の四倍にも及んだと言はれるが、前表に見る十億ルーブルに達したことは明かで、三倍に及んでゐるのである。

（八）その他の産業部門、一九二九年度のエネルギー生産額は、六十四億六千五百萬キロワット時で、この數字は豫定の十四パーセント増に對し二十二・一パーセントの増である。で本年には八十億キロワット時となさんとしてゐるが、一九二八―九年度には、發電所その他の擴張費三億六千九百萬ルーブルを投資し、その前年には二億六千九百萬ルーブルを投資してゐるのである。

國内貿易は、一九二八―九年度の總額は二百三十一億七千九百萬ルーブルで、前年に比し一六・四パーセントの増である。

運輸量は一九二七・八年の八百八十億二千萬キロメートル噸に對し、一九二八―九年は千六十億七千萬キロメートル噸であり、豫想よりも十億キロメートル噸多い。運輸事業投資額は一九二七・八年の九億五千三百萬ルーブルに對し、昨年度は十二億五百萬ルーブルで豫想より一億ルーブル多いのである。

外國貿易はロシア當局の所謂出超主義が實現すると共に、その全體數字が漸次増大して來たが一九二七―八年の輸入は九億四千四百七十萬ルーブルに對し、一九二八―九年は八億二千九百九十萬ルーブル即ち十二パーセントの減で、輸出は一九二七―八年が七億七千八十四萬ルーブルに對し一九二八―九年が八億七千七百七十三萬ルーブルとなつた。（State Planning Commission）の調査に依る。これは一九二七―八年即ち前年に比し十二パーセント、一九一三年に比して實に二十八パーセントの増額なのである。で同年産業數字を一九一三年のそれと比較することに興味を感ずるのであるが、何れの産業部門においても異常なる増加を見てゐる。しかしこれを大規模の産業に就て見ても大體一九一三年に比し、優に六十パーセントの生産増加を見てゐると計算されてゐる。いまこれを左表によつて明かにして見る。

二、戰前との比較

	單位	一九一三年	一九二七―八年	一九一三年に對する%一
國民所得	百萬ルーブル	一四、〇二五	一六、〇一三	＋ 一二八・一
産業生産額	同	六、三九〇	一七、九七二	＋ 六〇、二
農産總額	同	一〇、二〇〇	一〇、二四〇	＋ 一二、七
電力	百萬キロワット	一、九四五	一一、五〇〇	＋ 二三二、四
石炭	千噸	二八、九〇〇	六、四六五	＋ 四〇、五
石油	同	九、三〇〇	四〇、六〇〇	＋ 四七、三
銑鐵	同	四、二一〇	一三、七〇〇	＋ 四、五
鋼鐵	同	四、二五〇	四、〇一八	－ 一〇、六
綿布	百萬メートル	一、六二五	四、七二三	＋ 八二、〇
農作機械	百萬ルーブル	六七	二、九五二	＋ 一七五、八
鐵道	百萬キロメートル	六五、七〇〇	一八五	＋ 六二、三
外國貿易	百萬ルーブル	二、八九四	八、二〇〇	＋ 四〇、四

註　金額は一九一三年金貨留に換算し、たゞ貿易額だけは各年金價に依る。

即ちこれによつて觀れば、農産總額において十三パーセント、電力においては實に二百三十二パーセント石炭、石油、綿布、鐵道殊に農作機械の生産においては莫大の増産を見てゐるのである。たゞ銑鐵は振はないが、これは製鍊所が革命市街戰に依つて根本的に慘害を蒙つたため、復興再建に時日を要する故である。更に外國貿易においては穀物輸出の杜絶等に依つて著しく減額を見てゐるが、全體としての活況はロシヤ産業の今後において驚くべき彈力性あるを證するものである。

第二年度實績

一、概觀

五箇年計畫第二年度は、一九三〇年九月三十日をもつて終つた。此期間の具體的分析についてソヴエート當局は大體次の如き政治、社會的諸特徴を指摘してゐる。

一、經濟の全分野にわたる生産力の増大
二、工業化運動の强調されたるテンポの持續
三、貧農及中農の基礎的大衆の積極的支持參加による農業協同經營運動の成功
四、富農自己清算のスローガンから、階級としての富農絶滅運動への進出
五、各種勞働者を突擊部隊、輕騎兵、鋼鐵師團等軍事的名稱と動員方法により、生産部門に召集し、之を社會主義的競爭に組織して能率増進を計る
六、勞働階級の創造的熱情と努力の高揚
七、社會主義建設の進出に伴ふ對内外階級鬪爭の激化
八、富農、ネツプマン、僧侶、國家機關内部に巢喰ふ舊專門家中有害分子の公然、陰然たる反抗の増大
九、文化革命の進展

尤も食料品工業の方面では、別項記載の如く「ソユーズ、ミヤソ」「ソユーズ、ルイバ」「ソユーズ、プロドオウオシチ」等コンセルウオフ」「ソユーズ、ルイバ」「ソユーズ、プロドオウオシチ」等通商人民委員部内諸機關を始め各食料經濟機關の樞要椅子に座す四十八專門家の大陰謀事件により全般的に著しく妨害されたため、計畫と實績との開き大きく、獸肉、漁業、罐詰製造業等可しく不成績であつたが、社會主義的大工業並に農業方面では大體計畫第二年度に於て好成績を示し、ソヴエート側では「五箇年計畫を四箇年間に」のスローガンを揚げて計畫の成功的遂行を期するに至つた。

二、工業

第二年度社會主義的大工業の増産率は前記の如く二割四分二厘に達し、此中石炭一割七分六厘、石油（原油を含む）二割六分、鑄鐵二割四分、鋼鐵一割七分六厘。電氣機械器具の如き四割三分二厘に達した。かの特殊部門を除き、各主要工業は殆んど全部前年に對し増産を跡づけたが、豫定計畫殊に國民經濟最高會議の積極見積りに對しては、全部が全部超過を示してゐる譯ではない。然し生産手段としての生産に屬する諸工業を包括する所謂工業A類に於ては、消費用品の生産部門たる工業B類に比し増産率が著しく高い。以下國民經濟最高會議による第二年度の各種工業實績を紹介する。

A 重工業

（一）石炭一第二年度に於ける石炭鑛業は三月及四月に超記錄的出炭増を示したが、同年度第三期第四期に於て相當連續せる期間に亘り採炭不振に陷つた。其各主要炭坑別對前年比較左の如し

（單位千噸）

	一九二六―七年度	一九二七―八年度	増率
ドネツキー	三〇、七三	三五、九二	一六、四%
ボドモスクワ	一、二六	一、六九八	三四、七
ウラル	二、〇九六	二、三三五	一二、四
西伯利	三、六二	四、五九二	二三、六
中央アジヤ	三五六	四四七	二五、五
極東	一、四四四	一、七四〇	九、六
高架索	七	九	二六、五
合計	三九、六六	四六、六五二	一七、六

（二）石油一石油鑛業は石炭以上に好成績を示し計畫第一年度の前年度に對する増産率一割七分に對し第二年度のそれは二割六分に増進してゐる其生産總額一千七百六萬六千噸を各主要經營トラスト別に示せば左の如し。（單位千噸）

	一九二六―七年度	一九二七―八年度	計畫との比率
アズネフチ（バクウ）	八、六三	一〇、一〇八	九七、四%
グロズネフチ	四、五三	六、五一七	一〇三、二
エムバネフチ	一七一	二四一	一一〇、八
合計	一三、四七	一七、〇六六	九九、八

新規油井掘鑿成績は前年度の四十三萬八千四百メートルに對し。本年は五十五萬一千一百メートルで。二割五分七厘の增加を跡づけた又一年間の原油精製額(揮發油。石油。機械用油等)は一千四百八十萬噸のに達し。前年度の一千八十萬噸に比し、三割七分一厘確加である。

(三)電化一地方發電所による計畫第一年度の發電能力二百三十一萬九千キロワットアワーに對し第二年度は三百三十二萬キロワットアワーに增進した。其近年に於ける發展趨勢左の如し。

	キロワットアワー
一九二六、二七年度	一、四〇五、二〇〇
一九二七、二八年度	一、八一三、八〇〇
一九二八、二九年度	二、三一九、〇〇〇
一九二九、三〇年度	三、三二〇、〇〇〇

各大都市。鑛山。工場等に於ける發電力增大については尙報ぜられてゐないが。工業化と農業社會化が何れも動力としての電化を基礎としてゐるだけに此方面における發展は蓋し著いものがあらう。

(四)滿俺鑛—鋼鐵製錬に絕對必要な原料として米國はソヴェート同盟から年々巨額の滿俺鑛を輸入して居り、過般の米國反動實業家による對ソ輸入ボイコット運動にあつても米國政府は、ソ同盟滿鑛俺が米國鋼鐵生產に絕對必要である旨發表してゐるが一九三〇年に於ける其生產總額は一百二十六萬一千七百噸に達し。前年に比し二割三分七厘の增產である。

(五)銅—銅はソヴェート同盟の主要產物ではなかつたが、而も其線其他の用途によつて其需要は逐年增大しつゝあるため、ソヴェート當局の積極開發により一九二九年の七十七萬六千六百噸に對し一九三〇年には九十萬噸の產額を示した。

(六)鑄鐵—工業化と國防力充實のため絕對必要なる黑色金屬(鑄鐵。鋼鐵。銑鐵等)の生產も著しく增加した。先づ鑄鐵の各產地方別內譯左の如し

(單位千噸)

	一九二八、二九年度	一九二九、三〇年度
ウラル	八二三、八〇〇噸	九九四、〇〇〇噸
中部	三六三、〇〇〇	四〇〇、九〇〇
西伯利	一〇、九〇〇	一一、九〇〇
南部	二、八二一、〇〇〇	三、五七五、四〇〇
合計	四、〇二八、七〇〇	四、九八二、二〇〇

(七)鋼鐵—(對前年增率(一七、六%)

ウラル	一、〇七九、五〇〇	一、一八四、五〇〇
中部	八六七、四〇〇	一、〇九一、八〇〇
西伯利	八、六〇〇	九、二〇〇
南部	二、七五二、八〇〇	三、二五四、五〇〇
後高架索	一一、七〇〇	一一、五〇〇
合計	四、四七二、〇〇〇	五、五五一、五〇〇

(八)銑鐵—(對前年增加率一四・五%)

ウラル	九六九、四〇〇	九七九、四〇〇
中部	六三八、七〇〇	八〇四、一〇〇
西伯利	八、一〇〇	九、一〇〇
南部	二、二五五、一〇〇	二、六四〇、二〇〇
後高架索	七、〇〇〇	六、七〇〇
合計	三、八七八、二〇〇	四、四三九、五〇〇

(九)機械工業—主要製造機關たる重工業機械總聯合(株式會社の形式をとる國家機關)の重工業機械年產額は豫定計畫の一〇七%を示し。中部機械製造機關計畫の九割八分、蒸氣機關車及車輛製造總聯合は計畫の九割三分五厘。紡績機械製造總聯合は九割二分の成績であつた。而も何れも前年度に對比する時は相當目覺ましい增產率を跡づけてゐる。主要品目中內燃機械の製造額は九千六百五十二臺で前年に比し八割五分五厘增、金屬製造用機械一萬二千百六十二臺で前年に比し四割六分八厘增、自働車四千四百二十五臺で實に四十一割六分三厘の激增であつた然し各種工業機械は尙外國よりの輸入に俟つ部分が極めて多い。

(十)農業機械—農業用機械製造額は五箇年計畫第二年度に三億一千一百萬ルーブルに達し。前年に比し五割四分增、戰前に比し四倍乃至五倍增を示すに至つた。現在米國の技術的援助によまスターリングラードに年產十萬臺の大トラクター工場を建設中であるから。之によつて農業革命の技術的基礎が保障されるであらう。

(十一)電氣機械—電氣機械器具製造工業は著しい增產計畫にも拘らず。文字通り一〇〇%の好成績を示し。前年に比し七割八分の增加であづた。ダイナモ、ケーブル線、等殊に增產を跡づけた。

(十二)重要化學工業品—硫酸、苛性曹達等は相當目覺ましい增產振りを見せたが。全體として第二年度工業成績中最も不振の部類に屬する、

(十三)建築用諸材料一五箇年計畫第一年度に比しセメントは三割三分二厘、紅屋板四割四分一厘挽材三割八分九厘窓硝子七分八厘の各生產增加であつた。

B 輕工業

(一)纖維工業一五箇年計畫第二年度に於て綿糸布生產額は前年に比し約一割六分七厘の生產減を示したが之はソヴェート綿紡績業そのものの生產力減退を語るものではなくて、米國棉花の輸入縮少に起因するものであつた、從つて豫定計畫に對する比率は九割八分二厘で略豫想に近い生產を示してゐる。現在日本の紡績業者は支那及印度方面に於ける綿糸布市場の喪失をソヴェート新市場の獲得によつて補足するため、視察團をソヴェートに派遣してゐるが、之は彼等の無智を曝露するもので。ソヴェートでは綿糸布の自給自足をやつてゐるばかりでなく。寧ろ東洋諸國に輸出してゐる狀態であり從つて綿糸布の關稅など到底輸入不可能な程高率である。第二年度の纖維工業實績を第一年度と比較して示せば左の如し。

	一九二八、二九年度	一九二九、三〇年度
織綿生	二、八二六、〇〇〇粁	二、三五三、〇〇〇粁
毛織物	一一五、〇〇〇粁	一二四、〇〇〇粁
麻織物	一八二、〇〇〇粁	二〇五、三〇〇粁

右表に示される如く毛織物及麻織物は何れも前年に比し相當の增產を示して居り。就中前者の如きは豫定計劃に比してすら一分七厘增の好成績であつた。

(二)皮革工業輝がしい成果を示したものの一つである。即ち大皮革製造業においては第一年度の生產一千五百七十六萬七千個に對し二千九萬二千個を生產し、三割に近い增產にて。小皮革工業に在つても履物の如き第一年の三千八百九十萬足に對し。六千二百八十萬足を製造した。即ち前者に在つては豫定計劃を超過すること五分五厘履物製造に於ても一分一厘の超過が見られた。

(三)マッチ製造業—第一年の燐寸製造額六百九十萬箱に對し第二年は九百十萬箱に達し、其增率四割六分七厘。豫定計劃に對してすら二厘の超過が示された。

C 工業投資

五箇年計劃の建設事業はその巨大なる增產の先要條件として巨大なる投資を豫想してゐるが第二年度に於ける工業投資の實績は三十七億三千萬ルーブルに達し第一年度の十八億五千五百五十萬ルーブルに比し二倍以上の增加である。今工業二大部類別に之を示せば左の如し。(單位百萬ルーブル)

	一九二七、二八年度	二八、二九年度	二九、三〇年度
工業A類	八八四	一、一九一	二、七六五
工業B類	三六五	四四六	五〇三
小計	一、二〇九	一、六三七	三、二六八
電化	二一五	二一七	四六三
總計	一、四二四	一、八五五	三、七三〇

註—A類は生產手段のための生產に屬する工業を包括し、B類は消費のための工業を合むでゐる。

尙第二年度の工業總資豫定總額は四十四億八千五百萬ルーブルであつたから、前記實際投資額は其八割三分餘に相當してゐるが、之は支出の衝に當る會計責任者が支出超過を避けるため、極力內場に資金を支出して來たためである。

D 勞働力の需要と生產能率

五箇年計劃によるソヴェート產業の急進的發展計畫は勞働力の需要を增大せしめ、百萬を超ゆる失業者は漸減傾向を辿り、此點經濟恐慌渦中の資本主義諸國と鋭どい對象を示してゐるが、一體國營大工業に幾千の勞働者が雇傭されてゐるかといふに。ソヴェート政府當局の發表による一九二九三〇年度平均雇傭勞働者總數は。二百五十二萬八千二百人にして之を前年(一九二八。二九年)のそれと比較するときは三十八萬四千五百人乃至一割三分四厘の增加で更に一九二九。三〇年度當初計劃に對比すれば、四分七厘の增加である更に此新增加勞働者數を工業部類別に示せば

一、工業A類增加數 三六、五〇〇人 二二、二%

二、工業B類增加數 五八、二〇〇人 一、九%

次に各工業種類別による勞働者平均數を前年度との比較によつて示せば左の如し

	一九二八、二九年度	一九二九、三〇年度	增減
	人	人	
一、工業A類	一、二五九、七九一	一、五三八、九〇〇	六、九%
石炭	二三一、五五〇	二四七、五〇九	增 〇六、二%
石油	三六、五六三	四〇、二九九	增 二四、一%
鑛業	六二、〇七五	七七、〇三八	增 〇四、五%
窯業	九〇、〇五〇	〇〇四、四〇九	增 二六、〇%
金屬	五九三、八八六	七四九、〇二六	五六、三%

電氣	三四、七〇五	五四、一六二	三一、一%
化學	二九、〇四三	三八、〇八九	三五、二%
林業	七四、八四三	一〇一、一六六	六、八%
製紙	二八、六四六	三〇、五八二	六、八%
二、工業B類	九七〇、五七一	九八九、二九五	增一、九%
綿糸	四八一、二四一	四二七、六五七	減二一、%
絨毛	六〇、〇七三	六一、九五〇	增三、一%
亞麻	八五、七六五	九四、二〇三	增九、八%
衣服及化粧品	七〇、一五〇	九七、七七九	增五、一%
皮革	七六、〇一八	一〇六、一六	增三九、六%

即ち生産手段としての生産部門たる工業A類に於ては。各工業全部勞力の働增加を示し消費用物資の生産を包括する工業B類にあつては。綿糸布工業を除き他は增加を跡づけた因みに綿糸布工業勞働者の減少は。棉花輸入の減少による蕪短に起因するものである。

次に一九二九。三〇年度十一箇月の平均勞働能率實績は。一九二八。二九年度のそれに比し一割二分乃至一割三分方の增進を示したが。之は當初計劃による一勞働者平均勞働能率增加豫想二割五分に比り約半の成績を示したもので。工業各種類別に勞働能率の增進を示せば

一。硝子工業「一七、六%」　二。有色金屬工業「二四、八%」
三。冶金業「三、五%」　四。亞麻工業「一二%」
五。黑色金屬工業「三、%」　六。製紙工業「三、九%」

此外食糧及油脂工業に於ても勞働增加を示したが。他は概ね減少するに至つた。

三、農業の實績

ソ聯邦に於ける農業革命の進行は、對內的は富農の階級的絕滅對外的には穀類投賣問題等を惹起し、世界的注目の焦點となつてゐるが、ソヴェート政府發表による一九二九・三〇年度農業實績は前年秋蒔並に翌年春蒔作付反別一億二千八百七十萬ヘクターにして之を其前年度のそれと比較する時は、七百八十萬ヘクターの增加を示し、五箇年計畫第二年度(一九二九・三〇年度)の計畫による增加面積一百五十萬ヘクターに比し五倍以上の好成績である。次に此第二年度の主要農產額は

	收獲高	對前年增率
穀類	八八〇、〇〇〇、〇〇〇セントネル	二二%
棉花	八二五、〇〇〇噸	六〇%
甜菜	五、八〇〇、〇〇〇噸	一五〇%
煙草	三〇、〇〇〇噸	不明
亞麻	二二六、〇〇〇噸	同
大麻	六六、〇〇〇噸	同
向日葵	七八〇、〇〇〇噸	同
マホルカ	七四、〇〇〇噸	同

右の中穀類の增收額は五箇年計畫による增收豫定率一割一分に比し、正に二倍の好成績で、棉花以下何れも相當目覺ましい增產を示してゐる、次に五箇年計畫二大眼目の一たる農業社會化運動に於ては、更に著しい發達テンポを示し、曾て國家計畫委員會によつて發表されたる統制數字(豫定)と實績との比較は左表の如くである。

	豫想	實績
集團經營	一五、〇〇〇、〇〇〇ヘクター	三六、〇〇〇、〇〇〇ヘクター
國營	三、三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
社會化合計	一八、三〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇、〇〇〇

即ち豫想に於ては、全國農業面積の約一割四分を社會化する筈であつたが、實績は其三割を社會化するに至つた、斯くの如き急激なる農業革命發展の目的について、ソヴェート當局は大體次の如き理由を指摘してゐる

一、農業私營の形式と社會化されなる大工業との間の矛盾を精算するため
二、ソ聯邦內に於けを資本主義の最後の殘根なる富農階級を絕滅するため
三、穀類の內外市場出廻激增を保障するため

四、漁業の實績

ソヴェート聯邦の一九三〇年漁業實績は極東始め全國に亘り、極めて不成績を示し、七月一日より十月二十五日迄に、四百五十二萬八千セントネル(一セントネルな二十六貫六百六十匁)を漁獲したが、之を同年後半期(七月十二月)豫定計畫に對比する時は、五割八分に相當し、十月下旬までにソ聯邦の漁期が殆んど終り裏海並に南露方面の冬期漁業を除いては、切揚期に迫つてゐる事實に見るも、前記の數字は既に大勢を決せるものと見られてゐる、今ソヴェート政府當局の發表により各主要漁場別に一九三〇年後半期漁業實績を示せば左の如し

一、極東漁場——前記期間に同年後半期計畫の六割八分四厘を漁獲し、尙三割一分六厘の未遂行を殘してゐるが、十月二十日二十四日五日間の漁獲高は八萬五千八百セントネルで、之は殆んどソヴェート灣の鰯漁によるものである
二、ウオルガ。裏海漁場——十月五日迄に後半計畫の六割七分二厘を漁獲し、尙三割二分八厘の未遂行を殘してゐるが、裏海の硬鱗魚族冬期漁業により、之が完全なる遂行を期してゐる、因みに十月第五週五日間に於ても二十一萬六千八百セントネルを漁獲した
三、ダゲスタン漁場——十月二十五日迄に僅かに後半期計畫の二割六分九を厘漁獲せるのみ、十月第五週五日間の實績は五千一百セントネル
四、アゼルバイヂャン漁場——前記期間に後半期計畫の二割三分五厘遂行、十月第五割に八千一百セントネル
五、トウルメン漁場——十月二十五日迄に年計畫の二割一分七厘遂行、最終の五日間に七千四百セントネル漁獲
六、アラルバルハシキ漁場——最も不成績にて後半期計畫の僅かに一割九分遂行、最終五日間に五千一百セントネル
七、アゾフ黑海漁場——前四漁場に比し稍良好にて計畫の五割九分遂行、最終五日間に二萬九百セントネルを漁獲し、尙一十月中に相當頽勢挽回の餘力を示す
八、北部漁場——計畫の二割一分八厘、最終の五日間に六千一百セントネル
九、其他小漁場——ウクライナ、西利伯、西部、レニングラード、ニイゼゴロド地方等に於ける國內小漁場漁獲成績亦不振を極め十月二十日迄に僅かに後半期計畫の三割六厘を漁獲せるに過ぎない

五箇年計畫第三年度に對する黨中央委員會檄文

五箇年計畫第三年度に入るに際し全聯邦共產黨中央委員會が黨機關經濟機關。職業同盟及青年共產黨に對し發せる檄文要旨(九月三日イズヴェスチヤ及ブラウダ掲載)

今後一箇月にして新經濟年度即ち五箇年計畫の第三年度に入る次第なるが、該年度は五箇年計畫を四ヶ年にて完成する上に於て決定的意義を有するものにして、該年度內には全農家の半數以上を協同經營化し又蘇聯邦の工業化を行ひ、同年度のみにて戰前の工業生產に匹敵するものならしめざるべからず。

重工業の發達及農產物の增收は既往に比し輕工業の發達を更に助長すべく、右は他の諸對策と相俟て大衆の需要に應じ得る樣供給事業を改善し物資の缺乏を緩和し得べし、公營農業、協同經營農業の急激なる發達及穀物トラスト、畜產業、養豚業等生產計畫の遂行を期せざるべからず。而して是等大規模の經濟計畫の遂行は一に全勞働階級、全黨機關、全職業同盟、全共產青年及全經濟機關の積極的にして且迅速なる動員に依り。

てのみ可能なり次に一九二九—三〇年度即ち本年度の工業金融計畫の遂行は新經濟年度の同一計畫遂行上重要なる條件なるが同時に又五ヶ年計畫の第三年度の大規模生產計畫の遂行を期せむと欲せば先づ本年の工業金融計畫を實行せざるべからず。

本年度の十ヶ月間の工業生產高の前年度に對する增加率は二七%にして、三二の增加の計畫に比し甚しも不成績なりし事を示せるが、單に輕工業のみならず重工業も同樣なりしことは重要視すべきなり。右は黨及官憲の採擇せる一ヶ年の生產計畫を破壞するものにして、工業のボルシエヴイク式速度に反する不甲斐なき速度の低下なりと云ふべし。

蓋し之は獨り生產工業のみならず大規模建設事業も顯著なる處にして、本年度の三期間の建設事業は計畫の半にも達せず、五ヶ年計畫四け年完成を脅威するものとなれり。

抑々工業生產の成績不良なりし重なる原因は現存施設利用の不充分、勞働者交替の不統制、作農熱心の不足、材料及技術供給不圓滑に基く施設の。停作業合理化の缺如。工場內計畫の不備等事業經營上內部的にエナージーイ及ニシエーテイヴを缺き、且事業管理者が企業の指導上の官僚臭を脫し又は作業進捗上勞働者を警醒する等前進的技術者に必要なる支持を爲さず、依然官僚的作業方法を墨守したるに在り、即ち經濟事業の主要且決定的なる缺點として著しく增大しつゝある勞働階級の活動力を統制し得ず、又勞働人民委員部各機關職業同盟及消費組合等の企業に對する態度は官僚的なるものありしなり。

斯くで社會主義競爭及先驅運動の缺如は直に生產に惡影響を及ぼし、延て本年度工業金融計畫の脅威となれるなり。

工業の現況は黨の決定せる本年度の工業計畫遂行の爲迅速且決定的に黨及勞働階級の全力動員を要求するが、之は五ヶ年計畫第三年度の生産計畫を保障する上に於て必要且猶豫すべからざるものなり、玆に於てか、(一)黨、共産青年同盟、職業同盟、各經濟機關は其全力を社會主義競爭及先驅運動の進展、各種團體樣式に於ける勞働者のイニシエチイヴ支持竝工場體、鑛區、建設事業、水陸運輸の工業金融計畫の進捗に傾注すること中央委員會は工業金融計畫及十月一日の全聯邦先驅デー開催に關する全聯邦職業同盟中央會議の發意を完全に支持すべく、生産計畫の完全なる遂行は右實施に依りてのみ可能なるべし、(二)勞働訓練の勵行竝勞働者の動搖及怠慢防止對策を速に講ずること本對策は勞働生産力を增大し及事業指導の統制を實現し得るものならざるべからず。(三)技師、技手の生産上の技術的イニシエチイヴを促し、且勞働階級就中社會主義競爭組織者中より新技術員を養成すること。(四)無産者の社會的責務の發展を計り勞働者をして一定期間內同一工場に於て勞働に從事せしめ、以て企業に於ける勞働者の逃避を防止すること。勞働に關する現行法規就中職業紹介所に關する規定の實際に適合せざるに鑑み、速に之を改正し同時に勞働者の妻子其他を勞働に誘引すること。(五)勞働者に對する供給事業の組織は工業金融計畫遂行上重大なる意義を有するを以て、コーオペラーツイヤは生産勞働者の利益を保障し又栽培、搾乳、養畜等を工場所在地にも實施すること、右に關し黨、職業同盟、共産青年同盟及經濟機關は極力援助を與ふると共に、コーオペラーツイヤに對する大衆的監督に力を注ぐを要す(六)刊行物を以て自己批判に基づく勞働大衆ヨリ工業金融計畫事業の動員を計ること。(七)夏季休暇に伴ふ作業能率の低下を防止すること。弛緩氣分を速に一掃するに非ざれば生産計畫の遂行は畢竟一片の空言に終るべし。等の如き黨及全勞働階級の根本使命を生ず。

本年度の生産計畫及第三年度の事業計畫は社會主義建設の實踐上に於ける一大進出を意味するものにして、前顯の如く生産使命の遂行上著しき不備あるにも拘らず、社會主義建設は其途上の障碍たる無産階級の敵(富農及革命運動者、グローマン、コンドラーティエフ、スムーノフ等を含む資本主義復活陰謀者)を排撃しつゝ進展し居れり。惟ふに吾人の前途に橫はる困難の克服は一に吾人の事業經營振如何、各機關の動搖、無爲及官僚主義打破如何竝勞働階級の動員如何に在りと云ふべし。

黨及勞働階級は其全力を工業金融計畫及五ヶ年計畫第三年度事業の遂行に傾注せざるべからず。

(全聯邦共産黨中央委員會)

露國經濟年度の始期變更

ソヴエート聯邦の經濟年度は從來十月一日に始まり翌年九月末に日終る慣例であつたが。一九三〇、三一年度より十月一日の始期を廢して一月一日を始期とする事に確定したので以後は一九三〇年に一九三一年度と單一明確に呼び得る事となり。一九三〇年の十月一日より十二月末日迄ば之を一九二九、三〇年度にも又一九三一年度にも加へず臨時の中間年度として指定した。從つて一九三一年度國民經濟統制數字竝に國家豫算の確認も從來より遲れる事となり。十月二十八日より莫府クレムリに開會の豫定であつた聯邦ソヴエート中央執行委員會第三回會議(我國の議會相當)は十二月十二日に開會せらるゝに至つた。

因みにソヴエート經濟年度は一九二二年卽ち新經濟政策採用後間もなく十月一日を始期とする事となつたが之は主として私營農業に國家經濟の基礎を置いた當時の國情よりして個人農民穀類收獲問題の必要から起つたものであつたが現在では既に經濟の基礎も工業に移され且つ農業に於ても共同經營及び國營の作付反別が激增し國家は穀物の蒐集竝に播種作業を統制する上に多大の便宜を得るに至つた一方工業方面に於ても普通十一月乃至十二月に建築季節が終る關係上。一月一日を經濟年度の始期とする事は實際的にも亦曆との一致から見るも多大の便宜を與へられると。

露國の産業

産業資源

こゝに謂ふところの産業資源とは卽ち、土地、森林、魚富、燃料、(石炭、薪材、原油、泥炭)、水力、黑色金屬、有色金屬、並に貴金屬、硫黃、鹽、硝石、燐、苔土、石雲石、珪石、石英、粘土石鉛、アスベスト、等々是れである。

聯邦內に於て特に豊富なのは石炭の埋藏で、(世界的には第四位を占めてゐる)それの埋藏量は、最近に於ける地理學研究委員會の計算によれば四千七百四十億トンに達し、その中三千三百億トンはクズネツキイ流域(シベリヤに、六百八十億トンはドネツキイに、六百二十億トンはブリイルクツキイ等に分布する。然し總ての炭層(就中シベリヤ方面に於けるものに對しては尙ほ研究不十分であり、而かも專門家の鑑定によれば埋藏量はなほ遙かに多い見込みである。

原油の埋藏量はラムジン敎授の計算によれば、二百八十五億トンに達する。併しながら右は所謂「實際的」の埋藏量であり、それに對してなほ「見込みある」もの、また「可能性ある」ものを加算する必要があるが、それに關しては調査はまだ遙かに不十分である。

泥炭層の調査に至つては、更に不十分である。泥炭の埋藏量は全聯邦を通じて、目下一千五百九十億トン(但しカロリーに基く)と計算されてゐるが事實上の埋藏量は今日なほ全然判明してゐない。

國內に於ける木材の每年の成長量は七萬七千立方メートルであり、國家の每年の需要に五萬九千立方メートルと計算されてゐる。

聯邦內の水力資源は一九二〇年度に於て二千萬馬力と計算されが今日に於ては、遙かに增加し六千五百萬馬力と計算され北米合衆國の水力資源にも劣らないことになつたが、これの完全なる調査はなほ判明してゐない。

鐵鑛石は確定的なもの、見込みあるものの可能性あるものを含めて、二十五億トンの埋藏量を有し中ケルチエンスキイ地方十四億トン、クリオイ・ロート五億トン、ウラル一億七千トンと計算されてゐる。滿俺鑛(ニコポリスク、並にチヤツウルスク地方)は一億六千七百萬トンの埋藏量を有し、銅鑛(ウラル、カフカス、キルギース、アルタイ)二百萬トン、鉛—四十六萬二千トン、亞鉛—八十二萬四千トン、アルミニユーム—八十三萬トン、金—十二萬五千キログラム、白金十六萬キログラムの埋藏量である。其他の鑛石(水銀、コバルト、重石、モリブデン、蒼鉛、クロム、砒石等々)及び其他の鑛物の調査はなほ不十分である。

石炭、原油、泥炭、一般鑛石類の調査不十分は世界的に知られてゐる。

聯邦國民經濟に對して、地理—地文學の研究に關し厖大なる出費をなすことを義務づける、蓋し、舊鑛は廢鑛となりつゝあり、而かも國民經濟の正しき發展の爲めには更に、なほ新たなる鑛山の探査が必要であり、これが入費としてソヴエート聯邦國家計畫局は十五ヶ年間に亘り四億六千八百萬留の豫算を決定した、卽ち最初の五ヶ年間に一億七百萬留、第二回目に一億五千四百萬留第三回目に一億九千七百萬留を當てゝあるのである。この厖大なる經費は鑛山事業發展の基礎をなすものであり、それは工業事業に對して、その鑛物原料品を供給することにより、全般に亘る工業の發達を約束するものである。

左にソヴエート聯邦自然富源一覽表を揭載する但し前記文章は「カレンダーリ、コムムニスタ」によつたものであり、別表は駐日ソヴエート通商代表部發表の統計によつたもので、或る項目に於ては多少の開きがあるが、そのまゝ揭げることゝした。

自然富源一覽表

作付面積	二八四、八〇六、八〇〇エーカー
牧場(使用中のもの)	八五、〇八九、九六〇同
枯草刈地	八二、二六三、八一〇同
魚類	——種類極めて多種にして農富なること世界的に知られてゐる。
毛皮	——輸出品中重要の位置を占めてゐる。

森林　二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇エーカー
水力　未だ利用されざるもの最少に見積つて）六二、三八〇、〇〇〇馬力
石炭——地方別による埋藏量　佛噸
ドネツ地方　六八、一八〇、〇〇〇、〇〇〇
シベリヤ地方　三八八、四六三、〇〇〇、〇〇〇
極東地方　三、三一一、〇〇〇、〇〇〇
ウラル及ペチョラ地方　七九二、〇〇〇、〇〇〇
中央工業地方（モスクワ附近）　八、三八八、〇〇〇、〇〇〇
中央アジヤ　五、二九二、〇〇〇、〇〇〇
コウカサス及クリミヤ地方　二四七、〇〇〇、〇〇〇
合計　四七四、六七三、〇〇〇、〇〇〇
石油——地方別による埋藏量
バクー地方　一、四四二、六〇〇、〇〇〇
グロズヌイ地方　九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
クバン地方　六五、六〇〇、〇〇〇
後コウカサス地方　三二、八〇〇、〇〇〇
ウラル地方　二六二、四〇〇、〇〇〇
ウフタ地方　三二、八〇〇、〇〇〇
北樺太　九八、四〇〇、〇〇〇
チエレケン地方　三二、八〇〇、〇〇〇
フエルガナ地方　一六、四〇〇、〇〇〇
合計　二、八八三、八〇〇、〇〇〇
泥炭——を産する面積は三二五、〇〇〇、〇〇〇エーカーであるが歐洲部分のみにて三七、二五〇、〇〇〇、〇〇〇、佛噸と算定されてゐる。
鐵——クルスク地方の二六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸を埋藏する。
炭酸曹達——は西部ウラルのソリカムスク附近で最近に發見されたが、その埋藏量は一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇乃至一、七二五、〇〇〇、〇〇〇佛噸と惟定されてゐる。
金——ウラル及シベリヤには重要な金鑛がある。その埋藏量は三、〇〇〇乃至五、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
白金——ウラルの白金鑛は全世界に供給してあまりある程である。
銅——ウラル、コーカサス、キルギス及シベリヤの諸地方に發見せられ、埋藏量は三〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
マンガン——コーカサスのジョルジヤ共和國にあるマンガン鑛層は世界中で最大のものであり、ウクライナのニコポル及ウラルでも發見されてゐる、鑛石の總量は二二〇、〇〇〇、〇〇〇乃至二五〇、〇〇〇、〇〇〇佛噸と推定されてゐる。
石綿——ウラルの石綿は世界的に有名である。以上の外に銀、鉛、水銀、クロム鑛、黃鐵鑛、黑鉛、硫黃、アスファルト、雲母、燐鑛、ニツケル、アンチモニー、蒼鉛、砒石、岩鹽等の諸鑛も巨額に產出する。

農業

はしがき

ソヴエート共產黨第十六回大會において報告されたソヴエート業の各主要部門別現狀並に此現狀に對するソヴエート共產黨代表スターリン氏の批判要旨を紹介すれば左の如し

一、穀類

一九一三年に於ける穀類作付面積を一〇〇として、各年度當りの穀類作付面積の運動は次の様な光景となる、一九二六—二七年度九六・九%一九二七—二八年度九四・七%、一九二八—二九年度九八・二%、一九二九—三〇年度にはあらゆる統計から見て戰前の水準の一〇五・一%となるであらう

玆に注意を要するのは、一九二七—二八年度に於ける穀類作付面積が、低下した事實である、この低下は、右翼日和見主義者出の無學者共が饒舌を弄する様に、穀類業の墮落によるものではなくて、冬播が七百七十萬ヘクター（即ちソヴエート同盟の冬播作付の二〇%）がやられたからである

次に一九一三年に於ける穀類業の總產額を一〇〇とすれば次の様な光景が描かれる、一九二七年度九一・九%、一九二八年度九〇・八%、一九二九年度九四・四%、一九三〇年度にはあらゆる統計から見て、戰前の水準の一一〇%に達するであらう

この場合も、一九二八年度に於ける穀類總產額の低下（これはウクライナと北コーカサスに於て冬播がやられた爲である）が注意を要する

穀類總產額中の商品的部分（村落外流通）はどうかと見るに、この點で一層教訓に富んだ有様を見るのである、即ち一九一三年に於ける穀類總產額中の商品的部分を一〇〇とすれば、一九二七年度には商品生產は三七%、一九二八年度には三六・八%、一九二九年度には五八%であつた、一九三〇年度にはあらゆる統計から見て、戰前の水準の七三%以上を得るであらう

結局、穀類の作付面積と總產額との部分では、一九三〇年に至つて初めて戰前の水準に達して、いくらかこれを凌駕して居る譯である

次穀に類の商品的生產額の部分では、まだ戰前の水準とは遠くかけ離れてゐて、一九三〇年度に於ても、尙それを去ること約二五%に達することゝなる譯である

この點に、一九二八年度に特に尖銳化したところの穀類困難の基礎がある

又この點に穀類問題の基礎があるのだ

B、これとほゞ同様の形勢は、牧畜業の領域に於ても、より以上に不安な指數をもつて表はれておる

二、家畜

一九一六年のあらゆる家畜頭數を一〇〇とすれば、各年度あて次の様な形勢となつておる、一九二七年には馬は八八・九%、牛は一一八・五%、羊は一二六%、豚は一二六・一%であつた、一九二八年には馬は九四・六%牛は一一八・五%、羊は一二六%、豚は一二六・一%であつた、一九二九年には馬は九六・九%、牛は一一五・六%、羊は一二七・八%、豚は一〇三%であつた、然るに一九三〇年には一九一六年の水準から計算して、馬は八八・六%、牛は八九・一%、羊は八七・一%、豚は六〇・一%となつておるのである

この最後年度の統計に注意するならば、既に始つた牧畜業の縮少の明白な兆候を見出すのである

更に、牧畜業の商品的出荷の立場から見れば、特に獸肉と獸脂の部分に於て一層憂慮すべき形勢を呈しておるのである、即ち各年度當りの獸肉獸脂の總產額を一〇〇とすれば、これに對する獸肉獸脂の商品的出荷の割合は次の様になつて居る。

一九二六年三三・四%一九二七年三二・九%、一九二八年三〇、四%一九二九年二九・二%

かくの如く牧畜について、小經營と非商品經營との不安定な經濟的に寥しからぬ兆候の歷然たるを見るのである

要するに、牧畜業については、一九一六年の水準を突破するどころか、最近年では、この水準から低下の兆候の歷然たるものがあるのである

かくの如く、穀類問題（それは既に根本的な點では成功を以つて解決しつゝあるものであるが）のあとには、肉類問題が控へてゐるがこの問題は現在すでに切實さを加へ、且つその解決を待つてゐるのである

三、工業用耕作

ところが、工業原料を供給するところの工業用耕作は、これと異つた狀勢を示してある、一九一三年度に於ける其の作付面積を一〇〇とすれば、一九二七年には一〇七・一%、一九二八年には一一二・四%、一九二九年には一一三・一%、一九三〇年には一一七・八%、一九二八年には一一二・九

斯くて農業については、次の様な問題がある

一、それぞれの工業用耕作地方に、安價な穀類供給を充分に保證する方法によつて工業用耕作の地位を益々鞏固化する問題

二、それ〴〵の牧畜地方に安價な穀類と飼料とを充分に保證する方法によつて牧畜業振興と肉類問題を解決する件

三、現在農業の主要問題たる穀類問題を最後的に解決する件

五、穀類問題解決の條件

要するに穀類問題は農業の體系に於ける基礎的一環であり、又最近に於ける他のあらゆる問題を解く鍵である

要するに穀類問題の解決は、農業の他のあらゆる問題の列中の第一番目の問題である。

だが穀類問題を解決して、それによつて農業を眞劍なる向上の道に導くことは、農業の後進性を根本的に清算し、農業をトラクターと農業用機械とを以て武裝し、農業に科學的教養に富む新しき部隊を供給し、勞働の生産性を高め、商品性を增大することを意味するのである、これ等の條件なくしては、穀類問題の解決を空想するが如きは無意味である。

これ等すべての條件を小規模の個人的農業經營の土臺の上に實現することは可能であらうか？否不可能である。不可能だと云ふのは、小農民經營は新らしき技術を取り入れて我が物とする力がないからであり、勞働生産性を充分に高める力がなく、農業の商品性を充分な度合に增大する力がないからである、農業窮屈化の道、現代の技術を以て武裝された大經營を培養する道は、唯一つ殘されてゐる。だがソヴエート國家は、資本主義的大經營を組織化すると云ふ方針には立ち得ないのである、それは新技術によつて武裝された社會主義的なタイプの大經營を組織化する方途にのみ立ち得るし、又立たねばならぬ、ソ聯邦では、國營農業と集團農業とが、まさにこの種の經營であるからが故に、國營農業の培養と、小農民經營の集團的大經營への合同と、の任務は、一般的には農業問題の特殊的には穀類問題の解決の唯一の途である

黨は第十五回大會以後、特に一九二八年初頭に於ける眞劍な穀類缺乏の發生後その日常の實踐的活動に於て、この方針に立つてゐたのであつた。穀類の缺乏が、まだ眞劍に現はれてゐなかつた第十五回大會に於て、この根本任務を一つの實踐的任務として立てゝゐたと認めねばならぬ、第十五回大會に於ける著名な「農村に於ける活動について」の決議には、次の様に直言してある

「現在の時期においては、小規模の、個人的、農民經營を大規模の集團に合同し、改編する任務は、農村における黨の一つの基礎的任務として立てられねばならぬ」

更に第十五回大會における中央委員會の報告中から、これに照應する個所を引用するのも無駄ではあるまい、その個所には農業の後進性を集團化の原則の下に清算する問題が、次の様に明確に決定的に立てられてをる、曰く

「では血路はどこにあるか？血路は小規模の、分散せる、農民經營が、社會的土地耕作を土臺として、大規模の、合同された經營に推移することにある。新しき、より高度の技術を基礎とする集團的耕地への推移にある血路は小及最小規模の農民經營が、漸次に、しかし撓みなく、强壓のしかたによらずに指示と說得とのしかたによつて、農業機械とトラクターの適用を含み、農業の科學的能率增進法の適用を含む、社會的、同志的、集團的、土地耕作に合同されることにある、これ以外の血路はないのである」と

農業革命と協同農業運動

はしがき

ソヴエート聯邦の現在に於ける中心課題たり社會主義建設の大動脈をなすものは、個人經營農業を集團化し社會化する所謂協同經營（コルホズ）運動であるが、之は單にソ聯邦のみならず世界的注視の焦點で例のソヴエート穀類の國外進出問題の如きもこゝから發してゐるのである。で此運動に全面的理解を持つことは最も必要と考へ比較的詳細に本問題にとゞまることとする。

一、序說

ソ聯邦に於ては社會主義達成の手段として重要視せるものに三種の公機關がある。即ち一を政黨とし二を職業組合とし三はコオペラチーヴである右コオペラチーヴは其の形態及組織に於ては大體諸外國に於ける產業組合に近いが、其の目的は國家が其の制禦の下に、勞働階級又は中流階級以下

大衆の結合力を通じて貨物の生產及分配を調整し以て個人資本の活動を制壓且驅逐するに在ると共に、コオペラチーヴが發達し頂點に達するときは右結合體をも自ら國家直營の產業機關と融合合體せしむるを終局の目的とするものである。

コオペラチーヴは其の業態に依つて大體五種に區別されてゐる、即ち消費組合、農業組合、信用組合、生產組合及住宅組合是である、而して農業組合も亦三種に大別せられ、一は農業に對する信用農產物の販賣農具種子肥料の購買等主として商業的業務を目的とする一般的のもの、二は一般的農作物の耕作に從事し主として純生產的業務を目的とするもの、三は特種の農作其の他を目的とするものであるが、玆に記述せむとする協同經營農業組合は右の二に屬するものである。農業組合の體系は他種の組合と同じく、自然人なる個々の農民を組合員とする組合を單位とし、其の外に右組合を組合員とする地方聯合會及地方聯合會を組合とする中央聯合會あり、單位的組合は多くは行政區劃に關係なく經濟上便利とする區域に從ひて個々の農民之を組織し、聯合會は行政區劃に從ひて漸次下級より上級に向て之を組織するものである。而して協同經營農業組合は、一般的農業組合とは別個に自己の聯合會を有つてゐるが、同時に一般的農業組合系統に加入することは、諸設の關係上便宜多きのみならず政府側に於ても之を保護監督上利便として奬めて居る。尙又ソ聯邦を通じたる農業組合の最高中央聯合會なるものもあるが、ソ聯邦を構成する各共和國に於ては、一般的農業組合と特種の農業組合とは各別に中央聯合會を有するのであつて、例へば露西亞共和國に於ては一般的產業組合中央聯合會セリスコサユーズ（生產具の供給を主として取扱ふ）なるものあると共に家畜飼養、亞麻栽培、果實野菜栽培、煉乳、養鷄養蜂、菜栽培、種子採取、馬鈴薯栽培、穀類買付煙草栽培等の各組合と協同經營農業組合と共に各自己の中央聯合會を有つてゐる。尙露國の協同經營農業組合中央聯合會は所謂コルホーズ、ツエントルである。農業組合は政府に對する諮問建議及所屬組合員指導の機關としてソ聯邦農業組合協議會なるものを有し、協同經營農業組合にも亦同樣にソ聯邦協同經營農業組合協議會が設けられてゐる。

二、協同經營農業發達沿革

（イ）帝政時代

露國に於ける協同經營農業の制は、遠く「アレクサンドル」一世の治世に始まつた。即ち當時下級軍人の子弟に依つて組織され兵村に於て先づ農具家畜及勞力の共有制が行はれ、次で一部の地主が之に見做ふて農奴をして協作組合を組織し其の收穫を均等に分配せしめ、或は地主が寺院の建築費を得んが爲農奴をして一定の土地を協作せしめたるあり、其の後農奴の解放に際して、農民が土地銀行より買入れたる土地の代金又は地主より借入れたる土地の地代仕拂の爲、組合を組織して連帶責任を負ひ且生產具を右仕拂に對する共同の擔保としたるあり、或は千九百七八十年代に於て「ナロードニキー」なる一政派が、資本主義の爲露國の土地制度の破壞せらるゝを防止すると共に自派の主義達成の爲、一種の組合の建設を主張して自ら之を組織したる如き史實の示す所であるが然しながら以上の組合は孰れも主義目的等に於て現時の協同經營農業とは趣を異にしてゐたのである。

（ロ）革命から新經濟政策實施まで

現時の協同經營農業は革命直後起つたものである。即ち外戰三年の後、都市に於ては工業極度に廢頽して多數の失業者を生じ、又農村にあつては家畜農具缺乏し耕地荒廢に歸して了つた。當時右失業者は農村に流入したのであるが、如何せん土地の國有令に依りて地主の農業は禁止の憂目に逢ひ農業雇傭勞働者の間にも多數の失業者を生ずるといふ有樣であつたがために、是等の失業者や家畜農具を有せざる貧農は、是非共何等かの方法に依つて活路を見出さゝるを得ざる窮地に陷つた、是に於て是等の者の多數は手つ取り早い方法として舊地主の農場中手頃のものを掠取し、此所で農業を營むことゝなつた。即ち當時發生したところの協同經營農業である。

斯の如くにして出現した協同經營農業は、當時國家が自ら舊地主の大農場に於て、殘存家畜農具家屋等を資本として設立した國營農場と、其の成立の狀況に於ては軌を一にするけれども何等官憲側の保護なきのみならず、往々反革命的思想を有する地方官憲の壓迫を受くることすらあつたので其の漸く法律上並經濟上の地位を認められるゝに至つたのは、千九百十八年末開會せられたる土地行政機關と耕作組合の第一回協議會以後のことである。而して之が出現の由來敍上の如きを以て、當

時成立せるものは協同經營農業の三大種別中、農業財産の共有と勞働の協力の程度に於て最も高度を呈する共産組合に屬するは言ふ迄もなく、尙組合員は消費方面及私的生活に於ても共有協同を實行し、以て組合を所謂消費的共産組合に化し、延て組合の生産を自給自足程度を以て足れりとする傾向を有せしむるに至つた。この傾向は今猶根絶せずとて共産組合其の者に對する非難すらある程であるが、右に付ては革命直後行はれたところの穀物徴發令に依り、農民から自家用穀物を除きたる餘剩穀物全部を徴收したことも大に其の因をなせりと云はれてゐる。

當時所謂中農の協同經營農業に對する態度は如何であつたか。中農は其の社會的地位の關係上保守的思想に富み、特に土地私有欲を有すると共に一面貧農乃至都市より流れ來れる勞働階級の設立したる前記消費的共産的協同經營農業に慊らぬばかりでなく、反面舊地主又は大農等が之に對して有ゆる惡評を放ち、結局瓦壞の外なかるべしなどと宣傳したために、中農は協同經營農業の運命及利益を疑ひ、從て之に加入するものは極めて僅少であつた。其後千九百十九年頃即ちソヴイエト政府の基礎鞏固を加ふるに及んで、中農の協同經營農業組合を設立し或は之に加入するものは漸く增加して來たが、而かも其の設立又は加入したものは概ね共産組合以外の別種の組合たる「アルテーリ」若は所謂簡易組合であつた。而してこの「アルテーリ」及簡易組合の多くは、共産組合の如く舊地主の農場に起つたものではなく、農民が官憲から割當てられ又は自ら割り取りの上耕作したる土地若は農具等を基本としたものである。尙ほ右の內前者は當時漸く發達して居たものであるが、共有協同の點に於ては共産組合に比して程度低くして、後者は當時新に起つたもので組合員は各自獨立經濟を營なみ、唯農具及勞力の共同出資に依つて土地の共同耕作を爲すに過ぎない。中農が共産組合を避けて是等二種の組合中の一を選んだのは、其の地位並に思想に鑑みて眞に無理からぬことゝ言はねばならぬ。尙當時中農が耕作組合に參加し得たる理由は、其の希望に依りて耕地を增加し得るに反し、一般に農具及家畜缺乏せるため共用の必要を痛感せしと共に、此等組合に對しては政府が個人的農業に比すれば多少なりとも保護を加へたること是である。

叙上の如く共同經營農業組合は漸次其の數を增したが、ソ聯邦の土地制度に對する變革の基礎既に確立し、一方にありては農村の社會的分化問題漸く政界に於ける論議の焦點となるに及んで、之に對する政策も亦一の政治問題となつた。卽ち共産黨の一部論者は、共同經營農業を以て同國の社會的革命達成上最も有效にして、特に農村の社會主義化の爲唯一の手段なりとして農民の共同經營農業組合强制加入を高調し、之に反し國營農場は雇傭勞働者を使用する理由を以て排斥すべきものであると論じたが、反對論者は、農民は其の貧農たると中農たるとを問はず孰も私有慾に富むを以て、如何に之を善導するも一部論者の如く農村の社會主義化の目的を達することは出來ない、其の設立に係る組合は消費的自足自給的團體に終始したる後解散の外なかるべく、之に反し國營農場は社會主義的國家に直屬し國有工業及都市住民に對して原料及食糧を供給し以て國家をして私有慾ある農村の羈絆を脫せしむるを得べしと反駁して、前者とは氷炭相容れざる說を爲したのであるが、幾多論議の末共産黨は右兩說の中間を採り、共同農場と共同經營農業とは根本に於て其の成立の基礎を異にするけれども、農業の生產力を向上し社會主義的大規模農業を建設する點に於ては兩者共に均しく重要なる手段なりとなし、特に共同經營農業に付ては强制加入を排すべきも國家より保護援助指導を與へて組合の事業を振興せしめ、組合參加の有利なることを普く農民に知らしむべく、就中中農に對しては懷柔策を行ひて以て徐々に共同經營農業組合の設立又は之に加入を慫慂することに方針を決定した。右決定と同時に政府は共同經營農業組合に對し指導を與へ、且物質上の援助を加ふると共に組合に義務を課し、其の收入は全部農事改良及擴張に充當して農産物の餘剩は之を政府に納付すべきを命じた。乍併、實際には財政上困憊の極に陷れる當時の政府は、組合に對し何等援助指導を爲さゞるのみか、當局官吏中には往々政府の方針を誤解して組合を國家の機關となし、或は組合に對し誅求壓迫を加ふるものあり、又組合側に於ても政府の方針を充分に諒解せず自己の經濟的發達に熱心でない爲に組合の消費的共産的傾向は益々顯著となりたるの痕跡があつたのである。

（ハ）新經濟政策實施以後

叙上の如く面命後發生したる共同經營農業組合は、種々の事情の下に其の圓滿なる發達を遂ぐ

ことなくして戰時共産時代を經過したが、千九百二十一年新經濟政策實施と共に更に其の存續上一大難關に逢著した。卽ち新經濟政策に由りて貨幣經濟確立し或る程度迄經濟上の自由競爭が認められ、産業は國家又は公共機關の經營たると民營たるとを問はず凡て獨立自營の建前を採ることゝなつたから、勢ひ協同經營農業組合も自由市場に活動して獨立の途を立てなければならぬ。然るに組合の多數は從來自給自足的經濟を營んで居るから農産物の餘剩が無い。加之貨幣經濟は共産的乃至原始的生活に慣れた組合員相互間の關係さへも脅かすに至つて組合は甚しき苦境に陷つた爲に組合員中には生活の難を避けんとして組合を脫退するものあり又飽迄自給自足的經濟に蹈踏したる組合は、四圍の壓迫に堪へ兼ねて遂に解散の已むなきに至つた。而して此間簡易組合が比較的打擊を受くること少なくして共産組合及「アルテーリ」が最も大なる影響を被つたのは、全く右の事情に由るのである。右影響の狀況は、左に示す露西亞共和國に於ける千九百十八年千九百二十一年及千九百二十五年度の組合數を對比すれば明かである。

	一九一八年	一九二一年	一九二五年
共産組合	九七五	三、一二〇	一、二六六
アルテーリ	六〇四	一〇、一六五	六、三四二
簡易組合	——	二、五三四	三、一二四

尙右組合數の激減に付ては、地方官憲中之等組合を以て新經濟政策と兩立せずと爲し往々閉鎖を命じ、又組合の使用土地建物及農具等に對し借料の名義を以て課金し、或は農務人民委員部の官吏中協同經營農業に對し故意に迫害を加へたことも其の理由である。斯の如く新經濟政策實施後に於て、一時組合は數に於て減じたが、而し一面に於て、比較的健全なる組織を有するもの殘存し又は新しき經濟的狀況に適應したるものが設立されたるに、質に於ては却而進歩した傾があつたことは否むべからざる事實である。

以上は新經濟政策實施の直後に協同經營農業組合の被つた最も大なる打擊であるが、更に之をして最近迄充分なる發達を遂げしめなかつた二つの事由がある。卽ち其の一は協同經營農業組合が外圍の壓迫に對抗して自衞の策を講ずると共に、組合の發達を期する目的を以て既に千九百十八年に共産組合中央事務所を設立し、更に千九百十九年十二月には共産組合及アルテーリ全露聯合會を組織したが、其の後間もなく協同經營農業組合の聯合會を政府の隷屬機關たらしめ、次では農業及林業勞働者の職業組合は之等組合を併合せんとし、遂に千九百二十一年には一時併合を實行し之と同時に協同經營農業組合の聯合會は解散され、爾來協同經營農業は統制を失つて發達上益々不利な立場に陷つて了つた。其の二は新經濟政策實施と共に、各種農業組合中に商取引が自由となつたゝめ、各種農業組合中於ても右取引に重要なる關係を有する一般的のものを重視して比較的關係少なき協同經營農業組合を輕視するの傾向を生じ、遂に千九百二十二年に至つて一般的農業組合に合併せられたのであるが當時一般農業組合は充分なる發達を遂げ居らず自己の機能さへ發揮し能はざりしが故に、新に其の系統に加へられたる協同經營農業組合に對して何等指導援助を爲すの力なく、爲に同組合は混沌たる當時の經濟界に放置せられたる觀ありしことは是である。

爾來協同經營農業組合は、政府側よりも將た一般的農業組合側より殆んど何等支援保護を受くることがなかつたが、その後、協同經營農業組合側が極力運動した結果、千九百二十五年露西亞共和國協同經營農業聯合大會召集せらるゝや、同會は組合振興の爲各種の決議を爲し、政府側に於ても同組合の實力及益を認むるに至り、右決議に基いて更に組合振興策之に關する法案審査の爲ソ聯邦協同經營農業組合協議會を設立した。然るに右協議會は其の組織上多くの缺點ありし爲其の事業遲々として進まず、漸く年餘を經たる後其の審査の結果は千九百二十七年三月十六日附法律として現はれたが之れ協同經營農業組合振興に關する現行法である。

三、協同經營農業に對する政府の方針及法令

協同經營農業に關する千九百二十七年三月十六日附ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定の內容は、之に對する政府の根本方針を窺知するに足らが故に之を一瞥すると、右決定は其の冒頭に於て、協同經營農業が新經濟政策に於ける難境を脫して其の個數及組合員數を增加し、農産物の商品化を增進し勞働及生産を組織化し、以て農業の合理化及收益增加に付個人農業に比し優秀なることを實證すると共に、組合の增加は組合以外の方法に依りては農民の多數が自己の地位を改善する

こと不能なること、並に大農業の基本たるべき複雑なる機械を應用することを出發點とせる組合化運動の有望を語るものなることを述べたる後、農村の社會的分化農業の機械化及經濟上の各般の理由は貧農の組合化を促がすものであるが、協同經營農業は農業組合中最も困難且複雜なる形態を有するものなるに鑑み、今後の發達は、貧農及中農の獨立性の增進に俟つべきものなるが故に、協同經營農業組合を一般的農業組合の系統に編入すると共に國家は極力これを保護するの必要がある。抑も之が發生の當初は舊地主の農場を利用するの便があつたが、今は其の便がない。故に農民は獨力を以て組合の設立に當らねばならぬ。之が爲現時協同經營農業組合は組織經營上幾多の缺陷がある。例へば勞働及生產方面の組織上の缺點と之に伴ふ勞働生產率の低級、農產物の商品化の少量、組合內部關係の不圓滑と組合員に對する指導事業の不振、組合員の脫退及加入の頻繁、組合と周圍農民との間の聯絡及組合と一般農業組合との聯絡の不十分を擧げ得べく、是等缺陷を芟除することは實に之が發達促進の急務である。而して協同經營農業發達の跡を見るに、現時最も普及せむとする組合は簡易組合(農具共有組合を含む)なるを以て、複雜なる組合(「アルテーリ」及共產組合)の鞏固を圖ると共に先づ多數の農民特に貧農を糾合して簡易組合に加はらしめ、然る後簡易組合をして獨力漸次高級の組合に轉ぜしむる樣極力援助するの要を認むる旨を記述し更に進んで簡易組合は往々大農が之を貧農搾取の手段に利用することあるを以て特に監視するの必要があるが之と同時に農民の組合加入を强制し若は簡易組合の高級組合への進化を外部より强行せしむることは、却つて協同經營農業組合と一般農業組合系統との關係を鞏固ならしめ後者をして前者に對し經濟上及組織上の援助特に販賣及供給上の援助を與へむること

二、協同經營農業組合の急進的發遂と共に組合に對する組織上の指導を與ふること必要なるに付ソ聯邦協同經營農業組合協議會の外に各共和國にその中央聯合會を組織せしめ之に所屬組合員に對する組織上の指導並一般農業組合系統及國家經濟機關との聯絡の職能を附與せしむること

三、協同經營農業組合中央聯合會の事業資金として一般農業組合系統より一定金額を補給し且國庫よりも補助を爲すこと

四、共同經營農業組合に對し租稅の減免の外農業資金の貸付、農具買入、土地整理、貸付中の農具建物等の交付、右財產貸付料の納付、工業的事業其の他の交付木材拂下森林の利用農業技師の供給等に付特典を認むること

五、各共和國の教育人民委員部をして共同經營農業組合の政治的文化的事業を振興せしむること

六、共同經營農業組合聯合會の設置及組合間の合同事業經營を奬勵すること

以上の法律に基いてソ聯邦各共和國では數多の法令が制定せられたが、其の多くは耕作組合に對する助長又は保護に關するものである。而して共同經營農業組合組織權利義務等に關する規則はソ聯邦を構成する各共和國の法律の定むるところであつて、露西亞共和國に於ては千九百二十七年十

月三日付同共和國中央委員會及人民委員會議決定即ち農業組合法中に特に一章を設け、共同經營農業組合にのみ關する事項を規定してあるが、其の他の事項に付ては農業組合の一般規定を適用することゝなつてゐる。右特別の章に依れば、共同經營農業組合は其の組合員が合同農業の共同經營(アルテーリ及共產組合)又は組合員の根幹的作業の共同經營(土地共同耕作組合)の爲設立するものであつて、作業は凡て組合員が自己の勞働を以て行ふべき義務あるも、特種の知識を要する補助的又は技術的作業の爲の外、急施を要する季節的作業に對して組合員の勞働力不足の場合には雇傭勞働者を使用し得ることゝなつてゐる。

四、協同經營農業組合の種類及聯合機關

共同經營農業組合は之を共同生產の程度について仔細に觀察すると各組合決して一樣でない從て之を一定の標準の下に種別を定むることは頗る困難である。故に一般に本組合を簡易アルテーリ及共產組合の三種に大別して居るが、實際に於ては其の何れに屬するや辨別し難きものがあるのである。尤も右三種組合の種別には大體左の如く標準づけてゐる。

(一) 簡易組合(法律上の土地協同耕作組合)本組合は協同生產の最低程度に屬し、就中其の最も簡易なるは組合員所屬土地及農具の一部を共有とし組合員は勞力を協同して耕作するものであつて、通常更に進んではトラクター打穀機等の大農具を協同購入協用するものであるが、其の他の財產の多くは組合員の私有とし且組合員は各自獨立の私的生活を營むものである。尙ほ農具協有組合にして土地の協有を行ひ協同經營地協有、耕作の協同を行はざる限り、嚴格なる意味に於て本組合に屬せぬものである。

(二) 「アルテーリ」

本組合は簡易組合に比すれば協同生產の程度稍高く、土地農耕用家畜、農具、勞力等に付協有共同を行ひ、其の他の關係に於ては各組合員は獨立の私的經營を營み、右に要する家計用財產は各自の所有とするものである。

(三) 共產組合

本組合は協同生產の最高度に達したるものにして、組合員は農業用財產は全部出資して之を協有とし、協同して勞働に從ふのみならず私的生活をも協同として所謂共產的生產を營み、組合員の私有財產としては身體附屬の衣服靴類等のみに限られてゐる。

要するに以上の種別は土地財產及勞力の協有協同の程度を標準とするものであるが、右協有協同の程度增進するに從つて、簡易組合はアルテーリに、又アルテーリは共產組合に化するものである。而して簡易組合に於ては右增進の度特に著きものがある。依て簡易組合員所屬土地及所有財產總量に對する協用土地及財產の比率を最近三年間の統計に依り表出すれば左の如くである。

	土地	農具	農耕用家畜	建物	牛
一九二六年	二一%	三〇%	二二%	一%	一%
一九二七年	三四	七〇	二四	四	一

一九二八年 五一 七四 三三 五 一

尙農具協有組合にして土地の協有を行ひ協同經營農業組合に變化するものもあるのである。而して協同經營農業組合は序說の章に於て述べたるが如く地方及中央の聯合會を有し、是等聯合會は組合又は下級聯合會の指導機關であるが、右の外協同經營農業の發達したる地方に於ては隣接組合々同して農業技師を傭聘若は農具を購入し、又は製粉所其の他農作物加工所農具修繕所、種畜飼養場を設置することがある。是等合同事業並聯合會の經費に對しては組合より出資する外國庫よりも補助されてゐる。

五、協同經營農業組合の現狀と五箇年計畫

一九百二十七年この方、協同經營農業組合の發達奬勵の結果として組合の數漸次增加し、一九百二十八年一月から五月に亘りては急增の度殆んど倍加し、而かも貧農中農と大農と對立せる地方に於ては其の發達殊に顯著なるものがあつた。玆に掲ぐる同年五月現在耕作組合數、所屬農民數、土地面積等の表出は這間の消息を語つて詳かである

共產組合數	一、九六七
アルテーリ	一三、一七四
簡易組合	二一、三七九
計	三六、五二〇
所屬農民人員	二、三四〇、九三二
所屬農民世帶數	四八三、〇〇〇
所屬土地面積	五、五六〇、〇七六「ヘクター」
播種面積	一、八三五、二一二「ヘクター」

右所屬農民世帶數はソ聯邦農民世帶總數の約二分に相當し、又組合の播種面積中、露西亞共和國の協同經營農業組合所屬のものゝ同共和國播種總面積に對する比率は、千九百二十七年に於て、〇六%であつたが一九百二十八年には一、二%に增加した。

三種の協同經營農業組合は何れも年々其數を增加して居るが、其の增加率は決して一樣でない。卽ち一九二八年調査に依れば共産組合三二%アルテーリ四三、五%、簡易組合一一八、九%なる比率を示してゐる。更に組合員の社會的階級別を見るに、所謂大農なるものでありながら、課稅の減免其の他の特典に浴せむがため往々組合に加入するものがあるけれども、其の數は比較的少數であつて、又組合員中に於ける貧農の割合は、組合に加入せざる一般農家中に於ける貧農の割合に比すれば大である。例へば露西亞共和國中協同經營農業組合總數の約五分の一を有する北高架索に於ては、組合員を生産具を有せざる農民（一般の場合に於ける被傭農夫）價格百留乃至八百留の生産具を有する農民（貧農乃至中農に準するもの）八百留乃至千六百留の生産具を有する農民（中農）及千六百留以上の生産具を有する者（大農）に分つときは右各階級に屬する組合員の組合員總數に對する比率は順次七、六%六九、七%一六、七%、六%の割合である。

而して各種組合に對する貧農加入の割合は、共産組合に最も大にして以下アルテーリ簡易組合の順序となり且又協同經營農業組合組合員中貧農の組合員總數に對する割合は逐年增加し、千九百二十七年共産組合七八%アルテーリは特に然るべく、唯新規設立及簡易組合の改造合五二%の增加率なりしもの千九百二十八年には共産組合七八%、アルテーリ六七%簡易組合六〇%となつた。

次に協同經營農業組合の分布の狀況を觀るに、從來資本主義的農業發達して之と共に社會的分化行はれ、多數の貧農若は被傭農夫を有する地方に於てその普及を見ることが多い。畢竟是等農民は自力を以てしては機械力又は牛馬を使用し若くは獨力農業を營むことが出來ない。更に一面に於て最近官憲側の大農に對する壓迫の爲自然農業雇傭勞働に對する需要の激減とは相俟つて、是等農夫の協同經營農業組合に加入するものを增加せしめたのである。斯の如き過程の反面に於て當然誘起さるゝ現象は、大農間に昂まり行く協同經營農業に對する反感怨嗟である。彼等は組合の缺陷を指摘して非難を加へ或は組合員を脅迫し若くは組合の事業を妨害し甚しきは殺傷沙汰を演ずることすら稀しくない。而かも其の間中農は、貧農と大農とが各之を自己の味方ならしめんとするがために兩者間爭奪の的となつて居る。

千九百二十九年春作成せられたる五年計畫に依れば、右計畫最終年度末たる千九百三十三年十月一日には、協同經營農業組合に加入する農民世帶數ソ聯邦全體を通じて六百四十四萬六千を算し、農民世帶總數の約二三%を抱擁する豫定であるが之に依り農家の家族的分化の爲增加する世帶數全部を抱擁すると共に個人農業に從ふ世帶の絕對數は減少すべく、又各組合は其の組合員數の增加に伴はざるべく、就中共産組合及アルテーリは特に然るべく、唯新規設立及簡易組合の改造に依り多少は其の數を增加すべしと思はれるが簡易組合は益々其の數を增加するであらう。次に組合の播種面積は三百萬ヘクターに達しソ聯邦播種面積の約二二%を占むることゝなるべきも、前記の如く組合總數の增大が之に伴はざるが爲各組合の播種面積は著しく增大し、千九百二千七年二十八年度に於てソ聯邦を通じたる平均面積四十八ヘクターは三百二十ヘクターに增加する見込であるが現時穀物產額を增加することが最重要なるに鑑み、穀物產出地方に於て特に協同經營農業組合を發達せしむる計畫だと云ふことである。

尙千九百二十八二十九年度の十月乃至六月迄九ケ月の概況報告に依れば、協同經營農業組合の增加數は政府側の豫想率一七%に對し八〇乃至一〇〇%に、又其の播種面積は豫想率六二、三%に對し一九五%を增加して一組合の平均播種面積は豫想の六〇ヘクターに對し七十二ヘクターとなり意外の好成績を示してゐる。

六、協同經營農業組合と經營方法

協同經營農業組合の設立及加入には若干の制限が設けられてゐる。卽ち現に農業又は之に關係ある產業に從事し、又は新に之に從事むとする十六歲以上の勞働者は、何人と雖協同經營農業組合に加入することが出來るが、但し選擧權を有せざる者は組合設立の發起人たる資格が無い。又た法律に依れば組合設立の爲には、加入者五人あるを以て足ることゝなつて居るが、組合員が少數では實際に組合の效用を發揮し且政府側の農業振興及農民の組合化の根本方針に副ふことが不可能であるから、政府共產黨及協同經營農業組合聯合會に於ても極力大規模なる組合の成立を奬勵してゐる。尙又上記の如く、自ら農業勞働に從ふ者は其の資力の大小を問はず加入し得るのであるが、所謂大農を加入せしむるときは他の組合員は大農の爲利益を壟斷せらるゝ傾向あるが故に、政府側は大農の加入防止の意嚮に努めてゐる。

協同經營農業組合定款は設立總會に於て可決し郡又は之に該當する行政區域の土地行政廳に於て登記し、組合は登記の時から法人と認められるゝが成立して組合は其の設立後直に組合員總會に於て事業計畫を定むるを普通とし、右計畫立案に當りては相當專門の知識を要するから政府側は組合聯合會附屬農業技師其の他の專門家を之に參劃せしむることを慫慂して居る

右計畫は組合所在地の經濟的條件（市場との距離、交通、農作物の價格等）並に自然的條件（土農及氣候等）を基本的標準とし（一）耕地整理（二）農業の形態（穀作、牧畜又は工業的農業）（三）輪作の順序年數（四）農具耕用家畜及肥料の種類數量（五）會計（六）組合間の勞働割當等各般に亘りて方針を定むべきは勿論であるが、就中特に重要視せらるゝは農業の振興及協同經營農業組合の成績向上の爲に、各地に散在せる組合員所屬土地を組合員外に屬する隣接土地と交換して一ケ所に集中し、畑地間の境界を撤去し其の他土地整理の方法を行ひて農業の機械化に便ならしむると共に土地の利用面積を大ならしむることである。

實行上困難を伴ふは（六）の勞働割當である。蓋し右割當は組合內部關係特に利益の配當に影響あるが故に、組合員の能力及資力（簡易組合に於ては組合員の有する農具及農耕家畜に付差異あり）應じて公平に之を定むるを要すると同時に、生産率增進の爲には勞働の分業化を行ひ且作業に付生産標準率を定むるを要するからである。更に前記利益配當の方法は、共産組合の如く共有協同が高度に行はるる場合に於ても、其の良否は組合員の結束及生産率に影響を及ぼし、延て組合事業の成否に重要なる關係を有するから、右方法に就ても組合設立と同時に決定するを普通とする。現在實行せられ居る方法には數多ありてが、左に其の重なるものを擧げて見やう。

（一）家族の員數を標準とするもの

此方法は組合員の家族員數に應じて利益を均分するものであるが、勞働の生産率の向上を妨げ且小家族を有する組合員の不平を醸す弊がある と云はれてゐる。

（二）戶數別に均分するもの

此方法は其の條件として各戶より均等の勞働（農具及耕農家畜を含む）を提供せしむるものであらが、貧農と其の他の者との間に公平を失する嫌がある。

（三）組合員の需要を標準とするもの

此方法は共産組合に於て行はれて居るが、勞働の生産率及組合員の規律に關影響がある。

（四）土地の口數を標準とするもの

土地の一定の單位を以て組合所屬土地を多數口數に分割し、之を各戶の資力に應じて割當て各戶は分擔の口數に對し一定の勞力農具農耕家畜等を提供し、右口數に依り利益の配當を行ふものであるが此方法も亦ソ聯邦の國情上組合員間に公平を缺くの弊があ。

（五）出資額及勞働數量に一もの

此の方法は利益の一部分を出資額及勞働數量に依り配當するものであるが是亦不公平の嫌ありと云はれてゐる。

（六）勞働の量及質に依るもの

此方法は勞働の量及質を標準とするものと共に勞働法の女子及幼年の勞働保護を加味したものであつて、耕作組合大會に於て採用したるものとして推奬されてゐる。

七、協同經營農業組合の成績

產業組合の政治的使命の一班に就ては既に序說の章に於て之を述べた。而かもソ聯邦當局が協同經營農業組合の目的として特に高調するところに依れば、協同經營農業組合は勞力及資本の協力共有に依り、經濟的には勞力資本の浪費を防ぐと共に其の效果を大ならしめ、且農事改良農業の機械化に便ならしめ以て農業の生産を增進して、往々ソ聯邦に見る凶作を防止するのみならず更に進んで農產物の輸出の增加に資せしめ、政治的には農民を工場的勞働化して農村を社會主義化に誘導するのが目的である。その目的の達成上協同經營農業組合が如何なる效益ありやに付ては、その組合の種別に依つて大小の差異があるけれども、一般に經濟的效益として例示せらるるもの二三を擧ぐ

れば左の如くである。

（一）土地の集中と協同耕作

各所に點在する土地を耕地整理の方法に依り可成一ヶ所に集中し、以て無用の畔又は道路を除きて耕地面積を增大し、農民の耕地への往復時間及勞力を節約し、又機械的農具の使用に便ならしむると共に農具及家畜の使用を經濟的ならしむるを得べく、其の他農耕技術上多大の利益がある。

（二）農具及家畜の協有及協用

農具及家畜を協用して其の能率を十分に發揮せしめ殊に協同の資力を以て精巧なる農具を買入れ之を協用し得るの利益がある。

（三）建物の協有協用

農具及農作物貯藏用建物並家畜用屋舍を協用することに依りて經費を節約するのみならず、右建物の設備を完全ならしめ貯藏物の毀損を防ぎ又家畜の飼育に便利ならしむ。

以上の外ソ聯邦當局は、協同經營農業組合が協同の力に依り各般の農事改良及農作物の協同加工上幾多の便宜を有すべく、殊に共產組合に於ては其の私的共同生活に依りて經濟上享くる消極的及積極的利益大なるものありとし、他面組合の共有協同の程度進むに從ふて組合員の生產具其の他資本に對する關係は、郡市に於ける國有又は市有工場勞働者の工場機械等に對する關係と同一となり延て農民と都市勞働者とを物質的及精神的に融和結合せしむるものなることを指摘してゐる。飜つて協同經營農業組合の成績を一瞥せむに最近の統計に依れば、各組合の投資額は個人農業に比し大であると同時に亦た收穫が多い。尤も之は地方別及組合經營の巧拙に依り差異あるは勿論であるが組合の最も普及せる北部高架索のクウバンスキー管區に於ける例を採るに、一農夫の總收穫高共產組合に於ては一年六百二十五留十哥、個人農業に於ては三百七十八留七十哥を示し、投資額一留に對する收穫は前者二留三哥後者は一留二十一哥の割合にして、地積一ヘクターに對する收支比較は左の如くである。

	共產組合	個人農業
	留　哥	留　哥
收穫	一一〇、七〇	一〇八、四〇
支出	五九、九〇	八八、八五
純益	五八、五〇	一八、五七

備考、本表は土地耕作のみに關するものなり

尤も協同經營農業組合中、財產及勞力の協有共同に於て高度に達したる共產組合と雖も未だ十分に組織立たざるものあるが爲、其の收益は經營方法良好なる一部個人農業に比して劣るものがないではない。之を例證せむが爲個人農業の一年の總所得に依り三級に分類し、第一級を千留以上、第二級を千留乃至二千五百留、第三級を二千五百留以上とし、分類に依り一ヘクターに對する消費勞力と收穫とに付兩者を比較すると左の如くである。

	農夫一人當りの價格		播種面積百「ヘクター」當り農具個數		
	生產組合部留	農具留	犁	播種機	馬打穀機蒸氣打穀機	運搬具
個人農業 第一級	四一四、八	五一、四	六、二二	二、七五	〇、二七	—	一〇、八九
個人農業 第二級	四三九、二	六五、〇	四、八五	四、〇三	〇、四六	—	一〇、八〇
個人農業 第三級	七五八、二	一一〇、九	五、二二	三、〇二	二、二九	—	九、一五
共產組右	六五九、七	一三八、二	二、七五	一、三七	〇、一八	〇、五五	八、八八

	小麥		大麥	
	勞働日數「セントナー」	收穫	勞働日數「セントナー」	收穫
個人農業 第一級	三、一七	六、九五	五、二八	七、九五
個人農業 第二級	二、三五	九、九五	二、一六	八、六〇
個人農業 第三級	一〇、八	九、〇〇	一〇、三四	一三、三〇
共產組合	一〇、八	一一、八八	七、一四	二、九七

右個人農業は就も雇傭勞働を使用するものであつて、其の使用勞働總量に對する割合は第一級二、三%、第二級四、五%、第三級九、七%である。面して共產組合に於ては個人農業に比し農具稍完備し、縱し其の他の生產具に於て劣つて居るとしても、共有共用の方法に依り農具其の他の能率を大ならしむるが故に、右表の如く使用勞働量少なきにも拘はらず、收穫率比較的大にして唯大麥の收穫に付第三級農民に比し稍劣つてゐるのである右農具及其の他の生產具の數量に付個人農業と協同經營農業組合とを比較すれば次のやうな狀態である。

備考、右表中生產具の價格が耕作組合の財產の章に記載せる共產組合の資本を超過せるは玆には耕作組合の比較的發達せる「クウバンスキー」管區に付計算したるに由るものなり

次に現時協同經營農業組合經營上共通的缺陷と認めらるゝ點を擧げて見ると、組合員の多くは小中農であるが故に大規根の農業經營に習熟して居らない。又農業上の新技術及新知識を缺き、而も右經驗及知識の不足を補足し且指導を與ふべき農事專門家も普及し居らざるが爲、その組合の多數は組合設立に經營上の計畫を立つることなく、從來の儘の舊式經營方法を採用して居り、就中簡易組合に至りては組合員は少數にして其の耕地及資力亦僅少なること是である。依て千九百二十八年に於ける三種組合の平均耕地面積を表出すれば左の如くである。

	共產組合	アルテーリ	簡易組合
	一三五「ヘクター」	五三「ヘクター」	三三「ヘクター」

尙千九百二十八年新に設立せられたる簡易組合は、其の耕地面積一層僅少なるのみならず、之を地方別に見るときは左記の如く眞に徵々たる有樣である。

	露西亞	ウクライナ	白露西亞
	二六「ヘクター」	一五「ヘクター」	七「ヘクター」

右と共に簡易組合の組合員は僅少にして平均十二戶を算するに過ぎない。以上事實の結果として組合の事業振はず、其の成績個人農業に比して何等撰ぶところなきものあるが爲に、組合の解散するもの相當多數に上り、又組合に新に加入するもの多數ある反面に脫退するものも少くはないのである、即ち最近約二年前迄は解散するもの組合總數の約四分の一を算し、千九百二十八年には凡そ四%であつたが、地方に依りては三〇乃%至四〇%に達するものあり、又組合員の移動は五分の一乃至四分の一に達してゐる。

更に經營上の缺陷の一二に付指摘すると、叙上の如く組合の事業未だ組織化せざるが爲、組合は其の所屬土地及所有生產具を充分に利用して居らない。例へば所屬可耕地全面積に對する休閑地及放畜肥培地の比率に付個人農業と協可經營農業組合とを比載して見ると、個人農業は第一級六、四%、第二級四、四%、第三級〇、七%であるが、組合に於ては實に二三、四%の多きを示して居る其の結果可耕地全面積に對する生產具の比率に付ては却つて高率を示すものがある。之れ未だ生產具の能力を充分に利用せざるものと見ることが出來る。

備考、最近の調査に依ればトラクター一臺は最少限百五十ヘクター刈禾機一臺は百ヘクター十一列播種機は五十ヘクターの耕地に使用して初めて收益がありと云ふことである

生產具の能力に利用せざるものは耕地面積僅少なる簡易組合に最も顯著である、之が爲め收穫率に付共產組合は個人農業に比し相當優秀の成績を示して居るけれども、簡易組合に於ては個人農業に比し大差なしと云はれてゐる。以上の外協同經營農業組合が第二級及第三級個人農業に比し自家消費的作物即ち裸麥を多く栽培することも一缺陷である。尤も農產物の商品化の量に於ては、協同經營農業組合は個人農業に比し絕對的にも相對的にも多量である。即ち共產物總量に對する商品化の比率は、個人農業第一級二四、一級、第二級二二%、第三級二八、六%なるに對し協同經營農業組合に於ては三七五%、を示し、更に農產物中耕作物のみに付て見るときは第三級個人農業二八%を示すに對して協同經營農業組合は四七%に達してゐる

八、協同經營農業組合の財產

協同經營農業組合の財產は現金農具家屋、工場家畜、家具等より成るものであるが、之を其の共有と否とに依り又は其の用法若は處分方法に依つて左の如く分類してゐる。

甲、共有と否とによる區別

（一）共有財產

組合に於ける本財產の多少は組合の種別の標準たると共に、當該組合の經濟的强弱乃至社會主義化の程度を甄別するの標準たるものであるが、之を形成するもの左の如し。

（イ）組合員の加入金　普通一留乃至三留にして設立費に充當す

（ロ）組合員の出資金　一口五十留、百留、二百留又は夫以上として十八歲以上の者之を納入し各組合員の出資口數は組合員の貧富により之を定むることを得

農具又は家具等を以て出資したるものは之を金錢に換算す

（ハ）組合利益金　每年組合利金の一部を控除して本財產に編入す

（二）其の他　信用組合又は農業銀行よりの借受金及組合買入の農具家畜等並政府産業組合等より交附したる農具、土地改良工事工業的建物並補助金等

（二）非共有財産

組合員の私有に屬するも組合に寄託し、組合をして使用せしむる財産例へば農具家畜等である組合は右財産に對し普通損料を支拂ふも其の率は當該地方の信用組合の貸付利息を超へざることゝす

乙、用法若は處分の方法による區別

（一）可分基本資本　本資本は組合員の出資金及寄託物利益控除金の一部其の他より成る

（二）不可分基本資本　利益控除金の一部、政府及産業組合より交附に係る農具、土地改良工事、工業的建物並補助金、銀行借受金等より成り組合員の脫退若は組合解散の際之を返付せず且解散の場合は耕作組合振興資金に繰入れらるゝものである

本資本に充つべき利益控除金は簡易組合及アルテーリに於ては一割五分乃至二割を普通とし、共産組合に於ては二割五分以上とす

（三）豫備資金　本資金は利益控除金の一部より成り不時の損害補塡に充つるものであつて利益金の二割以上を積立て出資金總額に達するを以て止む、控除の率は利益の二割以上とす

（四）特別資本　總會の決議に基き特別の目的例へば土地改良製粉場建設等の爲に充つるものとす

（五）原價償却資本　組合財産の原價償却に充つるものとす

組合員脫退の際は以上財産中出資金及寄託物の返付を受くる外未だ利益金の配當を受けざる勞力並組合財産に對する自己の持分に付てのみ請求を爲すことが出來る。而して協同經營農業組合の財産の中で以上各種資本の割合並組合の銀行及信用組合より借受けたる金額の右資本に對する割合は、その組合の種別により大差あるべきは當然であるが、右に關する千九百二十八年調査の結果を示せば左の如くである

組合借受金平均額	不可分資本平均額	借受金の基本資本總額に對する比率	不可分資本の基本資本總額に對する比率
共産組合　八、一〇〇留	一〇、五〇〇留	五〇、九%	六六、〇%
アルテーリ　二、四〇〇	三、七〇〇	三〇、五	四四、二
簡易組合　一、七〇〇	〇、五〇〇	二八、九	六、八

基本資本の種合員一人當りの價格の大小並右價格中共有又は非共有の大小亦組合の種別により大差がある。よつて之を表出せば左の如し

	共産組合	アルテーリ	簡易組合
共有資本	二六一留七四哥	一二七留八七哥	一九留五四哥
共有資本の基本資本に對する比率	九九、三%	八五、九%	三八、三%
非共有資本	二留〇三哥	二一留六二哥	四七留七二哥
非共有資本の基本資本に對する比率	〇、七%	一四、一%	六一、七%
計	二六三留七七哥	一四九留四九哥	七七留二六哥

右表中共産組合の基本資本の組合員一人當り價格は、大農の有する生産具平均額が約二百五十六留を算するに比すれば稍大なるものがある。

九、協同經營農業組合の特權及特典

政府は協同經營農業組合の發達奬勵の爲め之に對し稅金、金融、農具買入土地整理、移住、國有財産の貸付、木材拂下等について各種の特權及特典を認めて居る。左に之を概說して見ると

（一）稅金の低減

農業稅にありては、所得の源泉中共有協同の行はるゝものに對し本稅を減免するの趣旨を以て組合の種類により低減率に差等を附して居る。即ち共産組合は稅法により課稅せらるべき所得額を組合員及其の家族總員に割當て、其の一人當りの金額が當該地方の個人的農業所得の一人當り平均額に比し少なきときは六割の減免を受け、多きときは三割の減免を受け、又アルテーリは右の場合に於て夫々四割又は二割五分の減免を受ける、而して簡易組合は其の所得中組合員に分配せざるものに付二割の減免を受くることゝなつて居る。

組合員が他に移住する場合に於て、開墾、土地改良等を要するときは五年間農業稅を免除せらる。

以上の外耕作組合は種畜飼養、工業的其の他副業的事業各種保險等に付、又組合員は其の屬した土地組合の地域より移轉の場合に於て稅金及料金の減免を受ける。

（二）農業資金貸付

中央及地方農業銀行は協同經營農業組合に對する農業資金貸付の爲特別資金を有つてゐる。右の目的を以て國庫より千九百二十六―二十七年度に五百萬留を千九百二十七―二十八年度に二千萬留を支出したが、是等銀行に於ては政府支出金を合して、組合に對する貸付に充てたる金額は、千九百二十七年に約一千五百萬留、千九百二十八年に約三千五百萬留に達した、而して千九百二十七―二十八年度に於ては政府支出金中百萬留は農業改良の爲五年乃至十年の期間四分乃至五分の利息を以て貸付け、殘額の多くは七分の利息を以て長期貸付に充て、特に其の一割は新に設立せらるゝ協同經營農業組合に貸付くることゝし、尙以上の外政府は其の支出に係る黑土帶農民復興資金の一割五分を組合に、又旱魃防止資金及移民資金の二割以上を組合及國營農場に貸付くることゝした。尙ほ千九百二十八―二十九年度に於ては協同經營農業組合に對する前記農業銀行の貸付資金は增加して七千二百萬留に達した。

協同經營農業組合に對する金融機關としては以上諸銀行の外農業信用組合がある。而して耕作組合中大なるものは銀行から、小なるものは信用組合より貸付を受け、銀行に於ける政府の特別資金は信用を組合を經由することなく銀行自ら貸付を行ふのである。

貸付金の用途は廣汎にして農具買入、住宅及農事用建物の建築及修繕、工業的及副業的事業の經營、種子及耕作用其の他の家畜の買入を始め農業の電化、土地改良並果樹園葡萄園、及苗圃の經營等に及んでゐる、而して貸付には組合の財産を擔保せしむるものと對人信用とがあるが、對人信用の場合には貸付金が協同事業に充てらるゝ場合にかぎつてのみ貸付を爲すことになつてゐる、

（三）農具買入

協同經營農業組合は國營機關より農具買入を爲すに當つて個人に對し優先權を有するのみならず代金に付三年間乃至四年の年賦を認められ、尙トラクターの如き大農具は普通個人に販賣せず耕作組合及其の他の産業組合及國營農場のみに販賣する。

（四）其の他の特典

協同經營農業組合其の他使用耕地の整理を望むときは、土地機關は他の希望に先んじ無料にて耕地整理を行はねばならぬ。更に右の外千九百二十七年三月十六日附法律により、協同經營農業組合の用地に存在する工業的及附帶的事業は組合に無償を以て交附し、又隣接地域に於ける右事業は特別の條件を以て組合に交附し、且政府より貸付けたる農具建物等の財産は無償にて組合に交附して其の不可分資本と爲し、右財産の使用に對する未納金を免除し尙又從來協同經營農業組合が無斷にて使用したる土地を組合に交附し是迄の使用料を免除される。其他木材買入に付ても組合は特典を認められてゐる。即ち前記法律に基き組合は建築用及燃料用木材買入に付き、貧農又は土地組合と同一の權利を認められ、右買入代金に對し七割五分以上の割引を受け得べく尙組合に對しては特に組合專用の森林を設置することゝなつた。

最近の協同農業問題

一、農業稅改正の要旨

一九三〇年一月二十三日附を以て單一農業稅法が改正された。改正の要點について述べればたゞに貧農のみならず、中農は著しく減稅され、中農の下級層は全然免稅された。即ち農民世帶數九百五十萬以上が、免稅される譯である。

富農に對する課稅は、昨年の改正當時にありては、たゞ富農を積極的に壓迫し、その成長を妨げその資本蓄積を邪魔するを旨とした、然るに一九二九年の秋、愈々徵稅の實行期に入るや農村に於ける階級鬪爭は、農業協同經營化の大成長と關聯して、著しく尖銳化した。この事情は、農業稅によつても富農征伐を一層熾烈にする必要を、口授した。その結果、個人的方法により課稅さるゝ富農世帶數は、前年度に於ける〇・九%、の代りに概略二・四%となり、彼等より徵集された稅金の額は、前年度に於ける五千六百萬留の代りに、一億

留以上に達した、これは農業稅總額の約二七%に相當した。

新法は對富農課稅を複雜にする多數の條件附けを廢し、累進率を昨年より著しく大きくした新法の最も重要な改正は、協同經營農場に對する課稅方法である。

この課稅方法を特色づける第一は、個人經營農業のために存置しある累進課稅を、協同經營農場のためには比例課稅として居る點である、富農を協同農場から放逐した協同經營化の現段階に於ては、累進課稅は協同農場の收入增大に對する興味を低下するであらうから、斯くは比例課稅にしたものである、なほ社會化の程度に進んだ協同農場には、特典を與へて居る點を看過してはならぬ。

第二の特色は、單純化である、課稅さるゝ收入及び稅額の算出は頗る簡單で、熟練せる會計を有せざる協同農場も、容易に之を算出し得る。

第三の特色は、協同農場に對する課稅が、個人經營中農に對する課稅よりも輕いことである

第四の特色は、微弱な協同農場は全然免稅し、これに大なる特典を與へたことである、

二、協同農業組合模範定款

ソヴイエト政府は協同經營農業組合の模範定款を認可し一九三〇年三月二日付を以て發表したがその內容左の如し

（一）目的及び任務

一、一一管區——分管區——村、小作人、貧農及び中農は、自由意志を以て協同農業組合に合同し、一般的な生產手段及で一般的に組織された勞働を以て大協同農業を建設し、斯くして富農、あらゆる搾取者及び勤勞者の仇敵に對し眞に完全な勝利を得、個人經營農業の窮乏、暗黑、時代後れを克服して、協同農業の高き勞働生產力及び商品生產をせんことを期する。

（二）土地に就て

二、組合員の土地分前を示す境界を撤去し、組合の協同利用に附せらるゝ單一的土地に合併する

土地の社會化を行ふに當り、屋敷（菜園、庭園等）は各人の利用に殘すが、必要の場合には組合事務所の決議、組合員總會の承認により、屋敷の廣さを變更する。

三、組合の單一的土地は、如何なる場合にも縮小するを得ない。脫退する組合員の土地を、組合の土地より分割することは禁ぜられる。脫退する組合員は、あいて居る國有地を受取り得るのみである。

（三）生產手段について

四、全勞働用家畜、農具、全食用販賣用家畜全貯藏種子、社會化された家畜に必要なだけの飼料組合農業を行ふに必要な農業用建設物、全事業は社會化せるゝ、組合員の住家は社會化しない。

農具を社會化するに當り、屋敷の土地は社會化しない。

小農具は、組合員の個人的利用に殘す。必要の場合には組合社會化された勞働用家畜の中、組合事務所は必要の場合組合員の個人的必要に應ずる爲め馬の最小限必要數量を分配する。

牛一頭を有する農家にありては、乳牛一頭は社會化しない。多數の牛を有する農家にありては、一頭を個人的利用に殘し、他は社會化する。生產用牛は無條件に社會化される。社會化された乳牛により、組合員の商品生產業を作る。

小家畜、卽ち豚、羊の社會化は、小家畜飼育の發達せる地方にありては、組合にて規定する若干數量の小家畜を組合員に殘して、之を行ふ。小家畜飼育の發達しない地方にありては、豚羊の社會化を行はない。家禽は社會化しない。

小家畜及び家禽を個人的占有に殘すと同時に、協同農場は社會化された小家畜及び家禽飼育を行ふ。

不作及び飼料缺乏を保險するため、組合は不可犯の種子及び飼料を蓄へる。

（四）協同組合の活動

五、組合事務所及び全組合員は、以下記載の義務を負ふ

（イ）組合の處分し得べき全部の土地の利用、放棄しある土地の改良及び耕作並に內部の土地整理によつて、耕作地を擴張すること。

（ロ）所有する全索引力、全農具、全トラクター、全機械、種子、其他の生產手段を社會化主義の上に充分に利用すること、漸次機械化せる經營に移行する目的を以て、自己の資金及び借用金にて、トラクター其他の生產手段を購入すること。

（ハ）耕地及び草原を改良し、收穫高引上の爲に必要なる。農事施設をなすこと。

（ニ）牧畜及び家禽飼育を急速に發達せしむるに必要なる、動物飼養學的、獸醫學的政策を行ふこと。

（ホ）土地の自然的條件に應じて他の總ての農業生產部門及び地方の狀況に應じて家內工業を發達せしむること。

（ヘ）社會化主義の上に、經濟的及び社會的建物を建設すること。

（ト）組合員の文化政治的水準を向上さすこと

（チ）あらゆる近づき易き方法にて、組合員、殊に婦人及び子供の生活狀態を改善すること。

（五）農業組合員

六、組合員の入會は事務所に於て取扱ひ、事務所は新入會組合員連名表を總會に提示してその承認を受ける。常に組合外にて働く勞働者は親しく出頭するに及ばない。

七、十六歲に達した勤勞者は總て組合員たることを得る。

富農及び選擧權を剝奪された者は、組合に入會するを得ない。本則の例外として入會を許すべきは、その家族の中にソヴエート政權の爲に盡瘁せる赤色パルチザン、赤兵及び赤色海兵（卒及び指導者）村の敎師及び女敎師を有し、家族の保證ある場表である。

入會前に己れの家畜を屠殺乃至販賣し、惡意を以て農具又は種子を投げ賣りせる者は、組合員としない。

（六）農業組合の資金

八、組合に入會する各々は、己れの全財產卽ち社會化されたもの及び社會化されず、己れの屋敷に殘されたもの——自家用及び個人的利用の物を除く——の價值に對する二——一〇%の入會金を納入する。

組合に入會する者の收入の主要源泉が賃銀である場合（農業敎師、敎師、土地整理者、組合所在地に於ける諸機關の勤人等々）には、事務所に於てその都度入會金の額を決定する、但し年收の一〇%を超ゆることを得ない。

小作人の入會金は、五留迄の範圍內で定められる。

常に協同農場外の仕事に從事する勞働者は、前記入會金、全財產價值の二——一〇%の外に、年賃銀額の三%を同時に納入する。

註、組合員たる勞働者よりは、入會金以外に、補足的に賃銀よりの控除をなさない。

入會金の分割納入は、協同農場聯合會規定の方法と期間により、事務所之を許す、入會金は不可分の組合資金に繰入れる。

九、組合員の社會化された財產（勞働用及び食用家畜、農具、農業用建物）等の價值の中、四分の一乃至二分の一を不可分の組合基金に繰入れる財產の他の部分は組合員の持分とする。

一〇、組合を脫退する者には、事務所は計算をなして、持分を返還する、この場合脫退者には、この土地以外の分配地が與へらるゝであらう、計算は、通則として、年度終了直後に行ふ。

一一、年度終了直後、組合は收入の中より營業費、それに關係せる費用、並に勞働能力なき者の給養費を支辨し、不可分基金及び社會基金への差引（不可分基金へ一〇——三〇%、社會基金へ五——一五%）をなし、勞働の報酬につき計算を爲す。

一二、總ての仕事は、總會に於て定めたる內規に從ひ、組合員の勞働によつて爲される。事門の知識及び準備を有する人（農業敎師、技師、技術者等）のみ雇傭することを得る。

季節勞働者の雇傭は、急を要する仕事を組合員が全力を盡しても所要期間內に仕上げ能はざる場合に限り、許される。建築工事の時も亦然りである。

一三、組合に於ける仕事の分配は、內規に從ひ事務所之を爲す。組合員は誰も彼に言ひつけられた仕事を拒むを得ない。

一四、組合員の勞働を正しく組織する爲め。仕事の標準及び各種仕事の評價を定め、仕事の數量的並に品質的計簸をなし、勞働の出來高拂及び期限附制を適用する。

一五、組合員の勞働の報酬は、次の方法による年度內に於て組合員は食料其他の需要を充すため仕事に對し支拂はるべき額の五〇%を超えざる範圍內にて前渡（現物或は金錢）を受け、年度末に勞働報酬の決算を受ける。

註　組合員が出稼によつて得た賃銀の中三——一〇%を組合の社會基金の爲に差引く。この差引率は前記の範圍內にて、組合或は協同農場合同より決定される。

一六、組合は勞働能力なき組合員及び一時的に勞働能力を失つた組合員に物質的援助を與へる。この援助の條件と額とは、事務所に於て組合の經濟狀態を考慮して決定し、總會の承認を得る。但し平均賃銀を超えない。

（八）活動方法

一七、全組合員は定款、總會及び事務所の決議に服從し、內規を遵守し、事務所が彼等に課する仕事及び社會的義務を生悞面に行はねばならぬ。

社會化られた農具及び家畜を非經濟的に又不注意に取扱ふことは、農業協同化事業に對する反逆我等の敵たる富農に對する實際的授助として組合によりて取調べらる。

社會化された財產を非經濟的に又不注意に取扱ふ者、相當の原因なくして仕事に出ない者、其他規律を破る者に對しては、事務所は內規に從つて處罰（例へば譴責、警告、罰金等）する、事務所にて矯正し得ざる者に關しては、その除名問題を總會に諮詢する。

（九）組合事務の統制

一八、組合事務の統制には、組合員總會と事務所が當る。若し組合員が多數であるとか、諸村落が飛び飛びにあるとかの結果、總會を召集することが困難できる時には、總會に代ふるに代表會議を以てする。代表會議員は協同農場の各村落別に組合員集會により選擧される。

一九、總會（或は代表會議）は組合統制の最高機關であり、組合の最も重要な問題を解決し事務員及び監督委員會員を選び、それ等に與へる指令を發する。

總會（或は代表會議）は全員の半數より、少からざる出席者ある場合には、成立する。總會（或は代表會議）の決議は、多數決により採用される

二〇、事務委員は一年任期にて選擧せられ、組合の執行機關としてその總ての事務を司る。事務委員は各自の間に經營指導と生產指導との事務分掌を爲し、委員に充分の責任を持たせ、その爲に必要な權力を與へる。

事務所は協同農場で定めた樣式及び規則に從ひ會計簿をつける。

二一、監督委員は、事務所の活動、殊に定款の遵守、生產計畫、諸契約及び國家に對する義務の實行を監視し、金庫、財產、證書及び計算書の檢查を行ひ、年度會計報告に歸結を附し總會（或は代表會議）に己れの活動を報告する。

（一〇）大協同農場との關係

二二、組合は——協同農場合同の一構成員として加入し、その直接指導の下に己れの仕事を爲す組合は己れの生產計畫の基礎の上に——協同農場合同と先物取引契約を締結する、それによつて組合の農業生產組織に關する義務、總ての商品物資を國家及び產業組合に計畫的に引渡す義務が定められる。又同樣に協同農場合同、國家機關及び產業組合機關が組合に生產手段及び必需品を供給し、資金援助及び農業技術上の便宜を與へる義務が定められる。

三、數字に現れた協同經營農業

ソヴイエト聯邦農務人民委員部は協同經營農業の發達趨勢について一九三〇年三月九日附新聞紙上に發表したが、それによると聯邦全農民戶數の半數以上が協同經營化され、勞働用家畜の四分の三が社會化された。（單位一、二、四及六は千。八は千ヘクター）

	一九三〇年一月二十日現在	一九三〇年二月一日現在
一、協同農場數	五九、四	一一〇、二
二、其農民戶數	四、三九三、一	一四、三六四、三
三、全農民戶數に對する割合	二一、六%	五一、〇%
四、農場參加農民所有の勞働用家畜頭數	二、一一〇、二	二、九三一、七
五、全勞働用家畜頭數に對する割合	一五、二%	四八、五%
六、社會化せる勞働用家畜頭數	二六八、四	九、三三五、三
七、參加農民所有勞働用家畜に對する割合	一七、四%	七、四%
八、社會化せる耕地面積	三一、三七、九	八七、八六八、七
九、一農場平均參加農民戶數	三、九	三九、二
一〇、一勞場平均耕地面積	五三、九	七九、四
農場參加戶數の全戶數に對する%	社會化せる農場數（千）	社會化せる勞働用家畜の%
全聯邦	五五、〇	七七、四
ウクライナ	五八、五	七六、八
白ロシヤ	五七、九	四八、三
外コーカサス	二、九	不明
ウズベクスタン	二七、九	同
トルクメンスタン	一六、〇	同
タジクスタン	二、一	同
ロシヤ共和國	五、六	七八、七
內譯ヲルガ流	五六、四	八一、七
中ヲルガ下流	六七、八	一五、二（註）

	一九三〇年一月二十日現在	一九三〇年二月一日現在
ドイツ人共和國	六〇、一	九六、二
中央黑土州	八一、八	六九、四
ウラル	六八、八	九五、六
シベリヤ	四六、八	九三、六
北コーカサス	六、八	九二、〇
カザクスタン	三、一	不明
極東地方	三三、八	同
モスクワ州	七三、〇	六八、九
レニングラード州	二、三二	五五、三
北部地方	四二、〇	六四、三
西部州	三九、四	四八、一
イワノフ州	三三、八	五九、八
ニージニーノヴゴロド地方	四八、七	六三、八
タタール自治共和國	七七、三	八四、二
バシキール自治共和國	八一、二	九八、一
クリミヤ自治共和國	七五、五	八八、六
ブリヤートモンゴル自治共和國	不明	不明
ダゲスタン自治共和國	一七、八	二九、二
キルギス自治共和國	一九、〇	二九、七
カレーリスカヤ自治共和國	七、五	五〇、〇
ヤクート自治共和國	不明	不明

（註）調査地域同一ならず

四、協同經營農業に對する諸特典

一九三〇年四月二日附を以て發布された　聯邦中央執行委員會と聯邦人民委員會議（內閣）の規定は、協同農場に對して新たなる特典を與ふることになつて居る。「プラヴダ」紙、同四月五日號により規定の要旨を左に譯出する。

「協同農場を鞏固にし、協同化將來の進展を奬勵する目的を以て、聯邦中央執行委員會と聯邦人委員會議とは、左の通り規定する。

一、次揭のものに對しては一九三〇・三一年度より一九三一・三二年度に至る滿二年間單一農業稅を免除す。

（イ）協同農場に於て共有さるる家畜（馬、牡牛等）。

（ロ）協同農場に於て共有化された總ての牛、羊豚、家禽、及び農場組合員の個人的所有下にある總ての牛、羊、豚、家禽。

二、菜園協同農場及び協同農場に於て共有化された菜園に對し、單一農業稅を賦課する際には、規定されて居るその地方の菜園收入標準より半減せるものを菜園收入とする。

新たに共有化されたる協同菜園に對しては、二年間單一農業稅を免除する。

三、前記特典により一九三〇——三一年度の單一農業稅總額は縮小されるであらう。

四、聯邦農務人民委員部及び全聯邦農業銀行をして、協同農場に對し本年度に於て五億留までの資金貸出をなさしむる。

五、協同農場に參加せる農民の借受金及び彼等より農場に移つた借受金は、その返濟を一九三〇年十一月一日迄延期する。返濟方法については、耕作牧畜による收入の有るに從つて、決濟するやう、金融會社に於て規定する。

六、農場組合員が、その農場加入前に爲された土地整理によつて負うた負債は、これを取除く。

七、本規定發布前、稅其他の支拂義務に關する法律違反並に個人經營農に對して課せられた其他の義務不履行による未納罰金は、農場加入農民より取除く。

農場加入前農民の爲したる前記違犯に關し、今日迄に決定せる裁判所の判決は、その執行を爲さず、又刑法並に行政處分により開始せられ居る事件を打切る。

八、富農より沒收して農場に讓渡された財產關係の負債は、農場に於て返還するに及ばない。

九、持分、納入金、其他預金を金融會社又は其他のコーペラーツイヤに强制的に取ることを嚴禁する。

貯金局に强制的に預入れしむることも同樣に禁止する。

一〇、本年度末までトラクター購入に對する手附金の徵收を中止する。

一一、農場に加入し牛一頭を有する農家から、先物契約によつて孕牛を屠殺すべく購入することを禁ずる。

聯邦商務人民委員部をして、本則の施行を保障せしむる。

一二、農場外にある加入者の貸銀を、農場にて

引去る場合、出稼收入に關し法律の規定する率（賃銀の三――一〇％）より超ゆることは、期間と仕事の場所を問はず禁止さるゝ。

農場の仕事の暇な時、農場の馬を使用して運輸森林伐採其他の事を成さうと希望する組合員に對し、事務所は邪魔をしてはならない。斯る仕事を爲す場合、農場の馬糧を使用すれば、賃銀の四〇％、自分の馬糧を使用すれば、六〇――七〇％が組合員の所得となる、協同農場中央會をして本則の施行を保障せしめる。」

工業

一、工業化と一般實績

ソ聯邦國民經濟の發展は、工業化の旗印の下に行はれてをる、だが工業化でさへあれば、何でも必要なのではない、彼等に必要なのは小商品的形態並に資本主義的形態に對して社會主義的工業形態の優位を保證するところの工業化である、この製造工業化の特徴は、それが社會主義的工業化である點にある。

ソヴェート工業の社會化部分と個人經營部分に於ける投資、產額比較左の如し。

	投資比較（單位百萬留）社會化部分	個人經營部分
一九二六・二七年度	一、二七〇	六三
一九二七・二八年度	一、六一四	六四
一九二八・二九年度	二、〇四六	五六
一九二九・三〇年度	四、二七五	五一

即ち社會化部分への役資額が此期間に二倍以上に增加したに對して、個人經營の部分のそれは八一％に低下したことを語つてゐる。

	總生產額比較（單位百萬留）社會化部分	個人經營部分
一九二六二七年度	一一、九九九	四、〇四三
一九二七二八年度	一五、三八九	三、七〇四
一九二八二九年度	一八、九〇三	三、三八九
一九二九三〇年度（推定）	二四、七四〇	三、三一〇

右表は社會化工業部分の總生產額が右期間に二倍以上に增加し、個人經營工業が反對に八一・九％に低落したことを意味する。

此比率は大工業に於て特に著しく、一九二九・三〇年度には大工業の社會化部分が九・九一％であるに反し、個人經營は〇・七％に過ぎない。

二、各種類別實績

今スターリン氏の黨大會に於ける報告に基いて今各主要工業別に其生產實績を示ぜば以下記述のし。

五年計畫によると、石油工業は一九三二―三三年度に九億七千七百萬留の產額を出す筈であつただが事實上それは一九二九―三〇年度に八億九百萬留、即ち五年計畫の最終年度たる一九三二―三三年度の八三％を產出したのである。

泥炭工業では、一九三二―三三年度に一億二千二百萬留の產を擧げる筈であつたが事實上同工業は一九二九―三〇年度に既に一億―千五百萬留即ち五年計畫に豫定された一九三二―三三年度の九六％の產額を擧げてあるのである。

五年計畫によれば、一般機械工作は一九三二―三三年度に二十億五千八百萬留の產額を擧げる筈であつた、だが事實上それは一九二九―三〇年度に十四億五千八百萬留即ち五年計畫の一九三二―三三年度の豫定の七〇％の產額を出したのである

農業用機械工作は一九三二―三三年度に六億一千萬留の產額を出す筈であつた、然るに事實上には一九二九―三〇年度に四億留すなはち五年計畫の一九三二―三三年の六〇％を產額したのである從つて農業用機械工作では五年計畫をおそくも三ケ年で完了するであらう

五年計畫によれば、電氣工業は一九三二―三三年度に八億九千六百萬留の產額を出す筈であつた、然るに事實上は既に一九二九―三〇年度にその產額は五億三百萬留即ち五年計畫の一九三二―三三年度の豫定額の五六％を產出した、從つて電氣工業では五年計畫を三ケ年で完了するであらう

斯の如く社會主義的工業の發展は未曾有のテンポである

即ち先進資本主義諸國を技術的、經濟的方面で凌駕しつゝ速められたテンポで前進するであらう

三、發展テンポと發展水準

だがこのことは、既に生產の規模に於て先進資本主義諸國を凌駕したとか、ソ聯邦工業が既に先進資本主義諸國の工業發展水準に達したとか云ふことを意味するのでは勿論ない、さうなるのは、まだ仲々のことである工業發展のテンポと工業の發展水準とは決して混同すべきではない、ソ聯邦では多くの人々がこれを混同して、我々が工業發展に於て未曾有のテンポを達成したからには、我々は既にその一事を以てしても、先進資本主義諸國の工業發展水準に達したのだと想像して居るのであるが、これは根本的に語つておる

例へば、非常に高いテンポを得ておるところの發電事業を採つて見るに、此事業に於いて一九二四年から一九二九年にかけて、殆ど六〇〇の增大を達成した、然るにこの期間內に合衆國は僅々一八一％、カナダは二一八％、ドイツは二四一％、イタリー二二二％であつた、この點ではまさに未曾有の他のあらゆる國々のデンポを凌駕する、テンポを得てゐたのである

だが例へば、一九二九年度に於ける之等の國々の發電事業の發展の水準を取つて、ソヴェート同盟に於ける水準に比すれば、ソヴェート同盟としては中々晏如たり得ぬ形勢が現はれるのである、即ちソヴェート同盟に於ける發電事業はその未曾有の發展のテンポにもかかはらず、その發電量は一九二九年には僅かに六十四億六千五百萬キロワツト時に過ぎなかつた。然るに合衆國では一千二百六十億キロワツト時、カナダでは一千七十六億二千八百萬キロワツト時、ドイツは三百三十億キロワツト時、イタリーは一百八億五千萬キロワツト時、となつていた、實に大した相違である

結局ソヴェート聯邦事業發展の水準に於てはこれ等すべての國におくれをとつてゐる譯である

更に、銑鐵生產に例を取つて見よう、一九二六―二七年度に於ける銑鐵生產業（二百九十萬トン。を一〇〇とすれば、茲三ケ年間に即ち一九二七―二八年度から一九二九―三〇年度にかけて、銑鐵生產は殆んど倍加して、一九〇％（五百五十萬トン）に達した、發展のテンポは相當に高いのである

だがこの問題をソ聯邦に於ける銑鐵生產の發展水準の立場から見て、ソヴェート同盟に於ける銑鐵の生產量を、先進資本主義諸國に於ける銑鐵の生產量に比較するならば、相當に安らかならぬ光景が出來るのである。先づ戰前の水準に達してこれを凌駕するのは、やつとこの一九二九―三〇年度のことである、ソ聯邦と西歐との銑鐵工業の發展水準についでは、次の樣な光景に面して居る、一九二九年度に於ける合衆國の銑鐵生產は四千二百三十萬トン、ドイツは一千三百四十萬トン、イギリスは七百七十萬トンと云ふ數字で現はされる然るにソヴェート同盟では、銑鐵の總生產高は一九二九―三〇年度の終りに於て五百五十萬トンに達するに過ぎないのである、

この差は實に小さからざるものである、

結局ソ國は銑鐵生產の發展水準から見ればこれ等すべての國々におくれてゐることとなるのである

四、實績が生み出す結論

そしてこれ等すべての事實はソヴェート政府の次の如き。政策の基礎的條件を形成するものである。

一、工業發展のテンポと、その發展の水準とを混同してはならぬこと

二、ソヴェート工業の發展水準の意味では先進資本主義諸國におくれをとつてゐること

三、發展のテンポをより以上に速めることのみが、技術的、經濟的方面で先進資本主義諸國に追ひつき、これを凌駕する可能性を與へるものである

四、工業發展のテンポを低下する必要があると饒舌る連中は、社會主義の敵であり階級的の手先である

電化計畫

一、電化計畫の基礎案

ソヴェート同盟に於て目下實施されてゐる國內電化計畫はレーニンの發案に基き一九二〇年國家電氣計畫委員會によつて審議され、同二一年十二月に完全に制定されたものであつて、重要地點三十箇所に地方發電所を設けこの電力總計百五十萬キロワツトとすることが該計畫の根本的プログラム――所謂「B」プログラムの要點である尙ほこの「B」プログラムは十年乃至十五年間に遂行さるべきことになつてをりかくしてその計畫年度の終りにはソヴェート同盟は總計三十九の地方發電所と百七十五萬五千キロワツトの電力を有する事となる。

然るにソヴェート同盟政府國民經濟最高會議の五ケ年計畫によれば、一九三三年九月末には總計二百九十五萬五千キロワツトを有する四十八の地方發電所が建設されることが豫定されて居り、國家電氣計畫委員會の前記「B」プログラムは、豫定された最少限の期間に於て、豫定電力を遙かに超

過して遂行されるであらうことが、今日ではすでに十分の見透しを以て期待されるに至つた。何故なら前記「B」プログラムは、國内戰終熄後間もなく燃料の極度に缺乏してゐた時代に編成されたものであつて、最高カロリーをもつた燃料を最短距離に於て得ることにより、國内の電化事業を保證することがその基礎的課題の一つとなつてゐたからである。しかも當時に於ては燃料を經濟的に用ゐる技術もなくまた水力電氣方面に於ても何等の經驗をさへ持つてゐなかつたのである。

シャツールスカヤの假發電所に於て泥炭を燃料とし使用する問題が解決して以來、著しき效果を收め得た。卽ちこの結果として四萬八千キロワット（現在に於ては既に十三萬六千キロワット）の電力を有するレーニン發電所が新設され、これに續いて數多の泥炭燃料の發電所がすでに設立されまた設立されんとしてゐる。

褐炭を燃料とする方面に於ても先づ第一にカシリスキ發電所に於ける實驗が好結果を收め發電力を十二萬二千キロワット迄增進せしむるに至り更にボブリスキー地方には三十萬キロワットの電力を有する發電所の設立準備がなされつゝある。

今日に於ては既に紛炭を發電燃料とする問題もソヴエート同盟において解決されてゐる。無煙炭粉末はドンバス（ドン河流域の大炭坑）に多量産出し、曾てシュテロフスキー地方に於て二萬キロワットの電力を有した發電所は、今日、十五萬七千キロワットにまで擴張し得るに至つた。

水電事業の最初の試みとしては、レーニングラード郊外のウオルホウスキー水力電氣（五萬八千キロワット）並に、チフリス附近のクーレ地方に在るゼモーアフチヤリスキー水力發電所（一萬五千キロワット）を擧げることが出來る。

革命前までは舊露領には一千キロワット以上を有する水力發電所は一つも無かつた。

其後諸事業に對する學理の研讀と實驗とを積んだ結果、全歐洲を通じて最大の發電所と云はれるドネブル水力發電所（ウオルホウスキー發電所に十倍する五十五萬キロワットの電力を有する）の設立に着手し、遂に近年大なる成功を以て完成するに至つた。

二、今後の電力量增加豫想

兎まれ今後の國内電化を百パーセントに完成せしむる爲めには前途に幾多の大困難のあることは勿論であるがそれを主として決定するものは燃料經濟そのものである、燃料の大なる消費國としてのロシヤは戰前その不足分を英國石炭の輸入によつて補つてゐたが、其後發電所の設備、機械の改良、技術の進歩によつて、それの全體に亙る平均消費率に減少を與へ得たことは大なる成功である。

「B」プログラムは發電所の電力利用を著しく改善することと電力配給に統一されたる計畫的原則を實施することを豫定したが、それはすでに實際の計數の上に顯著なる改善の實を示すに至つた「B」プログラムは又、國内生產事業を戰前に於けるよりもより高度の電化基礎の上に立脚せしめ、且つその生產事業をより速かに戰前の水準にまで復興せしむることの必要を豫定した、そしてそれが爲めに、發電所の數を增加することにより生產事業方面に於ける電力需要を高めることが必要とされた而してこの問題も亦すでに二年以前に解決され一九二七——二八年度に於て、國内生產力は戰前の水準に達し、この結果生產事業の電力需要は一九一三年に於ける百四十四萬七千キロワットに對して三百三十萬八千キロワット卽ち約二倍に達したのである。併しながら一九二七——二八年度に於ては、電力を需要する生產事業は、その全體からみて尙五〇パーセントにしか當らず工業の發達した歐洲諸國のそれに比しても劣るものがある。これについてソヴエイト同盟國民經濟最高會議の期五ケ年計畫は、生產事業の電力需要を一九三三年に八二パーセントまで增進する事を豫定してゐる。

國内發電力の增加趨勢は一九一三年——百九十四萬五千キロワット一九二七——二八年度——五百二萬キロワットであり、一九三二——三三年度に於ては一千九百九萬一千キロワットとなるのである。

三、地方發電所新設計畫

さて次に、ソヴエート同盟各地方に於て、五ケ年計畫に基き如何なる地方發電所が既に設立されたか、また設立の準備をなしつゝあるかを觀やう。

レーニングラード地方　この地方に於ける發電の原動力をなすものは泥炭、水流等であり、電化計畫はこの二つの源泉（泥炭火力。水力）の上に基礎つけられてゐる。但し戰前には發電所は輸入石

炭によつてゐた。レーニングラードに於ける革命前の四ケ所の發電所はいづれも老朽のものであつたが、新設備が施され合計して約十五萬キロの電力を有す。

レーニングラードに於ける第四發電所「クラースヌイ・オクチヤブリ」（赤い十月）は火力により、二萬キロを有してゐるが一九二九——三〇年までに十萬八千キロを有する發電所にまで擴張される筈である。

第五發電所たるウオルホウスカヤ水力電氣は一九二〇年に起工し一九二六年から活動を始めたものであり、現在五萬八千キロを有し、ソヴエート同盟内に於ける最初の大水力發電所と云はれてゐる。

第六の「ニージネ・スイルスカヤ」發電所は八萬キロを有する水力電氣で目下建設中である。

以上示した發電所の一九三二年十二月に於ける發電總量は三十一萬六千キロとなるであらう。

尙五ケ年計畫の初年に完成するもので一九二七——二八年度内に起工された者はスイリ河水力發電所（八萬キロ）である、

その他、レーニングラードの南方に位しマラヤウキーシエラ停車場を距る百五十キロメートルの地點に十三萬二千キロを有する泥炭火力發電所の設立が計畫されてゐる。

モスクワ地方　には既に發電所の强力なる合同體モグエスが存立してをり該合同體所屬中の第一第二のものは革命前の設立になるものであり、一九三二——三三年度には第一のものは十萬七千五百キロの電力を、第二のものは九萬一千五百キロを有するに至るとされてゐる。第三のものはシャトルスカヤのレーニン發電所で一九二二——二五年に建設され泥炭火力發電所としてはソヴエート同盟内ばかりでなく世界に於ても最大な發電所で九萬二千キロの電力を有するが一九二九年夏には十三萬六千キロに達せんとしてゐる。

第五はカシルスカヤ發電所で、一九二二年に設立され目下擴張中であるが一九三三年までには十二萬二千キロの電力を有するに至る。第六は、ボルヒコフスカヤ發電所（計畫中に屬す）であるが泥炭を燃料として七萬五千キロの送電を豫定されてゐる。その他なほ幾多の火力發電所が設立されるであらうが、それ等の合計電力量は十五萬キロの豫定である。

以上の外一九二九年十二月二十一日スターリンの生誕五十年記念に際し、ソヴエート共產黨モスクワ州委員會はツーラ地方に五十萬キロのスターリン大發電所建設計畫を決議した。

白ロシヤ共和國　三萬三千キロの電力を有するオシノフスカヤ發電所（泥炭燃料）が設立されたが計畫年度の終りには更に第二の泥炭火力發電所が設立されるであらう。

ロシヤ共和國西部地方　四萬四千キロのブリヤンスカヤ發電所（泥炭火力）が設立され主として工場方面に電力を供給することになる。

ヴヤトスコ・ウエトルルウジユスキイ地方　本計畫年度内に二萬二千キロの泥炭火力發電所（ヴヤトカ附近）が設立される。

ウラル地方　同地方發電所は同地方で產出される石炭と一部分の泥炭を燃料として六萬六千キロを有するに至るとされてゐる。第三のものはシャトルスカヤのレーニン發電所で一九二二——二五年に建設され泥炭火力發電所としてはソヴエート同盟内ばかりでなく世界に於ても最大な發電所で九萬二千キロの電力を有するが一九二九年夏には十三萬六千キロに達せんとしてゐる。

第五はカシルスカヤ發電所で、一九二二年に設立され目下擴張中であるが一九三三年までには十二萬二千キロの電力を有するに至る。第六は、ボルヒコフスカヤ發電所（計畫中に屬す）であるが泥炭を燃料として七萬五千キロの送電を豫定されてゐる。その他なほ幾多の火力發電所が設立されるであらうが、それ等の合計電力量は十五萬キロの豫定である。

以上の外一九二九年十二月二十一日スターリンの生誕五十年記念に際し、ソヴエート共產黨モスクワ州委員會はツーラ地方に五十萬キロのスターリン大發電所建設計畫を決議した。

白ロシヤ共和國　三萬三千キロの電力を有するオシノフスカヤ發電所（泥炭燃料）が設立されたが計畫年度の終りには更に第二の泥炭火力發電所が設立されるであらう。

ロシヤ共和國西部地方　四萬四千キロのブリヤンスカヤ發電所（泥炭火力）が設立され主として工場方面に電力を供給することになる。

ヴヤトスコ・ウエトルルウジユスキイ地方　本計畫年度内に二萬二千キロの泥炭火力發電所（ヴヤトカ附近）が設立される。

ウラル地方　同地方發電所は同地方で產出される石炭と一部分の泥炭を燃料として六萬六千キロを有するに至るとされてゐる。第三のものはシャトルスカヤのレーニン發電所で一九二二——二五年に建設され泥炭火力發電所（石炭火力）七萬一千キロを有するチリビンスカヤ發電所（石炭及び泥炭火力）等が設立さるゝに至る。

ニージネ・ウオルジユスキイ　二つの地方的發電所、ルイコフ發電所（三萬三千キロ）及びスターリン發電所（四萬四千キロ）が設立されるに至る。

サマルスキイ地方　二萬二千キロの發電所が築立されんとしてゐる、ドンバス炭坑に於ては十五萬七千キロのシュテロフスカヤ發電所、六萬六千キロのシャフテンスカヤ發電所が設立されんとしてゐる。

近く、無煙炭粉末を燃料とする八萬八千キロのヅウエスカヤ發電所が設立され、計畫年度の終りには更になほ無煙炭粉末を燃料とするネスウエタエフスカヤ發電所が設けられんとしてゐる。ドンバスに於て設立される發電所は五ケ年計畫年度内にドネープル水力電氣と合して、八十萬キロの電力を有するに至るであらう。ドネープル發電所はそれと同時に設立さるべき電氣金屬工場、及び電氣化學工場に給電し、ソヴエート同盟に於ける最初の混成事業を形成する。

ウクライナ共和國　シテロウスカヤ、ヅウエスカヤ、並にドネプルスカヤ等の地方發電所以外にウクライナ共和國領土内に更に二つの發電所が設立される。卽ちハリコフから三十五キロメートルの地點に四萬四千キロのチウグエフスカヤ發電所と他はキエフに於ける四萬四千キロの發電所是れである。

計畫年度末にブーグ河に水力發電事業を起工することになつてゐる。

北部コーカサス地方に於ては、シャフテンスキイ區發電所の他に、セメント工場の中心地にノーオロシイスカヤ發電所、並にクラスノダールスカヤ發電所が設立さるゝことゝなり、各二萬二千キロを有するが計畫年度末にこの兩者は合併され一九三二年十二月にはその合計電力は五十五萬四千キロとなるに至る。グロズニに大油田地域に一九二九年中新發電所で事業を開始することになつてゐる。同發電所は石油工場に於ける廢物を利用してこれが燃料としてゐる近き將來に於ては、更に二つの發電所が北部コーカサスに設立さるであらう。卽ちバクサン河流域に二萬五千キロの發電所を設けて靜養旅客輸送電氣鐵道の動力に當てることになつてゐる。アヂヤルスキイの堀割に一萬五千キロの水力電氣が設立されるであらう。

ダゲスタン自治聯邦共和國スラーク河川を利用して三ケ所で約三十億キロワットの電力を有する發電所を設立すべく測量中である。

アゼルバイジャン共和國に於ける二つのバクウ發電所は擴張され、總量十四萬キロの電力を有するに至るであらうまたカラサフカル河流に二萬二千キロを有する水力電氣の設立が計畫中である。

ジョルジヤ共和國チフリスにゼモ・アフチヤリスカヤ水力發電所（一九二二年二七年の期間にクール河流に設けられた）同發電所の有する電力は一萬五千キロであるが、一九三二・三三年度に於て現在リネオ河流に設けられてゐるリオン水力發電所（二萬キロと合併し、四萬キロとなる豫定である。

アルメニヤ共和國に於ては一萬九千キロを有するソラケトスカヤ水力發電所が設立され、銅鑛山及び化學工場に電力を供する事になつてゐる。この外に更に二つの水力電氣（各四千キロ宛）が設立さる。

以上五ケ年計畫（一九二八・二九年より一九三二・三三年度に至る）に示されたる地方的發電所の聯邦アジヤ領内に於ける地方的大發電所に就て考慮するの必要がある、タシケント附近に、先づ最初に於ては四千キロを有するチエルチエンスカヤ發電所が設立され、更にタシケント市に一萬三千キロの水力電氣が設立されることになる。アルクイの鑛業中心地たるアベ地方に四萬キ劇の發電所が設立される。

シベリヤ方面に於ては クズネツ市附近（世界に於て最大なるもの一つとされてゐるクズネツ炭坑附近）にテリベスキイ金屬工場の設立と相俟つて四萬四千キロワットのクズネツスカヤ發電所及びクズネツキイ炭坑北部に二萬二千キロを有するケメロフスカヤ第二發電所が設立される事になる。

四、電化投資額

以上說明せる五ケ年計畫の遂行に當つては次の如き經費が豫想されてゐる。卽ち

地方發電所設立	十八億三千九百萬留
工場動力設備	七億五千一百萬留
其他の發電所設備	五億七千四百萬留
調査其他	三千四百萬留
計	三十二億留

宏大なる規模に亘る發電所の建設にも拘はらず又電力の非常なる增加にも拘はらず、それはソヴエート同盟國民經濟の最も必要とする部分、卽ち先づ第一に工業、生產事業方面に供給されるに過ぎず、鐵道運輸、農業等の需要に至つては限られた範圍にしか滿されてゐないのである。これはとりも直さず聯邦內の電化事業は將來に向つて益々擴張されるものであることを語るものである。

漁業

漁業新管理規則

漁業管理組織改革ニ關スル「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

（一九二九年七月十日公布）

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會議ハ左ノ通決定ス。

第一條　漁業ノ調整及總テノ國營漁業企業ノ管理ヲ「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部及聯邦共和國商業人民委員部竝其ノ地方機關ニ夫々移管シ以テ漁業ノ管理組織ヲ改革スヘシ

第二條　露西亞共和國國營漁業「シンヂケート」ヲ其ノ一切ノ貸借ト共ニ一九二九年七月二十日ヨリ遲クルルコトナク「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ニ移管シ以テ右國營漁業「シンヂケート」ヲ全聯邦「シンヂケート」ニ組織替スベシ

第三條　全聯邦漁業「シンヂケート」ニ對シ左記ノ基本的任務ヲ擔當セシム

イ、總テノ漁業ノ計畫的指導竝ニ一般的調整

ロ、一般聯邦的意義ヲ有スル漁業企業ノ管理

ハ、總テノ國營企業ノ魚類製品ノ大口販賣、竝ニ漁夫「コオペラチヤ」共和國本部トノ協定ニ基ク右「コオペラチヤ」ノ製品大口販賣

ニ、國營漁業ニ對シ竝ニ漁夫「コオペラチヤ」共和國本部トノ協定ニ基キテ右「コオペラチヤ」ニ對シテ行ハルヘキ必要ナル準備品、製造材料及器具ノ供給

ホ、漁業企業及漁夫「コオペラチヤ」ニ對シ技術援助ノ供與

第四條　「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ニ對シ左記委任ヲ爲ス

イ、全聯邦漁業「シンヂケート」ノ業務事項ヲ確定シ其ノ定款ヲ勞働國防會議ノ確認ヲ受クル爲ニ提出スルコト

ロ、聯邦共和國商業人民委員部ト協議ノ上全聯邦漁業「シンヂケート」ト共和國的及地方的意義ヲ有スル漁業企業トノ相互關係ニ關スル訓令ヲ發布スルコト

第五條　「ウオルゴ、カスピイスキイ」地方、極東地方及北方地方ノ各漁業「トラスト」ヲ全聯邦的意義ヲ有スル「トラスト」ト認ム

第六條　「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ニ對シ本決定ニ因リテ生スル「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ改正案ヲ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ノ確認ヲ受クル爲ニ一ケ月內ニ提出スヘキコトヲ提議ス

第七條　聯邦共和國ノ各政府ニ對シ右共和國ノ法規ニ本決定ニ因リテ生スル改正ヲ一ケ月內ニ挿入スヘキコトヲ提議ス

一九二九年七月十日莫斯科「クレムリン」ニ於テ

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會長　エム、カリーニン

「ソヴイエト」聯邦人民委員會議長代理　ヤ、ルズタク

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會議書記官　ア、エヌキツゼ

漁業管理事務移管

漁業經濟管理事務ヲ「ソウイエト」聯邦內外商業人民委員部ヘ移管方ニ關スル「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

（一九三〇年八月三日公布）

總テノ漁業及漁夫「コーペラチヤ」ニ關スル指導ヲ「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員會及人民委員會議ハ漁業管理組織改革ニ關スル一九二九年七月十日附決定（一九二九年蘇聯邦法令集第四二三條）及內國商業監理改革ニ關スル一九三〇年蘇聯邦法令集第四八號第一八一條）ノ擴張トシテ左ノ通決定ス

第一條　「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ヲ「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員會及人民委員會議ハ漁業管理組織改革ニ關スル一九二九年七月十日附決定（一九二九年蘇聯邦法令集第四二三條）及內國商業監理改革ニ關スル一九三〇年蘇聯邦法令集第四八號第一八一條）ノ擴張トシテ左ノ通決定ス

第二條　全聯邦合同「ソユーズ、ルイバ」（漁者註一項參照）ヲシテ一九三〇年二月十三日附決定ニ豫見セラレタル任務ノ外左記事務ヲ擔當セシム

イ、漁撈ニ關スル方策ノ實施

ロ、魚類蕃殖、漁撈、海獸獵業ノ部門ニ亘ル學術的研究事業

ハ、漁業部門ノ職業的乃至技術的教育ニ關スル總テノ學校ノ指導及管理

ニ、漁夫「コオペラチヤ」ノ經濟的行動ノ指導及其ノ業務ノ監視

第三條　第二條ニ準據シ左記機關ヲ全聯邦合同「ソユーズ、ルイバ」ニ移管ス

イ、「ソヴイエト」聯邦農務人民委員部及聯邦共和國農務人民委員部ノ漁業經濟及魚類蕃殖ヲ管掌スル總テノ營造物及企業

ロ、附屬別表ニ揭クル漁業學術研究機關及漁業學校移管ハ「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ト「ソヴイエト」聯邦農務人民委員部及聯邦當該共和國トノ協議ニ依リテ定メラルル期間內ニ了セラルヘキモノトス但シ八月十五日ヨリ遲レサルヲ要ス

移管セラルヘキ營造物及學校ノ豫算ニ依リ設ケラレタル總テノ金及總テノ財產竝ニ右營造物及學校ニ依リテ占メラルル屋舍ハ全部「ソヴイエト」聯邦內外商業人民委員部ニ移管セラルルヲ要ス

第四條　「ソヴイエト」聯邦漁業經濟ニ關スル一九二六年七月二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定（一九二六年蘇聯邦法令集第四六號第三二七條竝ニ一九二九年同法令集第五七號第五三六條）ヲ廢止ス

第五條　聯邦各共和國政府ニ對シ共和國ノ法規中ニ本決定ニ依リテ生スル變更ヲ加フヘキコトヲ提議ス

第六條　「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ニ對シ二ケ月ノ期間内ニ漁業經濟ニ關スル新規則ヲ發布スルコトヲ提議シ右發布ト共ニ一九二五年七月三日附勞働國防會議ノ確認セル漁業經濟ニ關スル規則（一九二五年蘇聯邦法令集第五八號第四四〇條）ヲ廢止ス

一九三〇年八月三日莫斯科「クレムリン」ニ於テ

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會議長　エム、カリーニン

「ソヴイエト」聯邦人民委員會議議長　ア、イ、ルイコフ

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會書記官　ア、エヌキツゼ

漁業經濟管理事務ヲ「ソヴイエト」聯邦内外商工業人民委員部ヘ移管方ニ關スル決定附屬

「ソユーズ、ルイバ」合同機關ノ爲「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ヘ移管スヘキ漁業學術研究機關及學校指定表

（甲）漁業學術研究機關

一、「ウエ、イ、レニン」農科大學漁業經濟及漁業調査研究所（「レニングラード」支部、國立實驗農業研究所舊漁業部、莫斯科支部）、「ソヴイエト」聯邦農務人民委員部所管

二、「アストラハン」漁業研究所、「アストラハン」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

三、「アゾフスコ、チエルノモールスカヤ」漁業實驗所、「ロストフ・ナ・ドヌー」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

四、西伯利漁業實驗所、「クラスノヤルスク」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

五、太平洋漁業研究所、浦汐斯德市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

六、「アルハンゲリスク」魚類實驗所、「アルハンゲリスク」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

七、「トボリスク」漁業實驗所、「トボリスク」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

八、中央「チエルノゼムノエ」土地廳附屬州立漁業實驗所、「ウオロネジ」市所在、露西亞共和國農務人民委員部所管

九、國立魚類實驗所、「ヘルソン」市所在、「ウクライナ」共和國農務人民委員部所管

十、「アゼルバイジヤン」魚類試驗所、「バクー」市所在、「アゼルバイジヤン」共和國農務人民委員部所管

十一、「トウルクメン」漁業學術研究所、「クラスノウオストスク」市所在、「トウルクメン」共和國農務人民委員部所管

十二、「アゼルバイジヤン」魚類實驗所、「アルメニヤ」共和國農務人民委員部所管

十三、「タグスタン」魚類試驗所、「マハチ、カラ」市所在、「ダゲスタン」自治共和國農務人民委員部所管

十四、十五、十六、十七、四項目略

林業

ヤクーツク、ブリヤート蒙古を除きソ聯邦の國有林は五億九千八百十萬ヘクターである、此の中ロシヤ共和國五億七千九百萬ヘクター、ウクライナ共和國二百六十萬ヘクター、白ロシヤ共和國三百二十萬ヘクター、後高架索共和國三百九十萬ヘクター、中央亞細亞千四十萬ヘクターである。ソ聯邦森林の平均利用率は二六・三%である、因みに利用範圍は共和國によつて各自著しく異る。例へばロシヤ共和國の國有林利用は僅かに三・五%であり、ウクライナは全部に亘つてゐるが如きである。

五年計畫案はソ聯邦の森林經濟に四億七千萬留の支出をなすことゝなつてゐる。又、木材輸送改善、新線一萬一千七百五十基米突、修理四萬三千基米突、流材通路の擴張等である。一九二七・二八年度森林の生長は二億六千四百立方米突、輸出と森林生長速度との割合は一・六%である。將來年成長率を一〇%にして木材輸出を擴張せしめる計畫がある。

極東地方の林業

極東地方の森林總面積は八千九百八十萬ヘクター、その中伐材其他に便利なる森林面積は七千九百五十萬ヘクターである、而してその林業政策として左の諸點が中心を爲すものである。

一、森林の不斷利用に支障なからしめること

二、住民及び産業用材の需要を充分間に合はせること

三、枯木林の可及的利用を講ずること

四、森林經濟より各種の收入を計ること

植林事業

右の目的を達成するため地方農務局は植林及び森林調査事業擴張に着手した。革命前（一九〇〇年より一九一六年）期に於て植林し、調査したる面積は總森林面積の二二%であつたが、一九二七二八年度には二九%（二七、二三九、四五七ヘクター）に增加した。國家豫算承認額の外、木材買限業者の資金をも誘引したが、併し以上の植林及び調査の速度では今後全部の森林資源調査及び植林を終るに十五年乃至二十年を要する。

森林開發

伐材秩序を立てるため地方農務局は正確なる計畫案作り、一九二七、二八年度には左の方針を採用することになつた

木材買附機關たるダリレス及び交通人民委員會（ウスリ鐵道）に對し總面積一二、八〇三、一三五ヘクターの編入を計畫する。

木材買附機關の地方別作成、これによつて國有林に編入すべき極東の全森林はその需要の目的如何によつて左の四大別に區分する。

イ、輸出を專一とする林區（二二、二〇六、六〇〇ヘクター、既ち二五%）

ロ、國内市場の一般需要に應ずる林區（四六、七五八、五〇〇ヘクター、即ち五〇%）

ハ、輸送用林區一、三三四、〇〇〇ヘクター（一・五%）

ニ、利權の目的とすべき森林一八、〇九五、〇〇〇ヘクター（二〇・五%）

輸出用林區は主として外國市場の爲め「ダリレス」に提供する。

斯の如く林區を其の目的により整理することは森林開發上重要なる事柄である。木材買附機關はその專用の林區に於て伐材及び輸送法の完全を期し得べく、且つ木材買附機關の事業を障害する勞働者爭奪戰を避けることが出來る。

伐材場所の集中化をはかるために生長せる伐木林分割法を講じる、これによつて木材買附機關が大森林に分散するを防ぎ、伐材の合理化を導き、勞働者の生活を完全に保護することが出來る。

「ダリレス」は輸出材の豐富な、併し從來斧鉞を入れなかつた林區の長期租借契約を結んだ、伐材を許される範圍は幹部八ウエルショク乃至上部切口五ウエルショクを殘したる樹木の全部である。これは總ての買附立木を合理的に利用せしめる方法である。

搬出及び流材の距離如何により總ての林區を各等級に別ち、租借料を斟酌する。森林區表を作り然る後立木の搬出を許可する、これは收入を增加せしめ、且つ買附機關に總ての買附立木を利用せしめるに便するものである。

伐材整理保證金は一割から二割に引上げる、これは伐材の取片附に就て不注意なる木材買附業者の注意を促すと共に森林局が彼等の費用を以て實際に伐材の取片附を爲するを得さしめるものである。

造林事業

一九二六年以來、木材買附業者より伐材後片附費として、所謂伐材整理保證金を徵收して伐材後の取片附を實施してゐるが、一九二六年一月組織した（レスザグ）を經て初めて伐材後の取片附協同作業がチタ管區に於て行はれた、これは良好なる結果を與へ、該事業は一九二七、二八年度に於て總ての管轄區に實施され、その作業面積は四萬一千五百ヘクターに達した。

一九二六年チタ及びブラゴエシチエンスク市に於て苗床の復活を行つてみた、これは附近に苗木の供給復活を開始するためであつた。

ハバロフスクの立木苗床は住民に植林の材料として役立つたのみでなく、各種の研究事業を促す動機となつた（地方樹屬にして實用的目的に使用するもの、研究、耐寒試驗、種子比較研究等）。一九二七年にはウスリイ鐵道と契約して、除雪線を造るためエゾ松四年苗木六十萬本を植林した。ハ市附近の村落に於ける實用樹種の需要多大なるに鑑み、一九二八年春より實用造林部を設けることゝなつた。一九二六年より二八年間に種木及び苗木を配布したる數は二千五百本に達した。

一九二八年春より地方第一回ソウエート會議の議決を實施するため人工森林回復事業地たるゼイスコ・ブレイン平原の調査を行ふことゝなつたが住民の大多數は該事業の實施を歡迎し、植林を要する土地或は勞力を提供する筈である來年度からは國家豫算を以て大規模に行ふ計畫がある。

運輸

一、鐵道運輸

全般に亘り、鐵道輸送による積載貨物の數量及びその主要品目は次の如くである。

貨物名	單位百萬トン 一九一三年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年
合計	一三二	八四	一一七	一三四	一五一
內譯					
(一)穀物	一八	一〇	一四	一六	一七
(二)石炭	二六	一四	一三	二八	三三
(三)原油	六	五	六	六	七
(四)薪材	九	九	一二	一四	一五
(五)木材	一二	九	一三	一五	一八
(六)鑛石	九	二	五	六	七
(七)銑鐵	四	二	四	五	六
(八)其他	四八	四三	四一	四四	四八

以上の表に見られる如く、一九二六—二七年度には鐵道輸送貨物は旱くも一九一三年度に於ける水準を超過した。穀物、鑛石の輸送は一九二七—二八年度に於て、なほ戰前の域に達せないが、石炭、原油、木材、薪材は、それを超過してゐるのである。

旅客輸送總走行里程

年度	總行里程（單位十億キロメートル）
一九一三年	二五、二
一九二三—二四年	一五、四
一九二四—二五年	一九、〇
一九二五—二六年	二三、四
一九二六—二七年	二一、五
一九二七—二八年	二二、七

かくの如く、旅客輸送はなほ一九一三年度の水準に達してゐないのであり、これは次の事實によつて說明され得るのである、即ち一旅客の平均走行里程が縮少され、かつ一九二六—二七年度に於ける總走行里程が一九二五—二六年度に比して低落せるは乘車賃の値上げによるものである。

併しながら、貨物及び旅客の總輸送（但し旅客キロメートルを平均トンキロメートルと計算して）即ち、所謂「總走行キロ」は次の如く增加した。

年度	總走行キロ（單位十億キロメートル）
一九一三年	九〇、九
一九二三—二四年	四九、一
一九二四—二五年	六六、四
一九二五—二六年	九二、三
一九二六—二七年	一〇四、五
一九二七—二八年	一一四、六

鐵道事業に於ける能率は著しく增加した。貨物輸送の總計は、一九二四—二五年度に於ける六百六十億トン、キロメートルより一九二七—二八年度の一千百四十六億トン、キロメートル即ち七三%の增加であり、鐵道從業員數も一九二四—二五年に於ける六十五萬七千人より一九二七—二八年度の七十七萬四千人即ち一〇%の增加を示してゐる。從つて、これが能率は一九二四—二五年度に於ける一人平均十萬三千トン、キロより一九二七—二八年度の十五萬トン、キロ乃至は四六%にまで增加した。

これと同時に鐵道從業員の賃銀も、一九二四—二五年度に於ける平均月收四四・五留より一九二七—二八年度の七二・二留即ち金屬勞働者の平均賃銀にまで增加したのである。

貨物輸送の增加並に鐵道事業の改善の結果鐵道による純收益も一九二三—二四年度に於ける三千九百萬留より、一九二六—二七年度の二億二千萬留にまで增加した。

鐵道の全延長も一九二六—二七年度に於ては七萬六千百八十九キロメートルであつたが、一九三一—三二年度に於ては八萬三千六百七キロメートル、即ち十%の延長を見る筈である。

鐵道網の擴張は、國民經濟の上に影響するところ甚大であり、一九三一—三二年度に於て建設さるべき新設鐵道は千三百十八キロにしてこれが總經費は十三億六千二百萬留であり、內一億五千四百萬留はトルキスタン——シベリヤ線（この延長一千四百九十四キロメートル）に投資さることになつてゐる。

次に河川運輸並に汽船運輸に就て見るに、河川航行輸送は次の如くである。船舶航行九萬キロ、浮流航行——十七萬六千キロメートル、人工河川路（運河等）四千三百キロであり、河川運輸に關する一部の表を示せば

	一九一三年	一九二四—二五年	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年
1 總輸送貨物數量（單位百萬トン）	四七、六	二四、三	三二、八	三七、七	四五、三
2 トン、キロ（單位十億）	—	一二、六	一四、六	一五、七	一八、四
3 荷物の平均走行里程（單位キロメートル）	—	一四、六	七八、〇	八二、七	八五、〇
4 正規從業員數（單位千）	—	一五、七	四三	四二	四五
5 一河川勞働者の積荷（單位千トン、キロ）	—	一八、四	三七、六	三七、二	四〇、六

海運業に就ては、一九一三年度に於て、ソウエート聯邦の全港を通じての貨物輸送總額は三千六百八十萬トンであつたが、一九二七—二八年度に於ては二千四十萬トン、即ち革命前の五三%であつた。これは、云ふまでもなく對外貿易關係の不振に基くのである。次に、ソウエート聯邦の港、商船隊並に國家計畫部の一九三一—三二年までの見透しを說明する統計を示せば

一、海港運輸

	一九二五—二六年	一九二六—二七年	一九二七—二八年	一九三一—三二年
1 貨物總輸送高（單位百萬トン）	一二、九	一六、六	一八、一	三三、九
2 港收入（單位百萬留）	八、五	九、二	九、三	一七、九
3 事業費（同上）	一二、七	一七、四	一九、七	三一、九
4 投資額（同上）	八、三	一一、三	一四、七	五一、七

二、國營汽船

1 汽船による貨物運送（單位百萬トン）	六、六	七、四	八、一	一三、五
2 それの收入（單位百萬留）	四四、九	四五、四	四九、五	八三、六
3 汽船に要する經費（同上）	四八、三	四一、五	四五、六	七四、六
4 純益	一、六	三、九	三、九	九、〇
5 造船費	一六、二	二九、一	五二、五	六一、三
（イ）ソウエート聯邦	—	四、五	二、〇	一二、〇
（ロ）諸外國	—	二三、一	四八、五	四八、九
6 豫算額（但し國外造船を含まず）				

鐵道運輸實績表

ソヴイエート聯邦の最近三年間に於ける鐵道運輸（貨物・旅客）實績を表示すれば左の如し。

貨物輸送額（單位千噸）	旅客總數（單位千人）
一九二七二八年度	
十月	一四、二五二	二一、八二六
十一月	一二、一三一	二〇、二六〇
十二月	一二、〇〇六	一九、〇〇四
一月	一二、一八八	一八、三一四
二月	一二、二四七	一六、八六一
三月	一三、七八六	一八、八五五
四月	一一、四八六	二一、五八五
五月	一一、四五二	二五、一四四
六月	一二、一七三	二九、六三二
七月	一二、七〇三	三一、八八八
八月	一二、六九四	三〇、五〇二
九月	一三、四七九	二六、九一四
第一期小計	三八、三八九	六一、〇九〇
第二期小計	三八、二二一	五四、〇三〇
第三期小計	三五、一一一	七六、三六一
第四期小計	三八、八七六	八九、三〇四
年總計	一五〇、五九七	二八〇、七八五
一九二八・二九年度		
十月	一五、三九四	二四、四〇一
十一月	一四、七二四	二三、三四四
十二月	一四、〇五〇	二三、七五〇
一月	一三、〇八八	二一、六三〇
二月	一一、六七八	一八、九四一

三月	一四、六一九	二三、四三八
四月	一四、九三七	二五、八一三
五月	一二、八〇八	三一、九八〇
六月	一五、三四〇	三七、五九七
七月	一六、一四八	三八、七〇一
八月	一六、三一七	三九、一八四
九月	一六、七〇八	三四、四一〇
第一期小計	四四、一六八	七一、四九五
第二期小計	三九、三八五	六四、〇〇九
第三期小計	四三、〇八五	九五、三九〇
第四期小計	四九、一七三	一一二、二九五
年總計	一七五、八一一	三四三、一八九
一九二九・三〇年度		
十月	一九、二三三	三一、五四八
十一月	一九、五八五	三一、三一一
十二月	――	三〇、七五四
一月	――	――
二月	――	――
第一期小計	――	九三、六一三

鐵道修繕技術の日本化運動

露國政府の招聘せる加藤鐵道省技師一行十一名は赴任以來好成績を擧げ、頗る賞讃を博して居るが、兩來ソ聯邦交通人民委員部參與會は、日本式を採用せる歐露のペロフスキイ及ムロムスキイ會道修繕工場並にモスクワ・カザン鐵道の作業成績に關する報告を聽收し、愈々日本式の顯著なる功績を確認するに至つた。

該報告に依れば、ムロムスキイ工場では、從來機關車の修繕に際し、之に伴ふ平均運轉休止期間四十三日十四時間半を要せしを約十二日に短縮し機關車一臺の修繕に要する勞働力を八千五百時間から四千六百時間に、同費用を一萬七千八百留から一萬三千五百留に減少した、又ペロフスキイ工場では客車修繕による運轉休止期間を十九日十九時間より七日七時間に、貨車は六日から一日半に短縮した

更にモスクワ・カザン鐵道に於ける各工作所及機關庫も日本式の採用により同樣に良好な成績を齎らし、要するに日本式方法に移つた工作所及機關庫は作業成績の點に於て、ソ聯邦の各鐵道工作所及機關庫を著しく凌駕してゐる、之に就て交通人民委員部參會の意見に依ればモスクワ・カザン鐵道並にムロムスキイ及ペロフスキイ工場に日本式方法の永久的採用と日本人專門家招聘の試みは十二分に成功せるものとなし、其結果同參與會は、偶々露人職工が招聘日本側專門家に服從せざるものある事實に鑑み、モスクワ・カザン鐵道及前記工場の長官に對し、日本人專門家の權利を擴張して、共獻策を十分且つ急速に實施することを保證し、あはせて露人職工をして絕對的服從ならしむる條件の下に活動せしむることを提議すると同時にソ聯邦の全鐵道に日本式作業方法を採用することに決定した斯くて各鐵道及交通人民委員部所管の修繕工場は一千九百三十一年度に於て一齊に日本化すべく九月から其施設に取りかゝることになつた

一九三一年新鐵道建設計畫

ソ聯邦國家計畫局は一九三〇―三一年度に於ける鐵道建設定限額を三億九千八百萬留に計上した從つて交通人民委員部は、統制數字の編成に當り、國民經濟の最も基本的な要求、卽ち工業及び農業上急を要するもの、並びに最も輻輳を極める運輸狀態の緩和をする程度に止めざるを得なかつた。勿論交通人民委員部は全聯邦豫算に對する度外れた要求提出の不可能及び軌道材料の制限を斟酌して國家計畫局の限定額を若干引き上げて四億二千二百萬留を計上することになつた。

右の建設費の支出項目を示せば、實際の建設費は三億八千百六十五萬留、技術及經濟上の研究費は四百五十萬留、建設の合理化のためには二百萬留、機械化のためには千六百萬留、木材買付費は千五百萬留、保線費は三十二萬五千留カザク線の「アルマ・アタ」に於ける家屋建築費は二百五十萬留である今鐵道新建設に對する支出額の動態を示せば左の如くである。

年次	支出金額(單位千留)	一九二八―九年度を一〇〇とした%
一九二四―五年度	一四、二一九	一〇・五
一九二五―六年度	二五、九九七	一九・〇
一九二六―七年度	三五、三九六	二六・〇
一九二七―八年度	六一、八六四	四五・五
一九二八―九年度	一三五、九三八	一〇〇・〇
一九二九―三〇年度	二八一、三九八	二〇七・〇

一九三〇―一年度 四二一、九七五 三一〇、〇

以上の如く鐵道新建設に對する支出は相當に漸增してゐるが、これに依つて十分なものと視做すことは不可である。

〔新線一萬粁〕 統制數字に依れば一九三〇―一年度內に新鐵道を六十五線建設する豫定で、その計畫總延長は一〇、一〇七粁に達し、その經費は十三億二千三百七十八萬七千留を要する。

上記來年度作業の六十五線中、四十二線は既に現在作業中で、來年度に於ても之を續行すべく、これに要する經費は建設費の低下を見込んでも尙ほ二億七千三百三萬留に達する、そのうち純建設費は總額の七一・六%に當つてゐる。其他の二十三線は來年度に於て起工せられ、その經費は一億八百六十二萬留で、純建設費總額の二八・四%に當つてゐる。

〔三十四線は來年度に運轉開始〕 一九三〇―一年度には延長五、五一三粁に及ぶ三十四線が運轉開始のため鐵道當局に引渡され、そのうち三、一五〇粁は營業を開始する筈である。其他の線は一九三一―二年度の上半期中に營業を開始する。來年度內に建設を完了する線には一億七千四百六十萬留を要する。純建設費總額の二八・四%に當る

〔工業助成線〕 來年度內に完成される新線は次の如き國民經濟部門に特別な意義を有する。

一、肥料工業。ヴヤトカの燐鑛とコリスキイ半島の燐灰石とを既存の鐵道網に聯結する線。

二、ウラル、クヅネツキイの諸工業。クヅネツキイ・バツセンとスヴエルドロフスクを聯結する線。

三、片岩工業(グドフスキイ地方)ウエインマルスカヤ聯絡線。

四、レニングラード地方泥炭供給線。ムガ驛とオフト驛を聯結する線路。

五、西北部地方に對する石炭供給並にマリツエフ工業地方の直接交通線。ブリヤンスク―ヴヤジマ線、及びウネーチヤ―ヴオロジバ線。

六、石炭工業線。スフームの奥地のトクワルチエスキイ、カザクスタンのブカチヤチエフスキイ、カラガンヂンスキイ、コクヤンガリスキイ、中央アジヤのシユラーブスキイ、ナルイムスキイ及び北樺太等の諸炭坑地線。

七、森林線。ビニユーグ―サクトイクワール(カマ河上流)、コノシヤ―ヴエリスク(北部ドヴイナ河左岸支流ワーガ河地方)、ウチセーデ―ゲオクチヤーヌイ、サムトレーデ―マトホーデ、トムスク―チウリイム。

八、有色金屬工業 アラギルスカヤ及びカターヌルスカヤ兩支線、ヌーラ―アジヤルタスカヤ線。ルブツオフカ―リツデル線、カラガンダ―ウスペンスキイ鑛區。

九、黑色金屬工業。テルベツスカヤ支線。

十、棉花生產地方。バフタアラリスク及サピラバツド兩支線。カラス―オーシ線(フエルガナ地方)、オーシ―ダリフアード支線、バクー―テルメーズ―スタリナバツド(タジツク共和國の首府)線。

十一、砂糖工業 トクマク―ゲルマーノフ(ドクマク地方)支線、トルクシブ線、ボロヴオエ―アクモリンスク線。マンゾフカ―トウリイ・ロ―グ(沿海地方ハンカ湖畔にある小村落)。

實際的運輸の意義を有する線のうち、來年度に於て營業を開始すべき線はブリヤンスク―ヴヤジマ線、スヴエルドロフスク―シナルスカヤ線、シヤドリンスク―クルガン線、ノヴオシビルスク―レニンスク線(オビ河を橫切る新設橋架設を含む)トルク・シブ線、ウネーチヤ―ヴオロシバ(白露)線、ノヴオベールツイ―ブリルキ線、アフトイルカ―ガヂヤチ線、バクー―ジユーリフア線等である。

鐵道建設費の低下割合は、一九二九―三〇年度に比して一〇%となつてゐる。

來年度に於て建設される新鐵道の特質を檢するためには、建設の總額のみならず、その地方の諸企業との關係を各線に就いて別箇に檢討するを要する。玆に於ては主として一九三〇―一年度に於て新規に起工される線について簡單に述べることにする。

〔新線の意義〕 モスクワ州。トウーラ―スヒーニチ及びトウーマ―リヤザン線の根本的意義は、非常に輻輳してゐるモスクワ線の緩和であつて、目下建設中のトウーラ―ヴエネフ―リヤザン線と共に、將來の新幹線となるであらう。

ロシノオストオフスカヤ―ベリコヴー線は、聯邦最高國民經濟會議からの貸付に依つて既に本年度に於て起工されてゐるが、これはイヴノヴォ、ヴオズネセンスク州とモスクワ州との間の最短輸送路となり、アレクサンドロフの迂廻を省き此地方に於ける織物工業に貢獻することになり、更にモスクワ―マイチシ區間第三線の電化の必要なきに

至るであらう。

イワノヴオズネセンスク州。キネシマ‖マントウーロヴオ線は、將來モスクワ‖ウフチン幹線の南方區線となり、イワノヴオ・ヴオズネセンスク州方面に進出するウラル及びシベリヤ貨物の最短出口となり、北方鐵道のマントローロヴオ‖ブイ區間の輻輳を緩和する。

ニジエゴロドスキイ地方。ニジエゴロド鐵橋(ヴオルガ河)の架設は二ケ年で完成する豫定である。ニジニイ・ノヴゴロド‖カテリニチ線の延長たる同鐵橋の完成に依つて、運轉距離を節約し、輸送能力を增大し、旅客に多大の便宜を與へるであらう。

レニングラード州。マガ‖オフタ線は新運轉系統を作るもので、オフチンスキイ地方の工業に貢獻するであらう。第八待避驛‖ヴエイマルン線はグドフの片岩製造と關聯するもので、曩てこの區間内の何所にか片岩製造の聯合企業が建設される筈である。

西部州。スモレンスク‖ノヴゴロド線は、ドンバソスからレニングラードに石炭を輸送する上に重要なる意義を有してゐる。

中央ヴオルガ地方。オーブシチイ・スイルトの片岩鑛山からタシケント鐵道(プズルク驛かトツカヤ驛)への支線工事が着手されてをり、一九三〇—三一年度上半期に完成される。

北部高架索。北部高架索の出口を容易にし、且つロストフ線の輻輳を緩和するため、ドン河を横切るバタイスク‖キジテリンカ支線を建設する計畫である。

シベリヤ、バルナルウ‖クズネッ線は、現五ケ年計畫中に豫定されてゐる南部シベリヤ幹線の發端地方にして、ウラル・クズネツキイ企業聯合との關聯に於て特別な意義を持つてゐるのみならず本線はリツデル鑛業地方に對するクヅネツキイ炭の供給のために重大な役割を演ずるものである。又豐富なる農作物を有する地方を通貫するこの線の地方經濟に好影響を與ふべきは疑ふ餘地ない。カマングレル‖マンドイバシ線は石炭産出地方とクズネツキイ金屬工場を結ぶ重要線である。

極東。スーチャン‖シコトヴオ線に於ては、カンガウズ‖ウゴリナヤ廣軌線とスーチャン‖カンガウズ狹軌線との改築することに計畫されたが、既に現在に於てこの二線は假運轉を行つてゐる。ザカフカズ共和國。セムトレデ‖マシホヂ線は林業線として重大なる意義を有する殊に枕木供給線として大いに利用されるに至るであらう。

以上に略述した諸線は、地方諸機關の要求する所に比較すれば一少部分に過ぎないのである。

河川輸送五箇年計畫

ヴオルガ、ドネープル、オビ、エニセイ・レナ・アムール等國内に諸大河を擁する、ソ聯邦に於ては、河川輸送に國内交通運輸上重大なる役割を演じつゝあり、一九一三年に於ける國内運輸總額に對する河川輸送の割合は、二割六分七厘に達したが、此比率は一九二八年には、二割九厘に減じた今ソ聯邦河川輸送五箇年計畫を示せば

年度	河川輸送額	總額に對する比率
一九二九年	五〇、一九三、九〇〇噸	二五、九%
一九三〇年	七〇、九六九、八〇〇	四一、四%
一九三一年	一〇〇、〇九四、四〇〇	四一%
一九三二年	一三一、二三六、〇〇〇	三一、一%
一九三三年	一七一、二〇二、三〇〇	三〇、五%

尙河川輸送は現在國家汽船による分總額の約半數を占めて居り、即ち一九二九年二千三百八十八萬二千噸、一九三〇年四千八萬九千噸となつてゐるが、一九三三年には一億二千四百五十九萬三千噸まで增加し、私營輸送機關に對する比率を根本的に變改する豫定である

造船計畫と實績

一九三〇年に於て二億留の對外傭船支拂勘定を豫定して居たソヴイエート政府では、之が根本的解決策として國内造船能力の增進に努めつゝあつたが、改訂發表された造船五箇年計畫に依れば、一九三二・三三年度迄に國内主要造船所にて新造される總噸數は、三十九萬五千六百六十噸にして此中大型汽船は百九十八隻、小型は百四十六隻である。之を北部(レニングラード造船所)について建造實績並に計畫を見れば

	一九二〇現在	一九三二、三三年度
一般汽船	二五五、六五〇噸(六七隻)	三六九、三一〇噸(九一隻)
トロール船	一〇、〇〇〇噸(一六隻)	四一、〇〇〇噸(一七隻)

次に南部(黑海造船所は

一九二〇年現在　一九三二、三三年度

一般汽船　三二、九一〇噸(五三隻)　四〇、〇一〇噸(六三隻)
南北合計　四七、六五〇噸(一四八隻)　八七三、三一〇(四九一隻)

ソ聯邦造船能力並に技術が著しく劣つて居る事實は、註文者との造船契約日數よりも實際の出來上りが甚しきは二箇年半少くも半年以上遲延するに見て明かである。即ち船舶種類別に之を表示すれば左の如し

造船契約期限	實際所要期間	遲延期間
木材積取船		
第一號	十二ケ月	三十三ケ月　十一ケ月
第二號	十四ケ月	三十二ケ月　十八ケ月
第三號	十四ケ月	二十六ケ月　十二ケ月
冷凍船		
第一號	二十四ケ月	四十三ケ月　十九ケ月
第二號	十八ケ月	四十一ケ月　二十三ケ月
クリミヤ、コーカサス型汽船		
第一號	二十九ケ月	五十五ケ月　二十六ケ月
航船	二十一ケ月	二十八ケ月　七ケ月

航空界

一、航空界發達の概況

歐洲大戰中の露國航空事業は左して見るべきものはなかつた、更に革命及其直後の内戰時代はに經費、器材の缺乏のため、纔に舊式飛行機を修繕して利用するといふ不振な狀態であつた。其後平和建設時代に入るや主として獨、佛、伊の製品を輸入して先づ國内の秩序維持に資すると同時に、一方にありては自國權威者の發奮を促し、外國智識の吸收に努めて斯界の發展を圖つたが、爲政家の熱誠なる指導と國民の覺醒とは兩々相俟つて漸く其面目を一新し、終に千九百廿七年以來劃期的躍進を見るに至つた。

今露國航空事業に關する諸統計を窺ふに、その急速なる進歩の道程は吾人をして眞に津々たる興味を感ぜしむる。即ち露國航空機關誌の發表によれば、千九百二〇年を單位とし、飛行機、航空員諸經費等一切の要素を計上して得たる進歩率は

一九二一年	一六%
一九二二年	二七%
一九二三年	三六%
一九二四年	一一六%
一九二五年	三〇四%
一九二六年	四一一%

にして更に民間航空總監の公表によれば民間航空路は一九二二年の千二百吉羅から一九二八年には一萬一千九百七十吉羅に延長され、又た過去に於ける輸送事務の成績は、左の如き發達の經過を示してゐる。

民間航空路			
一九二二年	一、二〇〇粁		
一九二四年	四、四〇〇粁		
一九二六年	六、三九二粁		
一九二八年	一一、九七〇粁		
輸送業務成績			
年度	飛行距離(粁)	輸送旅客數	郵便貨物の輸送量(噸)
一九二四—二五年	八四、二五九	三、三九八	夫、五
一九二五—二六年	一、九二七、九三一	七、〇七九	一七〇、四
一九二六—二七年	二、五六九、九三三	八、六二九	一四七、五

輸送賃金概要

年度	一粁當り旅客輸送賃金(哥)	一粁當り一噸郵便貨物輸送賃金
一九二五年	六五	八留一五哥
一九二六年	五八	七留三〇哥
一九二七年	六一	七留五三哥

二、民間航空會社と定期航空路

從來露國の空航會社はドブロリヨツト(義勇航空會社)ウクライナ航空會社及デルルフト航空會社の三社であつたが、最近ウクライナ航空會社はドブロリヨツトに併合されたために、現在では自然國内航空路を經營するドブロリヨツトと、對外空航路經營のデルルフトとの二社となつた。ドブロリヨツトは一九二三年資本金五百萬留を以て創立され、デルルフトは一九二一年ソヴイエト聯邦政府と獨逸ルフト・ハンザ航空會社との合辨事業として組織されたものであるが、千九百三〇年四月現在の調査に依れば、前者の既に經營し若くは近く經營すべき航空路は二十三線、後者二線、合計二十五線にして其總延長は二萬六千七百十五粁に達した。其大要左の如し

‖ドブロリヨツト航空會社‖

(1)モスクワ——イルクーツク(五、三一五粁、郵便輸送を主として旅客は特別許可あるものに限る)

(2)イルクーツク——ヤクーツク(二、七〇六、粁　旅客及郵便)

(3)イルクーツク——ボタツボ(一、七七八粁、旅

客及郵便）
（4）チャルヂユイ——ヒヴア——タシャウズ（四六九粁、郵便）
（5）タシケント——スターリンナバツト（九六三粁）
（6）タシケント——カブール（一、一四〇粁）
（7）フルンゼ——アルマアタ（二四〇粁）
（8）アルマアタ——セミパラチンスク（一、一〇〇粁、旅客、郵便）
（9）アルマアタ——デヤルケント（三〇〇粁）
（10）ウエルフネウヂンスク——ウルガ（六〇〇粁旅客）
（11）クラスノヤルスク——ウルガ。
（12）ハバロフスク——亞港（九五〇粁、旅客）
（13）ハバロフスク——オハ（一、一〇〇粁、旅客）
（14）アルハンゲルスク——ウースチスイソスク（一、〇〇〇粁、旅客）
（15）モスクワ——アルハンゲルスク。
（16）モスクワ——タシケント（三、〇五〇粁、郵便近く旅客開始）
（17）ヂユシャンベ——ガルム（一七〇粁）
（18）ヂユシャンベ——クラブ（一八〇粁）
（19）スウエルドロフスク——マグニトゴルモク（四二〇粁、旅客、郵便）
（20）ノウオシビリスク——クズネーツク（三〇〇粁）
（21）モスクワ——ハリコフ——バク——テヘラン（二、九二〇粁）
（22）モスクワ——バク——チフリス（三、〇二五粁、郵便
（23）モスクワ——ソチ（一、五五五粁、旅客、郵便）
‖デルルフト航空會社‖
（1）モスクワ——スモレンスク——コヴノ——ケーニヒスベルグ——伯林（二、〇〇〇粁、旅客、貨物、郵便）
（2）レニングラード——ターリン——リガ——チルデツト——ケーニヒスベルグ——伯林（三七〇〇粁、旅客、貨物、郵便）

三、露國航空船の甦生

大戰當時現存した十五隻の航空船は大戰で全滅した。其後航空中央委員有が空中交通委員會と軍務當局に之が建造の急務を說いた結果、千九百二十九年航空船製作委員會の組織を見るに至つたが同會は四十一名の委員より成り、オソアビアヒム中央委員會に隷屬し、ペ・イ・バラノフ氏を會長に戴いて着々計畫を進めてゐる。情報に依れば千九百三十年八月始めて一隻が建造され、「共產青年黨の眞理」と命名された。而してその定期航空豫定線は左の六線である。

（1）カリチーハ——ツールハンスク——クラスノヤルスク——イルクーツク。
（2）カリチーハ——ブールン——ノウオカルイムスク。
（3）ブールン——ツールハンスク。
（4）ブールン——ヤクーツク。
（5）ブールン——ウエルホヤンスク。
（6）ノウオカルイムス——ウエルホヤニスク——ヤクーツク。

四、露國の航空工業

露國の航空工業は未だ完全なる獨立の域に達しない。卽ち器材は自國產以外に主として獨、佛、チエツク等から購入し、發動機の自給自足も恐らく前途遼遠であらう。但し飛行機用材料のジユラルミンは露西亞東南部地方に多く產出され、コルチユゲノ製作部で、彼のコルチユガルミンを製造してゐる事實は、露國の金屬飛行機製造上に無限の力を與へてゐる。主もなる工場は中央航空力學研究所及義勇航空會社附屬工場の二にして其他グリコロウヰツチ、クロビアス、ビザンコ、トルチ其他の工場があるが、漸次大工場に統一せんとする模樣である。

中央航空力學研究所は千九百廿三年モスクワに官立研究所兼製作を設け、ツポレフ氏を所長に任じ、爾來飛行機の改善に努力してゐるが、同工場で製作する主もなるものは左の三種である。

（A、N、T、1）單座戰鬪機——ブラツクバーン、トム、タイト發動機。
（A、N、T、2）三發動機旅客機——ルシフワー發動機。
（A、N、T、3）複座偵察機——ネピアライオン發動機。

義勇航空會社附屬工場は卽ち從前のウクライナ航空會社附屬工場である、同工場は千九百二十三年以來カリニン氏の特許の翼を用ひ、ユンカース發動機又は露國製M—5發動機を裝着して、カリニンK—4と稱する全金屬製旅客機の製作に力を注いでゐる。

五、航空研究機關

航空員の養成機關は、最近の調査に依れば官立飛行學校十、氣球學校二、民間飛行學校四、合計十六校と言はれてゐる。其修業年限は三年乃至四箇年であるが、特にシユコクスキー陸軍航空大學は四箇年にして技術科と飛行科に分れ技術科には更に補習科を附屬せしめて教育の萬全を期してゐる。同大學は頗る完備し、六萬部の航空關係文獻を收むる圖書館、十八の實驗室、四箇の陳列室は共に賞讚にする。一般を通じて其教育法頗る至嚴を極め、既に基本教育を終れる操縱者に對しては殊更に烈風、濃霧、低雲等の場合を撰んで長距離の難飛行を强行せしむる等極端なる硬教育を施すのみならず、操縱者は機關士を指導し得る程度に科學上の智識を養成されてゐる。之がため事故頗る少く、安全率九〇%に達し、飛行延長距離平均二百五十萬粁に對して事故僅に一回の割合に過ぎぬ。此點は大に吾人の學ぶべき所であろう而して目下露國に於ける航空事業に關する研究機關の主もなるもの及重要職員は左の如くである。

（一）軍事航空本部學理技術委員會。
（二）ソヴイエト聯邦オソアビヤヒム聯盟。
（三）人民經濟高級會議學術部本部。
（四）航空工業國家組合。
（五）中央動水力研究所。
（六）自動車用動機學理研究所。
（七）人民經濟高級會議兵器廠組合。
（八）軍事航空大學。
（九）軍事航空學理實驗所。
航空關係重要職員
革命軍事會議々長、陸海軍人民委員長
露國の產業

同右代理、兼オソアビヤヒム會長代理　ウオロシロフ
勞農赤軍航空隊長兼義勇航空會社理事長　ヤ・ベ・ガマルニツク
勞農赤軍航空隊長代理　バラノフ
勞農赤軍航空隊長補佐官　アルクスニス
航空大學校々長　メゼニノフ
同右補佐官　エス・ゲ・ハリコフ
航空會議々長　ボイツオフ
同右代理　アカシエフ
民間航空監　ルベンスキイ
同右代理　ヤ・ア・アンウエリト
オソアビアヒム會長代理　ルベンスキイ
ドブロリヨート社長　エス・エス・カメネフ
軍隊教育部長　ア・カ・アンデルス
特別補給部長　ヤグーセフスキー
技術委員會長　バラノフ
ドウベンスキー

六、其他の主要航空團體

露國に於ける航空界の發達に、最も與つて力あるものは各種團體の活躍であつた。而して其主もなるはオソアビアヒム（國防飛行化學協會）オソアビアヒム（飛行化學協會）及オソ（國防協會）ウエ、ーテ・ヴエ・エフ（航空親友協會）ドブロヒム（義勇化學協會）アビアヒム（軍事研究協會）エヌーオー（軍事研究協會）の六團體であるが、就中最も活動してゐるものはオソアビアヒムである。同會は今や一千萬留の資產を擁し、共有する飛行場二十二箇所、或は宣傳に、或は定期的講習によつて民間航空界の發展に貢獻しつゝ、一面にありては斷えず義捐金を募つて軍用飛行機を建造し、一千九百三十年八月迄に赤衛軍に獻納せる飛行　數は實に四百臺に上つてゐる。

聞く所によれば更に六十五臺を獻納すると意氣込んでゐるが、之を最後に向後は全力を民間航空界に傾注すべしと言はれてゐる。從來は空軍本部に隷屬せし民間航空監が最近獨立して之と肩を竝べ、革命軍事會議に直屬することになつた事實も這間の消息を諒るものであろう。

更に五箇年計畫によれば、殘餘の三年間に於て俱樂部二十五、飛行操縱學校廿五、氣球學校四、機關士學校二十八、飛行場五千四百箇所に增加さるゝ豫定であるが、玆には民間航空總監代理ゲ、シリン氏のソヴイエト聯邦民間航空の新五箇年計畫に關する報告を摘錄して全豹を窺ふの資に供する

七、民間航空五箇年計畫

露國民間航空路の延長は、千九百三〇年中に輸送を開始すべき一部を合すれば一萬八千粁强であるが、將來三ケ年間の新五ケ年計畫に依る輸送計畫は左の如く、更に料金も次表の如く著しく低下せしむる豫定である。

年度	飛行粁數	輸送旅客數	輸送噸數 郵便物	貨物
一九三〇—三一年	二、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	八六	四四
一九三一—三二年	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一九三二—三三年	四三、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇

年度	一粁當り輸送賃金(哥)	郵便物、貨物一粁一噸輸送賃金
一九二〇—二一年	三五	四留 四〇哥
一九二一—二二年	二七	三留 三五哥
一九二二—二三年	二二	二留 八五哥

以上新五ヶ年計畫に現はれて居る數字は露國民間航空に對する要求の最少限度である。

而して該計畫に依れば世界的價値を有する多數の大幹線は建設せらるべく、最終年度に於ける航空路の全長は十一萬粁に達する筈である。尙ほ五ヶ年計畫では、露國の航空工業が、各種の專門飛行機の製作に應じ得る如く、十二分に費用を支出することゝ、發動機の試作が考慮されてゐる。其他飛行機を利用する害虫驅除、空中寫眞撮影も從來の數十倍に增加する筈である。

此の民間航空を援助せんが爲め、近く各管區、都市に飛行俱樂部を設け、飛行機に依る極地の交通と、青年の飛行教育に資する豫定である、迅速なる連絡を必要とする經濟機關は言ふ迄もなく簡單廉價なる飛行機を有たねばならぬ、之がため五ヶ年計畫には、大に地方の飛行隊を擴張し、且つ地方專用機の試作が立案されてある、之を要するに大都市特に工業或は農村經濟の中心地でありながら、著陸場や飛行場の無い所が一つでもあつてはならないのだ。ソヴイエト聯邦の總ての社會組織及航空機關は全力を盡して民間航空の發達を援助せねばならぬ。資金の蒐集、航空知識の普及、特に著陸場、飛行場の建設には一般社會の絕大なる援助を必要とするのである……。

露國の貿易

外國貿易に關する法規

第一章 總說

外國貿易ニ關スル一般的規則ハ一九一八年四月發令セラレタル「外國貿易ノ國有化」ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九一八年法令集第三十三號第四百三十二項）ニ依リ制定セラレ其後此等諸規定ノ手續法トシテ一九二〇年六月十一日附外國貿易ニ關スル露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令（一九二〇年法令集第五十三號第二百三十五項）ノ發令ヲ見タカ此等ノ法令ニヨレハ外國貿易國營トハ「ソヴイエト」聯邦ノ對外貿易業務一切ヲ國家ニ於テ獨占スルノ主義ニ基ケルモノテ其ノ主義ノ點ニ於テハ過去五ケ年ニ國營貿易ハ何等大ナル變化ヲ受ケナイガ貿易獨占ノ解釋ニ於テハ大ナル變化ヲ經テヰル

仍チ一九二〇年六月十一日附人民委員會議令ニヨリ國有トサレタ外國貿易ノ監理ハ外國貿易人民委員部ニ課セラルルト共ニ其他ノ人民委員部、官衙、企業乃至私人ニ對シテハ外國貿易人民委員部又ハ其ノ機關ヨリ豫メ許可ヲ受クルニ非ラサレハ絕對ニ貿易ヲ行フコト此ニ關スル交涉ヲ爲スコトヲ禁止シ從テ外國貿易國營ハ貿易ノ調節、業務執行上ノ凡ユル行爲ヲ只一個ノ國家機關ニ集中セルモノテ同機關ハ各場合ニ自己ノ所存ニヨリ一定ノ輸出入等ヲ爲スノ許可ヲ團體又ハ個人ニ與フルノ權利ヲ有スルノテアル

然ルニ新經濟政策ハ外國貿易ニモ影響ヲ及ホシテ從來ノ文字通リノ國營ヲ緩和シ以テ幾多ノ國家企業ニ對シテモ外國市場ヘノ出口ヲ與ヘ國家機關ノ權利ヲ擴張シ貿易ヲ目的トスル株式會社ノ設立ヲ許スコトトナリタル結果玆ニ國家ノ貿易獨占トハ國家自ラ手ヲ下シテ貿易ヲ行フニハ非スシテ只各種經濟機關ノ行フ貿易ヲ監督スルノ意ニ解釋セラルル樣ニ成ツテ來タ

從テ外國貿易人民委員部ニ於テモ從來各課ニ分擔實施セシメテキタ貿易務ヲ今後ハ新設ノ輸出入特別委員會一名「ゴストルグ」ニ集中シ且右各課ニ分擔セシメ此等ヲ統轄スル爲メ課ノ上ニ調節局ナルモノヲ設置スルコトトナツタ

此ノ外國貿易人民委員部內組織改造ハ一九二三年十一月十二日附同委員部ニ關スル法律ニ依リ行ハレタノテアル（一九二三年法令集第百八號第一千三十五項參照）

斯ク新經濟政策實施ノ結果トシテ外國貿易人民委員部ノ機關以外ノ各種ノ獨立團體モ貿易ノ實施ヲ許可セラレタル爲メ中ニハ專ラ貿易ヲ營ム爲メニ設立サルル機關モ在ル等當該行政上極メテ複雜ナル狀態ヲ生シ遂ニ右委員部內ニハ前記調節局ノ外更ニ商企業局ナルモノヲ增置シ外國貿易人民委員部ニ隸屬スル貿易機關一切ノ行動ヲ監督指導統轄セシムルコトトナツタ

又貿易調節機關ヲ貿易實施機關ヨリ切リ離ストキハ全「ソヴイエト」聯邦ノ貿易調節權ヲ中央ニ集ムル必要生シ遂ニ聯邦憲法ニヨリ外國貿易指導ハ全聯邦的最高機關ノミノ權限ニ屬セシメ聯邦內各共和國ノ外國貿易調節權ヲ制限スルコトトナツタ

斯ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法ノ發布セラレ且又同憲法ニ基キ定メラレタル全聯邦的機關就中一九二二年十一月十二日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第二例會ノ認可シタル外國貿易人民委員部ニ關スル法律ノ發セラルルト共ニ同憲法ニヨリ全「ソヴイエト」聯邦ニ加盟セル各共和國カ從來發シテ居ツタ諸法規ニシテ右全聯邦的法令ニ牴觸スルモノハ凡テ効力ヲ失フコトトナツタ

一方各共和國ノ外國貿易ハ「ソヴイエト」聯邦組織前ニ於テモ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ト其他ノ共和國間ニ諸種ノ條約乃至協約ヲ設ケ之ニヨリテ各共和國ノ外國貿易ハ事實上露西亞

社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ノ各最高機關及外國貿易人民委員部ニ統一管轄サレテ居ツタコトハ看過シテハナラヌ

他方露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ外國貿易關係法規ハ自然其ノ締盟共和國ニ於テモ採用サレ時ニハ全ク内容同シク只發令者ノ名ヲ變ヘタ以外其ノ儘ノモノヲ適用シテ居タ例モ尠クナイ

更ニ注意スヘキハ聯邦憲法ノ發布セラルル前ト雖モ既ニ全露中央執行委員會ハ「ソヴイエト聯邦中央執行委員會ヨリ附與サレテキタ全權行使ノ意味ニ於テ外國貿易ノ組織及調節ニ關スル主要法令ニシテ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國及其他ノ共和國凡テニ適用サルヘキモノヲモ公布セルコトヲ之レテアル（全露中央執行委員會及其幹部會法規ノ「ソヴイエト」聯邦全領域適用ニ關スル一九二三年七月十三日附「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會參照―一九二三年「イズヴェスチヤ」紙第百五十六號參照）要之外國貿易ニ關スル現行法規ヲ解釋スルニ當ツテハ只ニ「ソヴイエト」聯邦憲法發布後ニ公布サレタ全「ソヴイエト」聯邦的法令ヲ研究スル要アルノミナラス更ニ憲法發布前ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ公布セル法令ニシテ然モ新シキ全「ソヴイエト」聯邦的法令ニ牴觸セサルモノニシテ「ソヴイエト」聯邦同領域ニモ適用サル可キモノアルコトヲ記憶シテ居ラネハナラヌ

然シ此等露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ發布ニ係ル法律ハ正規ノ全聯邦的法令ノ形式ヲ備ヘテ居ナイカラ法理上ノ効力ヲ今後モ保持セムカ爲メニハ改メテ「ソヴイエト」聯邦機關ノ名ニ於テ發布スル必要カアル故ニ目下一九二四年一月四日附「ソヴイエト」聯邦人民委員會議令ニ基ヒテ同委員會議附屬法律草案委員會及其他ノ關係主務官廳ニ於テ再發令ヲ準備シツツアルノテアル

第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度

第一節　概說

前述ノ如ク「ソヴイエト」聯邦憲法第一條ニ依レハ貿易ノ指導ハ「ソヴイエト」聯邦最高機關ノ權限ニ屬シ同シク同憲法ノ第四十九條及五十一條ニ依レハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易直接指導ハ之ヲ聯邦貿易人民委員部ノ權限ニ屬シ更ニ同委員部ニ關スル法律第一條ニ依レハ國營主義ニヨル聯邦ノ貿易行爲指導ハ凡テ同委員部ノ管掌ニ屬ス云ヽト規定シテ居ル

仍チ貿易人民委員部ハ聯邦ノ全領域内ニ於ケル國營貿易一切ヲ管轄スル機關テアルト共ニ其ノ上級機關ノ名ニ於テ貿易ヲ調節シ且實施スル機關テアル

次ニ貿易人民委員部ノ地方ニ於ケル調節機關ハ聯邦内各共和國ニ附屬スル同委員部ノ全權代表ニシテ海外ニ於ハテ通商代表テアル（貿易人民委員ニ關スル法律第十二、第二十九條參照）

而シテ委員部ニ關スル法律第十六條ニ依ルニ貿易全權代表ハ其ノ委任セラレタル貿易調節上ノ任務ヲ果ス爲メニ管理局ヲ有シ且ツ必要アル場合ニハ委部ノ認可ヲ經テ該出先共和國内ニ州管理局又ハ支部ヲ設置スルノ權利ヲ與ヘラレテ居ル

在外通商代表館ハ右法律第二十三條ニ依リ一方外國貿易人民委員部ノ機關タルト共ニ他方「ソヴイエト」聯邦全權代表館（大公使館）ノ一部ヲ成シ其ノ「スタフ」ニ入ルヘキモノニシテ必要ノ場合ハ通商代表館ノ「スタフ」中ニ聯邦各共和國ノ代表ヲ加フルヲ得ルノテアル（第二十五條參照）

要之外國貿易ノ調節ハ即チ外國貿易人民委員部ノ職務ノ殆ント凡テテアル依テ以下同職務ヲ研究シヤウ

第二節　外國貿易人民委員部ノ職務

「ソヴイエト」聯邦外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條ニヨルニ同委員部ノ職務權能ハ左ノ如タ規定セラレテ居ル

（一）聯邦全般及各共和國ノ利益ニ應スル如ク聯邦ノ諸外國トノ通商關係ヲ發達セシムルノ方法ヲ立案シ且ツ實施スルコト

（二）「ソヴイエト」聯邦輸出入計畫ノ設定

（三）本人民委員部ノ中央地方並在外通商機關及貿易ヲ營ム株式會社及其他ノ會社ヲ經テ行ハルル貿易指導及輸出入計畫ノ實施

（四）稅關事務ノ管理及關稅政策問題ノ審査

（五）通商條約締結及外國貿易問題ニ關スル國際會議ニ聯邦代表ノ一員トシテ參加シ該問題審議ニ參加ス

（六）外國貿易各部門ニ於ケル利權化、株式組織

化及合辨其他ノ會社組織、貿易機關設定ニ關スル問題ノ審議

（七）聯邦内ニ於ケル營業許可ヲ申請セル外國商社ノ登錄ニ關スル問題ニ對スル意見ヲ利權本委員會ニ提供スルコト

（八）外國貿易ヲ行フ凡テノ機關、團體及個人ノ輸出入行爲ヲ調節シ監督スルコト並外國貿易國家獨占ニ關スル凡テノ法規ノ遵守方ヲ監督スルコト

（九）外國貿易上ノ利益ヲ保障スル爲メ必要ナル海上、河川、鐵道、及空中各運輸業、保險倉庫及倉庫證券業務ニ關スル問題ヲ審議シ之ニ關シ關係各機關ト協議ヲ遂クルコト

（十）委員部管轄内ノ商港々務ノ指導スルコト

以上ニ依ツテ見ルニ外國貿易人民委員部ハ殆ント貿易行爲ノ調節指導機關ト云フヘク貿易ヲ直接施行スルノ機關トシテノ性質ヘ殆ント之ヲ視ルコトカ出來ナイ

從テ此等直接取引行爲ハ特殊ノ貿易機關例ヘハ貿易人民委員部地方機關ニ附屬スル企業例ヘハ各共和國ニ附屬スル貿易人民委員部全權代表ノ有スル「ゴストルグ」ノ如キテアル或ハ海外ニ於テハ在外通商代表（同代表館内ノ商業部）又ハ貿易人民委員部カ外國貿易ノ爲メニ創立スル合辨其他ノ會社等カ專ラ之ヲ取扱フ譯テアル

以下更ニ節ヲ分チテ外國貿易人民委員部ノ具體的調節業務ヲ述フヘシ

一、一般方策樹立

外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ノ樹立及此レニ關スル法令發布、前記外國貿易人民委員部職務ノ一、二、四、六及十項ハ何レモ外國貿易國家獨占ヲ實施スルニ必要ナル一般方策ヲ樹立シ且此レニ關スル法令ヲ發布スルコトニ他ナラナイ此レト同樣ノ表現ハ一九二〇年六月十一日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民委員會議令第二條（一九二〇年法令集第三百四十五號第二百三十五項）ニ之ヲ見ルコトカ出來ル即チ「商品ノ輸出ハニ關係アル凡テノ方策ヲ實施スル」ノ權限ヲ專ラ外國貿易人民委員部カ立案シ豫メ國家計畫委員會ト協議ヲ遂ケタル上勞働國防會議ニ提出シテ勞働國防會議ハ之ヲ更ニ國家計畫委員會内ノ外國貿易部ニ其ノ審査ヲ依囑スルノ順序テアルカ現在ニ於ケル輸出入計畫事業ハ輸入品ノ分配率、免許狀及證明書ニ關スル一九二三年四月十二日附人民委員會議令ニ依レハ無制限ノ輸出入ヲ禁セラレタ基本物品ノ分配率決定制度殆ント集中シテ居ルノテアツテ玆ニ謂フ分配率トハ要スルニ勞働國防會議カ外國貿易調節ノ目的ヲ以テ外國貿易人民委員部ニ於テ國家一般計畫委員會（之ニハ國民經濟最高會議及其他ノ關係人民委員部ノ各代表者カ參加スル）ト協議ノ上爲シタル提議ニ基イテ定ムル輸出入量ヲ制限セサル基本物品ノ輸出入量ヲ各機關乃至企業ニ或ル期間ヲ限リ割當ツル率ノ意テアル、此ノ分配率決定後外國貿易人民委員部ノ輸出ニ對スル分配率ヲ配分スルニ當リ州經濟會議及聯邦共和國ノ經濟會議ニ附屬セシメサル外國貿易人民委員部代表者ノ手許ニ分配シタル後自ラハ中央ニ於テ又其代表者ハ地方ニ於テ各其許ニ有スル輸出分配率ヲ生產的國家企業」

其聯合、組合機關及合辨會社等規定ノ手續ニヨリ外國ニ向ケ相當ノ貨物ヲ輸出シ得ル權利ヲ有スルモノノ間ニ夫々分配シ輸入貨物ニ對スル分配率ハ之ヲ通商代表機關、州經濟協議會及聯邦共和國經濟會議附外國貿易人民委員部代表者、國家企業及其聯合等輸入權ヲ享有スル者竝當該輸入貨物ノ最大需要者タルモノノ間ニ割當テ分配率ニ剩餘ヲ生シタルトキハ貿易人民委員部及其機關ハ豫メ同委員部「ライセンス」課附屬ノ特別輸出局及其所屬機關ノ意見ヲ徴シタル上右剩餘率ヲ各別團體及個人ニ許與シ處分スルノテアル斯クシテ分配率ノ一定部分ヲ受領シタ官公衙、企業、團體乃至個人ハ國家ニ對シ自己ノ負擔セル義務ヲ正確ニ履行スルノ責ニ任シ若シ不履行ノ場合ニハ勞働國防會議ノ特別決定ニヨリ定メラルヘキ額ノ物質上ノ責任ヲ負フコトトナリ官公衙若クハ團體ニシテ物質上ノ責任ヲ負フトスルモ之ハ犯罪人カ分配率ニ關スルノ義務不履行ノ結果ニ關聯シテ負フヘキ刑法上ノ責任ヲ免スルモノテハナイ

四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督

既ニ述ヘタル如ク外國貿易人民委員部ノ任務中ニハ凡テノ貿易上ノ契約乃至一切ノ監督カ含マレテ居リ(同委員部規定第二條(イ)項)一般原則トシテ如何ナル團體、法人、自然人ト雖モ貿易ヲ人民委員部又ハ其機關ノ許可ヲ受ケテレハ通商取引ヲナスノ權利ナキノミナラス一九二三年六月十一日附命令第二條(ロ)項ハ委員部ヨリ豫メ許可ヲ受ケナケレハ絕對輸出入取引ニ關スル交渉ヲ行フコトモ禁シ一九二〇年十二月四日附商品ノ輸入ニ關スル暫定法(一九二〇年法令集第九十三號第五百十項)ニハ貿易人民委員部又ハ其委任セル機關、團體及個人ニヨリ買收セラレ若クハ輸入ヲ許可セラレタル商品ノミヲ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國内ニ輸入スルコトヲ得ト規定シアリ又一九二三年四月十二日附分配率ニ關スル人民委員會議令第十八條ニ於テモ凡テノ稅關官廳ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ當該代表ノ輸入證明書ヲ備ヘサル外國商品ハ絕對之ヲ通關セシム可ラスト嚴ニ規定シテ居ル

而シテ輸出入ノ權利ヲ設定セル書類ニ關シテハ同令ノ(乙)編ニ於テ規定セラレ一ケノ商品ト雖モ規定ノ書類ヲ伴ハナイモノハ國境ヲ通過セシムルコトヲ得ナイ然ラハ右書類トハ如何ナルモノヲ意味スル哉トイフニ同令第四條ニ從ヘハ(イ)證明書(ロ)「ライセンス」ノ二種テアル、證明書トハ前記輸出入品ノ分配率ニ關スル法律第五條ニ依レハ獨立輸出入取扱ヲ許サレテ居ル商品ノ目錄中ニ含マルル商品ノ輸出入行爲ニ對シ下附サルル許可書ナルノカ「ライセンス」即チ免許狀テアル然シ外國人ハ右ノ區別ニ關スル法律第五條ニ「ライセンス」ヲ受ケネハナラヌ

次ニ「ライセンス」ノ發給手續ハ左ノ通リテアル

(イ)分配率ノ定メラレタル商品ノ輸出入ニ對スル「ライセンス」ハ規定ノ分配率ノ範圍内ニテ發給セラル

(ロ)(分配率ノ定メアル輸出商品ニ對スル輸出「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ之ヲ發給セラル

(ハ)(分配率ノ定メアル商品ノ輸出ノ場合)分配率ノ定メアル商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會、聯邦共和國附屬外國貿易人民委員部代表者ヨリ發給セラル

(ニ)(分配率ノ定アル商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メアル商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部、聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表並在外通商代表ヨリ發給セラル

(ホ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸出ノ場合)分配率ノ定メナキ商品ニシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可サレタルモノノ輸出證明書ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附屬又ハ聯邦共和國經濟協議會附屬外國貿易人民委員部代表之ヲ發給ス

(ヘ)(分配率ノ定メナキ商品ノ輸入ノ場合)分配率ノ定メナキモ輸入ヲ禁止セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル證明書ハ外國貿易人民委員部ニ限リ之ヲ發給シ且右ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部ノ參加スル輸出事務局ノ豫メ決定スルトコロニ基キ外國貿易人民委員部ノミヨリ發給セラル

給ス同樣州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ其有スル分配率ノ範圍内ニ於テ發給スルコトモアル右何レノ場合ニ於テモ貿易委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部代表ノ參加セル輸出事務局ノ豫備決定ヲ基礎トセネハナラヌ

(ハ)(分配率ノ定メアル輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メアル商品ニ對スル輸入「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スルヲ原則トスルモ州經濟協議會附又ハ聯邦共和國經濟協議會附外國貿易人民委員部代表竝通商代表機關ヨリ發給スルコトモアル然シ其何レノ場合ニ於テモ輸出事務局ノ決定ニ基クヲ要シ又外國ニアツテハ當該通商代表機關「ライセンス」事務課ノ決定ニ基クヲ要シ且伯林及倫敦ニ於テハ必ス國民經濟最高會議代表ノ參加ヲ必要トスル

(ニ)(分配率ノ定メナキ輸出商品ニ對スル場合)分配率ヲ定メラレスシテ無制限數量ノ輸出ヲ許可セラレタル輸出商品ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、州經濟協議會附外國貿易人民委員部代表ヨリ發給スルノテアル然シ之モ亦輸出事務局ノ決定ヲ必要トスル

(ホ)(分配率ノ定メナキ輸入商品ニ對スル場合)分配率ノ定メナキモノモ其輸入ヲ禁セラレテ居ラヌ商品ノ輸入ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部、國民經濟最高會議、勞農檢査及財務兩人民委員部代表ノ參加ヲ必要トスル

(ヘ)(分配率ノ定メナキ商品ニ對スル場合)分配率ヲ定メラレスシテ無制限數量ノ輸出入ニ對スル「ライセンス」ハ外國貿易人民委員部ノ機關即チ通商代表ヲ經テ目的實行ノタメ「ライセンス」ヲ使用スルモノテアル

(チ)「ライセンス」ハ一般規定ニ基イテ發給セラル

貿易人民委員部ノ機關即チ通商代表ヲ經テ目的實行ノタメ「ライセンス」ヲ使用スルモノテアルカ此等ノ者ト雖モ外國貿易人民委員部ノ機關ノ有スルヨリモ更ニ有利ナル申込ヲ在外個人商店ヨリ受ケ居ル場合ニ限リ同委員部諸機關ノ監督ノ下ニ之等個人ノ申込ヲ利用スルコトヲ得ルノテアル

「ライセンス」及證明書ニ依ツテ外國ヨリ購入セラレタ商品ハ右「ライセンス」及證明書ト引換ニ通商代表ヨリ發給セラルル書類ニ基キ勞農露國ニ輸入セラルルノテアル

尙證明書及「ライセンス」ノ各種ノ惡用並其使用方法ノ違背即チ他ノ團體及個人ニ對スル右書類ノ有償若クハ無償ノ讓渡、右讓受人ノ該書類使用、他團體及個人ニ對スル自己定ノ貸與若クハ外國貿易ニ關スル現行規定ノ適用ヲ免レムトシテ右宛名ヲ使用シタル場合、下附ヲ受ケタル「ライセンス」ニ基キ商品ヲ賣買スルニ當リ虚僞ノ計算書ヲ提出シタル場合等ハ刑法第百三十五條及第九十七條ニヨリ虚罰セラルヘク官吏ニ關スル場合ハ右ノ外更ニ刑法第百五條及第百十條ニヨリ處罰セラルルコトヽナツテ居ル

五、稅關

外國貿易人民委員部ノ貿易調節任務中ニハ更ニ稅關管理カアル、同委員部ニ關スル法律第二條(一)(二)項ニ依ルニ(イ)稅關ノ設置及管理(ロ)國際條約及協定中ノ稅關事務關係問題作成參加(ハ)關稅作成(ニ)密輸防止事業參加(ホ)稅關關係法規實施ノ狀態監督(ヘ)關稅統計作成等ヲ掌ル、尙稅關ノ組織及稅關法ニ就テハ第五條ニ規定ス

六、規格

外國貿易人民委員部ハ輸出品ノ規格ニ關スル一九二三年四月二十七日附露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働國防會議令ニヨリ輸出入品ノ品質ヲ監督スルノ權利ヲ有シテ居ル(一九二三年法令集第三十七條第三百九十二項)

同法ハ「ソヴイエト」聯邦ヨリ輸出サルル商品ノ素質ヲ改善スル目的ヲ以テ發布セラレタルモノテ輸出品ノ調達及輸出機關及團體カ品ノ規格及包裝ニ關スル外國貿易人民委員部ノ要求ヲ確實ニ履行スルノ義務ヲ定メテ居リ若シ或ル機關又ハ團體ニシテ右規格ニ反セル商品ヲ屢々輸出セルコト發覺セル際ニハ人民委員部ハ將來免許狀ノ下附ヲ停止スルコトアルヘシト豫告シテ居ル

七、貿易國營ノ保護

外國貿易人民委員部ニ關スル法律第二條(ト)項ニヨリ貿易人民委員部ハ更ニ貿易國營ニ關スル法規一切ノ遵守狀況ヲ監督スル義務ヲ有シ又外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行

委員會及人民委員會議令第八條（一九二三年法令集第三十一號第三百四十三項）ニヨレハ貿易人民委員部、其ノ地方機關ノ在外通商代表ハ私人タルト官吏タルトヲ問ハス露西亞人ニシテ外國貿易法規ヲ犯セル者ヲ告訴スルノ義務ヲ負フ

因ミニ該委員部ハ每月貿易國營ニ關スル法規ノ違犯ヲ報告ヲ人民委員會議ニ提出スヘク又委員部ニ關スル法律ノ第八條ニヨリ委員部ノ裁判事務ハ之ヲ一切經濟權利管理局ニ委托サレテアル

第三章　外國貿易ノ主體

第一節　概說

現在ノ外國貿易ヲ行ヒ得ルモノハ左ノ六種テアル

（一）外國貿易人民委員部及其管轄機關（通商代表館商業部及ゴストルグ）

（二）獨立的輸出入權ヲ與ヘラレタル經濟機關（一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議令）

（三）在外通商代表館「スタフ」中ニ自己ノ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル國家機關（一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會及人民委員會議令）

（四）「コオペラチーヴ」ノ中央團體

（五）輸出入ヲ目的トシテ設立サルル株式會社

（六）其他凡テノ國家機關、企業、公共團體「コオペラチーヴ」團體並私人

以下右六種ノ外國貿易主體ニ就キ詳述ス

第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關ノ在外機關

一、在外機關

「ソヴイエト」聯邦ノ外國ニ於ケル主要ナル通商機關ハ（一九二四年四月十二日附外國貿易法第一條）所謂在外通商代表ニシテ實際上ノ取引事務ハ同代表公館ニ附屬スル商業部之ヲ行ヒ其ノ商業行爲ニ關シテハ通商代表ヲ經テ貿易人民委員部ノ商企業局及其他ノ機關ニ隷屬シ其ノ行動範圍ハ專ラ當該駐在國ニ限ラレ同國外ニ於ケル契約ハ當該國通商代表ヲ經由シ又ハ貿易人民委員部ノ特別許可ヲ經テ初メテ締結スルコトヲ得ルノテアル

商業部ハ自己ノ職責ヲ完フスル爲メニ商取引ニ必要ナル凡ユル動產不動產ヲ取得、賣却質入レ租借シ貿易ニ關聯スル信用、銀行、手形其ノ他ノ業務ヲ行フ外起訴並應訴スル權限ヲ持ツテ居ル（在外通商代表館規定第八條備考及第九條參照）

更ニ通商代表ノ外ニ貿易官ナルモノカアル（貿易人民委員部ニ關スル法律第二十九條參照）這ハ未タ正式ノ國交開カレサル外國ニ設ケラルルモノテ其ノ權限ハ殆ント通商代表ト異ナラス更ニ直接於テ何等政治的ニ支障ナキ外國ニ於テハ貿易委員部ノ商業機關、國營企業及公共的團體「コーオペラチーヴ」機關並私營企業乃至私人ノ委囑ニヨリ取引仲介業務ヲモ取扱ツテ居ル其他貿易官ノ權限ハ外國貿易人民委員部ヨリ發給スル委任狀ニ詳細ニ記載シテアル（一九二四年三月三十一日貿易部カ認可シ同年四月四日附同委員部命令第四十八條ニヨリ發布サレタル「ソヴイエト」聯邦貿易官規定參照）

二、國內機關

次ニ國內ニ於テ輸出入取引ヲ行フハ「ゴストルグ」ニシテ這ハ聯邦內各共和國人民委員會議附屬ノ貿易人民委員部全權代表委員部ノ許可ヲ受ケテ商取引ヲ行フ爲メニ各共和國內ニ設置サルルモノテ法人權ヲ有シ勞働國防會議ノ認可スル規定ニ基キ行動シ且又前記全權代表ノ直接指導ト貿易委員部ノ商企業及商業機關官理局ノ監督ヲ受クルモノテアル

「ゴストルグ」ハ原則トシテ專ラ其ノ所在共和國領內ニ於テノミ行動シ他ノ共和國內ニ於ケル行動ハ夫々同共和國ノ「ゴストルグ」又ハ海外ナレハ其當該國通商代表公館附屬商業部ヲ經由セネハナラヌ（一九二三年十一月十二日附貿易人民委員部規定第十七、十八條）

尙「ゴストルグ」ノ業務ハ殆ント前記通商代表館商業部ノ其レト同一テアル露西亞ヨリ輸出サルル商品ハ凡テ（「ツエントロソユーズ」扱品ヲ除キ）通商代表館宛ニ送ラル、一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議令ニ基キ輸出入權ヲ得タル企業ハ第二「アドレス」ヲ記名スル權利ヲ有シ免許狀ニヨリ輸出サルル商品ハ直接買取人ニ宛テ發送スルコトカ出來但シ該契約ニ依ル決濟カ完全ニ終了セル場合ハ凡テ通商代表館ニ宛テ（買取人記名ノ上）發送スルコトニナツテ居ル之ニ反シ輸入品ハ直接荷受人宛發送スルコトカ出來ル

第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關

獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ名簿ハ外國貿易ニ關スル一九二三年四月十二日ノ政令ニヨリ勞働國防會議之ヲ制定スルノテアル

今日迄獨立輸出入權ヲ附與サレテ居ルノハ一九二三年四月十八、二十七日、十月十二日、十九日及十二月四日附勞働國防會議令（一九二三年法令集第三十二號第三百五十八項、第三十七號三百九十六項、一九二三年「外國貿易」法等四十八號附錄第十九號、一九二四年法令集第十號第二十七項、一九二四年「外國貿易」法第一號附錄（第一號參照）ニヨレハ左記ノモノテアル

（一）木材ノ大口輸出機關（一九二三年五月七日附外國貿易人民委員部命令第八十三號附錄ニヨル）

「セーヴエロレス」「北部林業等「トラスト」

「ペトロレス」「ペトログラード」林業「トラスト」

「ドヴイーノレス」「ドヴイーナ」林業「トラスト」

「ザーパツドレス」「西部林業「トラスト」

「グリレス」「極東林業「トラスト」

右各「トラスト」ノ行動ヲ指揮監督スル爲メ國民經濟最高會議林業中央管理局內ニ木材輸出中央局カ設置セラレ其ノ地方局ハ在倫敦在伯林及在「リガ」各通商公館ニ設ケラレテアル

此ノ地方局ハ各木材輸出機關ノ代表及貿易ノ委員部代表ヨリ成ツテ居ル

（二）石油輸出機關

「ネフチシンデケート」石油「シンデケート」

（三）亞麻、大麻及此等類似ノ生產品輸出機關

「リノトルグ」「亞麻貿易部

「ゴストルグ」「國營貿易部

「ツエントルソユーズ」「全聯邦消費組合中央聯合會

（四）穀類貿易部

「プロヴクト」「穀類貿易部

註　（一）同樣ニ亞麻輸出中央局及同地方局ヲ設置スル右記以外ノ國家機關ハ凡テ中央局ニ加入スル機關ノ一ラ經由ノ又組合團體ハ「ツエントルソユーズ」及「リノツエントル」ヲ經由シテ取引ヲ行ハネハナラヌノテアル

（四）織物ノ輸出入機關

全「ソヴイエト」聯邦織物「シンデケート」

（五）石炭ノ輸入機關

「ドン」河流域石炭中央管理局（倫敦及伯林ニ支部ヲ有ス）

（六）石油ノ輸入機關

「アゼルバイヂヤン」石油業國家合同部（同右）

「グローズヌキ」石油業中央管理局（同右）

（七）茶珈琲ノ輸入機關

茶、珈琲及「きくぢさ」（チコリー）工業本局

（八）柔毛、毛、剛毛、馬毛輸出機關

「シンジケート」

（九）護謨及「アスベスト」ノ輸入機關

「アスベスト」「トラスト」

（十）醫療品販賣部（倫敦、伯林ニ支部ヲ有ス）

（十一）雜貨、小間物品ノ輸出入機關

國營百貨店

（十二）農產物ノ輸出機關

「フレーボプロヴク」「穀類貿易部

而シヲ獨立輸出權ヲ有スル經濟機關ハ同權利ヲ行使スルニハ次ノ制限ニ從フノテアル即チ第一ニ四月十二日附外國貿易法ニヨリ只自己ノ生產品ノミヲ國外ニテ販賣シ自己ノ生產ニ必要ナル物品ノミ（勞働者ノ給養品ヲ含ム）ヲ購入スルコトカ出來ル

輸出品調達ニ當リテハ貿易人民委員部ノ制定セル規格ヲ遵守セネハナラヌ輸出品ニ對スル規格包裝等ノ條件ハ外國貿易人民委員部ニ於テ國民經濟最高會議及內國商業部ハ必要ノ場合ニハ其ノ關係官廳又ハ團體ト協議ノ上作成セラル

又露西亞ヨリ輸出サルル商品ニハ凡テ（一）發荷機關又ハ團體ノ名稱（二）規格票（三）數量ヲ記入スル標ヲ貼布スルコト、ナツテ居ル

尙一定ノ輸入商品ヲ專ラ需要スル國營生產企業及其聯合ハ勞働國防會議ノ特別令ニヨリ該品ヲ海外ニテ購入スルノ獨占權ヲ附與セラルルコトモアル（四月十二日外國貿易法第三條）

外國市場ニ於ケル直接取引執行ノ權利ヲ受ケタル機關ハ絕對ニ國外ニテ購入シタル商品ヲ轉賣シ又ハ露國內ニテ購入セル商品ヲ國外ニテ販賣スルヲ禁セラル

以上述ヘタ機關ノ契約締結ノ爲メニハ豫メ外國貿易人民委員部機關ニ申告スルノテアル

四月十二日附外國貿易令ニ對スル一九二三年四月十八日附勞働國防會議令（一九二三年法令第二十二號第三百五十九項）ニヨレハ右記機關ノ代表

者ハ外國商社トノ具體的交渉ヲナスニ當ツテハ豫メ當該通商代表ニ通告スルノ義務ヲ有シ（第一項）通告ヲ受ケタル通商代表ハ二日以内ニ反對ノ意ヲ商館代表ニ通告スヘク若シ通商代表ヨリ何等ノ回答ナキ場合ニハ事實交渉ヲ開始シテ差支ナイノテアル

又商社代表ハ自己ノ注文及提議ヲハ相手商社ニスルト共ニ通商代表ニモ照會スルヲ要シ若シ右注文及提議ニ對スル商社側ノ條件ニシテ通商代表側ノ條件ト同一ナルニ於テハ通商代表之ヲ引受ケナケレハナラヌ

商社代表ハ交渉終了ノ曉ハ契約セムトスル條件ヲ通商代表ニ通告シ若シ右契約中ノ商品ニシテ取引所ニテ交換サルル商品ニ對シテハ二日以内ニ其他ノ商品ニ對シテハ五日以内ニ通商代表ヨリ異議ナキ場合ハ最早許可サレタルモノト認メラル（第十二項）

而シテ通商代表ハ(一)政治的見解ヨリ(二)一般國家的計畫ニ適應セサルニヨリ或ハ(三)商業上有利ナルト認メタル場合ニハ計畫サレタル取引一切ヲ停止スルノ權利ヲ有シ若シ取引ヲ停止シタル場合ニハ通商代表ハ此レト同時ニ該取引ヲ實行スル爲メニ一層有利ナル條件ヲ前記機關ニ指示スルカ又ハ相當ノ商品信用ヲ提供セネハナラヌ（第十二項）

凡テ經濟機關（國家機關ヲモ含ム）ノ資金ハ之ヲ通商代表館ニ預金シ該金ハ右機關ノ通告又ハ指示ニヨリ代表館之ヲ支出スルノテアル（第十二項）

以上ハ勞働國防會議訓令ニヨリ定メラレタル輸出入權所有機關ノ外國ニ於ケル契約締結ノ手續テアル然ラハ外國品ノ輸入及內國品ノ輸出ニ關スル契約ハ國內ニ於テハ如何ナル手續ニ於テ締結スヘキヤト云フニ之モ前記手續ト全ク同樣テ只指導的地位ニ立ツトイフニ過キナイ這ハ一九二二年十月十六日附全露中央執行委員會及人民委員會議ノ決定（一九二二年法令集第六十五號第八百四十六項第三節）

前記ノ契約ハ凡テ輸出入權ヲ有スル機關ノ代表カ自己機關ノ名ニ於テ取極メネハナラヌ但シ右ニ述ヘタ手續ニヨル契約ハ凡テ當該機關ニ對シテノミ强制的ノモノテ之ニ對シ機關ハ自由ニ處分シ得ル自己ノ財產ノ範圍ニテ責任ヲ負フノテアル（民法第十九條）

勿論民法第二十一條及第二十二條ニヨリ土地建物及設備ハ債務辨濟ノ客體タリ得ナイノテアル國家、人民委員部及其他ノ中央官廳ニシテ前記機關ヲ管轄スルモノモ其ノ契約ニ對シテハ連帶責任乃至追加責任ヲ負ハナイ

故ニ一九二二年七月十七日附全露中央執行委員會議令ハ前記經濟機關ノ締結スル契約中ニハ經濟機關代表ハ凡テノ請求ヲ契約ノ相手方ニナス義務ヲ有スルモ國家人民委員部其他該機關ヲ管轄スル中央官廳ニ對シテハ毫モ請求ヲ爲ササル旨ノ一條項ヲ加フヘキヲ規定シテ居ル（第五項備考）

斯ノ如ク「ツエントルソユーズ」ノ行爲ハ全ク輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ對スル規定及手續ニヨリ規整サルルモノト見ルコトカ出來ル

次ニ「ツエントルソユーズ」ニ與ヘラレタル右記ノ權利ハ一九二三年五月九日附勞働國防會議令ニヨリ「セリスコソユーズ」（農業組合中央聯合會）及一九二四年三月五日附勞働國防會議令ニヨリ「ウーコスビルカ」（「ウクライナ」消費組合中央聯合會）ニモ附與サレテ居ル

更ニ「ツエントルソユーズ」ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ關スル前揭一九二三年十月十九日附勞働國防會議令ニヨリ亞麻、麻屑、大麻其他此レニ類似ノ生品ノ輸出權ヲ得テ外國市場ニ於テ直接取引ヲ行フコトカ出來ル即チ第二節ニ述ヘタル經濟機關ト同等ノ權利ヲ有シ從テ經濟機關ト同樣一九二三年四月十八日附勞働國防會議訓令ノ手續ヲ遵守セネハナラヌ

此ノ權利ハ十月十九日附勞働國防會議訓令ニヨリ「リノツエントル」（亞麻組合中央聯合會）ニモ及フ

其他「フセコプルソユーズ」（全露工場組合中央聯合會及「フセコレス」（全露林業組合中央聯合會）モ外國貿易ニ民委員部トノ間ニ結ヘル協定ニヨリ通商代表公館內ニ自己ノ代表ヲ駐在セシムルコトヲ得ルノテアル

又「ウクライナ」組合ノ中央機關タル「ウルコープ」ハ一九二三年九月二十八日附勞働國防會議令ニヨリ「ツエントルソユーズ」ノ在外事務所內ニ自己ノ代表ヲ置クコトカ出來ル

第五節　輸出入株式會社

輸出入取引ヲ目的トシテ設立サルル株式會ヲ述フルニ當リ先ツ其ノ中合辨株式會社ニ就テ述ヘヨウ「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ解釋ニヨルニ合辨株式會社トハ國家資本ト私人資本（外國人及露國人）共同出資ニヨル株式會社テアツテ其ノ中ニ國家資本カ幾何投セラレ居ルモ尙法律上ハ個人企業テアル

從テ此等株式會社ノ事業ノ性質及範圍ハ定款ニ定ムルモ輸出入取引ヲ行フカ爲メニハ私法人ナルカ故ニ絕對ニ所定ノ法規ニ從ハネハナラヌ即チ原則トシテ其ノ都度豫メ輸出入ノ特許ヲ受ケ若シ外國資本ノ參加シテ居ル場合ニハ更ニ利權ヲ取付ケル必要カアル、勞働國防會議令ニヨリ輸出入權ヲ附與サレタル株式會社ハ此ノ例外テ此等ハ何レモ第二節ニ述ヘタル輸出入權ヲ有スル經濟機關ト同樣ノ權利ヲ有スルモノテアル

第六節　其他ノ外國貿易主體

上記以外ノ國家機關、國營企業、公共團體、組合機關、私人等ハ凡テ免許ニ關スル一般規定ニ從ヒ輸出入ヲ行フノ他ナイノテアツテ何レモ商品ヲ處分スル爲メニ委託販賣主義ニヨリ之ヲ貿易人民委員部ニ交附スル例ヘハ其都度貿易人民委員部ノ許可ヲ受ケ其ノ定ムル條件ニヨリ輸出入契約ヲ結フ譯テアル

又貿易人民委員部ノ許可ヲ以テ輸出入契約實施上同委員部機關ニ對シ技術的援助ヲ與フル爲メ自己ノ代表ヲ派遣スル事カ出來ルモノハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利(二)輸入スヘキ在外商品ニシテ擔保ニ入レアルモノ等カ理由ノ爲メ輸入不可能トナレル場合及右事情ノ判明後一週間ヲ經ルモ尙債務者又ハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利(三)擔保商品ヲ外國銀行ニ二重擔保ニ入ルルノ權利(四)擔保商品ヲ二重擔保ニ入ルルノ目的ヲ以テ露西亞銀行又ハ中立銀行（外國貿易人民委員部ト協議ノ上國家計畫委員會ニテ作成セル中立銀行表ニ基キ其一ヲ選擇ス）ニ發送シ同銀行ノ倉庫ニ保

會）及一九二四年三月五日附勞働國防會議令ニヨリ「ウーコスビルカ」（「ウクライナ」消費組合中央聯合會）ニモ附與サレテ居ル

更ニ「ツエントルソユーズ」ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關ニ關スル前揭一九二三年十月十九日附勞働國防會議令ニヨリ亞麻、麻屑、大麻其他此レニ類似ノ生品ノ輸出權ヲ得テ外國市場ニ於テ直接取引ヲ行フコトカ出來ル即チ第二節ニ述ヘタル經濟機關ト同等ノ權利ヲ有シ從テ經濟機關ト同樣一九二三年四月十八日附勞働國防會議訓令ノ手續ヲ遵守セネハナラヌ

此ノ權利ハ十月十九日附勞働國防會議訓令ニヨリ「リノツエントル」（亞麻組合中央聯合會）ニモ及フ

其他「フセコプルソユーズ」（全露工場組合中央聯合會及「フセコレス」（全露林業組合中央聯合會）モ外國貿易ニ民委員部トノ間ニ結ヘル協定ニヨリ通商代表公館內ニ自己ノ代表ヲ駐在セシムルコトヲ得ルノテアル

又「ウクライナ」組合ノ中央機關タル「ウルコープ」ハ一九二三年九月二十八日附勞働國防會議令ニヨリ「ツエントルソユーズ」ノ在外事務所內ニ自己ノ代表ヲ置クコトカ出來ル

第五節　輸出入株式會社

輸出入取引ヲ目的トシテ設立サルル株式會ヲ述フルニ當リ先ツ其ノ中合辨株式會社ニ就テ述ヘヨウ「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ解釋ニヨルニ合辨株式會社トハ國家資本ト私人資本（外國人及露國人）共同出資ニヨル株式會社テアツテ其ノ中ニ國家資本カ幾何投セラレ居ルモ尙法律上ハ個人企業テアル

從テ此等株式會社ノ事業ノ性質及範圍ハ定款ニ定ムルモ輸出入取引ヲ行フカ爲メニハ私法人ナルカ故ニ絕對ニ所定ノ法規ニ從ハネハナラヌ即チ原則トシテ其ノ都度豫メ輸出入ノ特許ヲ受ケ若シ外國資本ノ參加シテ居ル場合ニハ更ニ利權ヲ取付ケル必要カアル、勞働國防會議令ニヨリ輸出入權ヲ附與サレタル株式會社ハ此ノ例外テ此等ハ何レモ第二節ニ述ヘタル輸出入權ヲ有スル經濟機關ト同樣ノ權利ヲ有スルモノテアル

第六節　其他ノ外國貿易主體

上記以外ノ國家機關、國營企業、公共團體、組合機關、私人等ハ凡テ免許ニ關スル一般規定ニ從ヒ輸出入ヲ行フノ他ナイノテアツテ何レモ商品ヲ處分スル爲メニ委託販賣主義ニヨリ之ヲ貿易人民委員部ニ交附スル例ヘハ其都度貿易人民委員部ノ許可ヲ受ケ其ノ定ムル條件ニヨリ輸出入契約ヲ結フ譯テアル

又貿易人民委員部ノ許可ヲ以テ輸出入契約實施上同委員部機關ニ對シ技術的援助ヲ與フル爲メ自己ノ代表ヲ派遣スル事カ出來ルモノハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利(二)輸入スヘキ在外商品ニシテ擔保ニ入レアルモノ等カ理由ノ爲メ輸入不可能トナレル場合及右事情ノ判明後一週間ヲ經ルモ尙債務者又ハ通商代表ニ於テ處分セサル場合ハ之ヲ海外ニテ賣却スルノ權利(三)擔保商品ヲ外國銀行ニ二重擔保ニ入ルルノ權利(四)擔保商品ヲ二重擔保ニ入ルルノ目的ヲ以テ露西亞銀行又ハ中立銀行（外國貿易人民委員部ト協議ノ上國家計畫委員會ニテ作成セル中立銀行表ニ基キ其一ヲ選擇ス）ニ發送シ同銀行ノ倉庫ニ保

四月十二日附外國貿易法第十條(二)項、第六條及附錄第五號）

第四章　輸出入權ト金融機關

「ソヴイエト」聯邦ノ現行法規ノ下ニ於テハ外國貿易ノ主體ハ上述六種ニ盡キ此等以外ハ絕對ニ輸出入ノ權利ヲ享有セサルモノテアルカ玆ニ右輸出入權ヲ得テ貿易機關ノ行動ニ類似ノ行爲ヲ爲スヲ許サレタルモノカアル即チ外國貿易ニ關係アル金融機關テアル、此等ノ金融機關ハ自己又ハ他ノ企業者カ擔保トシテ受理セル輸出入品ヲ處分スルコトヲ得ルノテアル

從テ或ル者ハ金融機關ヲモ貿易ノ一主體トシテ論スルモ元來金融機關ハ右ニ述フル如ク輸出入ヲ營業目的トシテ行フニアラスシテ自己營業ニ關スル商品ヲ其營業ノ目的ヲ果スタメニ處分スルノミナルヲ以テ斯カル觀察ハ全ク誤謬ト云フヘキテアル

定款ニヨリ輸出入業ニ對スル金融機關タル國立銀行其他ハ(一)外國ニ輸出サレタル商品ニシテ擔保ニ入レアルモノハ期限後賣却スルノ權利(二)輸

管スル等ノ權利ヲ有ス（一九二三年四月四日附勞働國防會議令ｌ一九二三年七月十二日附財政報第二十八號附錄二號）

第五章　通商代表公館内ニ代表ヲ有スル國家機關

在外通商代表公館内ニ代表ヲ置クノ權利ヲ有スル特種ノ國家機關ナルモノカアル聯邦共和國經濟協議會、州經濟協議會、各ゝ民委員部及其他ノ中央機關カ之レテアル（四月十二日附外國貿易法第五條、一九二三年法令集（第三十一號第三百四十三項）

斯カル權利ヲ附與スヘキヤ否ヲ決定スルハ勞働國防會議テ同會議ノ作成セル此種國家機關名簿（一九二三年五月九日附勞働國防會議令、一九二三年法令集第四十五號第四百五十三項）ニ編入サレテ居ルモノニハ外「カフカズ」聯邦「ソヴイエト」共和國「ウラル」「シビリ」東南部、同西北部及莫斯科各經濟協議會テアル、此ノ他一九二三年八月十日附勞働國防會議令（一九二三年貿易委員部命令第五八號ニヨリ發布）ニヨリ國民經濟最高會議ノ電技本局亦代表設置權ヲ與ヘラレタ

又「ウクライナ」共和國ハ自ラ在外ニ通商代表ヲ設置スルノ權利ヲ有ス（一九二三年法令集第六十二號第五百八十九項）

右代表ハ何レモ其派遣機關ノ名ニ依リ契約ヲ結フコトヲ得、之レ獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關ノ代表ト異ナル所テアル

而シテ右契約ハ凡テ在外通商代表ヲ通シテ締結サル、若シ同代表ニシテ自ラ國家機關ノ注文履行ヲ拒絶スルカ又ハ私人商社ノ提供スル程度ノ有利條件ヲ提供シ能ハサル場合ニハ當該國家機關代表ニハ當該國家機關ノ推薦セル商社トノ間ニ國家機關ノ提示セル條件ニヨリ且國家機關ノ計算ニ於テ契約ヲ締結セネハナラナイ（勞働國防會議訓令第十三項）

然シ通商代表ハ政治的見解又ハ商業利益ノ見地ヨリ該契約ノ締結ヲ不可能ト認メタルトキハ提議セラレタル契約締結行爲ニ應スルニ及ハナイ（同訓令第十三項）

此種國家機關カ輸出入權ヲ有スル纔濟機關ト異ナル第二ノ點ハ其締結セル契約ニ對スル國家ノ責任ノ範圍テアル即チ經濟機關ノ契約ニ對シテハ國家ハ毫モ責任ヲ負ハナイカ國家機關ノ契約ハ通商代表ノ名ニ於テ締結サルル故ニ國家之ニ對シ責任ヲ負フ譯テアル

而シテ勞働國防會議訓令中ニハ國家機關ハ如何ナル手續ヲ以テ外國商社ト交涉スヘキヤニ關スル規定ナキモ國家機關代表カ外國商社ノ提議ヲ通商代表ニ讓渡スルニハ豫メ交涉スル必要カアル

要之此種國家機關ハ輸出入權ヲ有スル經濟機關トハ概ネ同一ニシテ而モ却テ其ノ權限狹キカ故交涉ニ當リテハ經濟機關ニ對スル規定ヲ遵守スヘキモノト解セラレテ居ル

第六章　外國商館

外國商館トイフハ「ソヴイエト」聯邦領域外ニ於テ設立セラレ且ツ其ノ所在國ニ於テ商事業務ヲ爲ス法律上ノ權利ヲ有スル（株式會社又ハ有限責任會社ノ款ノ認可又ハ當ナル官廳ニ於ケル企業ノ登記、營業免許ノ取得等ニヨリ）總テノ個人企業又ハ團體的企業（合名會社、合資會社、株式會社其他ヲ云フ

外國商館カ「ソヴイエト」聯邦ノ外國貿易ニ參加スル爲メニハ之迄吾人カ研究シテ來タ一般並特別法規即チ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ニ於ケル外國商館ノ商取引ニ關スル一九二三年四月十二日附全露中央執行委員會令及同年五月十二日附手續規定ニ從ハネハナラヌ

右ニヨレハ外國企業ハ「ソヴイエト」聯邦内ニテ商業ヲ行ヒ且事務所支店代理店等ヲ設クルニハ中央利權委員會ヨリノ許可ヲ受クルヲ要シ「ソヴイエト」聯邦内ニテ結ハルル輸出入契約ノ相手ハ必ス右許可ヲ有スル外國商館テアラネハナラヌ

而シテ外國商館ニシテ右許可ヲ中央利權本委員會ヨリ取付クル爲メニハ左記事項ヲ認メタル願書ニ所定ノ印稅ヲ添付シテ外國貿易人民委員部ニ提出スルヲ要ス

（一）企業及管理者ノ名稱、業務範圍、所在地

（二）企業設立月日、所在地國ニ於ケル法律上ノ存在ヲ證明スヘキ證據

（三）企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款（會社ノ規約及定款又ハ組合契約）ノ認可又ハ登記ノ年月日

（四）存續期間（企業カ所在地國ニ於テ行動スル根據タル條款ニ其ノ定メアル場合）

（五）企業ノ屬スル株式會社又ハ有限責任會社ノ届出資本額及拂込資本額

（六）戰前及一九一七年前ニ露西亞ニ於テ業務ヲ營ミタルコトアリヤ否ヤ若シアラハ其ノ場所及取引商館

（七）一九一七年以降「ソヴイエト」聯邦ニ於テ又ハ其在外通商代表ト取引シタルコトアリヤ否ヤアラハ其ノ取引商館

（八）企業カ行ハムトスル商事業務ノ精確ナル性質（輸出、輸入若クハ國内商業）、業務ノ場所、取扱ハムトスル貨物機械類、業務ノ程度範圍、資本額及自己ノ計算ニ於テナスヤ又ハ委託賣買ナルヤノ點

（九）國家機關ヲ自己ノ商品販賣ノ代理人ト爲サムト爲サムト欲スルヤ否ヤ若シ欲スルナラハ如何ナル條件ニ於テ之ヲ爲サムトスルヤ或ハ又個人ヲ代理人ト爲サムトスルヤ若シ然ル場合ハ其ノ姓名及住所

（十）以上ノ外企業ノ性質ヲ明カニスル上ニ於テ必要ト認ムル他ノ材料ヲモ添付提出スルコトヲ得

右ノ中（一）及（五）ハ株式會社ノ規約、定款、組合契約其他ノ證據書類ノ寫ニシテ在外當該勞農官憲ノ認證シタルモノ及損益計算書ヲ公告スル企業ニアリテハ認證ヲ受ケタル最近營業年度ノ貸借對照表及損益計算書寫ヲ添付セネハナラヌ

尙右書類ニシテ代理人ヨリ提出セル場合ニハ同人ハ通商代表ノ裏書セル委任狀ヲ提出セネハナラヌ

貿易人民委員部ハ該願書ヲ受理シ此レニ意見ヲ添ヘテ中央利權委員會本部ニ送付シ正規ノ審査ヲ受ク、許可書ハ一ケ年乃至三ケ年ノ期限附ニテ交付サルルヲ以テ外國商館側ニシテ之ヲ更新セムトセハ期限終了前二ケ月内ニ其旨ヲ貿易委員部ニ出

願スルコトカ出來ル而シテ許可期限終了迄ニ回答ヲ受理シナイトキハ右許可書ノ効力ハ回答ニ接スル迄自働的ニ延長セラルルノテアル

斯クテ業務執行許可ヲ受ケタル外國商館ノ許可書ニ指定シタル場所ニ常設代理店、事務所、支店等ヲ置キ其ノ長トシテハ「ソヴイエト」聯邦内ニ定住所ヲ有スル全權代表ヲ駐在セシメナケレハナラヌ而シテ右代表ハ「ソヴイエト」聯邦内ニ於ケル商館ノ業務ニ關シ發生スル一切ノ裁判上及裁判外ノ事項ニ付キテモ商館ヲ代表スルノ權限ヲ有スル

尙最後ニ一言シテ置クヘキコトハ右記外國商館ノ他ニ政府ノ批准セル利權契約又ハ特別ノ法令ニヨリ業務執行ヲ許可サルルヲ要シナイノテアル（一九二三年九月七日附司法人民委員部回令第百七十九號、同年九月十三日附「ソヴイエト」司法週報第三十六號）

第七章　通商條約

一九二四年八月二日迄ニ「ソヴイエト」聯邦カ諸外國ト締結セル通商條約ハ「ソ」瑞典、「ソ」伊及「ソ」波斯ノ三通商條約テアル、其ノ中「ソ」伊條約ハ内容最モ詳細ニシテ相手國ノ人及機關ノ權利、（市民權、入國、出國、營業等ノ權利）貿易ノ條件（關稅輸出入商ノ限定）運送條件（トランヂット）問題、航海問題）等ノ主要問題カ取極メラレテアル

而シテ此等ノ諸條項ハ（一）最惠主義（居住權、租稅、財産權、裁判構成）（二）平等主義（三）商品及ハニ關スル特權制度（「トランヂット」、利權）ヲ基礎トシ伊露通商條約第三條ニ於テハ「ソヴイエト」聯邦ノ貿易國營制度ニ關聯セル聯邦ノ諸權利ヲ認メテ居ル

最惠國待遇附與ノ宣言サレタノハ之ヨリ先キ獨逸ト結ヘル「ラツパロ」條約ニシテ之ニヨレハ兩國政府ハ双方國民ノ一般的法律上ノ地位竝相互的通商經濟關係ヲ調節スル爲メニ最惠國待遇主義ヲ採用スルコトニ同意ストアル

一九二四年三月十五日附締結サレタ「ソ」瑞通商條約モ全ク之ト同シク其第一條ニ於テ最惠國待遇主義ノ若干變ツタ型ヲ示シテヰル

即チ兩國ハ極力兩國間ノ通商ヲ緩和スルコトニ同意シ兩國間通商ハ相手國現行法律ニ順應シ行ハルルモノトス、兩國間ノ通商ハ他ノ凡テノ國トノ通商ニ對シ課セラレ居ル以外ノ制限又ハ高率ノ稅ニ服セサルモノトストアリ此レニヨリ兩國平等ニシテ且第三國ヨリモ劣ラサル恩惠ニ浴スルト共ニ今後外國人及外國商品ニ適用サルルコトアル可キ制限ハ之ヲ一切容認スルモノト解スルコトカ出來ル

次テ露西亞ニ於ケル無條件的最惠國待遇ヲ各國ニ附與スル例ハ一九〇四年ノ露獨條約第六條及一九〇七年ノ露伊條約第四條ニシテ何レモ特典ヲ無條件ニ遲滯ナク且自働的ニ與ヘテ居ルノテアル

然シ十九世紀ノ後半及二十世紀初期ノ通商條約中ニ於テ用ヒラレタル此ノ無條件的最惠國待遇主義ハ大戰後ハ條件附最惠國待遇主義ノ型ヲトル樣ニナツタカ最近歐洲ノ經濟界カ回復シ世界的工業危機漸次去リ且又國際關係次第ニ安定ヲ見ルニ至ツタ爲メ各國トモニ戰前ノ如ク無條件的最惠國待遇主義ニ後戻リシツツアル摸樣テアル例ヘハ一九二三年ノ米獨條約、米伯（伯拉次爾）及米致（「チエツコ、スロヴアキヤ」）條約ニ於テモ過去約百年間米國ノ國際條約ノ基礎ヲナセル條件附最惠國待遇主義ハヨリ少ク用ヒラレテ居ル

飜テ「ソヴイエト」聯邦ノ通商條約ヲ觀ルニ元來同國ノ國家經濟組織ハ全ク獨得ノモノナルカ故ニ「ソヴイエト」聯邦ノ締結スル通商條約ニハ所謂目錄制ヲ採用スルヲ主義トシタ

即チ露伊條約ノ如キ其ノ一例ニシテ同條約中ニハ最惠國待遇ヲ適用ス可キ貨物ノ目錄カ附屬シテ居ル

稅關

「ソヴイエト」聯邦ノ稅關事務ノ主要部分ハ一九二四年中頃ヨリ漸ク整理サレ圓滑トナツタカ此レ以前ニ於ケル法規ハ左ノ如クテアル

第一章　稅關事務ノ組織

稅關事務ノ管理ハ一九二三年十一月十二日召集「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會第三例會ノ認可セル外國貿易人民委員部ニ關スル法律ニヨリ同委員部ノ管掌スルトコロテ此レカ直接管理ハ中央ニ於テハ同委員部ノ稅關本局、地方ニ於テハ其ノ地方機關之ヲ行フ（一九二三年法令集第百八號、第一千三十五項）右ノ他外國貿易人民委員部ニハ關稅率委員會ナルモノアリテ新關稅率ノ制定改正竝輸出入禁止品目錄ノ改正等ニ關スル問題ノ審議ヲ司リ財務人民委員部ノ同意ヲ經タル外國貿易人民委員部ノ提議ニヨリ人民委員會議ノ任命スル委員長及次長ノ下ニ貿易人民委員部（委員長及次長ヲ含マス）及財務人民委員部ノ代表各二名、國民經濟最高會議、農業、外務、勞農檢査各人民委員部ノ代表各一名ヨリ成リ各委員ノ任命ハ凡テ人民委員會議ニ於テ認可セラル、其他ノ人民委員部及國家機關ノ代表ハ自己機關ノ權限ニ關スル問題ノ審議サルル場合ニハ議決權ヲ以テ招聘セラル（一九二二年二月二十三日人民委員會議令）

次ニ密輸防止ノ爲メニ一九二一年十二月八日附貿易人民委員部（一九二一年法令集第七十九號第六百七十四項）ニヨリ密輸防止中央委員會及區（「ライオン」）委員會創立セラレ其後同中央委員會ハ稅關本局ニ、其ノ區（「ライオン」）委員會ハ地方稅關ニ夫々附屬スルコトトナツタ

第二章　輸出入手續法規

商品ノ輸出入手續ヲ律スル基本法律ハ輸出入品ノ收容、保管及通商ニ關スル一九二〇年十一月十二日附人民委員會議令（一九二〇年法令集第九十四號第五百十三項）（一九二二年十一月二十二日附人民委員會議令ニヨリ改正サル—一九二二年十一月二十九日發行「イギズヴエスチヤ」紙第二百七十號）ニシテ其後幾多ノ新規定乃至追補令カ發セラレテ居ル

例ヘハ商品ノ稅關保管ノ期限及倉庫料竝雜料金ノ徵收手續ハ一九二三年三月十四日附人民委員會議令（同年法令集第三十三號第二百六十四項）ニヨリ又稅關管內ニアル商品ノ荷受人倉庫內保管ハ一九二二年八月二日附人民委員會議令（同月十三日發行「イズヴエスチヤ」紙第百八十一號）及一九二三年三月十日附貿易人民委員部ノ認可セル「稅關管內ニ在ル商品ノ荷受人倉庫內保管竝此等倉庫內商品ニ對スル稅關監視料金ニ關スル」規定（一九二三年三月十日附貿易人民委員部命令第三十四號）ニヨリ律セラレテ居ル

更ニ輸出入品ニ對スル稅關監視ノ詳細ハ

（一）一九二二年九月一日附貿易人民委員部ノ認可セル「商品ノ境外通關、其ノ返送手續及輸送品用風袋ノ特別通關ニ關スル臨時規定（一九二二年十月十七日附貿易委員部命令）

（二）一九二二年十月三十一日附貿易委員部ノ認可セル「商品ノ輸出入監督」ニ關スル稅關ニ對スル訓令（一九二二年十一月四日附委員部命令）（同訓令ハ同年十一月二十三日附第二百九十九號、一九二三年二月八日附第十九號、同月十四日附十四號同月十五日附第二十八號、同年十一月十二日附第五十一號、一九二四年一月十七日附第六號等貿易委員部命令ニヨリ修正サル）

ニ規定セラレテアル

次ニ海路輸入ニ關シテハ一九二三年九月三十日附貿易人民委員部ノ認可セル海路輸入訓令（一九二二年十一月三十日附委員部命令）（一九二三年三月十四日第三十五號、同月二十一日附第四十號同年四月二十七日附第七十三號委員部命令、海路輸入貨物書類ノ發送及受領手續ニ關スル規定一九二四年三月七日附貿易委員部命令第二十五號—及一九二一年九月十五日委員部ノ認可セル「海船ニ對スル稅關「パスポート」下附手續規定ニヨリ修正サル）ニヨル

鐵路輸入ニ關シテハ一九二二年七月二十日貿易人民委員部カ交通人民委員部ト協議ノ上認可シタル「稅關經由商品ノ輸出入」ニ關スル鐵道訓令ニヨルノテアル、尙同訓令ハ翌年一月十五日附委員部命令第四號ニヨリ若干ノ修正ヲ施サレテ居ル

第三章　郵便小包ノ通關

郵便小包ノ通關ニ關シテハ左ノ如キ法令カ現存シテ居ル

（イ）一九二一年八月二日附外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可シタ郵便小包、信書ノ輸出入ニ關スル規定

（ロ）郵便小包ノ交換條約ヲ結ンテヲラナイ國家ヨリノ食料品其他小包ノ料金並發送ニ關スル一九二一年九月三十日附勞働國防會議令（一九二一年法令集第七十號第五百六十五項）

（ハ）一九二一年十月二十日貿易、外務、遞信、三人民委員部ノ認可シタ「右法適用手續ニ關スル訓令」

（ニ）一九二一年十一月十日外國貿易及遞信兩人民委員部ノ認可シタ輸入「郵便物ノ稅關ヨリ郵便局ニ對スル交付手續」ニ關スル規定

（ホ）輸入郵便物ノ通關手續ニ關スル一九二二年五月三十一日附人民委員會議令（一九二二年法令集第三十五號第四百十八項）

（ヘ）一九二二年十一月九日外國貿易、遞信兩人民委員部ノ認可シタ小包信書ノ輸出通關ニ關スル規定

第四章　旅客荷物ノ輸出入

旅客荷物ノ通關ニ關シテハ一九二二年十月二十三日財務及貿易兩委員部ノ認可セル「旅客及其ノ携行荷物ノ通關」ニ關スル規定カ設ケラレテ居ル（一九二二年十一月二十三日附貿易人民委員部命令第二百九十八號）（本規定ハ一九二四年六月二十八日附貿易委員部命令第七十二號ニヨリ修正サル

ソヴイエト聯邦在外通商代表

日本	（東京）駐劄	ペ・ウエ・アニケエフ
墺國	（維納）駐劄	ヴエ・カ・カールスベルク
獨逸	（伯林）駐劄	カ・エム・ベツゲエ
希臘	（アデン）駐劄	ア・エム・ウスチノフ
丁抹	（コーペンハーゲン）駐劄	ア・イ・ベロコフスキイ
伊太利	（羅馬）駐劄	ジ・エヌ・ドツセル
中華民國	（一九二九年七月斷交）	
ラトヴイヤ	（リガ）駐劄	イ・ベ・シエフツエフ
リトワニヤ	コウノ駐劄	
墨西哥	（メキシコ）駐劄	ア・エム・マカル
諾威	（オスロ）駐劄	イ・エヌ・エレルドフ
波斯	（テイラン）駐劄	ベ・ゲ・ミジワニ
波蘭	（ワルシヤワ）駐劄	エム・イ・ヒルソフ
土耳古	（アンゴラ）駐劄	ヴエ・ハ・アウスセエム
芬蘭	（ヘルシングフオルス）駐劄	ヴエ・ア・トリフオノフ
佛蘭	（巴里）駐劄	ゲ・エリ・ピヤタコフ
瑞典	（ストツクフオルム）駐劄	エム・エヌ・ミロノフ

エストニヤ（タリン）駐剳　オ・ヤ・オシポフ
チエツコスロヴアキヤ（プラガ）駐剳　イ・エフ・レンスキイ

外國貿易の十ケ年

（ソヴイエト聯邦内外商業人民委員ミコヤン氏の談）

一、外國貿易の獨占は經濟干涉を防遏する手段である

一九一八年四月二十二日にプロレタリヤ獨裁の一つの重要命令が發布された。これは、資本主義の包圍内に社會主義を建設しつゝある我が國の經濟的陣地を新なる指導的高所に築きあぐる所のものである。ソヴイエート政府がこの命令に基いて外國貿易國有化に關する法律を發布したその時から既に十ケ年を經過してゐる。この命令は至極簡單であるが、そのうちには大なる政治的經濟的内容を含んでゐる。即ち、

「有ゆる外國貿易は國有化する。諸外國及び諸外國に於ける個々の商店との各種物資の販賣及び購入の契約はロシヤ共和國の名を以つて之れが全權機關に依つて行はれる。此等の機關以外の、輸出輸入のためにする外國との有ゆる商契約は之れを禁止する。」

生産手段の根本要具の共有化、土地、工業、運輸及び銀行の國有化に關する十月革命の此等の凡ての法令は、社會主義制度を建設する前提であつた。

世界に始めて現はれたソヴエート共和國は、雪にロシヤの地主や資本家等の崩潰しつゝある搾取階級を破碎するのみならず、更に全世界のブルジユア階級との闘爭に於て社會主義に對する資本主義的絞殺者に打撃を與へつゝ、尚ほ内外の階級的仇敵を防衛しなければならなかつた。赤軍の組織は、外國の軍事干涉からプロレタリヤ獨裁を防禦することを保障した。然し、世界の資本主義及びその代理者たる國内の破碎されたるブルジユア階級の殘存者等は軍事戰線の間隙に乘じ、古い社會を破壞し新しい社會主義的社會の建設をなしてゐる最初のプロレタリヤ國家に對して經濟干涉の戰線を布いた。

四月二十二日に布告された外國貿易の獨占は、即ち獨占の形式のうちに組織されたる外國貿易は、富有なる資本主義諸國の經濟干涉に對して建設された要塞である。

二、獨占は蘇聯邦工業化の忠實なる哨兵である

最初のプロレタリヤ國家と有ゆる資本主義的市場との有ゆる經濟的交涉を集合化せる外國貿易の獨占は、我が國の若き社會主義的工業の成長を促進せしむるためには最もよい條件である。

外國貿易の獨占は、我が國の工業化の忠實なる哨兵である。この獨占は、世界の如何なる所に於ても見ることの出來ない程の速度を以つて、破壞された工業を恢復し、次いで新工業の建設を促進せしむるものである。

外國貿易の獨占は、我が國の經濟的建設の計畫的根據と社會主義的基礎並びに經濟の獨立不羈とを、世界の資本主義とその市場との干涉及び惡計から防衛する土臺である。プロレタリヤ國家は、世界市場、世界のブルジユア階級、それらの投機、危機、動搖等より生ずる激浪を防止する巨岩を、外國貿易の形式にに於て建設したのである。

外國貿易の獨占は國内の工業化を保護して圓滑ならしむるのみではない、又我が經濟の計畫的根據を世界の資本主義的市場の自然力から防禦するのみではない。更にロシヤ・ブルジユア階級の殘存者たる日毎に衰頽しつゝある個人資本、並に我が農村の富農的要素と外國資本との直接的結合を抑制するものである。

三、外國貿易の獨占は確固である

プロレタリヤ革命の敵たる世界的資本主義及び我が國内のブルジユア階級は、過去十ケ年に亘つて壓迫の手を休めなかつた。然し此等の内憂外患はソヴエート政權の外國貿易獨占を少しも動搖せしむることが出來なかつた。否、却つて、貿易の獨占は組織的に益々鞏固になつて行つた。

要するに外國貿易の獨占は、尠なくも我々が資本主義の包圍のうちにをる間は、又猛烈な階級戰を續行しつゝあるプロレタリヤ獨裁が人間社會の社會主義的改造の途を開拓してゐる間は、決して廢止すべからざるものである。

外國貿易の獨占は、資本主義世界と我が經濟の相互關係を調節する實際的唯一の手段であり、ソヴエート聯邦の經濟的獨立性を防衛する手段である。最高率の關稅も許可主義的貿易制度も、世界的資本から我が國を防ぎ護る力がない。故に或る同志が外國貿易の獨占を緩和してはどうかと提議した時、外國貿易國有に關する命令の作者たるウラヂミル・イリイチ・レーニンは次のやうに言ふた。「此れは最も驚ろくべき誤謬である。如何なる關係政策も、今日の如き帝國主義の時代及び國と國との間に驚くべき貧富の差のある時代には何等の効力を持つことが出其ない」と。

四、獨占に對する資本主義世界の鬪爭

我が國の社會主義發展にとつて外國貿易の獨占は如何なる意義と力を持つてゐるかと云ふことに付ては、我々の敵もよく之を理解してゐる。外國貿易の獨占は、對角線的に異つてゐる二つの經濟組織―ソヴイエト的と資本主義的―の間に行はれる階級鬪爭の特殊な形式であり、外國貿易獨占制度は、富める强大なる諸國に對する鬪爭に於て我々を最もよく武裝せしむるものである。從つて資本主義諸國は絶えず外國貿易の獨占に反對して戰つてゐる。此の資本主義諸國の鬪爭は貿易獨占制度が行はれると同時に始まつたもので、可成り古い歷史を持つてゐる。然し、武力干涉に失敗した資本主義世界は遂には經濟封鎖をも解除して實際的に我々と貿易を行はねばならなかつた。當時、外國とのあらゆる交涉に於て、我々は常に外國貿易の我が形式を法文化し鞏固化することを其任務としたのである。

今日、世界の重要諸國にはソヴエートの通商代表部や貿易機關が設置してある。此等は我が貿易上有ゆる役割を演じ、我々のために大なる經濟的意義となつてゐる。我が國と資本主義諸國との條約に外國貿易獨占の形式が認められてゐるが、これは重大なる我々の勝利である。而して斯る通商條約を結んでゐる國は、ドイツ、イタリー、ノルウエー、スエーデン、ラトウイヤ、トルコ、ペルシヤである。

其他の諸國と　下交涉中である。然し、通商條約を締結してをらない諸國と雖もその大部分には成が通商代表部が實際的に存在して活動してゐるのである。

外國貿易獨占の制度は、ソヴエート聯邦の社會主義的經濟並に貿易獨占それ自體の利益をも防禦するため、色々な形態のもとに日常猛烈な鬪爭をなさねばならぬ。外國貿易獨占に對する鬪爭の波は、ソヴエート聯邦の外交關係の變化と世界市況の如何に依つて或は鎭靜し或は强大となる。例へば、最近英露關係の決裂後、我々は諸外國に於て我が外國貿易の獨占に對し無數の襲撃を受けた。遺憾なことには、我々と通商條約を締結してゐる諸國に於てさへも此襲撃を受けた。世界のブルジユア階級は外國貿易獨占の廢止若しくは少なくともその緩和を實現せしめやうとする試みを決して棄てない。此等の襲撃は、我々との貿易の非採算的、若しくは支拂の不正確、又は我が國と諸外國との輸出入運用が發展不充分であると云ふために行はれるのではない、何んとなればソヴエート外國貿易が開始されてから以後今日に至るまでソヴエート經濟機關の方から不拂をしたことは一回もないからである。事實斯の如き例は、如何なる富有なる國でも嘗てないことであつて、我が國の如く其契約を立派に果し、實際的にも又法律的にも之を完全に遂行してゐる國が果して他に何處にあるか？　實にソヴエート聯邦は外國貿易の契約に於て最も信賴の出來る立派な相手方である。これは多年我々と商業關係を有してゐる凡ての國、凡ての會社が信じてゐる所である。

五、獨占に對する鬪爭の諸原因

我が外國貿易の獨占に於て、敵が不滿とする所は次の諸點である。（イ）輸出入業者が、戰前のロシヤに於て、植民地的異常な利益を得て居たのが今はそれが出來ぬこと、（ロ）我等の相手方が特に有利なる商品と思てゐるものでも、我が經濟上輸出若くは輸入に關係を持たないならば、斯る物資の輸出及び輸入は之をなすことが出來ぬこと、（ハ）ソヴエート市場を世界的資本政策の對象に變化することが出來ず、從つて聯邦の經濟を破壞し又は社會主義的建設を破碎することが出來ないこと、（ニ）外國資本がソヴエート聯邦に自由に侵入することが出來ず、從つて、例へば成が石油や滿俺に對する支配權、換言すれば原料や食料の源泉を經濟的に領有することが出來ないこと等である。

而して、過去に於ける外國貿易獨占の破碎及び緩和の運動者は、プロレタリヤ國家政策の此の重大なる問題に於ける我々の陣地の牢固として動かすべからざること及び彼等の企圖の望みなきこと

を信んぜねばならぬ機會が十分にあつた。例へば最近世界の諸新聞が盛んに唱導した外國貿易反對說、即ち外國貿易獨占を土臺としてソヴエート聯邦と仕事をすることが出來ない、そこでソヴエートの貿易制度に對し、同國と貿易をなしてゐる諸國が特別な協定を締結してこれに對峙する必要がある（デモンヂ案）と唱導したけれど見事に失敗に歸した。

此の種の運動を繰り返すことに依つて、外國貿易の獨占を動搖せしむることは出來ない、却つて益々我々の力の緊張と外國貿易獨占の鞏固化に對する我々の奮起を增加せしむるのみである。外國貿易の獨占に對する壓迫の企圖—明かに失敗に運命づけられてゐる企圖を再び繰返せば、此れを唱導し鼓吹する諸國及びその會社は、これまで大なる利益を得てをつたソヴエート聯邦との貿易を擴張することが出來ないのみならず、却つて縮少されざるを得ない。

之れに反して、反ソヴエート的團結に參加することなく、我が國と正規的な條件のもとに商業運用をなしてゐる國や會社は、有利な條件で自己の產物を益々多く提供して利益を獲得してゐる。

六、外國貿易の組織的形式

外國貿易の實行と指導の組織的形式は過去十年間に著しい變化をなしつゝ益々完成されて來た。

一九一八年四月二十二日の命令は、國有化された指導權を當時の商工人民委員部に與へた。其後、軍事共產主義時代に外國貿易の實行權は中央集權化された外國貿易人民委員部の機關に移された。

新經濟政策實施當初からソヴエート聯邦の輸入取引が急速に恢復を始め、外國貿易人民委員部の事業も擴張されて來た。これと同時に外國貿易と商業運用の調節事業に所要なる組織的變革を行つた。共後、內國の物資取引と外國貿易との間に密接不可分の聯繫のあるのに鑑み、一九二五年十一月十八日の命令に依つて外國貿易人民委員部と內國商業人民委員部を合同せしめ、之れに內外商業の指導權を賦與した。此等の變革をなした結果、目下內外商業人民委員部は、その機關を通じて外國貿易一般の調節をなしつゝ輸出入會社及び通商代表部を經由して外國貿易の運用を實行してゐる。

外國貿易の獨占制度は世界に類例のない新奇なもので我々には參考にすべき何ものもなかつたこと、貿易に取扱はれる物資の複雜多樣なること、各種の鬪爭をなしつゝ貿易を實行することの困難なること等は自ら我々の失敗の原因となつた、殊に外國貿易の開始の初年に於て甚しかつた。

外國貿易獨占制度は—世界市場に進出する、我々の唯一の道であり、我が取引の大なる特質であり、操業の伸縮自在である點に於て—我々のために有利且つ合理的であるにも拘らず、我々は外國物資の購入際し普通の値段よりも高く支拂ひ、ソヴエート物資の販賣に際し普通値段よりも安く渡すといふ大なる缺點を有してゐる。更に、ソヴエート物資の輸出方面に於ける缺點は、外國貿易のみではない、內國の仕入機關の商品研究と市況順應力の足らないために適當な標準と包裝の物資を供給してくれないことも、我々の失敗に可成りの影響を與へてゐる。

此等の缺點の排除は相當の成績を擧げてゐるが、外國貿易獨占の存在第十一年に入つた今日、我々は尙ほ殘存してゐる諸缺點を完全に排除することに努めなければならぬ。

七、貿易取引の發展

此所に擧げねばならぬ重要なことは、我が國の輸出及び輸入が國民經濟全體の發展速度から著しく後れてゐることである。即ち國內の全經濟が戰前の水準を突破してゐるに拘らず、我が輸出は戰前の約四三%を占むるに過ぎない。此は十月革命の結果國內に於ける生產的及び個人的需要の增加に起因するものである。

戰前の輸出の過半を占むるものが穀物であつたのであるから、今日の如く穀物產出が恢復して居らぬ上に、國內の穀物消費が增加してゐるため、輸出の恢復速度の遲いのも當然と言はねばならぬ。戰前の輸出總額は十三億戰前留であつたが、最近の外國貿易取引の消長を示せば左の如くになる。（單位　千留）

年次	輸出 戰前留	輸出 現代留	輸入 戰前留	輸入 現在留
一九二〇	一、三九七	—	八、四六九	—
一九二一	三〇、一九五	—	二〇八、三五	—
一九二二	八一、六二	—	二六九、七七	—

一九二二　二〇五、八一三　—　一四四、〇五六　—
一九二三—四　三六九、一八　五三、六五五　二三三、五三三　四三九、三三一
一九二四—五　三五五、一六九　五五八、六三三　四一五、五〇九　七三、五〇一
一九二五—六　四七〇、六四八　六六六、二一〇　四五五、一五三　七五六、三三一
一九二六—七　五八六、六二一　七〇、四三一　四七、四四　七二、六二一

八、重大任務は輸出の擴張

輸出と輸入は、我が國民經濟に於てはまだ僅少の意味を示してゐるに過ぎない。輸出の擴張問題は、石油や毛皮のみが戰前の水準を超過してゐるだけであるから依然として重大問題の一つとなつてゐる。

穀物と亞麻の輸出が著しく縮少されてゐるために外國貿易の取引が十分な額に達してゐない。然し、國民經濟各部門に於ける大規模な建設及び工業化計畫の實現は、他の諸國に於けるとは違つて輸出發展の澁滯と輸入要求の增加を惹起してゐる。故に國內の工業化及び穀物產業恢復の結果が現はれて來なければ、我々は新たなる輸出資源を得ることが出來ないのである。五ケ年計畫案に依れば、我々は五年後に於て我が輸出を殆んど二倍にすることが出來、從つて我が輸入を增加する可能性も出來て來る。然し、當分の內は國內の貨幣資源を考慮に入れつゝ我が輸出入計畫の範圍內に於て輸出入を行はねばならぬ。何んとなれば貿易決濟に於て我々の利益を確保することが出來ないからである。

此等の諸事情、並びに我がならぬ國際的環境と關聯してゐるのは、外國貿易機關の改善、斯業活動家の資格向上、並びに我が國內に於ける社會主義的經濟の迅速なる成長に絕えず利益を齎らすために各國の經濟及び世界市況の變動をより注意深く研究すること等である。

我々は、我々に敵意を有する所の富裕にして且つ多年の經驗に依つて武備せる競爭會社と複雜困難なる鬪爭を行はねばならなかつた。例へば、デテルリソグ石油會社の如きは我々に對して猛烈な妨害運動をなした。然し、斯る窮地にありながらも我々は世界の石油市場に於て鞏固なる地位を勝ち得るに至つた。鬪爭は依然として行はれてゐる。こゝに於て、最初の勞働者國家と資本主義的諸國との間に、經濟取引を實行すべき重大なる責任ある任務を課せられてゐる機關、及びその活動家の大なる組織化、並に大なる我々の努力を必要とする。外國貿易の成長は、ソヴエート聯邦と資本主義市場との經濟的聯繫の成長を意味するものである。而して、我々は我が經濟發展に必要なる需要量を考慮して輸出入計畫を樹て以つて此の成長に助勢せねばならぬ。

我々は今や外國貿易獨占の十一年を迎ふるに當り左の二項目の實現に努力せねばならぬ。

一、外國貿易獨占制度に內在する組織上の缺陷を排去し、今日までの經驗を基礎として指導方法を改善して此の制度の完璧を期せねばならぬ。

二、我が工業發展の速度を迅速ならしむる所の輸入を盛んならしむるためには、我が輸出を益々振興擴張せねばならぬ。

外國貿易統計

外國貿易額（佛噸）

輸出	歐洲國境	亞細亞國境	合計
一九二四・二五	五、四七四、一三八	六九四、六三六	六、一六八、八四
一九二五・二六	七、一三二、九五七	七三二、八六一	七、八五五、八一八
一九二六・二七	八、七九二、二六一	七九八、一六〇	九、五九〇、五二一

輸入			
一九二四・二五	一、六一三、八〇九	二三〇、八八三	一、八四四、六九二
一九二五・二六	一、三五二、六六	一九四、六八二	一、五四七、三八
一九二六・二七	一、九二〇、五二八	三三、九〇五	一、八四四、四三三

外國貿易額（留）

輸出			
一九二四・二五	五七、八四四、〇〇〇	六七、四一四、〇〇〇	六七五、三五八、〇〇〇

日露年鑑			
一九二五・二六	五八九、一二四、〇〇〇	八七、四九六、〇〇〇	六七六、六二〇、〇〇〇
一九二六・二七	六七八、二四〇、〇〇〇	九二、三〇三、〇〇〇	七七〇、五四三、〇〇〇
輸入			
一九二四・二五	六四三、七七二、〇〇〇	七六、一〇九、〇〇〇	七一九、八八一、〇〇〇
一九二五・二六	六七三、六七七、〇〇〇	八二、六五五、〇〇〇	七五六、三三三、〇〇〇
一九二六・二七	六二三、八〇九、〇〇〇	八八、八八二、〇〇〇	七二二、六九一、〇〇〇

輸出入總額（留）

			差引
一九二四・二五	一、二九五、一三九、〇〇〇		一一四四、六三三、〇〇〇
一九二五・二六	一、四三三、九五一、〇〇〇		一七九、七二二、〇〇〇
一九二六・二七	一、四三八、二三四、〇〇〇		十五七、八五二、〇〇〇

歐洲國境通過國別輸出入額（留）

	一九二五—二六 輸出	一九二五—二六 輸入	一九二六—二七 輸出	一九二六—二七 輸入
米國	二五、一〇〇、〇〇〇	一一九、九〇〇、〇〇〇	一七、三〇〇、〇〇〇	一四三、四〇〇、〇〇〇
獨逸	一一一、〇〇〇、〇〇〇	六七二、二〇〇、〇〇〇	一六七、三〇〇、〇〇〇	一五七、七〇〇、〇〇〇
英國	一八七、一〇〇、〇〇〇	一二五、四〇〇、〇〇〇	一九七、五〇〇、〇〇〇	九七、一〇〇、〇〇〇
墺地利	—	一六、八〇〇、〇〇〇	—	一五、六〇〇、〇〇〇
白耳義	一八、六〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一三、二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
チェツコスロワキヤ	五〇〇、〇〇〇	一八、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
丁抹	一〇、四〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
埃及	二、九〇〇、〇〇〇	二六、六〇〇、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇
エストニヤ	一七、〇〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
芬蘭	四、五〇〇、〇〇〇	一四、七〇〇、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	一七、七〇〇、〇〇〇
佛國	三九、八〇〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	五四、一〇〇、〇〇〇	二一、七〇〇、〇〇〇
和蘭	二一、一〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	二三、一〇〇、〇〇〇	四、九〇〇、〇〇〇
伊太利	三三、五〇〇、〇〇〇	二三、二〇〇、〇〇〇	三七、七〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
ラトウイヤ	六三、五〇〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	五七、四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
波蘭	三、一〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇	一九、五〇〇、〇〇〇	一三、一〇〇、〇〇〇
瑞典	三、三〇〇、〇〇〇	二〇、四〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	一一、八〇〇、〇〇〇
其他諸國	四七、七〇〇、〇〇〇	八六、九〇〇、〇〇〇	四九、四〇〇、〇〇〇	九九、八〇〇、〇〇〇
合計	五八九、一〇〇、〇〇〇	六七三、七〇〇、〇〇〇	六七八、二〇〇、〇〇〇	六二三、八〇〇、〇〇〇

歐洲國境通過輸入品目及重量と價格

品目	一九二五—二六 佛噸	一九二五—二六 留	一九二六—二七 佛噸	一九二六—二七 留
綿花	八五、六〇〇	一〇四、四五〇、〇〇〇	一四八、一〇〇	一二〇、六五一、〇〇〇
工業機械	三六、〇〇〇	四三、三九七、〇〇〇	六六、八〇〇	六九、五七六、〇〇〇
鐵以外金屬類	五二、一〇〇	二八、六五三、〇〇〇	八五、八〇〇	四四、五三二、〇〇〇
皮革	三四、六〇〇	四一、五八六、〇〇〇	五〇、二〇〇	三七、六五〇、〇〇〇
羊毛	八、九〇〇	三一、四四八、〇〇〇	一一、七〇〇	三五、三三三、〇〇〇
茶	一六、三〇〇	二〇、三四七、〇〇〇	一四、四〇〇	二〇、五五二、〇〇〇
紙	一四一、三〇〇	二七、五〇六、〇〇〇	一〇三、三〇〇	一七、三一一、〇〇〇
毛絲	二、〇〇〇	一一、四五九、〇〇〇	二、八〇〇	一三、一七九、〇〇〇
農業機械	六四、二〇〇	三一、二五六、〇〇〇	二八、五〇〇	一二、八五五、〇〇〇
製革材料	六五、六〇〇	一〇、七八六、〇〇〇	六九、五〇〇	一一、六七八、〇〇〇
鐵類	五四、一〇〇	九、九一八、〇〇〇	七七、五〇〇	一〇、七四二、〇〇〇
染料	五、二〇〇	一五、七三七、〇〇〇	三、八〇〇	一〇、一八九、〇〇〇
パルプ	七九、三〇〇	八、一三四、〇〇〇	八六、五〇〇	八、五二八、〇〇〇
トラクター	一六、二〇〇	一一、四九六、〇〇〇	九、八〇〇	八、〇七四、〇〇〇
自動車	六、一〇〇	一二、七九二、〇〇〇	四、四〇〇	六、二二〇、〇〇〇
石炭	三〇六、一〇〇	三、三七五、〇〇〇	四七一、六〇〇	五、二一二、〇〇〇
サーヂン	一九、三〇〇	二、〇四六、〇〇〇	三六、五〇〇	三、一三〇、〇〇〇
綿絲	七、一〇〇	一七、五一六、〇〇〇	七〇〇	一、九七二、〇〇〇
綿布	一〇、九〇〇	三八、三六九、〇〇〇	一〇〇	三八七、〇〇〇
其他	三四一、〇五六	二〇四、四〇六、〇〇〇	三五八、五三八	一八六、〇六八、〇〇〇
合計	一、三五二、六五六	六七二、六七七、〇〇〇	一、六三〇、五三八	六二三、八〇九、〇〇〇

歐洲國境通過輸出品目及重量と價格

	一九二五—二六 佛噸	一九二五—二六 留	一九二六—二七 佛噸	一九二六—二七 留
穀物類	二、〇四八、〇〇〇	一五六、〇一一、〇〇〇	二、二二六、八〇〇	二〇四、九七〇、〇〇〇
油類	一、四三三、八〇〇	六九、四八七、〇〇〇	二、〇〇五、一〇〇	八二、八一三、〇〇〇
毛皮	二、〇〇〇	六三、二三〇、〇〇〇	二、七〇〇	八〇、三一九、〇〇〇
材木	一、六六六、七〇〇	五二、〇二〇、〇〇〇	二、一三三、二〇〇	七〇、二六三、〇〇〇
バター	二七、二〇〇	三一、八五〇、〇〇〇	三〇、三〇〇	三四、二二四、〇〇〇
卵	四一、四〇〇	二三、六二九、〇〇〇	五八、六四八	二八、九五四、〇〇〇
マンガン鑛	六七三、〇〇〇	二一、二八五、〇〇〇	七八四、七〇〇	二四、〇九〇、〇〇〇
油粕	四〇〇、一〇〇	二三、六七三、〇〇〇	三四五、九〇〇	二二、二五一、〇〇〇
亞麻及屑	六九、六〇〇	四四、七三三、〇〇〇	四一、八〇〇	一九、二六六、〇〇〇
腸詰	二、五〇〇	九、二八〇、〇〇〇	二、八〇〇	九、六六四、〇〇〇
砂糖	一、三〇〇	一七六、〇〇〇	六九、六〇〇	九、一一四、〇〇〇
鳥類	四、二〇〇	二、九七七、〇〇〇	九、三〇〇	七、一一二、〇〇〇
豚毛	一、五〇〇	一〇、二七九、〇〇〇	一、二〇〇	六、七〇九、〇〇〇
種子	一四一、八〇〇	一四、一八一、〇〇〇	三一、六〇〇	四、一五二、〇〇〇
魚卵	二、九〇〇	五、三三一、〇〇〇	一、二〇〇	三、五〇二、〇〇〇
大麻	七、〇〇〇	二、二九七、〇〇〇	一、三〇〇	二五八、六〇〇
其他	六一〇、一五七	五九、七二七、〇〇〇	一、〇四六、七一三	七〇、五七九、〇〇〇
合計	七、一二三、九五七	五八九、一二四、〇〇〇	八、七九二、三六一	六七八、二一〇、〇〇〇

亞細亞國境通過國別輸出入額（留）

	一九二六—二七 輸出	一九二六—二七 輸入
波斯	四三、二七七、〇〇〇	三八、四三九、〇〇〇
支那	一八、六七四、〇〇〇	二〇、八八七、〇〇〇
日本	一一、四九二、〇〇〇	三、〇八三、〇〇〇
蒙古	四、六三三、〇〇〇	七、五五二、〇〇〇
米國	五、九二九、〇〇〇	二、二二八、〇〇〇
アフガニスタン	三、四二二、〇〇〇	三、九〇六、〇〇〇
英國	一、一五五、〇〇〇	三、九九六、〇〇〇
獨逸	一、八三〇、〇〇〇	三、八三〇、〇〇〇
其他諸國	一、八九〇、〇〇〇	四、九〇六、〇〇〇
合計	九二、三〇二、〇〇〇	八八、八八二、〇〇〇

一九二七—二八年度外國貿易

一、概況

一九二七—二八年度の蘇聯邦の外國貿易は輸出七億七千三百九十萬留、輸入九億四千四百七十萬留、合計十七億千八百六十萬留（內對歐國境貿易額十一億五千百六十萬留）に上り、之を前年度の貿易額十四億八千三百二十萬留（輸出七億七千五十萬留、輸入七億千二百七十萬留）に比較し二億三千五百四十萬（一割五分九厘增）を增加せりと雖、其貿易尻は却て一億七千八十萬留の入超に終つた。革命後逐年漸減の步調を辿り來たる穀物輸出は、前年度迄は辛じて其頽勢を維持し得たるも俄然激減し遂に三千八百萬留臺に低下し、輸出貿易より殆ど其姿を沒せんとしたる一九二七—二八年の外國貿易は、蘇聯邦現下狀態を最も善く反映するものである。

元來穀物輸出は外國貿易の樞軸を爲し輸入は唯其輸出に依りてのみ順調な發展を遂げ來りたるものなるが故に、穀物輸出の激減が外國貿易の全般に亘り重大なる變化を齎すに至りたることは當然と謂はねばならぬ。

穀物輸出減少に基因する貿易上のバランス塡補に關する蘇聯邦政府當局苦心の跡は之を貿易統計に徵して明である。即ち工業的農作物、畜産品、動物性産物の輸出は何れも前年度に比較して顯著なる增加を示した。即ち穀物を除外したる農業生産品の輸出貿易額は三億四千三百萬留に達し、前年度に比較して七千九百萬留を增加し、又工業的生産品は三億九千百萬留に上り、前年度よりも九千二百五十萬留を增加せりと雖尙、前記の通り一億七千萬留の輸入超過を見るに至つた。一億七千萬留內外の入超の如き其大部が生産的輸入品なる以上は、一小國の國民經濟に於ても敢て其處置に善處するに難からずと雖、特異の經濟を營む蘇聯邦としては全然趣を異するものありと謂はねばならぬ。蘇聯邦政府當局者は這般の輸入超過はクレヂツトにて輸入したるものなるが故に、直に決濟を爲すことを要せざるものと說明し居れども、現在蘇聯邦の經濟に於て輸入の決濟は正貨の現送に依らざる限りは、輸出か或は外資又はクレヂツトの外なきに鑑み、這般の入超は蘇聯邦經濟の社會主義的建設事業に對して一大暗翳を投じたるものなることは之を否定しがたい。

穀物の輸出激減に伴ふ貿易の逆潮に對する對策としては、穀物以外の農産品及工業製産品の輸出增加となりて現れ居れども、右は未だ穀物輸出上の缺陷を塡補するに足らざるのみならず、是等輸出品の國內に於ける缺乏に想到するときは、這般の輸出が所謂飢餓的輸出と相去る遠からざるものなることを了解し得らるる。

革命前に於ける穀物の輸出は、國民が內に飢へ之を外に輸出したる結果なりとの說の當否は別とするも、今日に於ては一般消費の增進及人口の增加が自然穀物の輸出に影響を及ぼしつゝあることは論を俟たざる處なるも、輸出穀物減少の根本的理由は革命の結果、從來の農業經濟の全機構覆され、生産穀物の大部分を市場に賣出したる大地主及クラークの土地が中農及小農の手に分散せられ其結果農業經濟が市場に最小限度の穀物を搬出することを得るに過ぎざる小農に基礎を置くに至りたる一方、國內の工業化は漸く其緒に著きたるに過ぎざる狀態にあり、從て工業製産品の缺乏は其價格と農業生産品の價格との間に非常なる不平均衡を生じ將又農業生産品中にありても穀價と穀物以外の農産品の價格との開は益々甚しく、彼是相俟て穀物の市場出廻を困難ならしめつゝあり。

由是觀之現在の蘇聯邦の經濟的實狀は假令凶作なく其穀物の輸出は勿論、其他の物資輸出の非常なる發展を期待し難き事態にあるものにして、外國貿易は實狀を反映したるものにして唯一九二七—二八年度は穀物の凶作ありたるが爲這般の現象特に顯著なりしに過ぎず。

社會主義的建設事業は蘇聯邦經濟の生命なる處之が爲には輸入を繼續せざるべからざる次第なるが、輸入は唯輸出に依りてのみ可能なる蘇聯邦の經濟にありて、輸入の目的を達せんとせば新に外國よりクレヂツトを得るか、或は輸出穀物の增加を圖るの二途あるのみである。而して穀物の輸出增進は農業經濟の機構に變更を加ふるか、將又外資又はクレヂツトに依る輸入を以て集團經營主義の農園の發展を促進し、其標榜する新穀物經濟政策の實現を期するの外なき處、此の二問題は今日蘇聯邦の全經濟を覆ふ重大問題にして、此二大問題に關する蘇聯邦の國策の歸趨如何は、軈て其社會主義的經濟建設事業の運命を制するものと謂はざるべからず。今日米國の資本以外叙上の經濟的危機を救ふものなしとの空氣は益々蘇聯邦の內外に漲りつゝあり、又事實此方面に於ける蘇聯邦政府當局努力の跡は之を各種の事象に見ることを得べしと雖、當面の問題としては輸入を抑制し、農村政策並國內の工業化を緩和せざるべからざるやに觀察せらる。

二、最近の外國貿易の趨勢

（單位千留—戰前價格）

年度	輸出	輸入
一九二一—二二	六三、九一六	二七〇、八五六
一九二二—二三	一三三、二四一	一四七、八九二
一九二三—二四	三六九、一八八	二三三、五三二
一九二四—二五	三七〇、八〇五	四一一、三七九
一九二五—二六	四七〇、六〇〇	四六四、五二七
一九二六—二七	七七〇、四〇〇	七二二、七〇〇
一九二七—二八	七七三、九〇〇	九四四、七〇〇

右に付て見るに一九二七年十月一日より一九二八年九月三十日に終る一年間の外國貿易額は、輸出七億七千三百九十萬留、輸入九億四千四百七十萬留、合計十七億千八百六十萬留に上り、之を前年度の貿易總額十四億八千三百二十萬留に比較すれば一割五分九厘即ち二億三千五百四十萬留を增加せるが、其貿易尻は却て一億七千八十萬留の輸入超過を示した。

而して歐羅巴國境の貿易額のみに付て見るに一九二四—二五年度の對歐國境貿易總額は、十一億五千百六十萬留なりしが、年を追ふて增加し、一九二七—二八年度には十四億五千五百九十萬留に增加せり。輸出入品の內容の變化　輸出入品の內容を革命前と比較し其の間に著しく差異ある事は蘇聯邦の特異なる國民經濟の事情に基因するものである。概言すれば輸入品は器械及裝置器具等工業建設の必需品が輸入の大部分を占め、又直接の消費品の輸入激減し、半製品よりも原料品の數量增加しつゝあり、又輸出品は從來輸出貿易の大部分を占めたる穀物類が逐年漸減の步調を辿りつゝあるが、這般の變動は全貿易の上に顯著なる變化を齎しつゝある。

穀物輸出の減少に基因する貿易上のバランスを塡補すべき努力の跡は、今や漸く輸出貿易統計に現れつゝあり、即ち穀物以外の輸出農産品の金額竝其ヴアラエチイ增加すると共に、工業的製産品の輸出額も亦增加しつゝあるが、此現象は從來輸出貿易の大宗たる穀物の輸出激減し、殆ど輸出貿易より其姿を沒せんとする一九二七—二八年度に於て特に顯著なるものあり而して蘇聯邦の現狀は輸入は唯輸出の增加のみに依りて順調なる發展を遂げ得るものなるが故に、今後は穀物の輸出增加せざる限り、國內工業化に必要なる輸入を抑制するの已を得ざるに至るであらう。

主要なる輸出品目　一九二七—二八年度の輸出貿易總額は七億七千三百九十萬留に上りたるが其內容を檢するに毛皮は一億千九百萬餘留に達し輸出貿易の首位を占め、油及其製品之に次ぎ一億六百九十萬留に上り、又木材は九千二百萬留にして第三位を占め、其他穀類及其製品（五千六百萬留）綿布類（四千九百萬留）、鷄卵、牛酪（以上何れも三千九百萬留）、砂糖三千四百萬留）、亞麻（二千百萬留）、滿俺鑛（千三百萬）、留肉製品（千二百萬）等の順序なるが、其他金額千萬留を超過するものは、家禽及野禽魚産品、獸皮等なるが其の內容左の如し。

三、輸出貿易の狀況（一九二七—一九二八年度）

▲農産品	數量（噸）	價格（千留）
穀類生産品	五九〇、一一九	五六、五九六
內譯		
穀粒	三九一、一三四	三八、九五三
豆粕	一九三、五六九	一六、九一八
採油用種子	五、三三六	七二五
牛酪	三三、八五一	三九、一五五
鷄卵	八、六三三	四〇、四六二
家禽及野禽	一六、三五三	一〇、六八七
魚産品	二七、〇七五	二一、四五八
肉製品	三五、六一五	一六、〇九三
亞麻（原料及製品を含む）	二七、三六六	一三、二七五
大麻（同）	一一、四八五	三、三五〇
羽毛	一、三六二	六、五八七
動物	—	一〇、六五九
毛皮	—	一九、二二〇
其他	—	四五、七八四
農産品總額	—	三八二、三一六
穀粒を除きたる農産品總額	—	三四三、三六三
▲工業製品		
木材	二、八九八、〇二七	九二、六六三
油製品	二、七八七、二四八	一〇六、九八七
滿俺鑛	四九八、八八二	一三、七五二
鐵鑛	四二八、四三五	四、五二七
石炭、無煙炭、骸炭	四九六、七二〇	四、三六七
アスベスト	一一、一六四	三、二〇九
砂糖	一三二、二五〇	三四、二六九
綿布類	—	四九、三七六
其他	—	八二、四四九
工業製品總額	—	三九一、五九九

尙前記輸出總額中、歐洲國境の分のみに付之を大別すれば左の如し。

（單位千留）

	一九二七—二八年	一九二六—二七年
生活必需品	一九七、八二六	三二八、九七八
原料品及半製品	四一四、五八〇	三三九、五二七
動物	三、二二六	三、一八一
精製品	二〇、二二九	六、五五四

四、輸入貿易の狀況

主要なる輸入品と一般輸入の特況　一九二七—二八年度の輸入總額は九億四千四百七十萬留に上れるが、前年度に比し一億三千二百六十萬留を增

加した。而して輸入品の内容を檢するに原料品及半製品、器械及裝置具大部分を占め、消費品が極度に減少せられたることは前年度と同樣なり。即ち工業上の裝置器具類二億五千五百八十萬留（前年度に比し一億三百萬留增）、原料品は三億八千三百六十萬留（前年度に比し一割七分增）に達し、輸入總額の四割六厘を占め、半製品は一億千七百萬留（前年に比較し稍減少せるが、國內に於ける農業器械製造の發達に基く）に達した。斯くて工業化に必要なるは總輸入額の八割四分三厘を占め、器械類は蘇聯邦市場は世界の第一位を占むるに至つた。而して僅に其殘餘が一般消費品に充當せられたるに止れるとは如何に蘇聯邦政府當局が、鋭意工業建設に努力しつゝあるかを語るものなり。

對歐國境に於ける輸入貿易の內容　對歐國境の貿易額のみに付て見るに設備品、工業及運輸器械類二億四千七百萬留、原料品三億三千萬留、半製品約一億六百萬留、農業用器械器具三千七百萬留等にして、生產的輸入金額は七億二千百萬餘留に達したるに反し、一般生活に必要なる消費品六千九百萬餘留、一般工業製品約二千四百萬留等にして、合計九千五百萬餘留に過ぎざること左の如し。

○生產的輸入　（單位千留）

一九二七年—二八年	二四七、三〇〇
▲工業及運輸用裝置器具	三三〇、〇三八
▲原料	
內譯	
棉	一三四、八六五
羊毛	二三、九九四
鐵金屬	九五、二六一
有色金屬	
皮革	
護謨	
其他	
▲半製品	
內譯	
精製皮	
紙類	
糅皮料	
染料	
其他	
▲燃料	
▲農業用輸入品	
內譯	
農業用器械類及トラクター	
其他	
生產的輸入總額	

○需要品の輸入

▲生活必需品	
內譯	
乾果	
米	
茶	
鰊	
蜜柑及レモン	
砂糖	
其他（註一）	
▲一般工業製品	
其他	
輸入總額	

（註一）、大部分は穀物輸入價格。（註二）、本統計數字は多少變更あるべきものなるに付、後揭せる稅關統計に依る　八二〇、〇八六が實際の輸入價格である。

四二、五八二
一五、五五九
五四、七〇〇
三八、五〇六
二四、〇九七
一九、七二九
一〇五、九四五

三、〇一六
一三、七二九
一四、七二〇
一〇、九六四
六三、五一八
六二二
三七、三五五

二〇、六七三
一六、六八二
七二一、二六〇

六九、二六七

八五三

二八、九六五
二、四九六
二四五三
二二七、四
三四、二七三、六

五、歐洲國境及東方亞細亞國境の貿易額

蘇聯邦政府は對歐國境並東方諸邦中工業の發達せる國（例へば日本）に對しては堅く外國貿易獨占の障壁を嚴守し來れるに反し、彼斯、アフガニスタン、蒙古等の東方諸國に付ては獨占制度を緩和し、特種の通商經濟關係の促進に努め、其貿易額を增加する所あつた。

歐洲國境の貿易　一九二七—二八年度の總輸入額九億四千四百七十萬中八億二千萬餘留、總輸出額七億七千三百九十萬留中六億二千三百八十萬留は歐洲國境（日本を含む）よりの輸出入額に屬した。而して輸出入額とも最多額に上りたるは依然獨逸にして、米國及英國之に次ぐことは左の通りである。

一九二七—二八年　（單位千留）

國名	輸入	輸出
獨逸	二九、〇四六	一四、五六
瑞典	一〇、七二一	七、五九
瑞西	四五、三九一	一四七、七七
英國	四二、三三	七四

一四六
一二三、九九四
九五、二六一
八二〇、〇五九

（單位は千留）

	前半期	後半期
食糧品	三、四八六	四、七四一
畜產物	六〇一	七一六
化學製品	三一二	三七七
金屬製品	二、二九二	二、〇七七
紡績品	一、九三七	一、二〇二
其他	六九七	四八九
▲輸出		
食糧品	二、二五六	二、七〇七
畜產物	三、一七九	二、五六五
木材	四、五〇六	五、〇五八
金屬	八四三	六八八
鑛物燃料	一、七三六	一、〇一九
其他	八八	二六五

次に極東路に於ける仲繼貿易の狀態を見るに浦潮港經由輸出貨物は百二十八萬八千百六十七噸、輸入貨物は五萬六千六百二十五噸にして、前年度に比し輸出は一二%、輸入は一三%の增加を示して居り、又極東露通過東支鐵道に依る。輸出貨物は十七萬二百三十三噸、輸入は十五萬七千四百二十四噸にして、前年度に比し輸出二八%の增加、輸入一五%の減少を見た。

尙詳細左の如し。

（單位噸）

摘要	前半期	後半期
浦潮港經由輸出貨物	九二、三八	三七六、八九二
其中		
大豆	五八、四〇七	二三七、九五
豆粕	三五、八四	一〇八、二五
浦潮港經由輸入貨物	三〇、〇三	三六、二〇三
極東露經由東支鐵道に依る通過輸出貨物	三〇、〇三	八五、八七
東支鐵道に依る極東露經由通過輸入貨物	八、四五	六八、七九

アフガニスタン　二四　一、二五六　一、二五五
白耳義　一　一、二五六　一、二五三
ブルガリー　〇・一　四、〇三一　一、六三
ブラジル　一　一、三五五　一、六三
ハンガリー　三　二四二、〇四〇　一八五、三四
獨逸　三、九八〇　一六、六八二
和蘭　一五七　五、四五八
希臘　九二六　二五、八四一
丁抹　一、九七一　三二、六〇三
埃及　九四、八八　三、九六五
印度　一四、九五七　一
アイルランド　二、四三八　二、一三三
西班牙　九、一四〇　二五、八七七
伊太利　二、三六六　二、一三六
加奈陀　二、三九六　二、一三六
支那　三　五、七九九　九、九六
ラトビヤ　二九四　一、三〇五
リトビア　二四三　三三
メキシコ　八八　五四四
蒙古　一　四、九八一　二、三五三
ニュージランド　一、〇一四　一、〇一四
ノールウエイ　五、三九七　四、九六六
彼斯　六、九六六　八五九
波蘭　ポルトガル　三四　七九
ルーマニア　一八、一五〇五　三三、〇三六
米國　一三、〇四九　一四、〇四一
土耳其　一六、四九九　七、四八七
フインランド　三五、三一七　四〇、五四九
佛蘭西

内國商業組織の改革

（一九三〇年二月十三日公布）

内國商業管理改革ニ關スル「ソヴイト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議決定

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會及人民委員會議ハ左ノ通決定ス

（一）「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ根本使命

第一條　「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ現在左記諸項ヲ以テ内國商業ニ於ケル根本使命トス

イ、「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部所管ノ食料關係産業ノ指導及右ニ關スル企劃就中同産業ノ最新技術ノ基礎ニ於ケル改革ノ指導及全聯邦的意義ヲ有スル當該國營企業ノ管理ロ、「ソヴイエト」聯邦ノ産業方面ニ對スル食料品及自家用品供給ノ組織

ハ、都市村落間ノ計畫的交換ノ組織及右交換ノ指導、先賣契約計畫ノ作成及實行

ニ、買付ニ於ケル農業及消費「コオペラチヤ」ノ指導竝ニ食料品及自家用品ノ供給

ホ、集團農業及「ソヴイエト」農業建設ニ於ケル生産計畫ノ作成ニ對スル參與

ヘ、營養ノ合理化及社會的營養發達ノ一般的指導

ト、最新技術ヲ基礎トスル食料品保存ニ關スル組織ノ指導竝ニ運搬方法ノ設定

チ、食料品及馬糧ノ代用品案出事業ノ指導

第二條　農業及消費「コオペラチヤ」ノ指導及調整ハ該「コオペラチヤ」組織ノ定款ニ準シテ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部之ヲ實行ス

（二）部門的合同（オブエヂイネーニエ）

第三條　「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ部門的合同並ニ消費農業及産業「コオペラチヤ」ヲ經テ重要ナル基本食料品ノ買付保存及加工竝ニ此等食料品ノ供給ニ關スル計畫的指導ヲ爲ス

第四條　部門的合同ハ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ所管ニ屬ス該合同ハ獨立ノ法人トシテ組織セラレ經濟的計算ノ基礎ニ於テ行動ス

部門的合同中ニハ當該國營機關ト共ニ亦消費及農業「コオペラチヤ」モ加入ス「コオペラチヤ」ハ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ト協議シ別ニ決定ヲ以テ定メラレタル條勞働國防會議ノ特別決定ヲ以テ定メラレタル條件ヲ遵守ノ上任意ノ手續ニ於テ合同ニ加入スルモノトス

第五條　「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ各部門ノ合同ハ左記ヲ其ノ主要ナル使命トス

イ、食糧買付計畫ノ作成竝合同加入ノ機關ヲ經由シ或ハ必要ノ場合合同直營機關ニ依ル右計畫ノ實行

ロ、供給計畫ノ作成竝ニ消費「コオペラチヤ」及商業ニ依ル右計畫ノ實行

ハ、食料關係産業ノ當該部門及合同ニ加入スル個々ノ企業及機關ノ指導及企劃就中該企業及機關ノ資本的建設ノ企劃及指導竝ニ最近技術ヲ基礎トスル企業改革ノ指導

ニ、「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ特別建築機關及其他ノ建築機關ヲ經テ行フ自己企業ノ建設

ホ、買付小賣及賣込價格ノ作成

ヘ、合同ノ規則及其ノ定款ニ基キテ行フ合同加入企業ノ指導者ノ任免

ト、合同加入ノ企業及機關トノ諮議組織竝ニ右ニ對スル學術技術的援助ノ供與

チ、倉庫業ノ經營

リ、幹部ノ養成及配屬

第六條　合同ニハ原則トシテ全聯邦的及共和國的意義ヲ有スル企業及機關竝ニ地方的意義ヲ有スル重要機關ヲ加入セシム、直接合同若クハ合同加入ノ機關ニ加入シ居ラサル企業ニ關シテハ合同ハ同企業ノ行動ニ關スル一般的調整ヲ爲ス

共和國及地方ノ指導ハ聯邦共和國商業人民委員部其ノ地方機關ヲ經テ聯邦合同之ヲ行フモノトス

第七條　左記部門ノ合同ハ直チニ組織セラルヘシ

イ、穀物及馬糧（ソユーズフレブ）

ロ、肉類（ソユーズミヤーソ）

ハ、魚類（ソユーズルイバ）

ニ、植物性油（ソユーズラスマスロ）

ホ、罐詰（ソユーズコンセルヴ）

ヘ、冷凍事業（フラドツエントル）

追テ合同ニ關スル一般規則發布セラルル迄「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ前記合同ノ臨時的定款ヲ確認スヘシ

第八條　合同ハ獨立シテ計畫的業務ヲ行フ、「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ合同ニ對シテ指令乃至企劃上ノ指導ニ任シ命令ヲ附與シ又合同ニ依リテ行ハルル指令計畫及訓令ノ遂行ヲ監督ス就中「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ左記諸項ヲ擔當ス

イ、買付、販賣及資本的建設ニ關シ合同ニ於テ右人民委員部ノ指令ニ基キ作成セル豫定數字ヲ確認スルコト

ロ、合同ノ生産計畫ヲ確認スルコト

ハ、合同ノ具申ニ依リ買付、販賣及小賣値段ヲ確認スルコト

ニ、合同ノ財政立案、帳尻及報告ヲ確認スルコト

ホ、合同ノ特別資本支出ヲ許可スルコト

ヘ、合同ノ行動ヲ檢査スルコト

ト、合同ノ指導幹部ヲ任免スルコト

チ、合同ノ定款及定款資本ヲ確認スルコト

第九條　工業品供給ニ關シテハ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ハ左記諸項ヲ擔當ス

イ、消費「コオペラチヤ」ニ對シ工業品供給案ノ作成ニ付指令ヲ與ヘ右指令ノ遂行ヲ監督スルコトニ依リ消費「コオペラチヤ」組織ノ行動ニ關シ一般的指導ヲナスコト

ロ、住民ニ對スル工業品ノ供給ニ關シ國營商業ヲ指導スルコト

ハ、人民委員部ノ管理ニ屬スル工業品豫備基金ヲ直接處分スルコト

（三）「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ構成及其ノ聯邦共和國商業人民委員部トノ相互關係

第十條　聯邦共和國ノ商業ニ關スル規則案及本決定ニ因リテ生スル「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ改正案ヲ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ニ提出スヘキコトヲ委任ス

第十一條　部門的合同ニ於ケル計畫的調整ノ統一及「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ企劃乃至指令擔當部ヲ組織スヘシ

第十二條　聯邦共和國商業人民委員部及州、地方（クライ）商業部ハ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ノ改造ニ準シテ改造スルヲ要ス

第十三條　商品交換調整ニ於ケル任務ノ變更ニ順應スルト共ニ商品交換ノ一般的計畫化ヨリ漸次ニ企劃的ノ社會主義的製品交換ニ轉移セントスル組織的準備ノ爲聯邦共和國商業人民委員部ノ分管區（ライオン）機關ヲ大ニ充實スルヲ要ス

右目的ノ爲分管區執行委員會ニ所屬シテ分管區商業部ヲ組織スルヲ要ス

（四）聯邦共和國商業人民委員部及其ノ地方機關ノ改造

第十四條　『ソヴイエト』聯邦内外商業人民委員部ニ對シ六ケ月ノ期間内ニ「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ニ關スル規則案及本決定ニ因リテ生スル「ソヴイエト」聯邦現行法規ノ改正案ヲ「ソヴイエト」聯邦人民委員會議ニ提出スヘキコトヲ委任ス

第十五條　聯邦共和國政府ニ對シ左記ノ提議ヲ爲ス

イ、「ソヴイエト」聯邦内外商業人民委員部ト今回ノ改革ノ期限及基礎ヲ協議ノ上本決定ニ依リテ豫見セラルル聯邦共和國商業人民委員部及其ノ地方機關ノ改造ヲ實行スルコト

ロ、聯邦共和國ノ法規ニ因リテ生スル變更ヲ挿入スルコト

一九三〇年二月十三日　莫斯科「クレ、ムリン」ニ於テ

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會議長
エム、カリーニン

「ソヴイエト」聯邦人民委員會議議長
ア、イ、ルイコフ

「ソヴイエト」聯邦中央執行委員會書記官
ア、エヌキツゼ

外國貿易局大改造

五箇年計畫の實行によつて、國家經濟の根本的建直しを行ひつゝある、ソ聯邦に於ては、一方國家機關の方面でも新段階に應じて、組織の改廢並に職員の移動整理を見つゝあり、殊に從來問題の多かつた聯邦通商人民委員部外國貿易局では、右

兩方面に亘り可なり根本的な建直しを決定し、一九三〇年九月一日より之を實施するに至つたがそれによると

A、外國貿易局の新組織は一、輸出課二、輸入課三、貨幣課四・計畫經濟課(條約係は同課に編入)五、組織監督課六、祕書課より構成する

B、從來の外國貿易局職員數一百四十名中、組織改正の結果四十二名(三割二分)を減じ九十六名とした新職員を各課別に示せば

輸出課(十三名)、輸入課(十二名)、貨幣課(十九名)、計畫經濟課(十四名)、組織監督課(十三名)祕書課(二十名)

C、外國貿易局參與會議(コレギア)は祕書課を除く五課の各課長によつて構成す

在留外人の爲新通商機關創設

五箇年計畫で豫定された農村社會主義の急激な遂行に伴ひ、ソ聯邦に於ける各種物資就中食料品の不足著しきと、一方在留外國人獨得の趣味性乃至味覺を滿足させる爲、ソ聯邦通商人民委員部は、モスクワ國家貿易局に所屬して、ソ聯邦領土内に於ける外國人との商取引を目的とする、特別機關「トルグシン」の新設を決議發表したが、其機能左の如し

一、トルグシンは通商人民委員部の定むる品目表によりソ聯邦在住外國人と商取引を行ひ、且つ前記外國人に必要物資を供給する權利を有す

二、通商人民委員部の管轄にある各聯合機關(各シンヂケートが國家機關に改組されたるもの)は、外國人との取引に必要なる物資を現金勘定により、且つ委托販賣つ形式により、トルグシンと包括契約を爲す

外國貿易局組織變更

露西亞共和國商業人民委員部の管轄に屬する國營貿易局の定款

(一九二八年十月三十一日認可)

(譯者註)露西亞社會主義ソヴイエト聯邦共和國の名稱は、ソヴイエト社會主義共和國聯邦と混同し易き爲、ウクライナ共和國又は白露西亞共和國の例に倣ひ本譯文中には露西亞共和國と略稱せり。)

第一章　會社の目的及權利義務

第一條　露西亞共和國領域内へ輸入し、同國内に於て各種輸入品を現行法令及外國貿易獨占規定を遵守して販賣し、會社の勘定を以て或は官衙、企業、コオペラチーヴ、公共機關及私人(自然人並法人共)の委任に依り各種輸出貨物の買出、輸出及外國市場に於ける販賣品、製造品の買出、輸出增進及發展を助長する工業の創設及經營、外國市場に於ける輸出貨物の販賣及主として工業に供給する輸入貨物の仕入等國營輸出入商業局(ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エル)の業務繼續及發展の爲に、露西亞共和國商業人民委員部の管轄の下に國營輸出入株式會社ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルを設立し、本社を莫斯科市に置く。

備考　(一)會社發起人は左の如し。

(イ)　露西亞共和國商業人民委員部
(ロ)　同　最高國民經濟會議
(ハ)　カレリヤ自治共和國中央執行委員會
(ニ)　ダゲスタン自治共和國中央執行委員會
(ホ)　北高加索地方執行委員會
(ヘ)　鳥拉爾州執行委員會
(ト)　極東地方執行委員會
(チ)　ニージエゴロドスカヤ縣執行委員會
(リ)　レニングラード州執行委員會

備考　(二)會社は露西亞共和國商業人民委員部の管轄に屬す

第二條　會社は登錄の日より法人の權利を有し、第一條に揭げたる事業遂行の爲各種財産を取得し、讓渡し、現行法規に定められたる規定に從ひ國有財産を取得、讓渡し並擔保に供し、各種の契約を締結し、又は負擔を約し、會社の名に於て裁判所に訴訟を提起し、又は答辯を爲す。就中會社は左記の權利を有す。

(イ)　外國に於て會社の勘定を以て、又は委託に依る買付を爲し、露西亞共和國領域内へ輸入し、同國内に於て各種輸入品を現行法令及外國貿易獨占規定を遵守して販賣し、會社の勘定を以て或は官衙、企業、コオペラチーヴ、公共機關及私人(自然人並法人共)の委任に依り各種輸出貨物の買出、輸出及外國市場に於ける販賣

又は委託販賣を爲し、又其他一般輸出入に關聯する各種の商業行爲をなす。而して此内には内國市場に於て輸出に不適當なる出廻り原料の賣却をも含む。

(ロ)　會社の地方機關にして、且本社の特種規定及指揮に從ひ營業する支店、營業所、代理店特約店を露西亞共和國内に設置すること。

(ハ)　工業及商業の傍系企業を開設すること。

第三條　會社は總ゆる現行法律及政府の命令に服從す。

第四條　法律の命ずる總ての會社の公告は法律に依て指示せられたる新聞紙に揭載す。

第五條　會社は第五條の名稱を標示する社印を有す。

第二章　會社の資本、株式及び株主の權利と義務

第六條　會社の資本を一億留とし、之を十萬株に分ち、一株一千留宛とす。

(備考)　株式(株券)は之を發行せず。

第七條　會社の株式は記名にして普通株と特權株とに分つ。

普通株は露西亞共和國商業人民委員部及露西亞共和國及蘇聯邦の中央官衙竝企業の間に分配し特權株は會社の株主たる地方執行委員會に分配す。

特權株は會社總決算の結果如何に拘らず、夫々地方機關(支店)が地方の輸出により得たる利益を別勘定として配當を受くる權利を有す。特權株の受くべき配當の歩合は、發起人の同意又は招請せられたる各特權株主と發起人或は取締役會との協議に依り之を定む。而して右協議は露西亞共和國財務人民委員部の贊同を得たる上、同國商業人民委員部の認可を受くべし。

第八條　株式は金錢、國庫有價證券、企業又は會社の組織上必要缺くべからざるか、又は其營業科目中に入るべき各種の有價物件、若は權利より成る他の財産を以て額面の金額を拂込むことを要す。

資本の一割は必ず金錢を以て拂込むことを要す株式の拂込方法及期限は一九二七年八月十七日株式會社法第二十九條による。而して資本全額の拂込は本定款の認可公告の日より一箇年以内に完了するを要す。

第九條　露西亞共和國商業人民委員部の持株は國營商業局ゴストルグ・エル・エス・エフ・エス・エルの財産を以て引受く、尙商業局財産の二十五%は商業人民委員部と、特權株主との特別協定により特權株主の勘定として融通することを得るも、該融通額は株主拂込額の五十%を超ゆることを得ず。

前項記載の特權株主の勘定として融通したる資本は、同株主が受け得べき利益中より商業人民委員部に辨濟すべし。

第一〇條　一官衙或は企業より他の者への株式讓渡は、一九二七年八月十七日株式會社法第五十二條及第五十四條の規定に依り、取締役會の同意を經て之を行ふ。

第一一條　株式全部の引受及資本の四分の一拂込を了したる後、一箇月以内に發起人及株式引受人の準備委員會を招集し、發起人は株式の分配株式の拂込として收受したる金錢其他の財産に關し又創立費の支出、會社設立に關する方法、會社の爲し又は爲さんとする凡ゆる行爲及取引竝設立せんとする會社の狀態を判斷するに必要なる一般事情に關して書面上の報告をなし、又會社の財産目錄及收支の計畫案を提示すべし。發起人の報告、財産目錄及收支の計畫案等を檢査する爲に、準備委員會は檢査役會を選擧す。但し會社の發起人は該檢査役會員たることを得ず。

發起人及株式引受人の準備委員會閉會の後三日乃至一箇月以内に、發起人は創立總會を招集し其席上に於て檢査役會の報告を聽取し、且會社成立の承認、發起人の執りたる措置及取引の追認、株式の拂込として受入たる財産の評價、財産目錄及收支計算の承認、取締役會の選擧、其他會社役員の選擧竝發起人の報告又は會社の常務に關する事項を決議す。

第三章　會社の機關

第一二條　會社の機關は左の通りとす。

(一)　株主總會
(二)　ソヴイエト
(三)　取締役會

(四) 監査役會

第一節 株主總會

第一三條 株主總會は定時總會及臨時總會とす。

定時總會は取締役會により毎年(一)前年度營業報告、貸借對照表の審査及承認、利益の分配及損失補塡の方法決定竝ソヴイエト、取締役會及監査役會及會員選擧の爲に年度經過後四箇月以内に、(二)次年度の投資、營業計畫及經費豫算承認の爲に營業年度開始一箇月前に招集す。

臨時總會は取締役會の見解、ソヴイエト又は監査役會の要求、若は資本の二十分の一以上に當たる株主の要求に依り、會社の經營上生じたる緊急事項を解決する爲取締役會之を招集す。

總會招集に關する請求を提出するに當りては、總會の審議すべき事項を正確に指示することを要す。臨時株主總會は露西亞共和國商業人民委員部の命令に依るも亦招集することを得。臨時總會招集の要求は法律の規定に依り該請求を通告せる日より二週間以内に執行すべし。

第一四條 總會は本定款に基き會社の關する限り一切の事項を決議するも、總會の必然管掌すべき事項左の如し。

(イ) ソウイエト、取締役會、監査役會の會長及會員の選擧及交迭、候補會員の任命及報酬額の決定

(ロ) ソウイエト、取締役、監査役會規則の審査及承認

(ハ) 既定の手續により左記各項の審査及承認

(一) 次年度の投資營業計畫

(二) 前年度の營業報告及貸借對照表

(三) 前年度利益の分配

(ニ) 資本金額の增減、準備金の支出、會社定款の變更及清算に關する事項の解決

(備考) 一九二七年八月十七日株式會社法第百二十九條に規定せる事項に關する總會の決議は、露西亞共和國商業人民委員部の認可を要す。(特に民法第二十二條に規定せる財産の讓渡に關する事項が決議せられたるときは、定められたる手續に依り認可を受くる爲、露西亞共和國商業委員部に進達すべし)

第一五條 總會は適當の時期少くとも開會の日より二週間前にエコノミーチニ紙上に廣告する公告を以て招集す。

公告には左の事項を正確に記載すべし。

(イ) 總會招集の日時

(ロ) 開會の場所

(ハ) 總會の審議、決定すべき事項の詳細なる列記

第一六條 取締役會の報告及審議に付する議題の爲に供用する材料は、少くとも總會開會の十日以前に株主の閲覽に供することを要す。

第一七條 總會に於て審議すべきを以て、總會に對し何等か自己の提案を爲さんと欲する株主は、遲くとも總會開會七日前取締役會に對し書面を以て申出づべし。

若し資本の二十分の一以上に當る株主より提案ありたるときは、取締役會は右提案に其意見を付して必ず最近の總會に提出すべし。

第一八條 各株式は一箇の議決權を有す。

第一九條 ソウイエート、取締役會、監査役會の會員たる株主の代表者は、責任の負擔及之が解除、俸職及其報酬額の決定又は各自の署名せる報告書の承認に關する事項の決議に際しては發言權を有せず。又會社が其株主と契約を締結することに關し決定を與ふる決議に際しては、該株主は總會に於て發言權を有せず。

第二〇條 取締役會に於て作成せる總會に出席權を有する株主の名簿は、總會開會七日前本社に掲示す。該名簿の謄本は株主の要求により之を交付す。

第二一條 總會開會前監査役は取締役會の作成せる株主名簿を校閲す。而して總會に出席せる株主にして資本金の二十分の一以上に當るものより請求ありたるときは、前記の名簿は少くとも之が校閲を要求せる株主中より選擧せる一名を加へ、株主中より選擧したる三名以上の委員により總會席上に於て檢閲すべし。

第二二條 總會はソウイエート會長、又は其代理者之を開會し、準備委員會及創立總會は發起人の代表者之を開會す、總會開會後株主中より總會議長を選擧す。

第二三條 總會の有效なる爲には資本の三分の一以上に當る株主の出席することを要す、資本の增加又は減少、定款の變更、會社の解散、他の會社(此内株式會社を含む)又は企業と併合に關する事項を解決する爲には、總會に資本の二分の一に當る株主の出席することを要す。

第二四條 總會の決議は單に出席株主の多數決に依る。然れども前條に列記せる事項及議事定員數の增加を要する事項は、出席數三分の二の多數を得る時にのみ之を決議することを得。

第二十五條 總會出席株主の持株が資本の所要歩合に達すると否とに拘らず成立せるものと認む。同總會に於ける採決は單に投票の多數決に依る。但し採決に際し投票數の三分の二以上を要するものにして、特に第二十三條に示せるものを除く、第二回總會は成立せざりし第一回總會の通告狀に揭記せし事項のみを決議することを得。

第二六條 多數に反對せる株主は其意見を提示する權利を有す。

同意見は總會の議事錄に記入す提示せる特別意見は、總會後七日以内に該意見の詳細を議事錄に併記する爲提示することを得。

株主の權利を侵害する議會の決議は採決の日より一箇内に其決議の無效を會社を相手受り起訴する方法に依り爭ふことを得、斯る起訴權は各株主之を有す。

第二七條 總會の議決は公開するものとす。

第二八條 總會に於て採決せる決議は、出席者の有無を問はず、株主全部を拘束す。

第二九條 總會の審議、決定せる事項に就ては詳細なる議事錄を作成す。決議記入に際しては採決票數が如何に多數なりしかを示し、且採決に關し開陳せる特殊の意見をも記述すべし。

議事錄は總會議長が株主或は株主以外より招聘せる者之を取扱ひ、總會議長は總會に於ける審議及決議と議事錄との一致に對して責任を負ふ。

議事錄の正確に關しては總會議長及三名以上の株主が其署名を以て之を證明す。取締役會の證明したる總會議事錄、特殊意見、謄本及其附屬書類全部は、株主の要求に從ひ、各人に之を交付することを要す。

第三〇條 ソウイエートは株主又は株主以外の者より二箇年の期限を以て、株主總會にて選擧したる十五名乃至二十五名を以て組織す。

第三一條 ソウイエート會員は會議開會の都度金錢上の報酬を受くることを得。

第三二條 ソウイエートの管掌事項左の如し。

(イ) 會社事業に關する取締役會の報告聽取

(ロ) 總會に於て確立せられたる計畫に從ひ、且其範圍内に於て投資及營業方針實施の監視

(ハ) 取締役會に於て多數の贊成を得ざりし事項又は取締役會員中一人の要求に依り、ソウイエートに提出せられたる事項の豫備審査

ソウイエートの職制は株式總會にて承認し、或は改正したる規則に依りて之を定む。

第三三條 ソウイエートは必要に應じて議長の招請に依り參集すれとも如何なる事項ありとも三箇月に一回以上たるを要す。ソウイエートの決議の有效なるが爲に議長、或は其代理者及ソウイエート會員八名以上出席せざるべからず。ソウイエートの決議は多數決を以てす、但し投票同數なる時は議長之を決す。

萬一多數決に達せざる二以上の意見ありたる場合は、問題の決定は總會に讓る。

ソウイエートの決議に不同意なるソウイエート會員は、其旨議事錄に記入することを要求し、採用せられたる決議に對する責任を免るゝことを得。

(備考) 取締役會はソウイエート會議に發言權を有して出席することを得

第三節 取締役會

第三四條 取締役會は株主總會にて株主代表者並株主以外の者より二箇年の期限を以て選擧したる九名より組織す。

第三五條 任期經過前に缺員となりたる取締役補充の爲、同期間中取締役會員の職權を有する候補者二名を株主總會にて選擧す。缺員取締役に代はれる候補者は、取締役會員が選擧せられたる期間滿了迄其職務を行ふ。但し候補者が選擧せられたる期間を越ゆるを得ず。

候補者は取締役の職務執行中取締役に屬する凡ゆる權利を有す。

第三六條 取締役會長及其代理者は總會之を選擧す。

取締役は株主總會に依りて決議し、且其額を承認せる一定の俸給を受く。

第三七條　取締役會は總會及ソウイエトの特殊權限に屬せざる會社一切の事務及資金を取扱ふ。即ち會社の名に於て各種の證書を作成し、取引を行ひ、契約書に調印し、官衙、裁判所、公共職業其他の機關に於て會社を代表す。就中取締役會の職務は左の如し。

（イ）株式として拂込む金錢其他の財産の受入並本定款第七號に依る特權株主と、其持株の受くる配當金額の協議決定

（ロ）事務、簿記、出納、決算及檢査の編成

（ハ）法律、定款及總會の決議に依りて定められたる報告、貸借對照表、投資其他計畫の作成

（ニ）會社の執務上必要なる人員の採用、事務の分擔、俸給額の決定並其罷免

（ホ）現金又は信用に依る財産の賣買、倉庫其他の建物の賃借

（ヘ）會社財産の附保

（ト）營業所、代理店、特約店の開設及其業務の監督

（チ）會社の名に於ける委任狀の發給

（リ）會社の名に於ける契約の締結

（ヌ）裁判所、行政官衙及官吏に對し會社の利益保護

（ル）國營企業の爲に定められたる規定を遵守し、民法第一二條に指示せる建物其他財産の取得、讓渡、賃貸に對する法律上の書類作成建設物の取得、讓渡及擔保に關する契約締結

（ヲ）手形の發行及手形其他債務の支拂、會社に宛てたる手形の割引

（ワ）會社關係事項全部の一般的管掌及處理

取締役會の事務規定は總會の承認せる規則により之を定む。

第三八條　取締役會は毎年總會に於て承認せる投資及營業計畫に基き支出を行ふ。總會は遲滯することを許さゞる場合に處する爲、取締役が計畫外支出を爲し得る金額を定むるも、此場合に於ては取締役會は支出の己を得ざりしこと及其結果に付總會に對して責任を負ふ、又斯かる支出を爲せる度毎にソウイエトの協贊を得て、最近開會せらるべき總會の承認を受くべきものとす。

第三九條　會社の業務に關する一切の往復文書は取締役一名の署名を以て取締役會之を管掌す。手形、委任狀、契約書、承認書其他の書類並會社より債務者に對する返金請求書には、少くとも取締役二名の署名を要す。當座預金の小切手には取締役二名の署名を要す。當座預金の小切手には取締役會の決議により委任せられたる取締役一名署名す、又郵便局より凡ゆる郵便物、金錢及書類等を受領する爲には、取締役一名の署名と社印の押捺を以て足る。

第四〇條　會社の業務上必要あるときは取締役は特別の委任狀を有せずして官衙及官吏に對し請願する權利を有し又取締役會は之が爲取締役會の一員又は其他の人に對し、特別の委任狀を以て代理せしむる權利を有す。

第四一條　取締役會は總會の招集を除くの外、取締役會全員の行動を要するときは特別の委任狀を以て取締役會員の一人又は其他の人を代理せしむることを得るも、此場合には取締役會は代理者が執るべき一切の措置に關して會社に對して責任を負ふべきものとす。

第四二條　取役會は必要に應じ、取締役會長の招集により集會す。但し如何なる事情ありとも一箇月一回以上たるを要す。取締役會の決議が有效なる爲には取締役三名（此中には會長又は其代理者を含む）以上の出席を要し、取締役會議は議事錄を作成し會長及出席取締役全員署名す取締役會の決議は多數決による。但し贊否同數なるときは會長之を決す。若し問題の議決に際し二以上の意見發生し何れも多數の贊成を得るとさは之が解決はソウエートに移す。又若し取締役會員が同會の決議に不同意なるとき其旨を議事錄に記入することを要求したる場合は、成立せる決議に對し責任を解除せらる。

第四三條　取締役會員は本定款に於て指示せる法令竝に總會、ソウエートの決議に基き其職務を行ふ。而して萬一越權行爲、怠慢若は前期の法令又は決議に違背せるときは法律の定むる處に依り處罰す。又取締役會員は株主總會の決議に依り任期終了前之を更迭することを得。

第四節　監査役會

第四四條　監査役會は總會にて（株主の代表者として）或は株主以外の者にしてソウエート取締役會、其他選擧或は任命に依り代理せらるゝ會社の職にあらざる者の中より二箇年の期間を以て三名を選擧す。監査役會員の缺員又は職務執行不可能となりたる場合に備ふる爲、總會は其候補者一名を選擧す。監査役會員の報酬は總會

之を定む。

第四五條　資本の五分の一以上を占むる少數派株主は、其中より監査役會員一名の選擧を要求することを得、此場合には他の監査役會員及其候補者の選擧に參加する權利を喪失するものとす。

第四六條　監査役會の任務は左の如し。

（イ）取締役會の年報、營業期間に於ける會社の金庫財産を自己の見解に依る方法、或は資料に基き檢査すること

（ロ）會社次年度の豫算及計畫の下檢査

（ハ）會社の凡ゆる事務及計算の一般檢査

第四七條　取締役會は監査役會に對し同會の盡すべき任務遂行上必要なる援助をなす義務を有す。

監査役會は會社全財産を所在地に於て檢査及點檢し、既成業務及支拂濟支出金の檢査を爲すことを得。

第四八條　監査役會は總會開會一箇月前に取締役會の作成したる年報、貸借對照表、金庫、資本金竝報告に關係ある帳簿、勘定書、證書類及取締役會の業務全般の檢査を開始する義務を有す。營業報告、貸借對照表の檢査後監査役會は、其意見を付して取締役會に送致し、取締役會は其說明書を付してソウエート及總會の審議に付す。

第四九條　監査役會は決議と監査役會員の少數意見とを記入せる會議の議事錄を作成する義務を有す。此等議事錄及報告、議事錄以外の意見は其謄本を取締役會に送致すべく、役締役會は自己の釋明を付してソウイエト及最近開かるべき總會の閱覽に供すべきものとす。

第四章　會社の營業報告、利益金の分配及配當金の交付

第五〇條　會社營業年度は十月一日より九月三十日迄とす。但し例外として第一回決算期は會社創立の日より前記最終日迄、少くとも六箇月の時日あるときは九月三十日迄とし、若し六箇月に足らざる時は次年の九月三十日迄とす。

取締役會は定時總會の檢閱に供し、其承認を求むる爲前年度の詳細なる營業報告及貸借對照表を作成す。年報及貸借對照表は營業年度滿了後三箇月以內に作成すべし。尤も右期間の延長は公開報告に關する規則に規定せられたる手續に依り許與せられ報告、貸借對照表の印刷物は、定時總會開會二週間前本社に之が受領方を申出づる株主全部に分配す、又同期日より本社の營業時間中勘定書證書類及報告又は貸借對照表に關係ある附屬書類と共に取締役會の帳簿を株主の閱覽に供す

第五一條　會社の報告は公開報告の義務ある企業の爲に、法律に定められたる規定に依り作成す。

第五二條　報告及貸借對照表は總會の承認を經たる後關係法令の規定に依り該官衙に提出すべし。貸借對照表及損益計算書は公開規定に依り公告す。

第五三條　報告が總會の承認を經たるときは、左記の基礎に依り利益を分配す。

特權株主には會社の總決算より生ずる結果如何に拘らず、地方機關（支店）の決算に從ひ該當地方輸出業の成績に依り擧げ得たる利益の歩合を此等特權株主との協定（本定款第七條）に依り定まりたる率に依り第一順位に配當す。

會社總決算より得たる殘餘利益金より左の通控除す。

（イ）準備金として二〇%

（ロ）勞働者及勤務員の生活改良費

（ハ）會社傍係企業の擴張及其機械化の爲に豫定せられたる特別資金の創設五%

（ニ）其他の法律或は株主總會にて定めたる控除額

殘餘の利益は株主總會に於て決せる株式に割當る一定率の控除金（配當金）として全株主（特權及普通株主）に分配す。

第五四條　準備金の控除は資本の半額に達する迄繼續す。準備金は年度貸借對照表に依り明示せる會社營業上の缺損塡補に充當するものとす。

準備金は法律の規定に依り保管す。

若し準備金が資本の半額に達したる後、其全部又は一部を損失塡補の爲支出したる時は再び全額に復舊する迄控除を開始す。

準備金の支出は總會の決議に依り之を行ふ。

第五五條　會社は建築物、機械類、器具、家財、工場、引込線、船舶其他よりなる財産の原價償却資金へ歩引の方法に依り之を行ふ。

原價償却資金の創設及之が支出手續は現行法律に從ひ株主總會之を定む。

第五章　會社の業務上に於ける爭議の審判、責任及び業務の停止

第五六條　株主間及取締役會員と其他の被選擧會社關係者との間に起れる會社業務に關する凡ての爭議、若し爭議者双方が同意するに於ては株主總會に於て解決し、又は一般裁判手續に依り審理す。

第五七條　會社の責任は其所有財產に限定せらる。

第五八條　會社存續期間は之を定めず、會社の行動は國營株式會社法の規定せる場合と手續とに依り之を停止す。

第五九條　清算開始並に其終了に關しては、露西亞共和國商業人民委員部に對して申告し、且必要なる公告をなす。

對外通商關係

一、通商關係の三形態

ソヴイエト聯邦は今日世界の主要なる國家との間に殆んど洩れなく通商關係を設定してゐる。之は同國の世界的に重要な地理的、經濟的位置の必然的に然らしむる處であらう。但し通商關係の性質については多少の相違あり、大體において之を次の三形態に分つことが出來る。

（一）ソ國と通商條約を締結せる諸國（獨、英、伊、土、波斯其他）

（二）正式國交を有し乍ら通商條約未締結の諸國（日本、佛國其他）

（三）正式國交（隨つて通商條約）を有せず單に通商の實際關係のみを有する諸國（米國、チエツコ・スロヴツク其他）

夫等の相互關係、利害得失、ソヴイエト聯邦外國貿易の實際に現れた其の特殊性等につき左に檢討してみたい。

ソ聯邦と通商條約を有する國の中には、條約締結後却て其の對ソ輸出の減少せるものあり、又米佛及日本の如く未だ正常の國交關係乃至通商條約を有せざる國の對ソ貿易が引續き好調を呈せる事實あり、斯かる事實を以て或はソ聯邦が其の外國貿易に統制を有するを利用し、政治外交的考慮に依り對外貿易を左右する結果に外ならずとし、對ソ貿易の關する限りソ聯邦と通商條約を締結することは却て不利を招來する惧ありと觀察するものあり、或は又元來ソ聯邦としては其の存在を維持し社會主義化の目的を達成する必須條件として外國貿易國家監理制度の下に世界市場を相手とする「ネツト、バランス」主義、換言すれば輸出を計つて輸入を制せむとする主義を執り、之に依り輸入に付世界の最も有利なる市場を撰んで取引せむとするものにして、特に近時に於ては農村政策を主因とする經濟的困難殊に輸出穀物の激減に直面するに至り對內的には消費の節約又自給自足策を講じ、對外的には極力第二義的農產品及雜貨の輸出を計り、一般物貨の輸入は之を可及的に制限し國內產業の工業化及農村の社會主義化並に國民生活上に缺く可からざる資材は之をなるべく有利の條件殊に長期の信用を許與する市場に求めむことを其の貿易方針となし、現に所謂經濟建直に關する五箇年計畫の審議に當りても其の實績に影響す可き重要なる因子として外國の許與す可き取引上の信用如何を擧げ居れりと說き、前記統計上の事實は斷交の如き特殊の場合に於けるものを除き全く斯かる方針の結果に外ならずと推論する者がある。今關係諸國の貿易統計の內容に付其の對ソ輸出の減少せる品目を點檢するに、何れも他國の競爭あるものか又はソ側が其の自給自足策或は一般的輸入緊縮策の結果他國よりの輸入も亦減少し、或は均しく他國よりの輸入もなきに至れる種類に屬すること、並に對ソ貿易の好調を呈し居れる國の對ソ輸出品は、大體に於て他國に比し前記ソ聯邦の所謂貿易方針に適合せる條件を有するものと認め得可き種類に屬するかの如くである。尤も斷交後に於ける英國の對ソ輸出の激減せるは云ふ迄もなくソ側の政治的考慮に支配せられたるものであるが尙斯の場合に於ても或種類の貨物に付ては英國の對ソ輸出は却て增加し居る事實あり、即對ソ貿易は特殊の場合を除けばソ聯邦の政治的方策に依りて左右せらるゝものと見るよりも、寧ろ主として前記の如きソ聯邦の所謂貿易方針に依りて支配せらるゝものにして、關係國の產業上の條件並に其の對ソ金融及信用許與の程度如何が對ソ貿易の消長に重要なる因子をなすものと觀察するが妥當である。併し乍らソ聯邦としては對外貿易上の統制を有するを以て斷交の如き場合は勿論政治的其の他の考慮に依り或國との貿易を隨時加減し

得る立場に在るは明かにしてソ聯邦が或國より正式承認を得むとし、或國と通商條約を締結して其の國際上の地位の向上を計らむとする場合、當該國に對し通商上の利益を與へて誘引に努め、或は條約締結に當り政治的考慮を加へて當該國に有利なる條件を認むるが如きことあるべきは之を否み能はぬ所であらう。從て斯かる場合第三國が其の對ソ貿易上に影響を被ることあり得可き點は之を看過する譯にゆかぬ。加之ソ聯邦が特異の法制を有する爲め國民待遇及最惠國約款の如きも相手國に對し多くの利益を與ふるものと謂ひ得ないからソ聯邦との通商條約に於ては此等の諸點を考慮に入れ、通商貿易上の利益を確保する趣旨を以て何等かの方案を工夫し、之に依る特殊の取極をなすことを期せなければならぬ。

二、ネツトバランス主義とコンチンジエント

此點に付從來ソ聯邦と通商條約又は暫定取極を締結せる諸國の中には所謂「ネツト、バランス」主義又は「コンチンジエント」制度を設定せるものあり。此等は云ふ迄もなく保護貿易主義の極致とも稱し得可き外國貿易家監理制度を有し、並に個人資本の自由活動を極端に制限する社會主義的經濟組織を理想とする國家との通商貿易を調整する趣旨を以て工夫案出せられたるものにして、見方に依ればソ聯邦の相手國に對し或限度に於て通商貿易上の利益を保障するものと見るを得可くソ聯邦が或國に對し斯かる主義制度の設定を認めたるは、恐らく當該國との政治的考慮に出でたるものと推定するのが適當である。併し乍ら他の見方に依れば「ネツト、バランス」主義に在りては比例的數字に據り又「コンチンジエント」制度に在りては人爲的數字に據り通商貿易を律せんとするものなるにより、產業上特殊の條件例へば他に競爭品なき特產品を有するが如き場合は格別なるも、一方がソ聯邦の如く「トラスト、オヴ、トラスツ」として貿易及產業上の統制を有する國なるに反し、他方が貿易及產業上自由競爭の基礎に立つ夥多の經濟單位を有する國なる場合に於ては、後者は前者の爲めに兩國間の貿易を制禦せられ、取引に供せらるゝ貨物の價格等に付常に前者の從屬的地位に置かるゝ結果を招來するかの如くである。加之斯かる制度の設定は煩瑣なる手續の規定を要し、運用上種々の困難を伴ふのみならず、其の手續の規定如何によりては自由競爭を認むる相手國に於て種々の弊害に逢着す可く之を矯正せんとするには自由競爭を禁止せざるを得ざるに立ち至るであらう。此等の諸點は前述せる波斯、土耳其、ラトヴイヤの例に依つても推知し得可きところにして結局此等の制度は我國が直に採つて倣ふ可き範となすに足らざるものゝ如くである。

此外對ソ輸出助長策として嘗て獨逸に於て論議せられたるものに所謂豫前輸入 Varschussweiss Einfuhr 及一般的供給契約 Generalleferungsvertrage なるものがある。之は何れもソ聯邦の經濟活動が計畫主義に依るものなるを前提として考案せられたるものにして、前者は一種の委託販賣制度の如きもの即ソ側が設定せる輸入計畫の枠內に屬する關係貨物は元來ソ側が其の個々の產業部門の需要を考慮せるものなる可きを以て、外國商社が一定期間內に賣捌き得る可能性あるものと認む可く、而してソ側としては個々の商品の供給をなるべく有利なる市場に求むる立前を執る可きも、餘りに分散的に注文をなし購賣に當るときは却て勞力と費用とに浪費を生ずるのみならず其の額の小なるソヴイエト手形が多數に外國市場に現はるゝことはソ側の信用受領能力を害する惧もある可きにより、或る種類の貨物に付ては寧ろ手近に在る關係商品を購入するを便とすることある可しとの見解に基き、本案に於ては斯かる種類に屬する貨物に付てはソ側をして豫め之が輸入及委託販賣を認めしむることゝし、條約には之が運用に關する原則を規定せむとするものである。次に後者はソ側の通商代表又は或產業機關と相手方外國商社との間に特定の期間內に特定數又は額の貨物の賣買取引を約する契約を結ばんとするものにして、右特定期間內に於ては關係商品のソ聯邦輸入は當然許可せらる可きものである。該契約の內容即貨物の種類、數量、價格、支拂條件等に付ては當事者の合意に依り種々の態樣ある可きも、賣主たる外國商社としては特定貨物の品質及給付期限を保障するため、一定割合の貨物を在庫豫備品としてソ聯邦內に存せしむるか又はソ側當事者に前渡をなし（即信用許與）之に對し買主たるソ側機關としては特定期間內に特定の數量又は價格の注文をなす可き義務を負ふ可きことを本案契約の本質となしてゐる。G、F、其の他半國商社に於ては五ケ年に亘る信用許與を基礎とする賣買契約をソ側當局と締結して居るが右は本案の一種と見るこ

とを得可く而して此等の契約は通商條約に關係なく締結せられ又締結し得可き性質のものたること勿論である。

通商關係の實際

一、獨逸及米國との關係

ソヴイエト聯邦と獨逸の通商條約改訂商議は、漸く昭和三年十二月二十一日に至つて終了したが、新協定は大體に於いて舊協定を踏襲し、且つそれを稍從來よりも精確ならしむる範圍に限定された。從つて獨逸民間に於て貿易上の利益を保障する方策として論ぜられたコンチンジエント制度等には觸れられてゐないが、然しその議定書中には、出入國及滯在に關する問題、假令國籍の所屬に疑ある者と雖も被逮捕拘留者を所屬國領事に通告する義務、稅關手續、營業上の權利保護、商業上の紛爭に關する仲裁規定、鐵道貨物の直通聯絡電話通信、船舶交通、獨逸汽船會社代理人の入露許可等の諸規定を定め在ソ聯邦獨逸大使に總てのソヴイエト人民委員部と直接接衝の權利を認め、且經濟問題の意義を明白ならしめたる外、著作權保護、關稅率及二重課稅問題に付一九二九年新に交涉を開始することを約せる等獨逸側に有利なる諸點も少なくない獨逸實業家によつてなされた幾多の訴願乃至不滿に付ては單にソヴイエト當局に於て此の種問題は好意を以て其の都度當事者と直接協議して困難の除去に努むべき旨聲明し且つソヴイエト經濟機關に對し獨逸實業家との物品購入及販賣に付公正に處理すべき旨聲明したに止まるとを得可く而して此等の契約は通商條約に關係なく締結せられ又締結し得可き性質のものたること勿論である。

通商關係の實際

一、獨逸及米國との關係

ソヴイエト聯邦と獨逸の通商條約改訂商議は、漸く昭和三年十二月二十一日に至つて終了したが、新協定は大體に於いて舊協定を踏襲し、且つそれを稍從來よりも精確ならしむる範圍に限定された。從つて獨逸民間に於て貿易上の利益を保障する方策として論ぜられたコンチンジエント制度等には觸れられてゐないが、然しその議定書中には、出入國及滯在に關する問題、假令國籍の所屬に疑ある者と雖も被逮捕拘留者を所屬國領事に通告する義務、稅關手續、營業上の權利保護、商業上の紛爭に關する仲裁規定、鐵道貨物の直通聯絡電話通信、船舶交通、獨逸汽船會社代理人の入露許可等の諸規定を定め在ソ聯邦獨逸大使に總てのソヴイエト人民委員部と直接接衝の權利を認め、且經濟問題の意義を明白ならしめたる外、著作權保護、關稅率及二重課稅問題に付一九二九年新に交涉を開始することを約せる等獨逸側に有利なる諸點も少なくない獨逸實業家によつてなされた幾多の訴願乃至不滿に付ては單にソヴイエト當局に於て此の種問題は好意を以て其の都度當事者と直接協議して困難の除去に努むべき旨聲明し且つソヴイエト經濟機關に對し獨逸實業家との物品購入及販賣に付公正に處理すべき旨聲明したに止まるも、殊に獨逸側は之に依り其の對ソ貿易は一層增進するに至る可しとして前途を大に囑望した。然れソ邊邦が故意に獨逸を疎外せんとするに非ずして、其の社會主義的經濟組織建設の爲めに必要且適切なるものを最も有利に提供する方面に求めんとする結果に外ならず、新友を得て舊友を疎ずるの愚はソ聯邦としても能く之を知つてゐる。經濟組織を社會主義的に改造する爲めには米國式大規模の技術機械を慾求せざるを得ないのである。獨逸の所謂識者中にはソ聯邦の五年計畫を以て一のユートピア、一の妄想なりと嘲りソ聯邦の經濟が近く破滅す可しとさへ豫言するものもあり、彼の年產十萬臺の自動車工場年產四萬臺のトラクター工場の如き又「セリマシストロイ」其他「ドネプロストロイ」の如きものに付ては七千萬の獨逸人は殆んど之を知らず、個人資本主義的獨逸の事業家達は之等を冷視するも米國の技術及資本は之等を重視し之等に援助を吝まざるのみならず、米國は其の對ソ輸出に付相當長期の信用をソ聯邦に與へてゐる、斯る結果米國の對ソ輸出が增進するのは當然であると說き、獨逸がソ聯邦の態度に不平を表するに際しては先以て前記の如き所謂識者の豫言が誤なることを認め、銀行團の對ソ取引封鎖的態度を改むる必要あり、又ソ聯邦の對外輸出を以てダンピングなりと攻擊するが如きは資本主義國家に於ける物價が資本家の結束に依る獨占的價格によりて定められる事實を忘れ、計畫經濟主義に依る生產が如何なる利益を齎すやを了解せざるものであるとの趣旨を以て酬ひて居る。

尙前記の中「セリマシストロイ」とはロストフに建設中のもの又年產十萬臺の自動車工場とはニジニノヴゴロツドに建設中なるフオード會社との技術的援助契約に依る自動車工場を指す同工場の建築に付てはオースチン會社との契約に依るもの又年產四萬臺のトラクター工場とはスターリングラードに建設中の「トラクトールストロイ」を指すもので同工場建設費七千六百五十萬留一日生產トラクター百四十一臺卽各六分毎に一臺の割合にして同工場の設計に付ては Albert Kahn The との技術的援助契約に依り動力機械に付てはソ側と westing house International Company 及 International Comlustion Engineering Corporation との間に五箇年を基礎とする信用許與に關する賣買契約存する趣である。尙斯種長期信用をソ側に許與せる米商社としては右の外次の如きものがある。

Allis Chalmers Company, Worthington Pumps Company,
Ingresall-Band Company, Link Belt Company,
Int rnational Harvester Company, John Deere
Company, Caterpiller Tracter Company,
Hercales Motos Company.

獨逸及米國の對ソ輸出

獨逸	ソ聯邦總輸入高に對する割合	米國	同上割合
（單位千留）		（單位千留）	
一九二四・二五年	一〇一、六七〇	一四%二	一〇一、八〇〇	一二%八
一九二五・二六年	一九七、〇〇〇	一三%三	一三一、一〇〇	一六%
一九二六・二七年	一六一、三〇〇	一三%七	一四五、七〇〇	一〇%五
一九二七・二八年	二六二、四〇〇	二六%二	一八七、八〇〇	一〇%
一九二八・二九年	二四四、六〇〇	二四%〇	八六、八〇〇	一五%

（但二八・二九年は六箇月間）

米國の對ソ輸出品の主なるものは棉花、ゴム、鞣皮、有色金屬等にして此等は何れも獨逸に產せざるものに屬し、其の他近年激增せるものは工場建設用品、工業用及運輸事業用機械器具等である。

次に獨逸の對ソ輸出品中著しく減少せるものは染料、精製皮革（未精製皮革の輸出は反對に激增せり）綿絲等にして例へば千九百二十五年に於ける染料の對ソ輸出は三千二百八十萬馬克に達し、獨逸の染料輸出總高の一割一分に相當したが、最近に至つては僅かに二分に過ぎぬ狀況で此の外農業機械類の對ソ輸出亦大體に於て減少せるも最近ソ聯邦の對獨輸出增加に伴ひソ聯邦の對獨逸注文高亦相當の額に達してゐる。卽ち一九二七・二八年

品目	輸入	高	注文	高
	（單位千留）		（單位千留）	
皮革工業用品	一六、一〇〇		七、〇〇〇	
化學用品	一一、九〇〇		一四、八〇〇	
工業施設用品	六、九〇〇		一六、八〇〇	
動力用品	一一、七〇〇		一四、〇〇〇	
織物機械	二〇、七〇〇		一六、一〇〇	
重工業用品並に鋼鐵類	五〇、二〇〇		五二、四〇〇	
農業用機械	七、八〇〇		二四、五〇〇	
鐵道及船舶用品	二、四〇〇		六、三〇〇	

右に依れば、最近穀物の輸出皆無となり、第二義的農產品の輸出に汲々とし輸入を引締め居れるソ聯邦としても其の經濟の建直しに必要なる品に付ては獨逸に對しても依然相當額の注文をなせるものと認めざるを得ざる可く、從て獨逸の對ソ輸出の減少は主として染料及米國の競爭ある機械類に關するものと認められる、而して右染料輸出の減少せるはソ側に於て獨逸 I. G. Farbenindustrie（拾五億馬克の資本を有する Interessr Gemeinschaft der Farben, industrie Akt Ges）と技術援助契約を締結する等自國內の染料生產を以て其の需要を充足せんと努め、一般的輸入を制限すると共に輸入餘力は之を基礎的工業建設用品及原料品に振向けんとする方針の結果と認め得可く佛國の對ソ染料輸出も近年激減し又チエツコスロヴアキア、及波蘭の對ソ染輸出は何れも千九百二十七、八度年以來皆無となつた。此點に付てはソ聯邦工業活動に對する獨逸の技術的援助問題の爲め、一九二九年九月ソヴイエト西部商業會議所獨逸部の主催せる會合に於て前記 I. G. Farbenindustrie 株式會社社長ドクトル・ミユーレン氏がソ聯邦に技術的援助を與ふるには獨逸商社として其の事業の種類に留意せざるを得ず、例へば發電所水道又は鐵道等に對し援助を與ふるは可なるも或種類の事業に援助をなせば、そのために獨逸商社は其のソ聯邦市場を失ふに至るであらう。故に技術的援助は兩國の共存共榮の趣旨に反せざるものに限る必要があると高唱してゐる。これは玩味に値する言葉といはなければならぬ。

ソ聯邦の對獨逸輸出	獨逸	ソ聯邦總輸出高に對する割合	米國	同上割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二四・二五年	一八二、二五二	一六%四	二六、二六	五%〇

二五・二六年	一二一、六一八	一六%六	三〇、六六六	四%五
二六・二七年	一六九、一一七	二一%九	二三、二〇七	三%〇
二七・二八年	一八六、一五二	二四%〇	二八、〇三一	三%六
二八・二九年	八九、三七四	二二%八	一七、二五一	四%一

（但二八・二九年は六箇月間）

獨逸の輸入は鷄卵、豆類、毛皮、石油、野鳥家禽、タバコ、材木、豚毛、アスベスト等を主とし米の輸入は滿俺鑛石、獸腸、毛皮、豚毛、木材、甘草等を主要なるものとしてゐる。

二、英國との關係

英國外相ヘンダーソン氏と駐英ソヴイエト大使ソコーリニコフ氏との間に交渉を重ねられてゐた英ソ通商假條約は一九三〇年四月十二日成立を見るに至つた。該條約は他日締結さるべき正式英ソ通商條約の基礎となるもので、それは船舶航運に關する或る特殊の場合を除外し、通商及び國民の待遇に關し相互に最惠國待遇を規定し居り同時に露國に對しては商務官一名と大使館員二名とより成る通商代表機關を倫敦に設置するの權利を與へた。結局上述の三名は外交官としての特權を享受し通商の目的のみ使用さるべき代表團事務所に從屬することになるのである但し右の特權は商取引に關する裁判訴訟手續きには通用されぬことになつてゐる、而してどちらか一方が右の假協約を廢棄せんとする場合には六ヶ月前に通告することを必要とするものである。該條約はソ聯邦が締結せる對外通商條約中最新のものに屬し、且つその諸條項中には參照すべき點も少くないので、その正文を左に紹介して置く。

英露暫定通商協約正文

ソヴエート聯邦政府と大ブリテン北アイルランド聯合王國政府とは、成るべく速かに兩國間に正式通商航海條約を締結することを相互に希望し同條約の締結迄下の暫定協約により兩國の相互關係を律すべきことに同意す。

第一條

ソヴエート聯邦と大ブリテン北アインランド聯合王國間の通商關係の進展及び强化を目的として兩締約國は下に規定せる最惠國待遇を許與することに同意す。ソヴエート聯邦及び聯合王國に於て他の外國の人民或は市民、その國の法律により設立せられたる會社を含む法人、それ等個人及び會社を含む法人の財產に對して與へられたる、或は與へらるゝことあるべき總ての特典、權利便宜は相互に大ブリテン國の人民、その保護の下にある人々、及び聯合王國の會社を含む法人ソヴエート聯邦の市民及び會社を含む法人、並に其等の財產の上に之を及ぼすべきものとす。大ブリテン國の農工業はソ聯邦に於てソ聯邦の農工業は聯合王國に於て、他の外國の農工業に與へられたる、或ひは今後與へらるゝことあるべき、輸入或ひは輸出の禁止或ひは制限、關稅其他公課、運輸、倉庫に於ける商品の保管、戾稅及び消費稅に關する總ての特典、權利、便宜を與へられざるべからず。

本協約の規定は、左記には之を及ぼさざるものとす。

（イ）一九一四年八月一日迄舊ロシヤ帝國の版圖なりし諸國、或ひはアジヤ大陸にて國境を接する諸國と締結せる、或は今後締結することあるべき通商特別規定。

（ロ）ソ聯邦と關稅同盟に參加せる某々第三國に與へられたる、或ひは與へらるゝことあるべき權利

（ハ）接壤諸國に對し、國境地帶の住民間の地方的物質交易に關して、ソ聯邦が與へ居る、或ひは與ふることあるべき便宜。

註、「大ブリテン國の保護の下にある人々」とは英國皇帝陛下の保護、乃至主權の下にあるか或ひは陛下が統治委任を受けられたる領土に屬する人々を指すものなり。但し第一條の規定は、第五條の規定により本協約を及ぼさざる領土にある人々に適用せざること勿論なり。

第二條

一、ソ聯邦の法律により、その外國貿易は國家の獨占なるに鑑み、聯合王國政府は、ソ聯邦通商代表及びソ聯邦大使館員の一部を爲す通商代表代理二名より成る所の通商代表部を、ロンドンに設立する權利をソ聯邦政府に對して與ふるこるを承諾す。

二、通商代表部の首腦者は、聯合王國に於けるソ聯邦通商代表とす。通商代表及びその代理二名には、本條第一項により、外交官としての特權及び免除を與へ、本條第三項記載の目的のみに使用さるゝ通商代表部の宿舍（ロンドン、オルドヴイチ、ブシ・ハウス東翼五階）も亦免除を與へらる。通商代表及び二名の同代理以外の代表部員は何人も聯合王國に於て他國の商業機關の勤務員に與へられ居る、或ひは與へらるゝことあるべき權利以上の特權或ひは免除を享有せず。

三、通商代表部の機能には、左記を含む。

（イ）ソ機邦と聯合王國間の通商進展を助勢し、奬勵すること。

（ロ）ソ聯邦の外國貿易一切に關する聯邦の利益を代表すること。ソ聯邦の爲に又ソ聯邦の名に於て、聯合王國との通商貿易を檢査し、調節し、實現すること。

四、通商代表部がソ聯邦の名に於て又その爲に通商關係の活動を爲すに於ては、聯邦政府は聯合王國內に於て通商代表、或ひは彼の委任を受けたる者が合法的に爲せる總ての契約に對し責任を負ふべし。但しソ聯邦政府は、聯邦の法律により自己の行爲に對し全責任を負ふやう規定され居る國營經濟機關の行爲に對しては、何等の責任も負ふものにあらず。斯る行爲に對する責任が、ソ聯邦政府の名に於て又その爲に仕事をなせる通商代表により、明白に自分の上に執られたる場合は、この限りにあらず。

五、通商代表及び彼を代表する全權の氏名は、雜誌「ボアーオヴトレイド」に週期的に發表し、又他の方法にて公衆に告示す。通商代表部を代表する此等の人々の權限は、同一方法により然らざることを發表する迄繼續するものとす。

六、聯合王國內に於て通商代表部が締結せる商取引契約に關して起り得べき總ての問題は、聯合王國の裁判所に於て同國の法律によつて解決されるべし。

七、聯合王國內にあるソ聯邦の所有物には、第六項記載の商取引契約に關して聯合王國裁判所が判決を下したる場合、その判決の實現の爲に合法的に適用し得べき方法、適用さるべし。但しこの所有物が、國際法により、國家主權の實現の爲、或ひはソ聯邦の外交代表乃至領事官の公式の機能の爲必要なるものとして、前記の方法を免るゝ財產なる時は、この限りにあらず。

第三條

大ブリテン國の船舶、その積荷及び乘客、並にソ聯邦の船舶、その積荷及び乘客は、聯邦及び聯合王國の諸港並に領海內に於て、他の國の船舶、その積荷及び乘客、或ひは最惠國の船舶、その積荷及び乘客が享有せる、或ひは將來享有することあるべき權利、便宜、及び特典と均等のものを享有すべし。

本條の規定は、沿岸航行に之を及ぼさず、兩締約國は、同一海岸に位置する諸港間の沿岸貿易を內國船舶の爲に留保す。同一海岸にあらざる諸港間の沿岸貿易に關しては、兩締約國は地方の船舶に對して、他の外國の船舶に與ふると均等の待遇を爲す義務を有す。

本條の規定は、左記には之を及ぼさず。

（イ）國民商船隊の保安、復興及び發展の爲にする特別法の適用

（ロ）海上スポーツ協會に與へられ居る特權

（ハ）水先案內、曳船、生命救助、海上に於ける援助を含む港務

（ニ）一般に外國船舶に對して閉鎖しある、或ひは接壤國の船舶に對してのみ航行を開放しある、國內水路の航行

註一、本協約は各締約國の船舶に他方の領海にて漁業に從事し、他方の諸港に漁獲物を陸揚する權利を認むるものにはあらず、又北氷洋に面する諸國の漁船に對してソ聯邦が與へ居る、或ひは與へふることあるべき特權を、要求する權利をブリテン國船舶に與ふるものにもあらず。

註二、本條は移入民移出民及び巡禮者の輸送に關する締約國双方の法律適用權に抵觸することを得ず。

註三、本條の規定は、英國皇帝陛下の自治領諸港に登錄しある船舶、その積荷及び乘客に對しては、第四條記載の手續により本協約を自治領に及ぼす迄は、適用せず。

第四條

本協約の規定は兩締約國合意の上、適宜の變更を加へて、英國皇帝陛下の自治領（自治領政府によつて治めらるゝ委任統治地域を含む）或ひは印度に、ソ聯邦政府と各自治領或ひは印度政府との間の覺書交換により、之を及ぼすことを得。

第五條

本協約の規定は、モスクワに駐劄する英國皇帝陛下の大使、或ひはその不在中は代理大使が、ソ聯邦政府に覺書を提出する場合、英國皇帝陛下の植民地、屬地、保護領、聯合王國政府の委任統治地域に及ぼすことを得。

若しモスクワに駐劄する英國皇帝陛下の大使（或ひは代理大使）が、前項により本協約を陛下の植民地、屬地、保護領、或ひは聯合王國政府の委任統治地領に及ぼす旨の覺書を提出せる場合には、

ソ聯邦商業組織は、當該植民地、屬地、保護領、或ひは委任統治地域に商務代理人を派遣し、ソ聯邦と植民地、屬地、保護領、或ひは委任統治地域との間の商業取引契約の實現に當らしむる權利を享有することを、締約國双方合意す。

斯る商務代理人は、植民地、屬地、保護領或ひは委任統治地域に於て外國人に關して適用さるる普通の法律に服從すべく、其の土地に居住して、外交官或ひは領事官としての特權、或ひは免除を何等享有せざること勿論なり。

第六條

第四、第五條に記載せられ、本協約にて結ばれざる地域に於て、ソ聯邦農工業に他の外國の農工業に與ふると同樣の便宜を與ふるに於ては、同地域の農工業はソ聯邦に於て最惠國の待遇を與へらるべし。但しソ聯邦は隨時に某自治領、或ひは印度に對し本條を拒否する權利を留保す。

第七條

本協約は、本日より效力を發生し、ソ聯邦と聯合王國間の通商條約效力發生迄有效とす。但し締約國の各々は他方に對し隨時に協約停止の聲明を爲す權利を有す。その場合、本協約は聲明の日より六箇月間引續き有效とす。

第四條に依り覺書を交換せるか、或ひは第五條に依り本協約適用の聲明をなせる、自治領、印度植民地、屬地、保護領、委任統治地域に關してはモスクワに駐劄する英國皇帝陛下の大使により、或ひは大使に對し、その不在中は代理大使により或ひは代理大使に對し、停止の通告を爲して六箇月末に於て效力を發生せしむることも、又は六箇月中隨時に效力を發生せしめることも共に可能とす。

右證據として下名は本協約に署名、調印せり。

一九三〇年四月十六日、ロンドンに於て英語にて二部作成す。

露譯は成るべく速かに爲し、英露兩文を一致せしむ、その後は、兩正文を總ての目的の爲めに有效と認む。

グー・ソコリニコフ
エイ・ヘンダーソン

（註）本協約第四條、第六條は商阿聯邦及びアイルランド自由國に及ぼさざることを大ブリテン國外務大臣が宣言した。

英國の對ソ輸出入は

	輸出額		輸入額	
	單位千留	ソ聯邦總輸出入高との割合	單位千留	ソ聯邦總輸出高との割合
一九二五、二六年	三二、四九一	一七%一	九四、〇四〇	二八%七
一九二六、二七年	一〇、一八二	四%二	一九、六三三	二五%八
一九二七、二八年	四七、三八	五%〇	一五、七六	一九%四
一九二八、二九年上半	一九、六〇九	五%一	八二、七〇	二〇%二

にして對ソ輸出品の主なるものは最近は機械器具機械部分品、電氣機械附屬品、鋼鐵、鋼製品、羊毛、毛糸、撚糸、有色金屬、針金、黑色金屬、ゴム原料等であるが一九二五―六―七年度に於ては綿織物、麻織物、毛織物、自動車針金製品、ジュート原料、皮革、ナメシ材料、未精製皮革、香料等の輸出多額に上り一九二七年五月國交斷絶後「マンチエスター、クツズ」等は最も影響を被りたるも有色金屬、鋼鐵針金等は反對に增加を示した輸入品の主なるものは野鳥家禽、ベーコン、鷄卵油粕、木材、毛皮、石油、絨氈等である。

尙英國政府は一九二九年八月一日より輸出信用保障制度を對ソ貿易にも適用してゐるがこれは種々の制限難障の爲十分の效果を發揮するに至らなかつた。然るに一九三〇年四月前記英ソ通商暫定條約の成立を機會に英ソ間の通商取引は一段の發展振を示し即ち紐育のソヴエイト聯邦通商機關アムトルグ代表より駐英通商代表に榮轉せるブロン氏が四月十九日モスクワに於て英ソ通商の現況につき發表する所によれば

同氏は去る四月十一日英帝國化學工業會社理事ヘンリ、モンド氏と二箇年期限の信用購買契約を締結した、これによつて露國は英國から肥料染料、半加工品及び金物類三百萬磅を購入し得ることになつた。またこの契約に基いて英國側はソ聯邦化學工業に對し技術上の援助を與へることになつてゐる。其他英國一流の諸會社と交涉を遂げ其の結果ソ聯邦の各種工業に對する技術方面の援助申込が澤山來てゐる、既にソ國は英國のアームストロング會社やヴイツカース會社に農用トラクターやブラウを多數注文した。尙英ソ國交恢復以來六箇月間にソ國から英國への注文高は一千萬磅（約一億萬圓）に上つたが之は復交前同期間に於ける四百萬磅約四千萬圓に比し二倍半に當つてゐる、之等の通商契約に當つては英國政府當局の援助に負ふ所甚だ多い

三、土耳古との關係

土耳古はソ聯邦との通商條約に於て所謂「ネツトバランス」主義に依る「コンチンジエント」制度を設定せる最初の國として注目すべきである。其の對ソ輸出を見るに

	輸出額		輸入額	
	單位千留	ソ聯邦總輸入高に對する割合	單位千留	ソ聯邦總輸出高に對する割合
一九二五、二六年	九、八三七	一%三	一、一〇四	一%一
一九二六、二七年	一〇、七七五	一%五	一、二〇〇	一%一
一九二七、二八年	一三、〇四九	一%四	一、三七〇	一%二
一九二八、二九年（但し二八・二九年は六箇月間）	五、四四〇	一%八	一、一〇〇	一%一

註　此等の數字中には同國の亞細亞國境通過貿易を含まざるを以て全體としては今少し增加せるものと認めらる

右品目の主なるものは棉花、柑橘類、乾果實、タンニング材料種子等である。

ソ聯邦の對土輸出趨勢左の如し

	輸出額	ソ聯邦總輸出高に對する割合
（單位千留）		
一九二五、二六年	一七、六六一	二%六
二六、二七年	一三、七一〇	一%八
二七、二八年	一四、〇七一	一%八
二八、二九年	六、八五三	〇%二
（但し二八・二九年は六ケ月間）		

註　輸出と同樣亞細亞國境貿易を含まず

貿易額の點より見れば土耳古側に取り順調の如きも、本年春頃よりコンスタンチノープルの諸新聞は在土耳古ソ聯邦通商機關が土耳古共產黨と關係あり、又ソ側が通商條約の規定を遵守せずとてソ側を批難し、民間に於てはソ側の輸入許可手續が徒らに繁雜であり、ソ側の輸入品の買付が兎角政治上の考慮に依り左右せられ、商取引上の安定を缺くことゝソ聯邦が政治的見地よりダンピングを行ひ市場の攪亂を計ることゝ聯邦内殊にオデツサ方面に於ける土耳古人に課せらるゝ稅金課金若くは關稅が餘りに高きこと等を擧げてソ側を攻撃し通商條約の改訂を唱ふる聲が漸次高まつて來たが之に對しソ側に於ては斯かる批難は是迄伊國產又はパレスチン產柑橘類の仲買的取引に依り巨利を占めて來た君府方面の買辨的商賣がソ側當局に依り其の取引の途を絶たるゝに至つた爲め惡聲を放つものと看做し、西方諸國商工業者の使嗾を受けてソ土間通商關係を惡化せむとするに過ぎず、又稅金課金に關する土耳古人の苦情は之等稅金課金が土耳古商人に對し差別的に賦課せらるゝものに非ざることを忘れてはならない。現に土耳古政府は此等商人輩の言に耳を藉さずして兩國親善關係の鞏固なるべきことを聲明し居るにあらずやとの趣旨を以て酬ふる處があつた。

ソ土間の貿易に付ては條約取極によりネツトバランス主義の下に双方に於て各々輸出入を設定せる處右制度は大體に於て順調に運用せられ居り(一)在ソ聯邦土耳古商人が外國送金をソ側に申立つる場合（條約によれば土耳古商人は土耳古產物の賣却を許與せる條約の精神は之等取引に關し聯邦内に於て販賣せる賣揚金に付國營機關「コオペラチーヴ」に賣却したる場合は、其の七割迄又個人企業者に賣却したる場合は五割迄公定相場を以て外國爲替取組の權利を附與せられ居れり）ソ側は對ソ輸出に充てらるゝ商品に對するソ側の輸入許可書が土耳古内に於て投機的に賣買せらるゝに至つた爲め、斯かる許可書に對し高價を支拂へる如き事例はなきも、商人としては金融固定し利息を失ふ爲め右に付不平あること(二)土耳古人のソ聯邦に輸入し得るものは土耳古商品に限られ居るところ實際に輸入せられたる品物の原產地に關する紛爭多き爲め、商人側に不平あること、例へば土耳古商人が土耳古產として輸入せる柑橘類に付ソ側は之等を他國產なりと主張する事あるが如し柑橘類に付ては個々の柑橘にマークを付することは困難なりし事情等のため、過去に於て斯る紛爭を生じた、又最近には鞣皮に付ソ側當局に於ては斯かる高級品質のものが土耳古に產出する筈なしとて難癖を付けたることあり。乍併土耳古產なること明かとなる場合ソ側に於て何等故障を申出でたることなきは勿論である(三)在ソ聯邦土耳古人は本年春頃よりソ側當局より重稅を課せられ、爲めに其の對ソ取引が損失に歸せる事例あり、之れ土耳古商人の唱ふる不平の内最も深刻なるもので、右はネツプの反動とも見る可きソヴイエト國内政策に基く一般個人商賣壓迫の結果なるは勿論にしてソ側の說くが如く土耳古人に對し特に差別的重稅を課せるものではない、然し多くの土耳古人は其の對ソ取引に付本國に於ても營業稅及所得稅を課せられて居るのみならず、在ソ土耳古人に土耳古產物の賣却を許與せる條約の精神は之等取引に從事する在ソ土耳古商人の存立を可能ならしめむとするに在るに鑑み、土耳古政府は此點に付ソ側に抗議し、其の反省を要求中である尤も右に付ては對ソ輸出に充てらるゝ商品に對するソ側の輸入許可書が土耳古内に於て投機的に賣買せらるゝに至つた爲め、斯かる許可書に對し高價を支拂へる

土耳古人としては一層大なる損害を蒙るに至つたのである。

斯かる次第にて目下在ソ土耳古商人の手持品向相當の額に上り居る處、土耳古側としては曩にソ側に對し以上の諸點を指摘し何等か圓滿なる解決を期しつゝある次第にしてソ側も右諸點に付條約の一部改訂をなすことに贊同し前記(一)及(二)に付ては大體調整の方法工夫せられたるも、右改訂商議に關し外務部係官に於ては土側の不平は主として(三)即ち在ソ土耳古人に對する課稅の點に在り右に付てはソ聯邦への輸入許可書が土國内に於て高價に賣買せられ居る事實も大なる關係あることと明かとなり土國側に於て右許可書の投機的賣買を嚴重に取締る可き意向を示し居るに鑑みソ側としては在ソ土耳古人に對する課稅に付稅率は國民待遇に依る可きも課稅上の査定に際しては土耳古商人の提出する證憑書類に基き其の存立を可能ならしむる樣相當の保障を與ふる用意ある旨語れる趣である。

四、波斯との關係

波斯ソ聯邦間に於ては一九二七年關稅協定成立の際同年十月一日附交換公文を以て暫定的貿易方法を取極めたが右に依ればソ側は波斯に對し毎年一定額(過去の實績に徴し最初の年度は五千萬留迄とし次年度は前年度の九ケ月經過後兩國代表にて合議の上決定すべく其の額は五千萬留以上とす)の波斯生産品(表に依り品目を定む)の對ソ輸出を認め、右總額の五割は在波斯ソ聯邦通商代表部に依り取引し、他の五割は波斯商人に於て輸出し得ることとし、右輸出總額に付ては、原料品六〇%、消耗品四〇%の割合なるを要し、波斯商人の取引する分も同樣の割合に依るべきも、其の輸出に係る原料品の二割五分はソ聯邦に輸入後先づソ聯邦政府筋又はコオペラチーヴ行ふ可く其の商議成立せざるときはソ側個人に賣却し得るものと爲した。而してはゝソ聯邦より波斯への商人に付てはネットバランスの基礎に依り波斯商人の行へる對ソ輸出額の九割迄は必ずソ聯邦生産品を波斯へ輸入するを必要とし、爾餘の一割に付てのみ外國爲替取組又は外國貨幣支拂に付ソ當局が滯り勝ちにして往々難癖を付くること等に付批難ある趣である。

波斯の對ソ輸出は羊毛、棉花、樹脂、精製皮革等の原料品、米、果實等の食料品を主としてソ聯邦よりの輸入は織物、砂糖、石鹸、マッチ等であるが輸出入狀況左の如し

輸出　ソ聯邦總輸入高に對する割合

(單位千留)

一九二五、二六年	二四、九四三　五%八
二六、二七年	四〇、八四九　五%七
二七、二八年	六二、六〇〇　六%六
二八、二九年	三三、五〇〇　八%八

(但し二八・二九年は六ケ月間)

五、ラトヴイアとの關係

ラトヴイアとソ聯邦間の通商條約に於ては互惠的に關稅の特別減免を定め之れに依り片貿易即ラトヴイア側の輸入超過を調整せんとする趣旨の下にソ聯邦側に於てはラトヴイアより第一年に千五百萬留以上を輸入すること(次の四年間も同樣)ラトヴイアはソ聯邦より一九二五・二六年度の對ラ輸出額たる約七百萬留以上を輸入すること兩國は互惠的夫々最低關稅率に對し更に特別協定を設くること、秘密條項としてリガ港經由ソ聯邦輸入商品に對する鐵道運賃に付ソ聯邦鐵道に於てソ聯邦獨逸間通商條約附屬秘密取極にも存するものと稱せらるゝケーニツヒスブルク經由ソ聯邦輸入貨物に對する割引率と同一程度の割引をなすこと等の事項を定めて居る、右に付當初ラトヴイア側に於ては果してソ側が以上の如き協定に基き注文を發す可きや否やに付疑を抱けるものもあつたが、一九二七年十月以降ソ側に於て所定金額に相當するものゝ注文を爲したる爲め「ラ」國工業界は一時活況を呈せんとする傾向ありしも注文を引受けたる企業中には其の履行に應ずる必要上勢ひ其の規模を擴張せざるを得ざりしものもあつた。然るに之等企業は同工業者の競爭もあり、旁引續き同樣の注文を引受くることを得ざる破目に陷り結局損

(單位千留)

	ソ聯邦總輸入高に對する割合
一九二五、二六年	三%一
二六、二七年	〇%五
二七、二八年	〇%九
二八、二九年	一%三

(但し二八・二九年度は六箇月間)

一九二九年十月十二日の Allgemeine Zeitung が同月十日在ミラン通信員の報道として揭くる處に依れば

對ソ輸出額　ソよりの輸入額

(單位千「リラ」)　(單位千「リラ」)

一九二五年	六七、〇四五　一四八、四七一
一九二六年	三七、一九三　三二一五、七六八
一九二七年	三二、五二七　三四〇、五四〇
一九二八年	八四、〇一五　二二二、六九四
一九二九年	六三、八四九　一四八、二七七

(但し一九二九年度は一月より六月迄)

之に依れば伊の對ソ輸出額はソ聯邦の統計よりも多額であるが右は統計年度の相違(ソ聯邦の分は十月より初まり伊太利の分は曆年により一月より初まる)にも依るべきもソ聯邦の統計には或は飛行機等の輸入を算入し居らざるにあらずやと認められる。

而して對ソ輸出品の主なるものは機械及附屬品自動車、柑橘類、硫黄、硫黄華、科學製品タンニング材料、綿絲、(飛行機)等なるが一九二五、二六年度に於ては綿織物を主とし精製皮革類、綿絲機械及府屬品、電氣附屬品、編み物、卸類等相當多額に上りたるも一九二六、二七年度に入り綿織物、綿絲、編み物、卸類の對ソ輸出皆無となり、

失を招いたが、斯かる企業の數次第に增加するに伴ひ之れソ側が「ラ」國工業を故意に攪亂せんとする結果に外ならずとてソ側殊に其の貿易國家監理制度を攻擊し不平を唱ふるものを生じた。又ソ側注文品中にはラトヴイア工業に於て之に應じ得ざるものあり、例へば近時ツエルローズ(製材原料)釘等の注文を受けたるも之等を謝絶するの止むなきに至れる事情もあり、旁條約中特にソ側の注文す可き金額及貨物の種目を定めたるもラトウイア側としては豫想せるが如き實益を得ることの期待薄弱となり、爲めに昨今に於ては互惠的關稅減免に付「ラ」側に許與せる減免程度が貿易上の利益に比し大に過ぎ不利を招きつゝありとの議論が擡頭し來れるためである。

今ラトヴイアの對ソ貿易額を見るに

(單位千留)

	對ソ輸出額	ソ聯邦總輸入額に對する割合	輸入額	ソ聯邦總輸出額に對する割合
一九二五、二六年	五、三六七	〇%六	五、四三一	九%四
二六、二七年	一、五九三	〇%二	七、四三三	七%四
二七、二八年	五、七九五	〇%六	九、九二六	一〇%三
二八、二九年	七、〇六五	一%九	四、一四二	二%四

(但し二八・二九年度は六ケ月間)

即ち大體好調の如きも依然片貿易たるを失はず尤もソ聯邦よりの輸入額の大部分は更に第三國に輸出せらるゝものにして「ラ」側としては通過貿易に於て相當の利益を收め居るものと認められる。而して對ソ輸出の主なるものは精製皮革類紙類、毛織物及毛製物、編組物、自轉車、肥料、農具等であるがソ聯邦よりの輸入は主として麻類、毛皮、木材、野鳥家禽、バタ等である。

六、伊太利との關係

伊太利はソ聯邦と通商條約を結びたる先驅者であるが、一九二四年條約締結後其の對ソ輸出減少せることあり、又ソ聯邦通商代表部が伊國内にも設置せらるゝや同部は曩に伊國船會社金屬及纖維工業者等が共同して組織しソ聯邦各地殊にウクライナ地方にも支店を設けたる所謂"Gico"(伊露貿易會社)を以て外國貿易會社及"Tali"(伊露資本主義的獨占を擅にせんとするものなりとて、之との取引を廻避せる等の爲め右兩會社共不成績にして遂に解散するの止むなきに至つた事情もあり、旁伊國内にては伊ソ條約に對し彼是れ批難するものを生ずるに至つた。之に對しソ側にては右伊の對ソ輸出激減はソ聯邦の對外輸出に伴ふ一般的輸入緊縮策と伊國側が金融上便宜を與へざる結果に外ならずとの趣旨を以て辯解する處あつたが近年伊國側に於て其の對ソ輸出取引に付相當期間の信用を許與するに至つた等の爲め對ソ輸出漸增の傾向に在り。伊側不平も漸次緩和し來れるのみならず State Expot Instotute により設定せられたる輸出信用制度(金額の三分の一迄を保障す)を對ソ輸出にも適用するに至れるに依り、今後其の對ソ輸出は一層增進すべきものと期待せらるゝに至つた。之がその現在の情勢である。

今伊太利の對ソ輸出入を見るにソ側統計に依れば

(單位千留)

	對ソ輸出	ソ聯邦總輸入高に對する割合	輸入	ソ聯邦總輸出高に對する割合
一九二五、二六年	二三、一九六	三%一	三三、四八一	四%三
二六、二七年	三一、一五二	〇%五	三七、六五八	四%九
二七、二八年	九、四〇	〇%九	二五、八二七	三%三
二八、二九年	四、二四六	一%三	一三、八二四	四%一

(但し二八・二九年度は六箇月間)

電氣附屬品も二七、二八年以來皆無となつた。

又伊太利の輸入は以前は穀物であつたが現在は石油及其の精製品（原油總輸入高の六割七分はソ聯邦産なり）を主としマンガン、冷肉、麻種及鐵鋼等も相當多量に上り居れり。尙前記「アルダマイネ、ッアイツング」所報に依れば、伊太利はソ聯邦に對し千九百二十八年度に於て自動車三百九十一臺其價格千三百七十萬リラを、又本年度上半期迄に於て既に三百五十二臺其價格千三百二十萬リラを輸出したが、此の外永續的輸出品にあらざるも千九百二十八年度に於て飛行機二十二臺及附屬品其價格二千三百萬リラを輸出し又ソ聯邦より船舶三隻の造船注文（千七百リラ）を受けたる趣である。

七、其他締約國との關係

以上列記の外現在ソ聯邦と通商條約を結べる諸威、瑞典、希臘、イエメン、エストニア中（一）諸威の對ソ輸出入は

	聯邦總輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	聯邦總輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	六、六二一	〇%九	六、七九七	一%〇
二六、二七年	三、〇四一	〇%四	一五、七二一	二%〇
二七、二八年	五、〇一四	〇%五	二、二六三	〇%三
二八、二九年（但し六ケ月間）	二、二二七	〇%六	九六二	〇%二

にして對ソ輸出は輸入に超過し、輸出品の主なるものは鮮、鱒、墨色金屬、有色金屬、バルブ硝石等にして紙、機械器具は一九二八、二九年度に入り輸出皆無となつた。

佛國はソ國に機械及機械部分品鑄鐵、鋼製品、毛糸類、撚り糸有色金屬、黑色金屬、タンニング材料、皮革、電氣機械附屬品、醫療化學機械、自動車等を輸出し、最近絹織物の輸出殆んど杜絶してゐる。輸入品の主なるものは石油、毛皮、木材豆類、肉類、植物性油脂等にして輸出入とも好調にある。

九、波蘭との關係

	ソ聯邦總出額	ソ聯邦輸入高との割合	聯邦總輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	九、七七	一%三	三、二元	〇%五
二六、二七年	一三、三三	一%九	一九、四五六	二%五
二七、二八年	七、三六	〇%八	一四、九二四	一%九
二八、二九年（但し六ケ月間）	六、五六〇	一%七	五、六八	一%四

波蘭の對ソ輸出は減少しつゝあつたが、一九二九年度に入り稍增加した。輸出品の主なるものは墨色金屬、有色金屬、綿織物、鑄鐵、鋼製品、機械及器具等で以前は石炭、綿織物、羊毛織物、毛糸、燃糸等相等多額を輸出したるも一九二七、二八年度以來激減した、ソ聯邦よりの輸入は鐵鑛石油粗、ゴム靴、滿俺礦石、木材等にして二六、二七年度に小麥、裸麥、燕麥の輸入多額に上りたるも現在皆無である。

十、和蘭との關係

	ソ聯邦總輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	聯邦總輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	七、三六三	一%〇	二、一三元	〇%一
二六、二七年	五、〇五八	〇%七	三、三五九	〇%二
二七、二八年	四、九〇八	〇%五	一〇、四八六	一%五
二八、二九年（但し六ケ月間）	八六八	〇%二	一〇、四八六	一%五

對ソ輸出は激減しつゝあるが一九二五、二六年度には砂精製品を主とし、ココア、茶、電氣ランプ等多額に輸出したるも二六、二七年度に入りて皆無となり、若くは激減し、化學製品等小額に止まるに、二八年度に入りては化學製品有色金屬も二七、二八年度迄は本製品、羊毛機械部分品、農具等を輸出し居り、ソ聯邦よりの輸入は油粕、石油製造品、骨粉等にして裸麥は二七、二八年度迄ソ聯邦よりの輸入は未加工木材、皮革原料、石油製品等である。

（二）瑞典の對ソ輸出入は

	輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入高	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	二〇、九六八	二%八	三、二八	〇%五
二六、二七年	三、二三	一%七	六、二〇九	〇%八
二七、二八年	一、六五五	一%八	一、三五六	〇%四
二八、二九年（但し六ケ月間）	七、三七	一%九	一、三五六	〇%三

即ち輸出は輸入に超過し、輸出品の主なるものは機械及部分品、電氣機械附屬品、墨色金屬、鑄鐵及鋼製品等にして一九二六、二七年度の輸出額が前年度と比較し激減せるは機械器具、農業機械の注文減少したるに依る。輸入品の主なるものは現在木材、油粕、果實等である。尙瑞典はソ聯邦各程の利權事業に關係しS、K、Fの「ボールベヤリング」製造電氣器具製造の利權は目下好成績を擧げつつある。

（三）希臘の對ソ輸出入は

	輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	〇		五、七七〇	〇%〇
二七、二八年	〇		六、七九六	〇%九
二八、二九年（但し六ケ月間）	〇		五、四九八	〇%七

即ち取引額は極めて微々たるものである、其の對ソ輸出の主なるものは以前は機械類及第二義的商品（海綿、種卵、オリーブトリー、オリーブ油）等であつたが、現在は柑橘類、オリーブ油等にして貿易上は希臘の入超となり居るもソ聯邦側は希臘の航運業者に對し傭船料として相當多額の支拂ひを爲し居り（雅典銀行財政經濟時報に依れば千九百二十七年度の對ソ貿易に於ける希臘の支拂勘定は三億三千萬トラハムに達したるに對しソ聯邦が傭船料として希臘の航運業者に對し支拂を爲したる金額は二億トラハムに達せる趣である、從て在雅典ソ聯邦通商代表部が道商條約締結に當り毎年百三十萬金貨ルーブル以上の希臘貨物を輸入するの意向ある旨聲明せるは此等の勘定を顧慮せる結果と見られる。

八、佛國との關係

ソ聯邦と通商條約を有せざる諸國中其取引額に於て第一位を占むる米國については獨逸と比較して之を示したからこゝに略するとして、第二位にあるは佛國である。

佛國の對ソ貿易趨勢左の如し

	輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	一九、三三	二%六	二九、七五二	五%九
二六、二七年	二五、八五〇	三%一	四〇、一〇一	七%〇
二七、二八年	二五、八五〇	三%八	四〇、五六九	五%二
二八、二九年（但し六ケ月間）	一四、三五一	三%七	二一、六五一	五%二

十一、芬蘭との關係

	輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	一四、八七三	二%〇	四、五四八	〇%七
二六、二七年	一七、八九四	二%五	一〇、四九七	一%四
二七、二八年	一六、五五三	一%八	七、四九七	一%〇
二八、二九年（但し六ケ月間）	五、九六八	一%五	一、八二四	〇%四

對ソ輸出は減少しつゝあるが其の主なる輸出品は、バロプ、紙、厚紙、馬、化學製品等である。二七、二八年度迄は本製品、羊毛機械部分品、農具等を輸出し居り、ソ聯邦よりの輸入は油粕、石油製造品、骨粉等にして裸麥は二七、二八年度迄ソ聯邦よりの輸入の太宗を爲した。

十二、白耳義との關係

	輸入額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	一、九二八	〇%三	一八、六〇七	二%七
二六、二七年	一四四	〇%〇	三、一九八	一%七
二七、二八年	一、二六七	〇%一	三、六三三	一%六
二八、二九年（但し六ケ月間）	二、三三三	〇%六	六、一〇一	〇%五

對ソ輸出は一時激減し一九二九年度に入り增加したるが輸出品の主なるものは羊毛、機械器具、ボイラー、電氣器具、有色金屬等である。又輸入品の主なるものは木材、亞麻、石油、滿俺礦石等にして以前は大麥、小麥の輸入ありたるも現在は皆無である。

十三、伊太利との關係

	輸出額	ソ聯邦輸入高との割合	輸入額	ソ聯邦輸出高との割合
	（單位千留）		（單位千留）	
一九二五、二六年	二、八八八	三%〇	三、〇六六	〇%五
二六、二七年	一九、二三	二%八	三、九七七	〇%五
二七、二八年	一六、八六六	一%八	七、九八	一%〇
二八、二九年（し但六ケ月間）	八、四七八	二%三	三、四〇二	〇%八

對ソ輸出は減少し來つたが一九二九年度に少しく增加した。輸出品の主なるものは機械器具農具電氣器具附屬品、織物、黑色金屬等にして有色金屬、綿織物、羊毛、毛糸、撚ㇾ糸、農業機械等一

九二九年度に入り皆無となり針金等も著しく減少した。ソ聯邦よりの輸入品の主なるものは馬毛、獸腸、鷄卵、ゴム靴である。

十四　丁抹との關係

	ソ聯邦總輸出高と輸出額の割合		ソ聯邦總輸入高と輸入額の割合
	（單位千留）		（單位千留）
一九二五、二六年	一、七六六	〇・二％	一〇、三四	一・五％
二六、二七年	九四五	〇・一	九、八〇	一・三
二七、二八年	一、九七	〇・二	一二、四六	一・五％
二八、二九年	一、〇二三	〇・三	九、一四	〇・二

（但し二八・二九年は六ヶ月間）

對ソ輸出は農業器械類にして輸入品の主なるものは豆粕、機械油である。

十六　ソ聯邦の輸出入

以上が各國別ソヴイエト聯邦外國貿易の實情であるが、ソヴイエト政府の發表により其輸出入貿易總額を示せば左の如し

	輸入	輸出	合計
	單位千留	單位千留	單位千留
一九二五、二六年	七六六、三三	六六六、六〇	一、四三二、九三一
二六、二七年	七二、六一	七〇、四三	一、四二、二四
二七、二八年	九四五、六三	七七、〇九	一、七三、四八
二八、二九年	三七九、六〇	四三、八〇	七三、四六

（但し二八・二九年は六ヶ月間）

ソ聯邦輸入品の主なるものは農具外の機械、農業機械、機械部分品、電氣機械及附屬品、棉花及綿屑、羊毛、鑄鐵、鐵及鐵製品、有色金屬黑色金屬、皮革未精製品にして何れも逐年增加の傾向にあり、タンニング材料、眼鏡、物理學上器具及其の附屬品、自動車、各種金屬製銅、綿糸、ジュート原料、毛織物毛製品、毛皮、編物、人造肥料動物脂油及樹脂、レヂン、硫黃華、鋼、ニツケル、アルミニユーム、錫、鉛、亞鉛、ヨード、果實、茶カカオ、鍊及鱈等は增加し、若くは增減少く、結束用トワイン、パルプ、紙及厚紙、職業用道具、針金製品、ボロ、染料及染料材料、皮革精製品、ブリキ製品等は年々減少の傾向にあり、農具、石炭、コークス、硝子製品、絹、及半絹織物、種子及植物、キルク、樹脂、コーヒー、香料、木製品オフイス用品、バラヒン、ワックス、ワゼリン等は激減し砂精、ゴム原料、硝石、磨研材料、人造建築用石材、及防火用材等は二七、二八年度迄多額に上りたるも本年度前半期に於て激減するに至つたる。

輸出品の主なるものは石油、未精製毛皮、精製毛皮、加工木材、亞麻、肉類、鷄卵、家禽野禽、バタ、穀物（小麥裸麥大麥燕麥黍玉黍苑豆隱元豆大豆其他種子）等であるが（穀物は一九二六年度迄は輸出の太宗を爲したるに拘らず二七二八年度來激減し、本年前度期は豆類を輸入せるに過ぎず）其の他、滿俺礦、煙草、植物性油脂之に次ぎゴム製品、獸腸、未精製皮革、絨、果實、乾果、ゴム原料、種子其他種子、家畜、鳥毛、繭、魚卵生魚、鐵鑛石、石炭、ボロ、石綿、ゴム製品等である。二七、二八年度以來燃寸、有色綿織物、家內手工藝、美術品、糸、膠、骨董品、美術品、野菜、サントニン等が輸出せられつゝある。

一九二八・二九年度
外國貿易

ソヴエート聯邦における經濟發展五ヶ年計畫の第一年たる一九二八・二九年度外國貿易總額は十七億二千七百萬留である、そして前年は一億五千八百萬留の入超であつたものが一九二八・二九年度は五千三百萬留の出超となつてゐるこの年度の輸出總額は價額においても、總噸數においても世界大戰以後、最大の記錄であつた、卽ち

輸出　八億九千萬留（前年より千三百萬留の增加）千二百六十一萬八千噸（前年より三百七十五萬一千噸增加）

輸入　八億三千七百萬留（前年より一億九百萬留增加）百七十一萬八千噸（前年より九萬六千噸增加）

この數字は五ヶ年計畫第一年の貿易狀態が相當程度に成功を收め得たことを物語つてゐる。

世界大戰前には農業生產物の輸出は、全輸出の七五乃至八〇％を占め、ロシアの輸出品の主力であつたが、一九二六・二七年度は五七％、一九二七・八年度は四八％四、一九二九年度は四一％六に減少した。鑛業生產物及び製造加工品の輸出は最近數年間に鞏固な增加ぶりを示してゐる。

輸出の增加は主として工業生產物の輸出增加による。殊に著しく增加を示したのは石炭（一二五％）マンガン鑛（二九％）石綿（四三％）石油、鐵鑛（各二四％）木材（四六％）等である。

一九二八、九年度の輸出の第一位は木材である（一三七、一五四、〇〇〇留）第二位は石油（一三二、六一四、〇〇〇留）第三位は毛皮である（一〇九、一一九、〇〇〇留）

一九二七、八年度に於ては毛皮が第一位を占め石油第二位、木材第三位の順であつた。

農業生產物は前述の如く、この年に輸出の激減を見たが、穀物の總收獲は革命以來第二の好作であつた、農業生產品中では、亞麻、豚毛等が穀物に代る地位を得た。

輸入の部で增加したものは農業機械類（七〇、五％增加）及び鐵、鋼鐵（七五％增）羊毛（一一七％增）等の原料品である、工業用機械の輸入は前年に比して一八％の減少で消費品は二五％減少し、その總額一億七百萬留である。

最近五ヶ年間の貿易狀態

次に最近五ヶ年間の貿易額を示さう

年度單位	輸出 千噸	輸出 百萬留	輸入 千噸	輸入 百萬留	總額 百萬留	一は出超 十は入超 百萬留
一九二四・五年	六、一六九	五七八	一、八六四	七二三	八、〇二三	一、三〇一
一九二五・六年	七、八五六	七〇三	一、五四七	七五六	九、四〇三	一、四五九 一五三
一九二六・七年	九、五七三	八〇七	一、八四七	七一四	一一、四三〇	一、五二一 十九三
一九二七・八年	八、八六八	七〇三	二、〇一四	九四六	一〇、八八一	一、七三四 一五八
一九二八・九年	一二、六一八	八九六	一、七一八	八三七	一四、三三六	一、七二一 十五三

五ヶ年計畫第二年の成績

尙一九二九・三〇年度の第一期三ヶ月（十、十一、十二月）の歐羅巴國境經由貿易輸出類は二億二千二百餘萬留に上り前年より二四％の增加である。

工業製產物の輸出は三三、一％增加して一一七五〇九、〇〇〇留

農業製產品の輸出は一五、一％增加して一〇四八四三、〇〇〇留

この三ヶ月間の輸入は前年に比し二二％四增加し二億四百餘萬留である。

露國の貿易

最近四ヶ年間の外國貿易統計

（單位千トン）

	輸出	輸入	總取引高
一九二六・二七年度			
第一期小計	二、八一八	六五六	三、四七四
第二期小計	一、九三八	三九一	二、三二九
第三期小計	一、九八三	四一一	二、三九四
第四期小計	二、八三九	三八九	三、二二八
年總計	九、五七八	一、八四七	一一、四二五
一九二七・二八年度			
十月	九四七	一二一	一、〇六八
十一月	七二七	一一二	八三九
十二月	五五六	一二五	六八一
一月	四一二	一三五	五四七
二月	三二八	一六三	四九一
三月	四五二	一六〇	六一二
四月	五四一	一三二	六七三
五月	七一六	一五三	八六九
六月	九四一	一八〇	一、一二一
七月	一、〇五五	三〇四	一、三五九
八月	一、一四三	三〇三	一、四四六
九月	一、〇四九	二一七	一、一七六
第一期小計	二、一三〇	三五八	二、五八八

第二期小計	一、一九二	四五八	一、六五〇
第三期小計	二、一九八	四六五	二、六六三
第四期小計	三、二四七	七三四	三、九八一
年總計	八、八六七	二、〇一五	一〇、八八二
一九二八・二九年度			
十月	一、一一五	一四四	一、二五九
十一月	八七二	一三四	一、〇〇六
十二月	八七四	一二七	一、〇〇一
一月	五六三	一二三	六八六
二月	四四一	一一一	五五二
三月	七二一	一二九	八五〇
四月	七八六	一四五	八三一
五月	八七一	一三八	一、〇〇九
六月	一、三一七	一四〇	一、四五七
七月	一、六二〇	一六八	一、七八八
八月	一、六三二	一七一	一、八〇三
九月	一、八〇六	一八八	一、九九四
第一期小計	二、八六一	四〇五	三、二六六
第二期小計	一、七二五	三六三	二、〇八八
第三期小計	二、九七四	四二三	三、三九七
第四期小計	五、〇五八	五二七	五、五八五
年總計	一二、六一八	一、七一八	一四、三三六
一九二九・三〇年度			
十月	一、八九七	二〇一	二、〇九八
十一月	一、四五四	一一三	一、六六七
十二月	一、一〇三	一一三	一、三一六
一月	八二六	一二八	一、〇五四
二月	九〇六	一一五	一、一二一
第一期小計	四、四五四	六二七	五、〇八一

露國の消費組合

露國消費組合現勢

一、消費組合發達趨勢

消費組合を社會主義經濟の分配方面に於ける必須機關として之が發達鞏化に一切の保護と指導を加へつゝあるソヴエート同盟(ロシヤ)は、周知の如く世界第一の大消費組合國家であるが、それだけに組合員數、消費組合の賣上總額拂込資金の如き急テンポの增加を跡づけつゝある。

今最新の資料によつてソヴエート消費組合の發展趨勢を示せば、一九三〇年五月一日の都市及び農村に於ける全消費組合員數は、四千三百二十萬人に達し、之を一年七箇月前即ち一九二八年十月一日の組合員總數二千二百六十萬人に比較する時は實に二倍近い激增で、更に一九二八年十月一日現在の組合員拂込資金總額一億八千九十萬ルーブルに對し、一年後一九二九年十月一日には約倍額の三億六千九百二十萬ルーブルに增進した。組合の賣上總額に至つては一九二七・二八經濟年度(一九二七年十月一日—一九二八年九月末)の七十二億八千三百萬ルーブルから、一九二八・二九年度には八十七億五千五百萬ルーブルに躍進し、一年間の賣上增實に十四億七千二百萬ルーブルを示した。

かくてソヴエート同盟の消費組合は組合員數、拂込資金、賣上等何れの點から見るも正に世界第一位を占めてゐる。

二、消費組合の新活動規定

ソヴエート共產黨中央委員會は、ソ聯邦消費組合の活動規程に關し一九三〇年五月十五日附を以てプラウダ紙を通じ次の如く發表した

一、都市及び農村の勞働大衆に對する供給の實際的改善、勤勞者の生活狀態の根本的改造、勞働者の實質賃銀の水準線引上、數百萬農民戶數の協同化に關聯して起る新しい消費の充足、以上の爲にする黨の鬪爭は、五年計畫並に一九二九—三〇年度統制數字により消費組合に課せらるゝ巨大なる經濟的任務を實行すべき同組合システムの責任を限りなく增大せしめる。

二、然しながら、消費組合加入者の著しき增加、店舖、公衆食堂及びパン燒き所網の膨張、小賣に於ては既に百二十億留に達する取引高の增加あるにも拘らず、消費組合の組織的方法並に活動の速度は、ビヴエート建設の一般的速度に後れ繼けて居る。一般消費向商品の價格引下といふ最大任務遂行の微弱、商賣及び客扱ひの拙劣、商品運轉の拙劣、都市近郊地の組織不充分、事務の官僚化、社會性の缺乏、社會主義的競爭及び必死的活動の缺如、組合幹部員の微力、異分子の跋扈——すべて此等は、組合システムの全活動改善の任務に、黨、職業同盟及びソヴエート機關が充分なる注意を拂ふやう要求する。

三、消費組合の活動に關する前記諸缺陷の排除と、統制數字により組合に課せらるゝ任務達成との爲に、黨中央委員會は左記を必要と認む。

(イ) 總ての黨機關をして消費組合の活動に對する指導を盛にせしむること、黨及び政府により課せられた計畫を量的並に質的に實現せしむる爲め、その活動に決定的轉換を與ふること、組合の全連環に於ける共產黨員中間層を盛にすること、黨員及び聯業同盟員を廣く進出せしめ、勞働者の積極的活動を動員し大衆檢查の周期的樣式を適用し、殊に勞働者部隊による組合活動の檢查を實行する方法により、その活動の檢查、改善並にその機關の構成に黨及び職業同盟の働きかけを盛にすること、組合機關の廓清を全面的に援助し、その將來の組織的改善の爲に廓清の經驗を利用すること、總ての農村黨機關をして積極的小作人、貧農、中農及び協同農場加入者が消費組合農村網の改善安價化、その計畫實行の問題の上に注意を拂はうやうせしむること。

(ロ) 總ての黨及び職業同盟機關をして、消費組合システム內部に於ける各個聯合會、企業其他の間の社會主義的競爭實行を監視せしむること。

(ハ) 全露消費組合中央聯合會をして一箇月の期間內に具體的組織計畫(組合の新任務實行を保

全消費組合システムに於ける貯藏商品の動き、その構成を綿密に監視せしむること。

(ロ) 聯邦商務人民委員部(省)の許可なくしては如何なる機關も商品を寢かして置くことを得ないこと。全露消費組合中央聯合會の計畫で豫見されて居る價格以上の商品を寢かして置くことは、第三四半期以後政府の規定によるものとする。

(ハ) 總ての黨機關は、消費組合に對して、政府の認定せる計畫による大建設費一億二千五百萬留以上の建設を强ひざること。前記計畫に於てはモスクワ、レニングラード、ドネツツ地方、クリチイ・ローグ地方、ウラル地方の利益を保障するを必要と認める。總ての黨機關は、都市近郊地の産業建設の爲に職業同盟及び地方豫算の資金動員に關する、政府の規定實行を保障すること。

(ニ) 共和國及び地方機關に、消費組合の資金を諸種の地方基金に取出てることを禁ずること、又消費組合は、全露消費組合中央聯合會の統制數字に豫見してない場合、株式會社又は他の會社に參加せざること。

(ホ) 全露消費組合中央聯合會をして、商品價格の引上によらず、合理化、諸掛及び商業經費の縮小、喪失及び盜取との鬪爭によつて、消費組合商業利益の增加を圖らしむること。

(ヘ) 全露消費組合中央聯合會をして、消費組合の經營する工場生產品の原價引下に關する計畫的課題實行を近き將來根本的に爲さしめ、それに關する報告を本年六月十五日迄に勞働國防會議に提出せしむること。地方の黨機關に命じて、消費組合の經營する工場生產品の原價引下計畫實行に關する特別報告を聽取せしむること。

「プラヴダ」、「エコノミーチエスカヤ・ジーズニ」、「コオペラチーヴナヤ・ジーズニ」其他地方新聞全部をして、この問題に關する記事を廣く揭載せしむること。

四、それと同時に黨中央委員會は、左記を必要と認める。

(イ) 全露消費組合中央聯合會をして、速かに共和國及州の消費組合聯合會、並に大なる中央勞働者消費組合に商品殘餘の一定標準を指示せしめ本年度第三四半期(四、五、六月)に於ける殘餘品總價格を一月一日に比較して二億五千萬留以上縮小せしむること。全露消費組合中央聯合會をして委員部と協議の上、組合員に對して若干の補足的特權を與ふることを可能と認める。但し標準の定めある食料品を除外する。

(ロ) 國營農場に與へられて居る特典を、組合經營農場の上にも、之を及ぼすこと。

(ハ) 消費組合の財政計畫の緊張せるに鑑み、持分の增額を、都市に對しては平均二留五十哥、農村に對しては平均二留とし、この政策の實行は都市にありては本年度後半期、農村にありて本年度の最後の三箇月に於て行ふものとす。

三、消費組合當面の問題

黨中央委員會の九月三日附布告の中には、消費組合に關する部分が多くの場所を占めて居る。曰く『……消費組合は、生產に於ける勞働構成の鞏固化任務に應じて己れの業務に必要なる刷新を加へること、勞働者に對する實際的供給改善の爲めに己れの生產的可能を動員すること、組合全機關の業務に對する勞働者、勞働婦人の大衆的監督を伸長せしめることを能くせずして、官僚主義と新任務解決に對する無能とを曝露した。』と。

この短い文句の中にこれ、迄の消費組合の活動に對する辛辣な批判と、その將來の活動プログラムがすつかり納まつて居る。生產的可能の動員と供給組織に對する勞働大衆の監督とは、消費組合が『勞働者に對する實際的供給改善の爲めに』實現しなければならないものである。

消費組合は、供給の方法及び形式を變へねばならない。消費組合は、勞働者に對する爲めに、己れのを業務根本的に刷新しなければならない。

勞働者に對する供給を實際に改善する形式の一は、生產機關に附屬して非公開分配所を設けることである。

食糧品及び工業品の非公開分配所を設けるといふ考へには、壓倒的多數が贊成し、極く少數の反對があるばかりである。本紙の提議に對して、數百萬の勞働者(消費者として)、多數の消費組合聯

合會及び商務人民委員部、全露職業同盟中央評議會が贊意を表した。今や黨中央委員會の布告にも明かにこれを指示した。

消費者としての勞働者にとつて、非公開分配が勞働階級の利益を最大限に保障することは言ふ迄もない。それは物資分配に對する勞働者の監督を保障して奪取や順番を絕滅するであらう。そして結局實質勞銀を引上げたことになるであらう。

若干の同志は、非公開分配所を、諸種の社會階級消費者のたかる普通商店と混同して居るが、それは間違ひである。非公開分配所の根本思想は、工場、製作所、鐵道地域の一般人を入れない場所に設けるといふことである。

非公開分配所の設立をめぐつて展開した階級鬪爭、非公開分配所に反對する反ソヴェート分子の煽動は、現狀に於てこの分配形式が分配に於ける階級主義を熾烈にすることを示すものである。

非公開分配所の組織に反對するのは、誰であるか？先づ以て消費組合の役員中、日和見主義的近視によつて、社會主義の地位を鞏固する供給を理解しない者である。

彼等の反對は何であるか？第一に、彼等は言ふ非公開分配は消費を增加せしめる、第二には商品の量が充分ない。實際、勤勞者の消費、殊に勞働者の消費は、增加しつゝあり、我等は如何なる消費組合役員にもこれを妨害するを許さない。增大しつゝある需要を充足するために、消費組合は國營機關より受取つて居る物資を除き、己れの生產(これは主に食糧品である)を增加しなければならない。然るに多數の消費組合役員は、これに反對して鬪つて居る。組合の生產的役割を望まないこと、これが組合役員の反對する根據である。

組合機關は頗る不活動であり官僚主義であつて古い供給形式にかじりついて居る。而して古い形式は、現時に於ては無計畫、無監督、從つて盜取を意味する。商品の少からざる部分が消費者たる勞働者の手に入らない。現在の切符制度も、これを防止する手段にはならない。モスクワのみで三十萬の手帖が投機の目的物になつたこと、全露消費組合中央聯合會の調査によれば、全聯邦に餘分な手帖が三百萬も流通して居ることは現切符制度の缺陷が明瞭であらう。

盜取は勿論以前にもあつたが、それが愈々强くなり、感じ易くなつたのである。これを防止する爲めには、消費者としての勞働者が分配の監督に當らねばならない。

それと共に、我が懲罰機關、殊に司法機關は、勞働者に對する供給を盜取と投機とを以て邪魔する階級的仇敵を彈壓しなければならない。

非公開分配所は何處に設置するが最も適當であるか？最上の形式は、企業に附屬した分配所である。なほ勞働者村、コンミューンの家等に設立してもよいが工場の勢力を保障しなければならない。勞働者の監督を保障しなければならない。

職業同盟機關は、非公開分配所の成功不成功は己れに係ることを知らなければならない。

供給機關、殊に商務人民委員部は非公開分配所に商品物資を保障せねばならない。

黨は消費組合と商務機關とに大なる政治的意味を有する任務を課した——勞働者に對する供給を豐富にすること、勞働者の大衆的監督を盛んにすること、之である。

四、消費組合大增資決定

ソヴェート聯邦の消費組合は國家經濟の急速なる社會主義的改造の新段階と關連して目下其組織配給方法等諸種の點で轉換期に立つてゐるが最近農業並に商工業分野に於ける個人企業沒落に伴ひ其役割が著しく增大して來たため消費組合の全國的中央機關たるツエントロ・ソユーズ(消費組合中央同盟)は十月十八日付を以て組合員の拂込金增額により增資を斷行する事となつた。但し國家から社會保險金を受取つて生活してゐる失業者は從來通り五留である。新決定に成る拂込金左の如し。

賃銀月額五十留迄の勤勞者……十九留
賃銀月額百留迄の勤勞者……三十留
同　百五十留迄の勤勞者……四十七留
同　二百留迄の勤勞者……六十五留
同　二百五十留迄の勤勞者……七十六留
同　三百留迄の勤勞者……九十五留
同　三百留以上の勤勞者……百十五留

次に勤勞者の家族の成員にして被扶養者たる立場に在る組合員の拂込金額は家長の拂込金の四分の一に決定し、季節的勞働者(一年の中特定の時季のみ就職する者)の拂込金は八留と決定を見た。

以上は勞働者勤務員であるが農村消費組合員の標準拂込金も亦次の如く改訂された。

稅金全免の貧農……十五留
收入年額二百五十留迄の農民……三十二留

同　三百五十留迄の農民……四十留
同　五百留迄の農民……六十留
同　七百留迄の農民……八十五留
同　一千留迄の農民……百二十五留
同　一千留以上の農民……百五十五留

選擧權を剝奪された農民にして其收入年額七百留以下の者は拂込金百二十留以上　同七百留以上の者は拂込金百二十留以上同百五十五留迄、家族の成員たる組合員の拂込金は家長の四分の一。

以上は私營農民の消費組合拂込金であるが、國營、協同經營等社會化されたる農場に於ける消費組合員の拂込金額は十三留と決定した。

ツエントロ・ソユーズは各消費組合團體に向け前記決定を十月一日より十二月末日に至る中間年度中に具體的實行に移すやう指令を發した。

露國の利權（コンセツシヨン）

利權ニ關スル法令

一、利權法（利權ノ一般經濟的竝法律的條件）

露西亞ニ於ケル全世界經濟ノ爲メノ一大原料品供給根據地ヲ復興セシメ且世界大戰ニヨリテ破壞セラレタル露國ノ一般生產力ヲ發達セシムル爲人民委員會議ハ既ニ一個年餘以前ニ工業ノ發達シタル國家ノ技術上ノ力ト物質的資本トヲ誘致スルコトヲ實際上ノ綱領中ニ入レタリ三個年ニ亙リ敵ト武裝的爭鬪ヲ爲スノ必要ニ迫ラレツツモ「ソヴイエト」共和國ハ自己ノ努力ト資力トヲ以テ其三個年間ニ於テ破壞セラレタル國民經濟復興事業ニ付著大ナル成功ヲ收メ得タリ然レトモ露西亞生產力ノ恢復ハ同時ニ全世界生產力復興ノ行程ナル處右ハ露西亞ノ天然的富源ノ開發、精製事業ニ付キ外國國家及自治團體的營造物、私的企業、株式會社、組合及勞働者團體ヲ招致スルコトニ依リテ幾倍カ之ヲ促進スルコトヲ得ヘシ而シテ甚タシク原料品ノ缺乏ヲ感スルト同時ニ一面資金ノ剩餘ヲ有スル歐洲諸國及亞米利加合衆國ニアリテハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ廣大ナル各州ノ天然資源開發ノ爲一定條件ノ下ニ外國資本ヲ應用セムトノ具體的提案ヲ携ヘテ「ソヴイエト」共和國政府ニ對シ切實ナル提議ヲ爲スニ至レリ

現今「ソヴイエト」政府ハ露西亞ノ森林及土地資源ノ開發（例ヘハ機械的開拓ヲ爲ス爲農耕用空地ノ租借提議）竝各種工企業ノ創設ニ關スル多數ノ具體的利權提議ニ付審議シツツアリ

此共和國ノ生產力竝全世界經濟復興ノ手段ヲ廣ク適用スル目的ヲ以テ人民委員會議ハ左記利權ノ一般經濟的竝法律的條件ヲ公布シ又確實ニシテ信用アル外國會社及團體トノ間ニ締結シ得ヘキ利權ノ物體ヲ擧示スヘキコトヲ決定セリ

第一條　利權者ハ契約ニ定メタル生產物ノ一部ヲ報酬トシテ受取リ且之ヲ國外ニ輸出スルコトヲ得

第二條　特別ナル機械的設備ヲ大規模ニ應用スル場合ニハ利權者ハ商業上ノ特權ヲ附與セラルヘシ（例之、機械ノ調達、大註文ニ關スル特別契約其他）

第三條　利權者ノ危險竝利權事業ニ投下シタル經濟的設備ニ對スル完全ナル補償ヲ確保スル爲利權ノ性質及條件ニヨリ長期ノ利權期限ヲ許與スヘシ

第四條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ事業ニ投下シタル利權者ノ財產カ國有、沒收又ハ徵發セラルルコトナカルヘキコトヲ保障ス

第五條　利權者ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國領域內ニ於テ自己ノ事業ノ爲勞働者及從業員ヲ雇傭スルノ權利ヲ附與セラルヘシ但勞働法典若ハ勞働者及從業員ノ生活ト健康ヲ保護スヘキ一定ノ勞働條件ヲ彼等ニ對スル關係ニ於テ遵守スヘキコトヲ保障スル特別契約ヲ守ルコトヲ要ス

第六條　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國政府ハ利權者ニ對シ政府ノ何等カノ處置又ハ命令ヲ以テ一方的ニ利權契約ヲ變更セサルヘキコトヲ保障ス

人民委員會議長
ヴエー・ウリヤーノフ（レーニン）
人民委員會議事務局長
ヴエー・ボンチ・ブルエウイツチ
書記官　エル・フオテイエワ
千九百二十年十一月二十三日

二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定

農業移民及再移住ノ利用ニ依リ廣漠タル及邊境ノ地方ニ於ケル農業ヲ合理的形式ヲ以テ振興發展セシムル爲勞働國防會議ハ左ノ通リ定ム

第一條　農業移民用トシテ東南地方及「ウオルガ」沿岸ニ於テ國有地二十二萬「デシャチン」ノ割當方ヲ農務人民委員ニ委任ス

第二條　農業移民ノ許可及土地給與ノ必須條件トシテ事業計畫及經營ヲ保障スルニ足ル額ノ移民用資本（基本及營業資金）ノ輸入ヲ要ス輸入資本ノ額及形式ハ契約ニ依リ之ヲ定ム

第三條　移民ニ對スル土地等ハ契約ニ依リテノミ之ヲ與フ但シ「ソヴイエト」露國人民ト同樣ニ負擔スヘキ租稅及課金ノ外所定ノ租借料ヲ徵收ス右料金ヲ以テ特別協議ニ依リ特殊ノ農業改良ノ手段（家畜交尾所農具貸借所及精穀所ノ設置）ヲ爲サシム

第四條　農業移民ノ團體及組合ノ旅費及居住經費ハ自辨タルヘシ國家ノ負擔ハ土地割當ニ要スル諸經費ノミトス

第五條　農業移民ニ對シ左記特典ヲ與フ

（イ）從業人員ノ移送、農業用屬具等ノ輸送ニ關シ內國移民ノ爲制定セラレタル現行鐵道賃率ニ基ク特典

（ロ）內國移住民ト同樣ノ食糧稅公役稅及兵役ニ關スル特典

（ハ）關稅ニ關シテハ自家用生產用具農業用家畜及器具種子肥料及家具家什等ニ對シ立法手續ニ依リ定ムル特別訓令ニ依ル

第六條　農業移民ノ移動條件ヲ調節シ輕減スル爲左ノ通定ム

（イ）農務人民委員ハ勞働國防會議附屬農業工業移民調節委員會經由テ農業移民ニ割當ツヘキ土地、事業等ニ關シ右讓渡ノ條件事業計畫ニ要スル資本額等ヲ露國技術的援助會ニ報告スヘシ

（ロ）移民團體及組合ノ代表（ホダギイ）ハ事業狀態ノ實地調査並移民旅行及土地受領準備ノ爲土地及事業ヲ豫メ視察スルコト

勞働國防會議長代理　ア・イ・ルイコフ

同　書記　エル・フォーテイエワ

莫斯科「クレムリン」千九百二十三年二月二日

三、「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民委員會議命令ヲ以テ之ヲ組織ス

第一條　聯邦人民委員會議ニ附屬シテ中央利權委員會ヲ設置ス

第二條　中央利權委員會ハ聯邦人民委員會議ノ任命スル委員長及委員（複數）ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　中央利權委員會ハ左ノ事項ヲ管掌ス

（イ）「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可決議

（ロ）一般法規ノ除外例ヲ認ムル總テノ利權契約案及ヒ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

（ハ）本法ニ基キ作成シタル總テノ利權契約案及ヒ千九百二十三年四月十二日附人民委員會議命令ニ基キ中央利權委員會ニ提出シタル自治團體ノ企業ニ關スル利權契約案ヲ關係官廳代表者ヲ參加セシメテ審査スルコト

（ニ）國內商業委員部ヲ參加セシメテ左ノ事項ヲ審査スルコト

一、外國資本ノ參加ヲ以テ設立スル株式會社ノ定款案

二、利權契約ニ基キテ設立セラレ若ハ一般法規ノ除外例ヲ認メラルル株式會社ノ定款案

三、外國株式會社、組合其他ノ提出シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可決議

（ホ）利權契約案竝（ニ）ニ記載シタル株式會社ノ定款案及外國商館ニ對スル聯邦領域內ニ於ケル業務執行認可ニ關スル決定案ヲ認可ヲ得ル爲聯邦人民委員會議ニ提出スルコト

備考一　外國商館ニ對スル聯邦內ニ於ケル商事業務執行認可ニ關スル中央利權委員會ノ決定ニシテ該委員會ト勞働國防會議附屬內國商業委員會及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニヨリ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

備考二　中央利權委員會ノ管掌事項ニ關スル決定ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル外國船舶ニヨル大小沿岸貿易許可ニ關スルモノハ該委員會ト聯邦交通部及外國貿易部トノ間ニ於ケル相互協定ニ依リ採決セラレタルモノナルトキハ之ヲ最終的ノモノトシ人民委員會議ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

（ハ）締結セラレタル利權契約上ノ義務履行ヲ管理スル特別官廳ヲ指揮監督スルコト

（ト）契約ヲ管掌スル一切ノ官廳ヲシテ總テノ必要ナル報告ヲ提出セシメ及契約ノ實施ヲ妨害スヘキ原因除去ノ手段ヲ講セシムルコト竝利權者カ契約ニ違反シタル場合ニ於テ特別機關ヲシテ契約破棄ノ問題ヲ提起セシムルコト

第四條　中央利權委員會ハ利權契約案審査ノ爲關係官廳代表ヲ招致スルノ義務ヲ有ス

第五條　聯邦ヲ組織スル各共和國人民委員會議ニ附屬シテ利權委員會ヲ設置スヘキモノトス該委員會委員ハ中央利權委員會ト協定ノ上當該國人民委員會議之ヲ任命ス

第六條　聯邦ヲ組織スル各共和國利權委員會竝聯邦各人民委員部ニ附屬スル利權委員會ハ專ラ中央利權委員會ノ發布スル一般訓令及指令ニ從ヒテ行動スルモノトス

第七條　第五條及第六條ニ記載シタル利權委員會ハ其會議ノ一切ノ議事錄、其ノ處理スル利權事務及交涉ニ關スル定期報告竝委員會ニ提出セラレ及作成シタル申込ノ摘要錄ヲ之ニ關スル一切ノ材料ト共ニ中央利權委員會ニ提出スヘキモノトス

第八條　利權委員會ハ中央利權委員會ノ同意ヲ得テ利權契約豫備案ニ調印スルノ權利ヲ有ス但契約ノ最終認可ハ聯邦人民委員會議之ヲ爲ス

第九條　中央利權委員會ハ個々ノ利權委員會ヲ經スシテ利權者ト交涉ヲ爲スノ權利ヲ有ス

第十條　如何ナル官廳モ中央利權委員會ノ特別許可ナクシテ利權賦與ニ關スル交涉ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　地方執行委員會ハ千九百二十三年四月十二日附命令ノ範圍內ニ於テ自治企業ニ關スル利權交涉ヲ爲スコトヲ得

第十二條　國外ニ於テ外國ノ利權讓渡ニ關スル交涉ヲ爲シ及利權契約案ノ豫備作成ヲ爲シ竝利權事務ニ關スル中央利權委員會ノ命令ヲ國外ニ於テ執行スル爲中央利權委員會ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦通商代表事務所內ニ其ノ直屬機關トシテ利權委員會ヲ設置スルコトヲ得、該利權委員會ハ聯邦人民委員部及利權者ノ署名シタル各個ノ問題ノ評議及審査ヲナスヘキ專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第十三條　聯邦人民委員會議ノ認可シタル利權契約ハ政府ヲ代表シテ當該企業ヲ管理スル人民委員之ニ署名シ外務人民委員連署スル但聯邦人民委員會議カ特ニ契約ノ署名ヲ一定ノ者ニ委任シタルトキハ此限リニ非ス

第十四條　聯邦人民委員會議ノ決定ニ依リ正當ナル權限ヲ與ヘラレタル者及利權者ノ署名シタル契約原本ハ人民委員會議事務局ニ之ヲ保存ス適當ナル認證アル契約謄本ハ之ヲ中央利權委員會ニ送致ス中央利權委員會ハ該謄本ヲ契約ニ署名シタル人民委員部及利權者ニ交附シ同時ニ中央利權委員會ニモ之ヲ備付クルモノトス

第十五條　本法ニ準據シテ正當ノ權限ヲ與ヘラレタルニ非スシテ利權交涉ヲ爲シタル者ハ刑法第百十條ニ依リ之ヲ處斷ス

聯邦人民委員會議長代理　エル・カーメネフ

聯邦人民委員會議事務局長　エヌ・ゴルブーノフ

書記官　エル・フオチイエワ

莫斯科千九百二十三年八月二十一日

（大正十二年十月一日米國華府發行勞農政府權關雜誌「ルシアン・レヴイエー」所載ニヨル）

四、在「伯林」通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在獨勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二條　委員會ハ中央利權委員會ノ任命スル會長一人及委員二人ヲ以テ組織シ內委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナスタメ專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

（イ）歐洲大陸諸國ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議竝勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル何等カノ形式ニ依ル業務執行認可ニ關スル情願ノ審査

（ロ）利權附與ヲ請願シタル商館ノ財政並技術上ノ信用調査

（ハ）利權競爭者ト直接交涉ヲ爲スコト並中央利

權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交渉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　英國ヲ除ク他ノ歐洲諸國ニ駐在スル外交代表及通商代表ハ專ラ中央利權委員會ノ認可ヲ得且其指揮ニ從ヒテ利權交渉ヲ爲スモノトス緊急ナル心要アル場合ニハ在獨逸利權委員會ノ指導ニ依リテ交渉ヲ爲スコトヲ得但同時ニ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スルコトヲ要ス

第七條　利權委員會ト勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及營造物トノ接渉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員會長
エム・カリーニン
人民委員會議長代理
エル・カーメネフ

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

莫斯科「クレムリン」千九百二十三年三月十日「エコノミーチエスカヤ、ジイズニ」所載)

五、在倫敦通商代表部附利權委員會ニ關スル規程

第一條　在倫敦勞農露國通商代表部ニ利權委員會ヲ設ク同會ハ中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

第二條　委員會ハ本部ノ任命スル會長、會長代理及委員二人ヲ以テ組織シ內委員一人ハ最高國民經濟會議ト協議ノ上任命スルモノトス

第三條　委員會ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナス爲專門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス專門家中ニ勞農露國通商代表部勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四條　委員會ハ左ノ事務ヲ管掌ス

(イ)英國(殖民地ヲ除ク)及佛蘭西ヨリノ利權ニ關スル提議及合辨株式會社ノ設立提議並勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國領域內ニ於ケル何等カノ形式ニヨル業務執行認可ニ關スル請願ノ審査

(ロ)利權附與ヲ請願シタル商館(イ)項)ノ財政並技術上ノ信用調査

(ハ)利權競爭者ト直接交渉ヲ爲スコト並中央利權委員會ノ指揮ニ從ヒ豫備的利權契約案ノ作成及中央利權委員會ノ許可ヲ得テ同豫備案ニ調印ヲナスコト

(ニ)中央利權委員會及各人民委員部利權機關ニ直接提出セラレタル總テノ利權提議ニ關シ中央利權委員會ヨリノ質問ニ對シ意見書並調査書ヲ提出スルコト

第五條　利權委員會ハ其ノ會議ノ總テノ議事錄、管掌スル利權事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利權委員會ニ送致ス又委員會ハ自ラ爲シ若ハ認定及承諾ヲ與ヘタル交渉ニ關シ正規且遲滯ナク中央利權委員會ニ報告スヘキモノトス

第六條　利權委員會ト勞農露國及同盟「ソヴイエト」共和國ノ官廳及造營物トノ接渉ハ專ラ中央利權委員會ヲ經テ之ヲ爲ス緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務並貿易人民委員部及最高國民經濟會議長ニ對シ書類ノ寫ヲ送附スルコトヲ得

全露中央執行委員會長
エム・カリーニン
人民委員會議長代理
エム・カーメネフ

全露中央執行委員會書記官
テー・サプローノフ

莫斯科、「クレムリン」千九百二十三年三月二十九日
(千九百二十三年四月四日「エコノミーチエスカヤ、ジイズニ」所載)

利權企業近狀

◇露國利權出願件數

(出願者國籍別)

國名	一九二五—二六年度	一九二六—二七年九月末日迄
亞米利加國	四一	一六
英國	三〇	二六
佛國	三三	一六
獨逸	一九九	一七一
伊太利	四	一〇二
瑞典	九九	七七
諾威	八	五二
丁抹	二	四五
和蘭	三	四四
埃及	二四	二四
チエコスロヴキヤ	一四	一四一
波蘭	一六	七二
日本	四二	三七
ホストニヤ	一二	八一
ラトウイヤ	〇	四〇
フキンランド	九	九
白耳義	一二	四八
聯合國	三	二六
共外	一〇	二九
合計	二五	二二九
	二六三	二、二〇〇

◇露國利權出願件數(種類別)

一九二六—二七年度

種類別	件數
鑛業	二〇
製造業	一一一
運輸及通信事業	九
農業	五
林業	一〇
漁業及狩獵業	六
建築業	一九
科學工業	三二
商業	四九
其外	二
合計	二六三

◇作業中の利權企業(國籍別)

(一九二七年十月一日現在)

國名	企業數
埃及	五
亞米利加	二三
英國	一〇
獨逸	二九
和蘭	一
丁抹	二
伊太利	二
ラトウイヤ	一
リトアニヤ	三
諾威	三
波蘭	一
チエコスロヴキヤ	五
瑞典	一
日本	六
共外	七

種類別	件數
鑛業	二
製造業	五
運輸及通信事業	二
農業	四
林業	九
漁業及狩獵業	九
建築業	一
科學工業	九
商業	二五
金融	四
其外	九
合計	九

國名	企業數
埃及	一六
亞米利加	二四
英國	六
獨逸	二
丁抹	二
伊太利	一
ラトウイヤ	一
リトアニヤ	二
諾威	二
波蘭	一
チエコスロヴキヤ	一
瑞典	一
日本	七

◇作業中の利權企業(種類別)

(一九二七年十月一日現在)

種類別	企業數
鑛業	一六
製造業	二四
林業	六
農業	二
漁業及狩獵業	二
運輸及通信事業	九
建築業	三
金融	一
商業	九
科學工業	二五
其外	四
合計	九九

フキンランド	一
佛國	五
公益團體	二
露國	四
合計	九九

中央利權委員長の報告

中央利權委員長クサンドロフ氏は一九二八年九月二十四日國營商工會議委員會の席上において利權事業の現狀に就き大要次の如く述べた。

ロシヤは其の對外借款に今日まで未だ成功するに至らず、又海外との取引は短期クレヂットに限られ居る故、利權によつて外國資本、技術、機械

設備を招來すべき必要がある。然るに利權の契約は經濟的並に政治的の問題にして複雜なものである。利權政策の發達は國際關係に影響せられること多く最近二ケ年は英國其他と國交斷絶ありしが爲め頓座を生じた。一九二五―二六年における利權出願數は四百八十二件であつたが一九二六―二七年度は二百十六件本年上半期は百十五件である。その中英人の出願數は前各年度に三十件、十六件及び二件となつてゐる。出願數の多い割合に契約の成立するものは甚だ少い、契約締結數は一九二五―二六年に三十八件（七件は技術的援助）昨年度は二十三件（十五件は技術的援助）である。二年前利權事業數は五十四件、その投下資本四千七百萬留であつたが昨年は七十四件、四千五百萬留（投資額の減少は計算の精確と廢業者ありしに由る）となつた。利權事業に依る生產高は昨年一億一千二百萬留、使用勞働者の數は二萬六千人であつた。

利權事業の種類は之を輸出向とロシヤ內地向とに區別し得る。目下の處輸出を目的とするものは業績不振であるがロシヤ市場を對手とするものは利益を擧げてゐる。昨年利權事業の利益は總體で七百萬留にして、內地向きのものは普通三割乃至三割五分の收益を見てゐるが中には十五割、甚だしきは四十割といふ莫大な利益を得てゐるものもある一例を示せばボールベーアリング製作工場（G.K.F.）は二百萬留の資本で二百四十萬留の純益を擧げた。

利權政策はその目的を達したかと言ふに無論例外はあるが、善くその目的に添ふてゐる。現存の諸利權は國營工業に刺戟を與へ、其生產品は良質にして輸入上爲替の失費を大に節約し且密輸入を減少することが出來た。例せばロシヤは三年前まで外國から二百萬留の鉛筆を輸入し同時に鉛筆は密輸品の最たるものであつたが、今ではハンメル利權事業に依て國內の需要のみならず英國、ベルシヤ、支那に輸出するやうになり共輸出高は百萬留を超へる。

今日まで利權政策は無計劃的であつた、外國資本家は彼等の着目せる利權を自ら撰定し、之に反しロシヤは自己の欲する地域における利權を提供するを得なかつた。今後はロシヤの爲に利益になるが如き利權對象物を許可しまたロシヤに取り有利な地域における利權に對して外國資本を誘引しなければならない。此目的の爲め新たに鐵道、農業其他產業上約百種の利權對象物を選定し契約の形式をも審議した。然し之等改善が直に利權政策に好結果をもたらすとは思はれないが將來に期待するものである。

國營商工委員會列席者は右クサンドロフ利權委員長の報告を聽取したる後各自意見を述べ從來利權政策に幾多の失錯ありしことを注意した。大資本を投下して模範的企業を創設するには宜しく外國の信用ある大會社と利權の契約を取結ぶべきである、今日までの處斯かる大會社との契約は寥々たる有樣であることを指摘した。ロシヤ國營事業の爲に模範となり得る利權企業が極めて尠くして、不眞面目な利權漁りの契約の類の多いのは全く右の理由に依る云々（九月二十六日、プラーウダ紙所載）

新利權政策

（一九二八年十月イズウエスチヤ紙發表）

一、新利權政策の轉換

一九二八年七月二十四日聯邦人民委員會は利權對象物件に關する利權委員會本部の報告を聽取し、利權事業全體の統制を決定する基本法規の承認を與へた、利權事業の範圍は輸送、製造業、鑛業、電氣、林業、農業、農事改良、棉花栽培、糖業、搾乳、共働經濟に亘るものである。

利權事業の統制に關する一般法規と共に人民委員會は前記諸事業に對し外國の投資を歡迎する利權對象物の概要書に承認を與へ、且つ前記利權目的物に關し外國資本家に汎く是を知らしめるため利權委員會本部に對し關係官廳と協力して外國文の利權案內書を發行すべきことを命じた。

人民委員會の承認した利權物件概要書は利權希望者に對し、自己の興味を有する利權對象を撰定するに便せしめてゐる。

此他人民委員會は利權委員會本部に對し前記概要書に記載なき利權對象たりとも、それがもし國家に有利なりとすれば交涉すべきことを命令してゐる。

聯邦の國家計畫部は現在國民經濟建設五年計畫案編成の事業に着手してゐるが、利權事業も當然該五年計畫中に包含せらるべきものである、從つて人民委員會は國家計畫部に利權對象の詳細なる案を作成すべく命じたが、是によつて五ケ年計畫案及び將來の國民經濟十五ケ年計畫案に如何なる事業を利權化すべきかを決定する資料となさんとするものである。

二、新政策の諸要項

現在產業の不振なる地方、又は全然存在せざる地方の工業化問題と關聯し、人民委員會利權本部に對し產業の發展せる地方のほか、非產業地方にも利權資本を誘導し、且つ嶄新なる問題を提供して利權を申込む者に對しては能ふ限りの便宜を與ふべきよう命じた。

利權事業に外國資本を誘致せんとせば單に基本的產業のみならず、第二流の產業にも利權事業を許可しなくてはならぬ。外國資本の誘致を必要とする產業は主として技術的要素の多い產業である。

利權契約締結に當り人民委員會が最も重要視するものは投資額の最大限度を豫定することゝ、利權所有者は義務として其の事業に最新の技術を應用すること及び聯邦內に生產せられざる半製品其他の材料を事業の副產物として生產することである。

利權本部が外國の投資を歡迎する主なる事業は、有色鑛採掘、金屬工業（殊に旋盤機械製作）製紙、セルローズ、自動車製造、人造絹絲、製皮用藥品製造業である。是等の利權事業希望者には人民委員會に於て生產上の保證を與へる爲めに從來よりも有利なる條件を提供することゝなつた。

原則として利權所有者には其生產品の自由販賣權を認める、もし國營產業がそれら製品の最大需要者である場合は、利權契約締結に際して、利權事業の利益を保證する條件の下に製品の一部を主として國家が買取るべしとの項目を加へなくてはならない。

利權契約による生產を短期間に開始せしめる爲め、事業のために要する機械器具、原料建築材料等聯邦領土內に於て購入不可能なものゝ輸入に關し關稅上の特典を與へる、而かして是等の物資輸入に對する許可は遲くも一ケ月以內に利權所有者に下附しなくてはならない。

又、利權所有者が利權契約に從ひ貨幣を輸出する場合は人民委員會は利權本部と財務人民委員會に命じ、利權所有者の之に關し提出したる願書を直ちに査閱し、障碍なからしめる。

利權事業の課稅を簡單ならしめるため人民委員會は利權契約書中に利權所有者は一定の機關をしてべしとの項を加へ、該稅をして一定の徵收せしむ。

割當免除額及地代の額を決定するには、利權事業の健全なる發展と相當の收入を保證する必要あることを考慮に置かなくてはならない。

利權事業の使用する原料は聯邦產たることを原則とする、輸入原料を使用する場合はその原料の輸入又はその原料よりする生產品の輸入が利權契約の如何にかかはらず必要である場合に限られる。輸入原料を使用する利權の許されるのは、利權の性質上外國原料及び半製品を使用し、その需要量を利權所有者がその製品の輸出によつて補塡し得る場合か、又は利權所有者が爲替上の關係なき輸入原料を生產する場合かである。利權の性質如何により利權本部は利權契約中に利權所有者の義務としてその事業生產品の一定量を外國に輸出することを主張することもある。

聯邦は外國資本の誘致を必要とする關係上、人民委員會は利權本部に對し、利權所有者をして資本は絕對に國外のものなることを言明せしめ、且つ契約所定の資金を聯邦信用機關を通じて送金せしめることを約束せしめる、但し、事業の擴張又は新規利權事業の開始の場合、聯邦內に於けるその事業より得たる利益金を是に充當することが出來る。

露國利權と外國資本

（一九二九年發表）

國家の一般經濟に於ける利權の位置

餘剩資本輸出額の膨脹に伴ふ國際金融界の緊張商品輸出難による列强國の經濟的不況は世界の經濟分野に於ける、あらゆる統計指數の示すところであり、總て此等の事情は歐洲及び米國に於ける專業家團體をして、ソウエート聯邦領土內に於ける利權事業への投資に關する興味の客觀的要提たりつゝある。

これと相俟つて、國内の決定的工業化並に全産業を高度の技術的基礎の上に置き、且つ大工場の改造を實現せんとする目的に向つて全力的に邁進しつゝある、ソウエート聯邦は、利權讓渡の形式により、廣汎に亘り外國資本の投資に對し途を開きつゝある。資本輸出國とソウエート聯邦との、國家的組織の根本的原則の相違は、資本主義國とソウエート聯邦間の密接なる經濟的關係の發展、特にソウエート聯邦内に於ける利權事業の發展に對して何等の障碍ともならないのである。

國家の工業化の軌道を目差して、投資されたる利權資本が、ソウエート聯邦に課せられたる使命の觀點からして有益なる機能を遂行するものなることは謂ふ迄もない。國家の改造事業に對し、また、その急速なる工業の發展に對して巨額なる投資の必要性は、ソウエート聯邦をして、外資の誘致、貸借關係上必要なる條件とされ、ソウエート聯邦に於ける利權事業の保證を好結果に導きつゝある。

ソウエート聯邦に實施されてゐる、計畫的經濟は外資の誘引を困難に陷らしめないのみならず寧ろ利權事業の有利な活動を常に援助しつゝある。蓋し、利權讓渡は、國民經濟の最も後れた部門、即ち、その富源開發の方面に於ては、國家の活動が十分でなく、時には國營工業が全然缺けてゐる——に對して許されてゐるのである。これに加ふるに、若しも、革命後の數年間に於て、ソウエート聯邦民の全般に亘る福利の增進に基く、支拂能力の著しき向上を考慮に入れるなれば、外資の利權方面の活動が有利なるものなることが當然認め得られる。

ソウエート聯邦に於ける利權事業の活動を調節する各種の法律、並に、特に、一九二八年後半期に發表されたる、利權政策の積極化に關するソウエート政府の規定は、ソウエート聯邦内に於ける外國資本の、順調で且つ有利な活動にとつてあらゆる必要なる前提條件と、保證とを、形成しつゝある。

ソウエート聯邦に於ける利權事業は確乎たる正しき基礎の上に置かれてあり、利權事業の活動を調節する、全般に亘る法規は、利權事業に對して政府乃至は地方機關の單獨行爲による、行政上の專斷を惹起すべき如何なる可能性をも、存ぜしめない。ウエート聯邦内に於ては、利權事業の活動を妨ぐべき、利權契約に關する、原則的、意見の相違や乃至は、それの抵觸問題を惹起するが如き場合の無かつたことは、實際的經驗が完全にそれを裏書きしてゐるところである。

ソウエート聯邦内に於ける利權事業の基礎的形態に就ては、既に明かに說明されたものと考へ得ら觀て)——外國資本の獨立的經營によるもの。

即ち、第一は、純然たる利權事業(組織の點から觀て)——外國資本の獨立的經營によるもの。

第二は、混成體によるもの、即ち外國會社とソウエート機關との共同經營によるもの。

第三は、信用——請負形態によるもの、こゝに於ては、外國企業家は、單に組織者としての役割に參與するのみであつて、將來に向つての經營上の權利が與へられてゐないのである。

第四は、一時的金融による技術的援助契約、乃至は、各種の形式に於ける技術的協議を代表するものではなく、ある場合に、組織さるべき事業の金融及び機械の支給をなす契約——の形態である。

ソウエート政府を一方とし、外國事業家を他方とする、兩者間に締結せられたる、利權契約は、利權事業の基礎的條件を適確に制定してゐる。實施さるべき、各種の規定は、利權企業に對する十分なる利益を保證し、これと關聯して、そこには一般的ソウエート法規中の出來る限りの除外例が設けられてある。

契約の精神を遵奉する目的から制定された利權契約者の保有する權利、即ち、事業の生產能率の一定水準、設備品の無稅輸入、利權事業に對する課稅はそれと同種の國營企業と同等に取扱ひ、條約に基く課稅統一制の實施、一般的法規に基く生產品(利權事業)の自由販賣——等總てソウエート聯邦に於ける利權事業の高度なる利潤を保證する。

原料品問題の調節、利權事業に對する國内原料品の供給(輸入不可能の場合)投資に對する常軌的償還、及び利潤收得の可能に基く契約期間の制定、仲裁裁判の設定、利權當事者のその取得利潤の搬出、及び、原料輸入目的を以つて現金帶出の自由等々——總てこれ等のことはソウエート政府が利權事業の保障の爲めにあらゆる必要な事を爲しつゝあるを立證する。

最後に、利權事業に對して、國營企業内に實施されてゐる勞働法規を適用する——總てこれ等の

ことは利權事業に於ける、有り得べき困難を除去するものである。

利權事業は、契約期間中に於ては、その性質の如何を問はず沒收、徵發、國有化から保障されてゐる。政府による、ソウエート聯邦國内利權物件案の裁定は、利權事業の發展を容易ならしめ、また、商議の延引を短縮するものである。

若しも上述の事情を考慮に置くならば、最近數年間に於ける、各國ソウエート利權事業に對する興味が增大したことは何等異とするに足らぬ。

世界的に有數なる、大會社のソウエート利權に對する興味はそれ等會社のソウエート聯邦の國民經濟に於て最も重要なる意義をなす、有數なる利權物件に對する興味は、特に注意に値する。就中北米合衆國の資本家の利權事業に對する興味が著しく增大したことを認知する必要がある。

利權事業の正規狀態

○外國資本の誘引に關する問題は、一九一八年當時、早くも最高國民經濟會議の議題に上つたのであるが、國内戰爭の勃發によつて、遲延され、而して、一九二〇年既にソウエート政府は緊急令を以て、ソウエート・ロシヤの生產力發展を目的とする外資誘引の計畫に關する宣言を發表した。該宣言を發表したのは、時恰も、國内戰爭尙終結せず、社會的狀勢は、國家をして個人經濟の領域を最大限度に制限し、國家は自からの手中に、生產事業のみならず、商業をも、集中せざるを得ない時機にあつたのである。

一九二一年、一定の限界内に於て個人資本の活動を合法化せしむる所謂「新經濟政策」の實施によつて、一九二〇年に於ける宣言は、著しく、その實際的意義を消失した。何となれば、該宣言に示されたる物的規準は新たなる經濟的條件に於ける活動に對して算定されたからである。

その意義と範圍の點から、多かれ、少なかれ重要なる經濟的活動が、國家並にコベラチーフの手に集中されたことの事情は、ソウエート聯邦に於ける利權事業の性質に確定的印票を捺したものである。假りに西歐に於て利權が先づ第一に社會的需要に應じた企業の客體であるとするなれば、ソウエート聯邦にあつては、ソウエート聯邦に於ける利權は個人經濟法案による規定外の一際の經濟的行動が利權の目的物となつてゐる。かくの如くして、ソ聯邦の利權の目的物は、西歐に於ける場合と比較して、それの性質上根本的に多大の差異がある。

現行法規は、よし、政府の一方行爲によつて利權を代表する可能を規定してゐるとは云へ、外國資本の活動は、ソウエート聯邦政府對利權當業者乃至は當該執行委員會(自治制經營事業が利權の對象となつてゐる場合)間に締決されたる利權契約に基いて通常形成されてゐる。

かくの如くして、ソウエート聯邦政府は經濟的主體の資格を代表する)に基いて、成立される。この事實は利權契約は當然に法理上の性質を帶びるものである。即ち契約は、ある部分に於ては第三者に對しても強制力ある特別法の效力を持ち、ある部分に於ては特殊な條件を持つた私法上の契約となり、個人(自然人)と政府は(法人)企業の主體として相互に義務を負擔する。

現行利權契約に對する典型的條件を考察するに當つて、利權設定の以上の如き公式が、利權當事者の利益を最も完全に保證するものなることは明となつてくる。

契約に示されたる規定に從ひ、生產能力に相當する適當なる設備を施せる工場を設立し、必要なる運轉材料を供給する等の手段を講ずることを以て利權當業者の基礎的義務となしてゐる。

利權契約者に對して、その初期に於ける事業設備の義務遂行を容易ならしむる爲めに、政府は通常、一定の期間を付與し、その期間内に利權契約者をして工場設備を爲さしめ、また、該事業に必要なる備品の輸入に對して輸入稅の免除の特權を與へてゐる。併し乍ら、この場合、利權契約者をして、最も進步せる近代的技術の上に立つ事業を組織せしむる上から、輸入さるべき設備品(機械)は、總ての點に於て新規品たるべきことを、義務づける。

原料品の供給に關して、利權業者は、若しもそれがソウエート聯邦内に於て取得することの不可能な場合、外國より輸入することの權利を附與されたゐる。

利權事業の權限に關しては、利權契約は、該契約の範圍内に於て、利權業者に對し、金融並に技術方面に關する獨立的管理と支配權を附與することを規定してゐる。この權利は、條約に規定されたる、政府の權利、即ち、利權事業に對して、そ

れが持つ義務を正しく遂行せしむべく、該事業の活動を監視する——權利を制限するものではない。併しながら、かくの如き監視は國家の如何なる機關に對しても、それが利權事業の活動に干渉する權利を與へるものではない。

利權業者の經營管理に關する制限は利權業者の利權事業に屬する財産の棄却權は棄却の場合に適用されるのであり、利權業者は、該財産の棄却に對するこの設備品の老朽の場合に於てのみ認められる。

制限法の實施は全く、首肯され且つ、當然なものである。この限りに於て利權契約の終結と共に該事業所屬の全設備品は當然政府に引渡さるべきである。

換言すれば、この場合に於ては、政府の現存事業の收得を保證するものである。利權業者の材料の範圍には、以上の條件は及ぼされるものでない但し、それは、利權契約者に對する制限法と關聯して事業の棄却による、事業の停止と、それの財産を抵當に附すことを考慮に入れない場合である。何となれば利權契約期間内に於て、利權業者は事業に對する投下資本を償却するからである。

資本投下と關聯するソウエート聯邦の經濟的活動は、利權契約者をして、組織さるべき事業に對する一定の課稅制の制定に努力することを促してゐる。利權事業に對する三種の課稅形式がある。即ち、(一)個人企業と均等したもの、(二)國營企業と均等したもの、(三)抵代稅制の制定によるもの。

巨額の投資に關係ある、利權事業に於ては(一)の課稅形式——國營企業と均等したもの——が適用される（それは最もしば〳〵適用される）

かくの如く、國營企業との均等形式は、たゞに商業的考察からのみ說明さるべきものでなく、特別なる狀態（それは、國稅の一般的制度に基くものである。利權事業は、業が占むべき）に基くものであるソウエート聯邦に於ける計畫的經濟の全般的制度に於ては『資本主義的孤島』ではなく、それは計畫經濟によつて著しき程度にまで調節されたものであり、國家の生產力發展と、新技術的基礎の上にソウエート聯邦の經濟的發達テンポを速かならしむることゝを目的として、許容されたものである。

利權契約は、利權業者をして、勞働力の一部を外國より移入し得ることを規定してゐる、但し、その際、當該事業に關係する全勞働者に對する外國勞働者の比率には制限がある。

現行利權契約は、利權業者に對して、外國貨幣との交換、及び、それの國外への送金、を保證する、但しそれは原料の買附け、新舊機械の取り換への必要ある場合、及び、外國に於ける債務の消却の必要ある場合であり、これが金額に就ては、豫め、金融部の承認を要する。

かくの如くして、利權契約は、一方に於ては、利權業者をして商品及び貨幣（國營信用機關を經て外國より輸入する方法による）の形式による一定資本を拂込む義務を負はしめ、他方に於ては、利權事業に於ける活動上必要なる資金を外國に送金する場合、利權業者の利益を保證する。

外國に於ける利權の特性と形態とは利權の契約者及び被契約者間に發生する紛爭問題解決の上に影響せざるを得ない。利權が一方行爲の形式を採用せる場所に於ける紛議は被利權契約者によつて解決され、所謂行政裁判所のある國家に於ては紛議の解決は、同裁判所の權限に附托されることになつてゐる。

既に示せるところによつて明かなる如く、ソウエート聯邦に於ける利權は、相互的契約に基いて制定されてをり、契約上に關する紛爭問題に於ても、利權契約の規定に基き、ソウエート聯邦に於ける國民裁判所乃至は、條約に關する特別仲裁裁判所に於て審議される。後者の形態をとる紛議は最も屢々發生する。最高仲裁裁判長の選出に關し双方側の協定の不備に鑑み、最近に於ては、ソウエート聯邦或は國外に於ける、或種の學術研究機關を以つてそれに當て、或はこれ等の學術研究機關は數名の候補者を選出し、その候補者中より最高仲裁裁判長の一人を選出することになつてゐる。

上述の事實より、次の如き結論が生ずる、即ち現行規定は、利權被契約者の實際的利益を保證するものであり、且つ、ソウエート聯邦内に於ける利權事業者の正規的活動に對する確乎たる正しき地盤を作り與へるものである。

利權事業の活動

一九二九年二月一日現在ソウエート聯邦内に於ける利權事業は合計六八件であり、内製造工業二三件、原料品生產事業一一件、商業七件、及び其の他である。

これを國別とすれば、その第一はドイツで利權事業數一二、次は日本（利權事業數一一）アメリカ合衆國（八）、英國（七）ポーランド（六）及び其の他の順である。

中央利權委員會の發表によれば、鑛業利權は一九二九年に一千萬留の資金を增加し、現在に於けるその資本金額は二千八百萬留である。製造工業利權は一九二七—二八年度に八百萬留の資金を增加し、現在に於けるその資本金額は一千九百萬留である。利權契約者の、利權事業への全投資額は五千萬留であり、これに運轉資金を加算する時はその額は七千萬留に達する。

製造工業利權の年額平均純益は、資本金の五四パーセントに相當する。最も收益率の多いのは繊維工業であり、その純益率六四・三パーセント、製紙業の五八パーセント、金屬業四〇・四パーセント等が、それに次ぐ。

英國の鑛山利權「レナ、ゴリドヒリド」は一九二八年度に於ける、同事業の取得せる收益額は四百萬留なりと發表してゐる。同會社の設資總額は二千百七十萬留であり、三ケ年間に於ける採掘額五千百四十萬留に達し、特に一九二八年度九ケ月間のそれは一千五百萬留である。

サガレンに於ける日本の原油利權事業（北樺太石油株式會社）は一九二八年度に十三萬三千五百トンの原油を採取した（但し一九二七年度のそれは、六萬八千八百九十トンであつた）同會社の投資額は一千萬圓であり（最近三ケ年間に於ける拂込資本金は三百萬圓である）日本に於ける原油採取量の八四パーセントを輸出した。米國の鉛筆利

權事業經營者であるハーマー氏は、該事業が一般的に確實なることを聲言してゐる。その生產額は一九二七年度に於ける七百萬留から一九二八年度の八百五十萬留にまで增加した。一九二七—二八年度に於けるその純收益は百萬留である。ハーマー氏は、同氏が輸入する原料木材（鉛筆製造用）と交換にシベリヤに於ける、木材利權を、附帶事業として同氏に許可されたしとの件に就て目下中央利權委員會と交涉中である。本年度同會社の、英國、支那、土耳古、波斯への輸出は七十一萬七千グロス（一グロスは十二打）である。

一九二八年十月より一九二九年五月一日までに於て中央利權委員會は一二五件の利權に關する交涉を受理したが、内三四件は技術上の援助に關するものである。

該利權契約申出件數の最も多いのは北米合衆國であり、第二は獨逸、第三佛國、第四英國、第五伊太利、第六瑞典、第七墺太利等の順である。

利權の重要對象物

最近ソウエート聯邦利權計畫に於ける重要利權對象物の内容を示せる一覽表が發表された、

サーンゲズールスキイ地方（アルメニヤ）に於ける銅鑛石（豫想埋藏量十六萬トン—バイマスク地方（アルタイ）に於ける銅、金、銀並に亞鉛鑛（埋藏量十—二十萬トン）ネルチンスク地方其他に於ける銀鑛石の利權讓渡が豫定されてゐる。利權契約に基いて現在作業中の『レナ・ゴリドヒリドス』の外にウクライナに於ける金鑛（スエルドロフスキー附近にして金の大鑛脈を有す）が豫定讓渡利權とされてゐる。トンバス並にクズネオツキイに於ける石炭及びウラル（エンバ）並に裏海其他に於ける原油——利權讓渡も、亦豫定されてゐる。

利權計畫は、或る大金屬工場（これが設立は五ケ年計畫中に含まれてゐる）の一つをも、これ亦利權讓渡し得るものとしてゐる。地方的の大發電所設立に關する利權資本の投下をも亦計畫されてゐる。

利權計畫は、電氣器具製造所（發熱電氣具、電燈用具等の製造所）の利權讓渡に關して計畫してゐる。

更に、トラクター製造工場、播種及び打穀機工場、川船造船所、タイプライター工場、セルロイドに關する各種工場——設立に關する利權を計畫中である。

一九三〇年の露國

利權狀態

一、一九三〇年の利權概觀

ソヴエート國内の外國利權企業は、五箇年計畫の積極的遂行時代に入つて、著しく制限縮少され不振に陷つた。

之は元來利權政策なるものが、一九二一年當時の發案にかゝり、當時ソヴエート產業は荒廢の極から起ち上る時機にあつたため、直ちに自力開發出來ない多くの資源を外國資本家に租借經營せしむることを利益としたが、產業が戰前水準への復

活を終り，五箇年計畫によつて急速なる生産の增進を示し且つ個人企業に代る社會主義的經營形態の擴張發展を遂げつつある今日，外國資本家への利權讓渡政策が之と對立し，大障害を受けるは極めて當然の結論と見ることが出來る。

日本の北樺太石油石炭利權の如く日露基本條約の基礎によつて獲得された特殊のものは別として一般對露利權が未曾有の難境にあるは不可避的の運命と見なければならぬ。

この實例を吾人はすでに我露領森林利權，オホツク金鑛利權等の上に見出してゐる。然るに一九三〇年においてソヴエート最大の外人利權たるレナ・ゴールドフイルド會社の利權企業廢止問題を惹起するに至つた。

一九三〇年のソヴエート外人利權の運命を象徵する物として左に同會社利權廢止經過を紹介するを含む數千平方粁の地積である。該契約によつて會

レナ金鑛大利權廢止經緯

一、利權企業の經過

一九二五年十一月ソ聯對レナ・ゴールドフイルド株式會社間に締結せられし利權契約によつて，レナ・ゴルドフイリド會社に提擧せられし採鑛利權は，レナ地方に於ける最も有望なる產金地——レナ・ウイテイム地帶，アルタイ地方に於ける銅・亞鉛・鉛の產地——ズメイノゴルスキイ地帶ズイリヤノフスキイ地帶及びウラルに於ける銅・鐵產地ースベルトスキイ地帶レウデンスキー地帶等を

社側に對しては，長期に亘る巨大なる資本の投下と，歐米の最新科學的技術の適應が要求せられ其總投資豫想額九千萬留乃至一億留と見積られた。レナ・ゴルドフイルド會社が事業着手の爲めに一九二五年末より一九二六年の初期にわたつて外國市場に於て募集し得た金額は，八分利公債英貨七十五萬磅，仲介者を經て會社か實際に受取りし金額は五百五十萬留で，此金額を會社はダイボ產金地(ウイテイム河の支流)の爲めにアメリカより十七吋の浚渫機購入に支出した。アルタイ方面の採鑛事業は資金不足の爲めに着手せずして金鑛の筋肉採掘とウラルに於ける溶銅工場製鐵工場の經營に主力を注いだ。

其後レナ・ゴルドフイルド會社は，ソ聯國外に於て資金調達の困難なることを經驗し，方針を變更して，ソ聯國內に於て調達することゝし，ソ聯財務人民委員會より一九二六年の後半期に於て同じく四分利附二百萬留，一九二七年前半期に於て同じく四分利附百五十萬留，一九二七年後半期には二分利附百萬留，合計四百五十萬留の融通を受けた。此等の資金はウラル工場の設備，デクテヤルカ鑛地の試掘，浚渫機の据付などに支出せられた。だが此等の資金を以てしても尙ほ到底最初の豫定額に距離遠く，既定の事業に着手することが出來なかつた。

玆に於て會社は一九二七年頃より方針を變更してソ聯政府が二千三百萬留を投資せるまゝレナ・ゴルドフイルド會社に引渡せるレナ・ウイテイム產金地の採鑛事業に巨資を要せずして利益を獲得せらるゝウラルの鐵・アルタイの銅・鉛の經營等に全力を注ぎ，浚渫機裝置の完成を引延ばし，デクテヤルカの工場建設を遲延せしめた。採鑛に際しても最新の科學的技術を利用せず，從來の採鑛法により，短期間に巨利を集むる略奪的採鑛を急ぐやうになつた。之れが爲めソ聯より引渡せる五八八の金鑛中彼地が實際に採掘せるものは，最も含金量の豐富なる十箇所のみであつた。

一九二八年の始めに至り，會社側はソ聯政府に覺書を提出して，產金地帶の砂中含金量の減少を理由とし，既に借入れし四百五十萬留の借款の返却免除，大部分使用不可能なる程度に破損せられしレナ汽船隊の無償引取り方，ボダイボ產金地に商品の無稅輸入許可，其他數項にわたつて最惠的の取扱ひを願出た。ソ聯政府は四百五十萬留に對しては，返却免除を斥けて一九三二年までの延期を承認し，レナ汽船の無償引取りは之れを拒絕した。レナ・ゴルドフイルド會社は一九二八年の秋にも三百萬留の新借款を申込んだがソ聯政府に拒絕せられ，一九二九年の春に，ソ聯國立銀行より二百十留を借入れることにだけ成功した。

斯くしてレナ・ゴールドフイルド會社が，其經營四箇年半の期間に收支せる貸借を綜合すれば次の如き結果となつてゐる。

借方——總金額三千五百萬留乃至三千二百萬留
其內ソ聯國內にて借入れし金額合計千五百萬留
其內譯は，

イ，一九二六年—二七年度四百五十萬留
ロ，一九二九年前半期國立銀行より二百萬留
ハ，事業によるソ聯政府への支拂金　レナ汽船に關する諸支拂，未納稅金等五百萬留

ニ　勞働者に對する勞働賃金未拂額百萬留
ソ聯國外にて借入れし金額は合計英貨百六十六萬六千磅で其內譯は，
イ，八分利付七十五萬磅
ロ，工場裝置に關しドイツに對して支拂ふべき金額六十四萬六千磅
ハ，英國於て借入れし二十七萬磅
備考　八分利附七十五萬磅を除く外は，凡て短期支拂契約のみにて契約せし期限內に支拂の不可能なることを熟知し乍ら借入れたものである。

貸方——會社の貸方はソ聯側の見積りによれば千七百萬留乃至千八百萬留で，其內譯は，
イ，アルタイ地方の財產一九三〇年一月一日現在六百五十萬留
ロ，ウラル地方の財產千萬留乃至千百萬留
ハ，レナ・ウイテイム地方の浚渫機は，ソ聯側より交附せる財產の賠償が行はれてゐない故百萬留前後にしか見積られない。

備考　會社がレナ・ウテイム產金地に加へし破滅的影響。コンセツシヨン企業放棄による國民產業に與へし損害は計算せられてゐない。其計算も當然レナ・ゴルドフイルード會社に提供せらるべきものである。

既に說明せる如くコンセツシヨン企業は一億留の巨大なる資金を要する事業なるを以て，僅か三千萬留の資金を得しのみにては經營上支障を來すは當然で，早晩行詰らざるを得なかつた。果して一九二八年の秋頃よりレナ・ゴルドフイールド會社は，ソ聯政府に對する支拂ひに澁滯を來たし，種々の口實にて稅金其他の支拂が回避せらるゝやうになつた一九二九年秋には勞働者に對する賃金の支拂すら正確に行はれず，ドイツどチエク・スロバキヤより購入せし採鑛設備に對する第一回の支拂さへ不可能な狀態に陷つた。一九三〇年一月に至り愈々二百萬留の債務をソ聯國立銀行に支拂ふべき時機が來たが，無論これを支拂ふ能力がなかつた。

ソ聯政府はレナ・ゴールドフイールド會社に經營の能力なきを見て，利權契約八十六章に基づいて五項にわたつて會社が建設的責任を等閑にせる事について警告を發した，此時に當り會社側は，此警告に對して契約不履行はソ聯側の壓迫と妨害によるものにて其責任は寧ろソ聯側にあることを指摘して逆襲的に二月十二日附にて，仲裁々判の審議に附することを提言して來た，ソ聯側も之れに應じて，雙方合意の上仲裁々判が構成せらるゝ事となり，裁判長にシトウシエル博士を依頼し，同時に兩關係者側からも委員を選定して，五月八日にベルリンに於て審議が開始せらるゝことゝなつた

二、利權企業に於ける間諜及び反革命的行動

ソ聯政府は經營の能力なきものとしてレナ・ゴールド・フイルド會社に警告を發すると同時に，會社內に於ける間諜及び反革命的行爲に對して斷然たる活動を開始した。本年一月十三日レナ・ゴールドフール會社の事務所及び勤務人の家宅搜索が行はれ，つゝいて二月四日には又搜索が行はれて拘留せらるゝものが續出した。

間諜及び反革命運動の名に於て拘留せられし主要人物は會社の冶金部主任技師コリヤスニコフ，法律部主任ムロムツエフ，レナ金鑛部主任リヤボフ・デ・リボン及び地質部主任イヴ等で，彼等は四月十八日に大審院の審議にわたされた。

五月八日にそれ〴〵宣告が言ひわたされた。ソ聯側の發表によるに，彼等の所謂間諜及び反革命的行爲とは次の如きものである。

一，ケ・デコリヤスニコフはレナ・ゴールドフイルド會社の實權者マロゼモフの招聘によつて冶金部主任に採用せられたが，英露斷交の當初より一九二九年十月に至るまで，連續的にソ聯の政治經濟財政狀態や階級鬪爭勞働者に關する情報等を蒐集し，マロゼモフ及ビ英國特務機關の派遣員イワノフを介してロンドンに發送した。

二，エス・エム・ムロムツエフはレナ・ゴールフイルド會社の法律部主任であるが，間諜團隊に加はり，ソ聯に於ける採鑛に關する諸方面の調査，澁滯機による採鑛に關する秘密情報を蒐集した。

三，バシキルツエフは地質部主任英國臣民イヴの依賴と指導を受け，レナ・ゴールドフイルド會社にとつて不利益なるソ聯國營工場『リデル・チング』を燒拂つた。彼はリデル・チングのダイナマイトエであつたが，コンセツシヨン企業への就職と金錢上の報酬との條件にて之れを敢行した。彼の供述によれば，イヴは彼に燒却方法に關して化學的指導までして，工場を完全に潰滅せしめたとのことである。

四，リヤボフ・デ・リボンはレナ・ゴールフイ

リド會社の金鑛部主任で金鑛の略奪的採掘とソ聯に有害なる破壞行爲をなした。例へば貴重なる建築を破壞して薪炭の代用とし、鑛穴に浸水せしめて廢鑛となすが如き行爲を爲した。レナ・ゴールフリド會社に提擧せられし産金地は、含金量の豐富なることに於ては南阿の一部金鑛を除いて世界に類ない所であるが無謀なる採掘によつて甚しく荒廢に陷られた。リヤボフ・デリボンは最初彼の就職前より荒廢してゐたことを主張して己の有罪を認めなかつたが、後に全部罪を承認した。

此等の被告の供述によつて、コンセッション企業が間諜機關となり反革命運動の中心となりソ聯の情報を蒐集せしこと、短期に利益を獲得する爲に無謀なる採掘をなし、又は使用せざる鑛穴に浸水せしめてソ聯の產榮に破壞的行爲をなしたこと、コンセッション企業に對して競爭的地位を占むるソ聯施設に對して非常手段にて防害したことなどが明らかになつた。

被告コリヤスニコフに對して檢事は死刑を要求したが、大審院は十年の投獄を宣告し、且つ其改悛の情を認めて六年（五箇年權利喪失）に減刑した。ムロムツエフに對しても同樣六箇年（五箇年權利喪失）を宣告した。バシキルツエフに對しては大審院は銃殺を宣告し、只彼が教育乏しきが爲めに害敵に利用せらる結果となりしこと、斯かる重罪を悉く自白せしことにより改悛の情が認められゝとなして十箇年投獄（五箇年權利喪失）に減刑せられた。リヤボフ・デ・リボンは、一箇年の投獄を宣告せられたのみであつた。

一般に刑罰が輕減せられたことに對して西歐側に於ては、將に開催せられんとしてゐる仲裁々判と西歐諸國に對する影響を考慮した結果であると觀察してゐる。

三、利權企業廢止と會社側の主張

一九三〇年四月廿九日に至り、ロンドンのレナゴルドフイリド會社本部は、モスクワの中央利權委員會に向つてレナ・ゴルドフイリド會社の經營にかゝる全企業を放棄することを通告し、五月一日付にて更に企業を指導しつゝある在露全權の委任を解除すること、ソ聯住在外人專門家を全部本國に召還すること、コンセッション企業の活動を中止すること、等を電報にて通告して來た。ソ聯側にては此等の行爲は利權契約八十六章の「利權は仲裁々判の決議によらざれば期限前に廢止するを得ず」の條項を無視したものであると見做して之を反駁し、同時にレナ・ゴルドフイリド會社が契約破棄を宣言せし以上、利權契約的實行問題に關する仲裁々判の意義は自然消滅せるものと見做すべきであると主張して、レナ・ゴルドフイリド會社本部に對して五月五日付にて仲裁々判の破棄と、契約破棄によつて生ずる結果に對する責任は悉く會社側にあることを通告した。ベルリンの仲裁々判長シトウツエル博士に對しては、レナ・ゴルドフイリド會社の企業廢止により仲裁々判の存在の理由がなくなりしことゝ、ソ聯側の代表者を出席せしめざることを通告し若し仲裁々判をソ聯側の意志に反して開催せらるるならば、ソ聯側は沙議の如何に拘らず之れに服する義務を有しないことを通告した。

六月二十四日のイズヴエスチヤは、更に八名のソ聯側の法律大家の意見として、仲裁々判は最初に審議の課題が決定せられ、其課題以外に立入る權限がないものであるが、今回の課題は利權契約の破壞となるべき行爲の除去、利權契約の將來の遂行、契約破壞による損害の賠償等であるから。會社側が契約其物を放棄してこれを否認せる以上仲裁々判は自然消滅すべきものであることを發表してゐる。

レナ・ゴルドフイリド會社側にては、今回の仲裁々判は雙方の合意の上に成立せる合法的のものがあるとて、ソ聯側が己の代表者を出席せしめざれば、その發言權を棄權したものと見做すことを聲明して豫定通り五月八日には代表をベルリンに派遣し第一回の審議を行つた。第二回の審議は六月十九日に、第一回と同樣ソ聯側代表者缺席のまゝ續行し、第三回は八月六日ロンドンに於て開催することゝして七月十九日迄に必要書類を提出することに決議した。若しソ聯側にも參加の意志があるならば其時までに材料を提出することを得ることを通告してゐる。

最初の二回の審議に於ては、レナ・ゴルドフイリド會社はソ聯側の壓迫防害により、コンセッション企業繼續の不可能となりし經路を詳細に說明し、家宅搜索拘留が頻發して勤務人の身邊の保證困難なる事情を訴へた。

コンセッション企業廢止の理由についてレナ・ゴルドフイリド會社側の見解として西歐言論機關に發表せられしものを二三紹介すれば次の如くである。

一、五月七日のロンドン電報（マタン）によれば利權契約によつて採鑛に着手しなければならなかつた或鑛區、を今日に至るまで放棄してゐることに關して、モスクワ中央利權委員會は非難してゐるが、「或鑛區（ウイティム）の採鑛には、會社は三回着手したが、其度毎に過激派は組織的に技師や勞働者を拘留して、事業に着手することを不可能ならしめた。技術や勞働者は經濟上の間諜として處罰せらるゝことを恐れて勞働することを斷つた。」

二、五月九日のロンドン電報としてボスレドニヤ・ノーウオスチ紙の傳ふる所によれば、コンセツンヨン企業には多數のロシヤ人の技術員及び勞働者が勤務してゐたが、それ等の人々に對する待遇はソ聯に於ける他の企業の勞働者の羨望の對象となりボイコツトせらるゝ狀態に陷つた、即ちコンセッション企業に屬する人々に對し、職業組合は百方これを防害し、遂にはコンセツション企業の材料の輸送に對する防害まで行ふやうになつた企業の繼續は事實上不可能であつた。

三、五月廿七日「デエイリ・テレグラフ」の傳ふる所によれば、レナ・ゴルドフイリド會社は、一九二九年まで利益の配當をせずして事業に全利益を投じ、一九二九年の年末に至り始めて英貨二百萬磅の利益を得ることが出來るやうになつた。斯くして愈々利益が確實になつた時、ソ聯政府はそれ迄とりし保護政策を急に變更して、外人を驅逐して事業を己の手に奪取せんと計畫するやうになつた。

露國の勞働

勞働ニ關スル法令

勞働法施行ニ關スル全露中央執行委員會決定

全露中央執行委員會ハ千九百二十二年公布ノ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國勞働法ノ實施ニ關シ左ノ通決定ス

第一條　千九百二十二年制定ノ勞働法ヲ千九百二十二年十一月十五日ヨリ實施ス

第二條　本決實施以後ハ千九百十八年公布ノ（一九一八年法令集第八十七號及第八十八號ノ）勞働法ハ其效力ヲ失フ勞働ニ關スル其ノ他一切ノ法令ハ新法令ノ規定ニ反スル限リ其ノ效力ヲ失フ

千九百二十二年公布ノ新勞働法實施ニ際シ效力ヲ保有スル勞働ニ關スル法令ハ勞働人民委員部（以下單ニ勞働部ト記ス）ニ提出セシムルコトトシ十二月一日迄ニ之ヲ公表スルコトヲ人民委員會議ニ委任ス

第三條　本法ニ規定スル各條項ノ適用及實施ノ規定ハ人民委員會議勞働國防會議及勞働部ノ命令及指令ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第四條　本法ノ變更若ハ增補ハ全露中央執行委員會ノ決定ニ依テノミ行ハルルモノトス

第五條　本法ハ露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國及凡テノ同盟及自治 ソヴイエト 共和國ノ全領土內ニ其ノ效力ヲ有ス

竝ニ自治州ノ全領土內ニ其ノ效力ヲ有ス本法竝本法第三條ノ規定ニヨリ人民委員會勞働國防會議及勞働部ノ發布シタル命令決定及指令ニ規定シタル條項ニ違反シタル雇傭主ハ刑法第百三十二條第百三十三條其他ニ從ヒ刑罰ニ處セラルヘシ

千九百二十二年十一月九日

全露中央執行委員會議長
エム・カリーニン

本露中央執行委員會書記官
アー・エヌキツゼ

露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國勞働法

（クゾート）

第一章　總則

第一條　勞働法ハ家庭ヲモ含ム（家庭勞働者）雇傭勞働ヲ爲ス總テノ人ニ適用セラルヘシ

第二條　義務勞働（第十一條）ニ關シ本法ヲ適用スル場合ノ限度ハ人民委員會議勞働國防會議竝ニ其ノ委任ニ依リ勞働部ニ於テ之ヲ定ム

第三條　本法ノ規定若ハ其ノ一部分ノ適用ヲ現役ノ軍務ニ服シ居ラサル或種ノ軍人ニ及ホス權限ヲ人民委員會議ニ附與ス

第四條　本法ニ規定スル勞働條件ヨリモ不利ナル條件ヲ課スル一切ノ勞働契約及合意ハ總テ之ヲ無效トス

第二章　雇傭及勞力ノ提供

第五條　露西亞社會主義聯邦 ソヴイエト 共和國ノ人民ハ第九條ニ定メタル場合ヲ除キ勞働部ノ機關ヲ通シテ任意雇傭手續ニヨリ勞力ヲ提供スルモノトス

第六條　求職者ハ勞働部ノ地方勞働部ニ失業者トシテ登錄ヲ受クヘシ

第七條　諸種ノ企業、營造物及經濟團體（國營、公營及私營）竝ニ個々ノ雇傭主カ勞力ヲ雇傭スル場合ニハ例外ナク凡テ左ノ手續ニヨリ勞働部

ノ當該機關ノ仲介ヲ經ルモノトス

（イ）求人ノ要求ハ企業及營造物ノ管理部若ハ個々ノ雇傭主ノ名ヲ以テ勞働部ノ當該機關ニ申込ムコト

（ロ）當該機關ハ此ノ申込ニ應シ得ヘキ資格ヲ備ヘタル者カ其登錄名簿ニ記入シアリタル場合ニハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニヨリ勞働部ニ於テ定メタル手續ニ依リ其人ヲ差向クルコト

（ハ）雇傭主ハ差向ケラレタル人ヲ雇傭スルヤ否ヤヲ勞働部ノ定メタル手續ニ從ツテ勞働部ノ當該機關ニ通告スルコト

第八條　雇傭主ハ左記ノ場合ニハ責任ヲ負フモノトス

（イ）求人申込ニ就テノ勞働條件ニ關シ虛僞ノ申告ヲ爲シタル場合

（ロ）雇傭ノ條件ヲ履行セサル場合

（ハ）差向ケラレタル人ノ雇傭ヲ不法ニ拒絕シタル場合

第九條　左記ノ場合ニ勞働部ノ當該機關ノ仲介ヲ經スシテ勞働者ヲ雇入ルルコトヲ得　但シ雇入後ニ必ス勞働部ノ當該機關ニ登錄スルコトヲ要ス

（イ）被雇傭者ノ人物ト關聯シ政治的ノ信賴若ハ特殊ノ技能ヲ必要トスル場合

（ロ）勞働部ノ當該機關カ求人申込ヲ受ケ三日以內ニ所要ノ勞働力ヲ供給シ得サル場合

第十條　國營、公設及私人ノ營造物及企業ノ管理部ハ勞働部ノ定ムル形式及時期ニ於テ勞働者ノ變更ニ關シ定期的ニ勞働部ニ報告スヘキモノトス

露國の勞働

第三章　露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國人民ノ義務勞働

第十一條　特別ナル場合（天災又ハ重要ナル國家的仕事ヲ遂行スル爲勞働力ノ不足シタル場合）ニハ第十二條乃至第十四條ニ揭ケタル者ヲ除ク露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國ノ總テノ人民ハ人民委員會議若ハ其ノ委任ヲ受ケタル機關ノ特別命令ニ從ヒ義務勞働ノ爲召集セラルルコトアルヘシ

第十二條　左ニ揭クル者ハ全然義務勞働ノ爲召集セラルルコトナシ

（イ）十八歲未滿ノ者

（ロ）四十五歲以上ノ男子

（ハ）四十歲以上ノ婦人

第十三條　左ニ揭クル者ハ義務勞働ヲ免除セラルルモ其ノ者カ平時ニ於テ定期的ニ從事スル勞働ニ從事スル場合ニハ此ノ限ニアラス

（イ）病氣若ハ負傷ノ爲一時的勞働不能者ハ其ノ恢復ニ必要ナル期間中

（ロ）姙婦ハ分娩前八週間及分娩後八週間

（ハ）乳兒ヲ有スル婦人

（ニ）勞働及軍事ニ依ル傷病者

（ホ）他ニ扶養者ナキ八歲以下ノ子供ノ母親

第十四條　種々ナル形ノ義務勞働ニ關シ健康上ノ理由家族的關係仕事ノ性質及生活ノ條件ニ依リ人民委員會議、勞働國防會議及勞働部ハ例外トシテ登錄スルコトヲ得

第四章　團體契約

第十五條　團體契約トハ一方被雇傭者ヲ代表セル職業組合（第百五十二條、第百五十三條）ト他方雇傭主トノ間ニ締結セラルル契約ニシテ個々ノ企業、營造物及經濟團體若ハ其聯合（第十七條）ノ爲勞働及雇傭ノ條件ヲ定メ且將來ノ個人的（勞働）雇傭契約（第二十七條、第二十八條）ノ內容ヲ決定スルモノトス

第十六條　團體契約ノ條件ハ其ノ人々カ團體契約ヲ締結シタル職業組合ノ組合員タルト否トニ關係ナク當該企業若ハ營造物ニ於テ勞働スル總テノ人々ニ之ヲ適用ス

備考　團體契約ハ勞働者ヲ雇入レ又ハ解雇スル權能ヲ有スル當該管理部員ニハ適用セス

第十七條　團體契約ハ一般的ナルコトアリ（生產業ノ全部門、國民經濟若ハ行政ノ部門ニ亙リ共和國ノ全領土內ニ適用セラル）又地方的ナルコトアリ一般的團體契約ノ存スル場合ニハ右一般的團體契約ニテ特ニ規定シタル場合及手續ニ依リテノミ地方的團體契約ヲ締結スルコトヲ得

第十八條　團體契約ノ期間ノ制限ハ職業組合全露中央「ソヴイエト」トノ協議ニ依リ勞働部之ヲ定ム

第十九條　本法又ハ其他ノ現行勞働法規ニ規定シタル條件ヨリモ不利ナル勞働條件ヲ規定シタル團體契約ノ條項ハ之ヲ無效トス

第二十條　職業組合ハ團體契約ニ關スル物質的ノ責任ヲ負ハス

第二十一條　團體契約ハ成文ヲ以テ締結シ勞働部ノ機關ニ登錄スルヲ要ス契約ノ條項中現行勞働

法規ニ規定シタル條件ヨリモ被雇傭者ノ爲惡シキ條件ヲ規定シタル部分ニ對シテハ勞働部ハ之ヲ無效(第十九條)トスルノ權能ヲ有ス團體契約登錄ノ手續ハ勞働部之ヲ定ム

備考　勞働部ノ機關カ團體契約ノ或ル條項ヲ無效トスル場合ニモ若シ契約當事者雙方ノ同意アラハ契約ノ殘餘ノ部分ヲ登錄スルコトヲ妨ケス

第二十二條　登錄ヲ了シタル團體契約ハ當事者雙方カ調印シタル日以降若ハ其ノ契約ニ示シタル期限後效力ヲ發生ス

第二十三條　營造物若ハ企業ノ編制替ヘ又ハ新所有主ニ移リタル場合ト雖團體契約ハ其ノ期間ノ滿了迄效力ヲ有ス

備考　前記ノ場合ニハ當事者雙方ニ對シ團體契約改訂ノ希望ニ關シ申出ヲ爲スノ權利ヲ附與ス但シ相手方ニ對シ二週間前ニ豫告ヲ與フルコトヲ要ス而シテ新契約ノ成立スル迄ハ舊契約ハ有效トス

第二十四條　契約ヲ更新シテ更ニ一定ノ期間繼續スル場合ニハ從來ノ條件ニ依ルモ又ハ雙方ノ合意ニ依リ舊契約ニ變更追加ヲ爲ス場合ニ於テモ一般ノ手續ニ(第二十一條)從ヒ登錄スルヲ要ス

第二十五條　何等カノ理由ニ依リ登錄未了ノ契約ニ就キ雇傭主、被雇傭者間ニ爭議ノ發生シタル場合ニハ之カ解決ハ右契約ニ基カスシテ現行法律ニ從ヒ決定ス

第二十六條　團體契約履行ノ爲監督ニ當ルヘキ主要機關ハ評價爭議委員會第百七十二條トス

第五章　勞働契約

第二十七條　勞働契約トハ二人若ハ二人以上ノ間ニ締結スル契約ニシテ右契約ニ依リ當事者ノ一方(被雇傭者)ハ相手方(雇傭主)ニ對シ報酬ヲ受ケ勞働力ヲ提供スルモノトス勞働契約ノ有無ニ拘ラス締結セラルヘシ

第二十八條　勞働契約ノ條件ハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ定ム勞働法規、團體契約竝ニ當該企業又ハ營造物ニ適用スル內部管理規則(第四條、第十五條、第十九條及第五十二條乃至第五十五條)是等ノ勞働ヲ行ハシムル企業營造物若ハ人ノ負フヘキモノトス

第三十二條　勞働契約ニ依ル勞働カ直接其ノ契約ニ關スル法律ノ遵守ヲ監督スヘキ責任ヲ有スル官廳及官吏ハ其ノ契約ノ履行カ未成年者ノ健康ヲ害シ若ハ一般ニ未成年者ニ有害ナル影響ヲ與フル場合ニハ契約期間ノ滿了前ニ其ノ取消ヲ要求スルノ權利ヲ有ス

第三十三條　勞働契約ニ依ル勞働カ直接其ノ契約ニ關スル事業カ他ノ企業ノ一部分若ハ一部門ヲ爲ス場合ニハ勞働契約ニ對スル責任ハ其ノ勞働ヲ行ハシムル企業營造物若ハ人ノ負フヘキモノトス

請負人カ自己ノ引受ケタル請負事業ト關聯シテ締結シタル勞働契約ハ請負人ニ於テ責任ヲ負フモノトス

備考　企業營造物若ハ個人及請負人相互間ノ爭議ハ一般法律上ノ手續ニ依リ決定ス

第三十四條　勞働契約ハ

(イ)一ケ年ヨリ越エサル一定ノ期間ヲ定メ又ハ

(ロ)期間ヲ定メス若ハ(ハ)一定ノ仕事ノ完成ニ必要ナル期間ニ於テ締結セラルヘシ

第三十五條　被雇傭者ハ雇傭主ノ承諾ナクシテ自己ノ仕事ヲ他人ニ委任スルコトヲ得ス勞働契約ニ依リ雇入レラレタル同業組合ハ勞働契約ニ反對ノ條件ナキ限リ其ノ組合員ノ間ニ仕事ヲ割リ

振リ又或組合員ト他ノ組合員ヲ振替フルコトヲ得

第三十六條　雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ當初契約ニ依リ雇入レタル事項ニ關係ナキ仕事竝ニ明カニ生命ニ危險ナル仕事若ハ勞働法規ノ規定ニ適合セサル仕事ヲ要求スルヲ得ス

若シ雇入レ當時ノ仕事カ一時ナキ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ヲ共ノ資格ニ相當シタル他ノ仕事ニ移スコトヲ得被雇傭者カ之ヲ拒ム場合ニハ雇傭主ハ第八十九條ニ依リ解雇手當ヲ交附シ被雇傭者ヲ解雇スルノ權利ヲ有ス

災禍ヲ防止スル必要アル例外ノ場合ニハ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ其ノ資格ニ不相當ナル仕事ヲ委任スルコト得

前記ノ場合ニハ賃銀ヲ引下クルヲ得ス若シ一時的仕事カ被雇傭者傭入ノ時ヨリ賃銀高キ場合ニハ其ノ高キ賃銀率(第六十四條)ニ依リ支拂ハルヘシ

第三十七條　被雇傭者ヲ或ル企業ヨリ他ノ企業ニ移シ若ハ企業又ハ營造物ト共ニスル場合ト雖或ル地方ヨリ他ノ地方ニ移スコトハ勞働者若ハ從業員ノ同意ヲ要ス若シ斯ル同意ナキ場合ニハ當事者ノ何レヨリモ勞働契約ヲ取消スコトヲ得但シ右何レノ場合ニモ第八十九條ニ依リ雇傭主ハ被雇傭者ニ對シ解雇手當ヲ交附スヘシ

第三十八條　永續的性質ノ仕事ノ場合ニハ雇入レ決定前筋力勞働者ハ六日以內資格ヲ要セサル責任ノ輕キ仕事ニ從事スル從業員ハ二週間以內又責任ノ重キ仕事ノ從業員ニ對シテハ一ケ月以內ノ試驗期ヲ設クルコトヲ得

第三十九條　試驗ノ結果ニ依リ決定的ニ被雇傭者ヲ雇入レ又ハ解雇スルコトヲ得被雇傭者ヲ解雇スル場合ニハ試驗期間中ノ勞働ニ對シ雇傭主ハ被雇傭者雇入當時ニ於ケル仕事ノ等級ニ應シ定メタル賃銀率ニ依リ賃銀ヲ交附スヘシ

第四十條　雇傭主ハ試驗ノ結果(採用若ハ解雇)ニ關シ遲滯ナク勞働部當該機關(第七條)ニ届出ツヘシ試驗期經過前ノ勞働者ハ失業者ト見做シ勞働部機關ニ登錄シタル名簿ノ順位ヲ保有ス

第四十一條　若シ雇傭主若ハ企業管理部カ被雇傭者ヨリ身元證明書ヲ取リタル場合ニハ被雇傭者ノ請求ニ依リ雇入レ又ハ解雇スルヲ要ス

第四十二條　雇傭主ハ被雇傭者ノ請求ニ依リ雇入レタル期間及仕事ノ性質ヲ記載シタル證明書ヲ交附スルコトヲ要ス證明書ニハ何等祕密ノ記號ヲ記入スルコトヲ禁ス

勞働者ノ雇傭條件ヲ協定スル目的ヲ以テ雇傭主相互間ニ祕密ノ通信ヲ受授スルコトヲ禁ス

第四十三條　特別ノ法律若ハ內部取締規則ニ依リ規定セラレタル場合ヲ除キ雇傭主又ハ企業管理部ハ被雇傭者ニ對シテ何等金錢上ノ負擔ヲ課スルヲ得ス

第四十四條　勞働契約ハ

(イ)當事者雙方ノ合意

(ロ)契約期限ノ經過

(ハ)契約ノ仕事ノ完了

(ニ)第四十六條及第四十七條ノ規定ニ從ヒ當事者ノ一方ノ届出ニ依リ消滅ス營造物、企業若ハ經濟團體カ或ル官廳若ハ所有主ヨリ他ノ官廳若クハ所有主ニ移リタル場合ニ於テ勞働契約ハ其ノ效力ヲ失ハス

(ホ)被雇傭者カ直接其仕事ニ關聯シテ犯罪ヲ行ヒ裁判ノ宣告カ實行セラレタル場合竝ニ被雇傭者カ二ケ月以上ニ亙リ逮捕收監セラレタル場合

(ヘ)被雇傭者カ相當ノ理由ナクシテ一ケ月中ニ